

北 海 学 园 大 学
北 海 学 园 大 学 大 学 院

規 程 集

令和6(2024)年度版

北海学園大学・北海学園大学大学院規程集

目 次

建学の精神	7	頁
ミッション・ビジョン	8	〃
本学の沿革	10	〃
I 北海学園大学		
1 学則	12	〃
2 自己点検及び評価等		
自己点検・評価委員会規程	43	〃
自己点検・評価実務委員会規程	45	〃
将来構想委員会規程	46	〃
FD (Faculty Development) 委員会規程	47	〃
SD (Staff Development) 委員会規程	49	〃
3 学術研究		
研究活動上の不正行為に関する規程	51	〃
公的研究費の運営・管理に関する規程	59	〃
公的研究費内部監査規程	62	〃
安全保障輸出管理規程	65	〃
遺伝子組換え実験安全管理規程	70	〃
動物実験規程	75	〃
出版会規程	78	〃
出版会運営委員会規程	79	〃
在外・国内研修委員会規程	80	〃
研究紀要委員会規程	81	〃
4 教育課程		
4-1 学部規則		
経済学部規則	82	〃
経営学部規則	85	〃
法学部規則	90	〃
人文学部規則	94	〃
工学部規則	98	〃
4-2 一般教育・各種課程		
教務センター規程	103	〃
教務委員会規程	104	〃
HGU 数理・データサイエンス教育プログラム運営委員会規程	105	〃
教職課程統括委員会規程	106	〃
教職課程運営委員会規程	107	〃
教職課程委員会規程	108	〃
教職課程履修規程	109	〃

図書館学課程委員会規程	115	//
図書館学課程履修規程	116	//
社会教育主事課程委員会規程	118	//
社会教育主事課程履修規程	119	//
学芸員課程委員会規程	121	//
学芸員課程履修規程	122	//
日本語教員養成課程委員会規程	123	//
日本語教員養成課程履修規程	124	//
5 学生等の選考		
入学試験規程	125	//
研究生規程	129	//
科目等履修生規程	130	//
6 国際交流		
国際交流委員会規程	133	//
海外留学規程	135	//
7 授業料等		
授業料等に関する規程	137	//
8 表彰・奨学・懲戒		
表彰規程	140	//
奨学規程	140	//
学生の懲戒及び教育的措置に関する規程	141	//
教育振興委員会規程	147	//
教育振興会規程	148	//
9 学長等の選出		
学長候補選挙規程	149	//
副学長候補選出に関する規程	152	//
学部長候補選出に関する規程	152	//
機関長選挙規程	153	//
10 教員の選考等		
教員選考基準	155	//
推薦基準	157	//
名誉教授称号授与規程	158	//
特任教員規程	159	//
客員教員規程	161	//
11 事務組織		
事務組織・事務分掌	162	//
12 学生生活支援		
学生部規程	169	//
学生委員会規程	170	//
学生カウンセリング運営委員会規程	171	//
学生カウンセリング室管理運営規程	173	//
アクセシビリティ支援委員会規程	174	//

13	キャリア支援		
	キャリア支援センター規程	176	〃
	キャリア支援委員会規程	177	〃
14	入試・広報		
	入試部規程	178	〃
15	図書館		
	附属図書館規程	179	〃
	図書委員会規程	180	〃
	附属図書館利用規則	181	〃
	附属図書館資料管理及び除籍規程	184	〃
16	地域連携・社会貢献		
	開発研究所規程	186	〃
	開発研究所利用規則	188	〃
	地域連携推進機構規程	190	〃
	地域連携推進委員会規程	191	〃
	市民公開講座委員会規程	193	〃
17	情報運用・支援		
	情報セキュリティ規程	194	〃
	情報セキュリティ対策基準	198	〃
	情報運用委員会規程	201	〃
	情報システム委員会規程	202	〃
	CALL教室運営委員会規程	203	〃
	ホームページ運営委員会規程	204	〃
18	危機管理・法令遵守		
	危機管理に関する基本規程	205	〃
	国際交流に伴う危機管理規程	207	〃
	個人情報の保護に関する規程	209	〃
	ハラスメント防止・対策に関する規程	215	〃
	衛生委員会規程	223	〃
	衛生委員会規程運用に関するガイドライン	225	〃
19	学則別表		
	別表1 経済学部1部	227	〃
	別表2 経済学部2部	246	〃
	別表3 経営学部1部	262	〃
	別表4 経営学部2部	285	〃
	別表5 法学部1部	296	〃
	別表6 法学部2部	314	〃
	別表7 人文学部1部	328	〃
	別表8 人文学部2部	346	〃
	別表9 工学部	362	〃
	別表10 教職課程授業科目	403	〃
	別表11 司書又は司書教諭，社会教育主事及び学芸員に関する科目	409	〃
	別表12 日本語教員養成課程授業科目	413	〃
	別表13 授業料等	417	〃
	別表14 受講料等	419	〃

20 教職課程履修規程別表

別表第1	経済学部1部	経済学科	422	〃
別表第2	経済学部1部	地域経済学科	426	〃
別表第3	経済学部2部	経済学科	429	〃
別表第4	経済学部2部	地域経済学科	433	〃
別表第5	経営学部1部	経営学科	436	〃
別表第6	経営学部1部	経営情報学科	439	〃
別表第7	経営学部2部	経営学科	441	〃
別表第8	法学部1部	法律学科	444	〃
別表第9	法学部1部	政治学科	447	〃
別表第10	法学部2部	法律学科	450	〃
別表第11	法学部2部	政治学科	453	〃
別表第12	人文学部1部	日本文化学科	456	〃
別表第13	人文学部1部	英米文化学科	458	〃
別表第14	人文学部2部	日本文化学科	460	〃
別表第15	人文学部2部	英米文化学科	462	〃
別表第16	工学部	社会環境工学科	464	〃
別表第17	工学部	建築学科	465	〃
別表第18	工学部	電子情報工学科	467	〃
別表第19	工学部	生命工学科	469	〃
別表第20	経済学研究科	経済政策専攻	471	〃
別表第21	経営学研究科	経営学専攻	473	〃
別表第22	法学研究科	法律学専攻	476	〃
別表第23	法学研究科	政治学専攻	479	〃
別表第24	文学研究科	日本文化専攻	481	〃
別表第25	文学研究科	英米文化専攻	483	〃
別表第26	工学研究科	建設工学専攻	485	〃
別表第27	教職課程授業科目		487	〃

II 北海学園大学大学院

1	学則	494	〃
2	教育課程		
	経済学研究科規則	507	〃
	経済学研究科履修規程	509	〃
	経営学研究科規則	511	〃
	経営学研究科履修規程	513	〃
	法学研究科規則	515	〃
	法学研究科履修規程	517	〃
	文学研究科規則	519	〃
	文学研究科履修規程	521	〃
	工学研究科規則	523	〃
	工学研究科履修規程	525	〃
3	学生等の選考		
	研究生規程	527	〃
	法務研究員規程	528	〃
	委託生規程	529	〃
	科目等履修生規程	530	〃

4	授業料等		
	授業料等に関する規程	532	〃
5	教員の資格審査		
	担当教員資格基準に関する規程	534	〃
6	学則別表		
	別表第1 修士課程	535	〃
	別表第2 博士課程	556	〃
	別表第3 削除	575	〃
	別表第4 授業料等	575	〃
	別表第5 受講料等	579	〃
III	北海学園大学学位規則		
1	学位規則	583	〃
	別記様式	587	〃
2	その他規程		
	学位論文審査手数料の取り扱いに関する規程	589	〃
IV	索引	591	〃

建学の精神

北海学園大学は、「開拓者精神」(Pioneer Spirit)を建学の精神としています。初代学長の上原 徹三郎(1883-1972)は、第一回入学式の式辞のなかで、「開拓精神」あるいは「開拓者精神」をもって本学学生の本 motto とすべきことを説きました。爾来、学生たちや教職員の間で、「開拓者精神」が本学の建学の精神と見なされています。

この精神は、明示的には「北海学園の父」と称される浅羽 靖(1854-1914)に由来するものですが、それはさらに大津和多理(1857-1917)にまで遡ることができます。札幌農学校第三期生の大津が1885(明治18)年に設立した北海英語学校は、学校法人北海学園のそもそもの揺籃ですが、この学校は北海道開拓に資する人材育成のために創設された、札幌農学校に入学するための予備校でした。したがって、「開拓精神」ないし「開拓者精神」は、大津をして北海英語学校の設立へと駆り立てた、当の精神でもあったのです。

大津の志を継いだ浅羽靖のもとで、やがて北海中学(北海高等学校の前身)と札幌商業学校(北海学園札幌高等学校の前身)が設立され、風雪に耐えたその基盤と教育実績の上に、1950(昭和25)年に北海短期大学が、さらにその2年後に短大を改組転換して、現在の北海学園大学が創設されました。本学は4年制大学としては、今年で72年目となりますが、その背後には139年に及ぶ長い苦節の歴史があるのです。

「徒に官に依拠せず自らの努力をもて立つ」という自主独立の開拓者精神は、近時は「二つのじりつ」——自立と自律——と言い換えられることもあります。かくして、今では「開拓者精神」と「自立と自律」が、本学のスクール・ motto となっています。

北海学園大学ミッション・ビジョン

令和3年9月22日制定

前 文

北海学園大学の建学の精神である自主独立の「開拓者精神」は、個人の幸福追求や民主主義の礎として普遍的な価値を有する。しかしまた、北海道の歴史と現実を前に批判的に継承されるべきものである。

すなわち、第一に「開拓者精神」を生み出した北海道開拓は、植民地支配と開発至上主義の潮流の下で、アイヌに対する土地収奪・同化政策と不可分に進められたこと、第二に「自主独立」の人間、すなわち明治期の私学が育成しようとした能動的市民とは、女性や障害者を排除したものであったこと、第三に「徒に官に依拠せず自らの努力をもて立つ」との自助論は、貧困が自己責任とされ、経済的に恵まれない人びとに対する生活保障・支援が国家・社会の責務とみなされていなかった時代の産物であること、などである。

したがって21世紀の現在、自主独立の「開拓者精神」とは、二つの「じりつ」すなわち「自立」と「自律」による独立自尊の精神を基礎とすると同時に、他者を尊重することによって生まれる「共生・協働・共創」を通して具現化されなくてはならない。そのため本学は、「開拓者精神」「自立・自律」「共生・協働・共創」を教職員、さらには学生・同窓生が共有しうる「中核的価値観」として定め、次のミッションとビジョンに基づき、具体的な施策を策定する。

ミ ッ シ ョ ン

1952（昭和27）年創立の北海学園大学は、自主独立の「開拓者精神」を建学の精神とし、1885（明治18）年創立の北海英語学校の系譜を引く北海道最古の私立総合大学として、次のような研究・教育の諸活動を通し、人類の福祉と北海道・日本・世界の未来形成に寄与することを使命とする。

〔研究の目標〕

本学は、「学問の自由」に基づく教員個人の自律的な研究活動を前提として、学生とともに真理を探究し、「新たな知」を創造することで、学問の発展に尽くす。さらに各学部・研究科および開発研究所を中心に、北海道をはじめとする現代社会の直面する諸課題の解決にあたり、もって人類の福祉に貢献する。

〔教育の目標〕

本学は、建学以来重んじてきた「教育の機会均等」をさらに推し進めるとともに、学生の自主性を最大限に尊重し、豊かな人間性を育む教養を基礎に、学生による自らの可能性の追求を支援する教育を行う。それによって、常に真理を探究する構えと専門の学知に支えられた高い道義性と知性を兼ね備え、自己のキャリアの持続的発展と他者との自由な連帯を通し、未来を切り拓くパイオニアの育成に努める。

ビ ジ ョ ン

1. 北海道の知の拠点

本学は、建学以来、常に北海道とともに歩んできた大学としての使命を果たすべく、新たな基金の創設とこれに基づく各種奨学金制度の拡充、安定した学生生活環境の提供などによって、「教育の機

会均等」をさらに推し進める。また、地域連携推進機構を核とした北海道庁・道内市町村・民間企業および他大学との連携と同窓生との連帯の下に、少子高齢化・人口減少をはじめとする地域の直面する課題に応え、あわせて大学出版会・市民公開講座などを通してその成果を地域と共有し、豊かで活力あふれる北海道の持続的発展を目指す。

2. 可能性に開かれたカリキュラム

本学は、教学マネジメントの確立によって不断に教育の改善を行い、一般教育・各学部の専門教育の緊密な連携の下に教育の質保証を行った上で、海外協定校の増加やダブル・ディグリー制の導入による海外留学制度と、国内他大学との単位互換制度などによる国内留学制度を拡充する。あわせて学部・学科の枠にとらわれない多様な学びを支援することで、学生が教養を基礎に自らの可能性を追求し、「予測不能な時代」に柔軟に対応しうる総合的な知性を獲得できるカリキュラムの構築を目指す。

3. 多様性に開かれたキャンパス

本学は、自然と共生し、自他を尊重する社会の実現に向け、多様性に開かれた入学者選抜制度の実施、すべての学生に「安心・安全」なユニバーサル・デザインに基づく敷地建物の再構築、学生の「自立・自律」を目的とした、ピアサポートをはじめとする学生・教育支援制度の充実などを通して、多種多様な社会・文化的背景を持つ人びとが出会い、生き生きと学びあうことのできるキャンパスの実現を目指す。

4. 活力ある教職員の協働体

本学は、ビジョン1～3を達成し、研究・教育機関としての持続的な発展を可能にするために、既存の委員会・事務組織の抜本的な再編成を行うことで、広報・国際交流・学生支援などの機能を強化する。あわせて多様性に開かれた人事を行い、教職協働をさらに推進するとともに、子育て・介護支援をはじめとする教職員の福利厚生制度を拡充する。さらに、公文書を一元的に管理するアーカイブズの設置と相俟って、学長ガバナンスの下での組織の適正かつ効率的な運営を目指す。

<本学の沿革>

- 明治18(1885)年 北海英語学校を設立
- 明治34(1901)年 北海道庁認可の中学部(3年制)を5月16日(学園創立記念日)に設立
- 明治38(1905)年 私立北海中学校(5年制)を設立
- 昭和24(1949)年 各種学校札幌北海学院を開設
- 昭和25(1950)年 北海短期大学を創設し、経済科1部、2部を開設
- 昭和27(1952)年 北海学園大学(4年制)を創設し、経済学部1部経済学科を開設
- 昭和28(1953)年 北海学園大学経済学部2部経済学科を開設
- 昭和32(1957)年 開発研究所を開設
- 昭和37(1962)年 札幌市中央区南26条西11丁目に北海短期大学土木科1部、2部を開設
- 昭和39(1964)年 北海学園大学法学部1部法律学科、2部法律学科を開設
- 昭和40(1965)年 北海短期大学を北海学園大学短期大学部と改称
- 昭和41(1966)年 北海学園大学経済学部1部経営学科、2部経営学科を開設
- 昭和43(1968)年 北海学園大学工学部土木工学科、建築学科を開設
- 昭和45(1970)年 北海学園大学大学院経済学研究科経済政策専攻修士課程を開設
- 昭和61(1986)年 北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程を開設
- 昭和62(1987)年 北海学園大学工学部電子情報工学科を開設
- 平成3(1991)年 北海学園大学大学院工学研究科建設工学専攻修士課程、電子情報工学専攻修士課程を開設
- 平成4(1992)年 北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻博士(後期)課程を開設
- 平成5(1993)年 北海学園大学人文学部1部日本文化学科、2部日本文化学科、1部英米文化学科、2部英米文化学科を開設
- 平成7(1995)年 北海学園大学大学院経済学研究科経済政策専攻博士(後期)課程、大学院工学研究科建設工学専攻博士(後期)課程、電子情報工学専攻博士(後期)課程を開設
- 平成11(1999)年 北海学園大学法学部1部政治学科、2部政治学科を開設
北海学園大学大学院文学研究科日本文化専攻修士課程を開設
- 平成12(2000)年 北海学園大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程を開設
- 平成13(2001)年 北海学園大学大学院文学研究科日本文化専攻博士(後期)課程を開設
- 平成14(2002)年 北海学園大学大学院経営学研究科経営学専攻博士(後期)課程を開設
- 平成15(2003)年 北海学園大学経済学部1部地域経済学科、2部地域経済学科、経営学部1部経営学科、2部経営学科、1部経営情報学科を開設
北海学園大学大学院法学研究科政治学専攻修士課程、文学研究科英米文化専攻修士課程を開設
- 平成17(2005)年 北海学園大学大学院法務研究科(法科大学院)法務専攻専門職学位課程開設
北海学園大学大学院法学研究科政治学専攻博士(後期)課程、文学研究科英米文化専攻博士(後期)課程を開設
工学部土木工学科を社会環境工学科に名称変更
- 平成24(2012)年 北海学園大学工学部生命工学科を開設
- 平成25(2013)年 学校法人北海学園(北海学園大学・北海商科大学)と北海道が「包括連携協定」を締結
- 平成28(2016)年 北海学園大学大学院工学研究科電子情報生命工学専攻修士課程を開設
- 平成30(2018)年 北海学園大学大学院工学研究科電子情報生命工学専攻博士(後期)課程を開設
- 平成31(2019)年 北海学園大学出版会(英文名称Hokkai-Gakuen University Press)が発足

I 北 海 学 园 大 学

北海学園大学学則

昭和43年4月1日 制定

昭和45年4月1日 変更

昭和51年4月1日 //

昭和54年4月1日 //

昭和56年4月1日 //

昭和57年4月1日 //

昭和58年4月1日 //

昭和59年4月1日 //

昭和60年4月1日 //

昭和61年4月1日 //

昭和62年4月1日 //

昭和63年4月1日 //

平成元年4月1日 //

平成2年4月1日 //

平成3年4月1日 //

平成3年12月1日 //

平成4年4月1日 //

平成5年4月1日 //

平成6年4月1日 //

平成7年4月1日 //

平成8年4月1日 //

平成9年4月1日 //

平成10年4月1日 //

平成11年4月1日 //

平成12年4月1日 //

平成13年4月1日 //

平成14年4月1日 //

平成15年4月1日 //

平成16年4月1日 //

平成17年4月1日 //

平成18年4月1日 //

平成19年4月1日 //

平成20年4月1日 //

平成21年4月1日 //

平成22年4月1日 //

平成23年4月1日 //

平成24年4月1日 //

平成25年4月1日 //

平成26年4月1日 //

平成27年4月1日 //

平成28年4月1日 //

平成29年4月1日 //

平成30年4月1日 //

平成31年4月1日 //

令和2年4月1日 //

令和3年4月1日 //

令和4年4月1日 //

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 学生
 - 第1節 入学，編入学，転学部，転学及び留学（第8条－第16条）
 - 第2節 授業科目，履修方法，単位認定基準及び試験（第17条－第26条）
 - 第3節 休学，退学及び除籍（第27条－第31条）
 - 第4節 卒業及び学士の学位（第32条・第33条）
 - 第5節 授業料等，授業料等の免除，受講停止（第34条－第37条）
 - 第6節 研究生，委託生，科目等履修生及び特別聴講学生（第38条－第46条）
 - 第7節 賞罰（第47条－第49条）
- 第3章 教育職員免許状等（第50条－第51条の2）
- 第4章 公開講座（第52条）
- 第5章 組織
 - 第1節 職員の組織（第53条－第56条）
 - 第2節 教授会，協議会，全学教授会及び委員会等（第57条－第62条）
- 第6章 附属施設（第63条－第66条）
- 第7章 雑則（第67条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 北海学園大学は，法令の定めるところに従い，最高の学術とその応用とを研究教授し，さらに人格の陶冶と身体の錬成とに努め，国家社会のために有為の人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 北海学園大学(以下「本大学」という。)は，その目的を達成するため，本大学における教育研究活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)）

第2条の3 本大学は，教育内容及び方法を改善し向上させるため，研修及び研究をはじめとする必要な組織的取り組み（FD）を行う。

2 本大学は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）をはじめとする必要な組織的取組（SD）を行う。

（情報公開）

第2条の4 本大学は，教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（学部，学科，入学定員，編入学定員及び収容定員）

第3条 本大学に，次の学部及び学科を置き，入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学 部	(学 科)	(入学定員)	(編入学定員) (3年次)	(収容定員)
		人	人	人
経済学部1部	経済学科	160		640
同上	地域経済学科	140		560

経済学部 2部	経済学科	75		300
同上	地域経済学科	45		180
経営学部 1部	経営学科	160		640
同上	経営情報学科	140		560
経営学部 2部	経営学科	100		400
法学部 1部	法律学科	155	20	660
同上	政治学科	100	10	420
法学部 2部	法律学科	120		480
同上	政治学科	60		240
人文学部 1部	日本文化学科	100		400
同上	英米文化学科	95		380
人文学部 2部	日本文化学科	40		160
同上	英米文化学科	30		120
工学部	社会環境工学科	60		240
同上	建築学科	70		280
同上	電子情報工学科	70		280
同上	生命工学科	60		240

2 各学部に関する規則は、別に定める。

3 前項の規則には、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。

4 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

(学年及び授業期間)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 学長は、協議会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日进行、又は休業日に授業を行うことができる。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本大学の修業年限は、4年とし、在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 学生

第1節 入学、編入学、転入学、転学部及び留学

(入学)

第8条 入学期は、毎学年の始めとする。

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 12年の学校教育の課程を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該

課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) その他、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者

第10条 本大学に入学を志願する者は、所定の書類に別表13に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

第11条 入学志願者については、別に定める入学試験規程により、所定の入学試験を行い合格者を決定する。

2 前項による合格の通知を受けた志願者のうち、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は、入学を許可する。

(編入学、転入学、転学部)

第12条 次の各号の一に該当する者について、教授会で選考のうえ、学長が編入学又は転入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者(中途退学者を含む。)で、入学を志願する者

(2) 大学を卒業した者で、入学を志願する者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科(以下「高等学校等の専攻科」という。)のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)

(6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者で、法学部第2年次に入学を志願する者については、法学部教授会で選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

3 前二項の規定により入学を許可された者の入学前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

4 前項に規定する者の入学前の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本大学における在学期間に算入することができる。

第13条 一つの学部の学生であって、他の学部に転学部を志願する者又は他の大学から本大学に転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、教授会で選考のうえ、学長が許可することができる。

2 前項の規定により転学部を志願する者にあつては、在学する学部の、転入学を志願する者にあつては、在学する大学の許可証を所定の書類に添えなければならない。

3 前項の規定により転学部又は転入学を許可された者の転学部又は転入学前に履修した授業科目について修得した単位の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

第14条 他の大学に転入学を志願する者は、書面をもってその旨学部長を経由して学長に願出、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第15条 学生が海外の大学その他の相当と認められる教育・研究機関等に留学する場合は、第24条の規定を準用するほか、別に定める規定による。

2 休学期間中に、学生が前項の機関等に留学する場合も、前項と同様とする。ただし、第24条第3項は準用しない。

(二重学籍の禁止)

第16条 本大学の学生は、他の大学に在籍することを認めない。ただし、本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定による場合は、この限りではない。

第2節 授業科目、履修方法、単位認定基準及び試験

(授業科目)

第17条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

(授業科目の区別)

第18条 各学部の授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目及び自由科目の区別は、別表1から別表9のとおりとする。

(他学部の授業科目の履修)

第19条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合、所属する学部の学部長及び当該他学部の学部長の許可を得なければならない。

(単位数の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、次の各号に掲げる基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(5) 体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 本大学は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(卒業論文等)

第21条 卒業論文、卒業研究及び卒業制作の履修方法並びに単位認定については、学部規則で定める。
(単位修得の認定)

第22条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、教授会の議を経て行うものとする。ただし、授業料等未納の者及び出席時数3分の2以下の者については、単位の認定をしない。

2 前項の規定にかかわらず、別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会に、別表11の(1)に掲げる「司書に関する科目」及び別表11の(2)に掲げる「司書教諭に関する科目」の単位認定は、図書館学課程委員会に、別表11の(3)に掲げる「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会に、別表11の(4)に掲げる「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

ただし、社会教育主事に関する科目、学芸員に関する科目のうち、学部及び他の課程委員会に関わる授業科目の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会及び学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

3 別表12(1)及び(2)に掲げる「日本語教員養成課程授業科目」の単位認定は、人文学部教授会が行う。

ただし、他学部開講の授業科目の単位認定は、当該学部が行う。

4 第20条第2項に定める授業科目の履修により修得できる単位数は、第32条第1項各号に定める所定の単位のうち、60単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目は合及び否とし、合を合格とする。

2 前項に規定する成績評価と評点との対応は次の各号に掲げる基準による。

- (1) 秀 100～90点
- (2) 優 89～80点
- (3) 良 79～70点
- (4) 可 69～60点
- (5) 不可 59～0点

(他大学等の授業科目の履修)

第24条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本大学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 第1項及び前項により学生が授業科目を履修するために本大学を離れて他の地に滞在する期間は、本大学の在学期間に含めることができる。
- 4 学部は、第1項の実施にあたって、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について、教授会の議に基づき学長の許可を得て、当該他大学又は短期大学と協議しなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

- 2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第24条第2項及び第25条第2項において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前項の単位は、第7条に定める修業年限の短縮を伴わない。

第3節 休学、退学及び除籍

(休学)

第27条 学生は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて既に4年の修業年限を満たしている者は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて前年度の第2学期のみ休学した者(学期途中からの休学を含む)は、疾病その他の事情で引続き3ヶ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。
- 4 疾病のため就学することが適当でない学生については、教授会の議を経て、学長は、当該学生に休学を命じることができる。
- 5 休学理由が消滅し、休学期間が満了した学生については、教授会の議を経て、学長は復学させることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は当該年度限りとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議を経た後、

学長の許可を得て、さらに1ヵ年について休学することができる。

- 2 第27条第2項及び第3項による休学の場合、前項の「1ヵ年」は「次の学期とその翌年度の第1学期」と読み替える。
- 3 前二項の規定により休学延長をするとき、当初の休学期間を含めて連続して2ヵ年を限度とする。
- 4 通算して休学できる期間は、4年以内とする。
- 5 休学期間は、第7条の修業年限及び在学期間に加えない。

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、所定の書類をもって学部長を経由して学長に願い出、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 前条による退学者が3年以内に再入学を願い出た場合は、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第31条 学生が次の各号の一に該当する場合は、学長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

- (1) 第7条に規定する在学期間を超えるとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 行方不明になったとき
 - (4) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しないとき
 - (5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
 - (6) 入学を辞退したとき
- 2 前項第3号、第4号又は第5号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第30条の規定を準用する。

第4節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第32条 学長は、本大学に4年以上在学し、学部長が教授会の議を経て次の各号に定める単位の修得を認定した者に卒業を許可することができる。

- (1) 経済学部1部経済学科にあつては、別表1(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
 - (2) 経済学部1部地域経済学科にあつては、別表1(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
 - (3) 経済学部2部経済学科にあつては、別表2(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (4) 経済学部2部地域経済学科にあつては、別表2(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (5) 経営学部1部経営学科にあつては別表3(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (6) 経営学部1部経営情報学科にあつては別表3(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (7) 経営学部2部経営学科にあつては別表4(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (8) 法学部1部法律学科にあつては、別表5(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (9) 法学部1部政治学科にあつては、別表5(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (10) 法学部2部法律学科にあつては、別表6(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (11) 法学部2部政治学科にあつては、別表6(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (12) 人文学部1部日本文化学科にあつては、別表7(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
 - (13) 人文学部1部英米文化学科にあつては、別表7(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上
 - (14) 人文学部2部日本文化学科にあつては、別表8(1)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
 - (15) 人文学部2部英米文化学科にあつては、別表8(2)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
 - (16) 工学部社会環境工学科にあつては、社会環境コース別表9(1)及び環境情報コース別表9(2)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
 - (17) 工学部建築学科にあつては、別表9(3)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
 - (18) 工学部電子情報工学科にあつては、別表9(4)に掲げる授業科目のうち、128単位以上
 - (19) 工学部生命工学科にあつては、別表9(5)に掲げる授業科目のうち、124単位以上
- 2 卒業要件の細目については、学部規則で定める。
 - 3 卒業の時期は学年末とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいてすでに4年の修業年限を満たしている者で、第1学期の履修により第1項各号に定める単位を修得した者から申し出のあるときは、第1項の定めるところにより、学年途中において卒業を許可する。この場合、卒業の時期は第1学期末とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学長は本大学に3年以上在学し、学部長が教授会の議を経て、学部の定める卒業に必要な基準を満たしたと認定した者に卒業を許可することができる。

(学位の授与)

第33条 学長は、本大学を卒業した者に、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。

- 2 北海学園大学学位規則は、別に定める。

第5節 授業料等、授業料等の免除、受講停止

(授業料等)

第34条 学生は、別表13に定める入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費を、別に定めるところにより納入しなければならない。

- 2 特別の事情により、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより当該納入金を延納することができる。

(授業料等の免除)

第35条 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除する。

ただし、別表13による各分納期の中で休学、退学又は転学する場合は、その期の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除しない。

- 2 第32条第4項に基づき第1学期末の卒業を認められた者については、第2期分の授業料等の納入を免除する。
- 3 第16条に基づき本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定により海外の大学に在籍している者については、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除することができる。

(受講停止)

第36条 正当な理由なく授業料等を納入しない者は、受講を停止する。

(入学検定料等の不返還)

第37条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費は、返還しない。

第6節 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第38条 本大学において、特定事項について研究しようとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、研究生として、これを許可することができる。

- 2 研究生の取扱いは、別に定める規程による。

(委託生)

第39条 公共団体又はその他の機関より、本大学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、委託生とし、これを許可することができる。

(科目等履修生)

第40条 本大学の特定の授業科目について、履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生の取扱いは、別に定める規程による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生の選考については、それぞれの課程委員会に委任するものとする。
- 4 科目等履修生の履修することのできる授業科目数は、これを制限することができる。

(委託生、科目等履修生の資格)

第41条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、第9条の入学資格と同等以上の資格を有する者でなければならない。

- 2 教育職員の免許状授与の所要資格の取得、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主

事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生を志願する者の資格は、別に定める。

(手続)

第42条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、所定の入学願書に履修しようとする授業科目等を記載し、別表14に定める入学検定料を添えて、願出しなければならない。

(試験及び証明書)

第43条 委託生又は科目等履修生は、その履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目について、学長は、願出により、証明書を交付することができ、科目等履修生については、単位を認定することができる。

(特別聴講学生)

第44条 本大学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学若しくは外国の大学又は短期大学の学生があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の議を経て、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として、これを許可することができる。

(入学金及び受講料等)

第45条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生は、別表14に定める入学金、研究料又は受講料及び実験実習費を納入しなければならない。

2 既に納入した入学金、研究料又は受講料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、返還しない。

3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

(準用)

第46条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、本節で定めるもののほかは、本学則及び本大学の学生に関する規定を準用する。ただし、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第32条及び第33条の規定を準用しない。

第7節 賞罰

(表彰)

第47条 将来有為の社会人としての素質を有し、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生は、別に定める表彰規程により表彰する。

(奨学制度)

第48条 本大学学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学規程は、別に定める。

(懲戒)

第49条 学生が、その本分にもとる行為又は本大学の諸規程に違反する行為を行ったときは、教授会又は必要により協議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、譴責、停学又は退学とし、退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席が常でない者

(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 教育職員免許状等

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第50条 本大学の学部の各学科に、教育職員の免許状授与の所要資格を取得する課程(以下「教職課程」という。)を置く。

2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 教職課程授業科目は、別表10のとおりとする。

4 教科に関する専門的事項の一部については、同一学部の他の学科又は他の学部の授業科目を履修することができる。

5 本大学の教職課程において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

学 部 学 科	免 許 状 の 種 類	(免 許 教 科)
経済学部 1 部 経済学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
経済学部 1 部 地域経済学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
経済学部 2 部 経済学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
経済学部 2 部 地域経済学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
経営学部 1 部 経営学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
経営学部 1 部 経営情報学科	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(情 報)
経営学部 2 部 経営学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(情 報)
法学部 1 部 法律学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
法学部 1 部 政治学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
法学部 2 部 法律学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
法学部 2 部 政治学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
人文学部 1 部 日本文化学科	中学校教諭一種免許状	(国 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(国 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
人文学部 1 部 英米文化学科	中学校教諭一種免許状	(英 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(英 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
人文学部 2 部 日本文化学科	中学校教諭一種免許状	(国 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(国 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
人文学部 2 部 英米文化学科	中学校教諭一種免許状	(英 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(英 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地 理 歴 史)
工学部 社会環境工学科	中学校教諭一種免許状	(数 学)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(数 学)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(工 業)

工学部 建築学科	中学校教諭一種免許状	(数 学)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(数 学)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(工 業)
工学部 電子情報工学科	中学校教諭一種免許状	(数 学)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(数 学)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(情 報)
工学部 生命工学科	中学校教諭一種免許状	(理 科)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(理 科)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(情 報)

6 教職課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 教職課程授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。

(司書となる資格，司書教諭の所要資格，社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格の取得)

第51条 本大学に、司書となる資格又は司書教諭の所要資格を取得する課程(以下「図書館学課程」という。)、社会教育主事となる資格を取得する課程(以下「社会教育主事課程」という。)及び学芸員となる資格を取得する課程(以下「学芸員課程」という。)を置く。

2 本大学の図書館学課程で取得できる資格の種類は、司書となる資格又は司書教諭の所要資格とする。

3 本大学の社会教育主事課程で取得できる資格は、社会教育主事となる資格とする。また、この資格を取得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

4 本大学の学芸員課程で取得できる資格は、学芸員となる資格とする。

5 第2項、第3項及び第4項の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別表11の(1)、(2)、(3)及び(4)に定める所要の単位を修得しなければならない。

6 図書館学課程，社会教育主事課程及び学芸員課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 図書館学課程，社会教育主事課程及び学芸員課程の授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。

(日本語教員養成課程)

第51条の2 本大学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

3 日本語教員養成課程の授業科目を履修する者は、学則別表14(9)に定める受講料を納入しなければならない。

第4章 公開講座

(公開講座)

第52条 本大学は、公開講座を設けることができる。

第5章 組織

第1節 職員の組織

(職員)

第53条 本大学に、次の職員を置く。

(1) 教育職員(学長，教授，准教授，講師及び助教)

(2) 事務職員

2 学長は、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 教授，准教授，講師及び助教の選考基準に関する規程は、別に定める。

(学長)

第54条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長候補の選出については別に定める。

3 学長の任期は4年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。

4 再任の場合の任期は2年とし、学長在任が連続3期となる選出は認めない。

(副学長)

第54条の2 本大学に内部質保証担当と総務担当の副学長を置き、本大学の教授をもって充てる。

2 副学長は学長を補佐し、学長の命を受け、内部質保証または総務に関する校務をつかさどる。

3 学長に事故あるときは、予め学長の指名した副学長がその職務を代行する。

- 4 副学長の任期は2年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。
- 5 再任の場合の任期は2年とし、副学長在任が連続4期となる選出は認めない。
- 6 副学長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(学部長)

第54条の3 学部に学部長を置き、本大学の教授をもって充てる。

- 2 学部長は学長を補佐し、当該学部を統轄する。
- 3 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 再任の場合の任期は1年とし、学部長在任が連続3期となる選出は認めない。
- 5 学部長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センター)

第55条 本大学に学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターを置き、部長及びセンター長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターに関する規程は、別に定める。

(事務組織)

第56条 本大学は、その事務を遂行するため、事務組織を設ける。

- 2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第2節 教授会、協議会、全学教授会及び委員会等

(教授会)

第57条 学部に、教授会を置き、所属の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

- 2 教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育研究上の目的に関する事項
 - (2) 学部の規則及び内規に関する事項
 - (3) 学部長及び協議員の選出に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍に関する事項
 - (6) 学位授与に関する事項
 - (7) 賞罰に関する事項
 - (8) 研究に関する事項
 - (9) 教員の選考に関する事項
 - (10) 予算概算の要求及び配布予算の執行に関する事項
 - (11) 学長より諮問された事項
 - (12) その他教育研究に必要な事項
- 3 教授会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第11号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。
- 4 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 5 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 教員選考に関する事項は、別に定めるところによる。
- 7 学部長は、教授会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(協議会)

第58条 本大学に、重要事項を調整又は協議するため協議会を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 各学部の教授会から選出された教員各2人。このうち少なくとも1人は教授をもって充てる。
- (6) 学生部長、キャリア支援センター長、入試部長、教務センター長、図書館長及び開発研究所長。

なお、本号に定める構成員を総称して、機関長という。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項の調整又は協議を行う。

- (1) 予算概算の方針に関する事項
- (2) 人事基準の運用に関する事項
- (3) 学科課程の調整に関する事項
- (4) 全学的機関、学部間の調整事項
- (5) 学生の厚生補導又はその賞罰に関する重要事項
- (6) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (7) 学部、学科及び重要な施設の設置又は変更並びに廃止に関する事項
- (8) 事務機構及び事務職員の配置に関する事項
- (9) 大学の重要行事に関する事項

3 第1項第5号により選出された協議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の協議員の欠員により選出された協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会は、学長が必要であると認めたとき、教授会の議により開催の要求があったとき、又は第1項に掲げる構成員の3分の1以上から開催の要求があるとき学長が、これを招集する。

6 学長は、協議会の議長となる。

7 協議会は、学部を代表する協議員1人以上が出席し、かつ、第1項に掲げる構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

8 協議会は、第2項第8号の事項に関して、学長の諮問に応じるため、人事委員会を設けることができ、副学長、学部長、機関長及び事務部長をもって構成する。

9 協議会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、協議員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(全学教授会)

第59条 本大学に重要事項を審議するため、全学教授会を置き、学長並びに各学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 全学教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機関長の選出
- (2) 協議会において、協議不調となった事項中、次に掲げる事項
 - イ 学部、学科又は重要な施設の設置、変更又は廃止に関する事項
 - ロ 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - ハ 大学の重要行事に関する事項
 - ニ 学長又は協議会が必要と認める事項

3 学長は、全学教授会を招集する。ただし、構成員の3分の1以上から前条の事項につき開催の要求があるとき、又は協議会が必要と認めるときは、これを招集しなければならない。

4 全学教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

5 学長は、全学教授会の議長となる。

6 全学教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 全学教授会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学長室)

第60条 本大学に、重要事項に関する学長提案を調整し、あわせてその運営に資するため、学長室を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務部長
- (5) 大学院事務部長（兼）学長秘書業務総括担当
- (6) 事務部課長
- (7) 学長が必要と認め、協議会が承認した者

- 2 学長室は、次の各号に掲げる事項について学長提案の調整を行う。
 - (1) 協議会の協議事項
 - (2) 将来構想委員会の審議事項
 - (3) その他学長が必要と認めた事項
- 3 学長室は、次の各号に掲げる事項について、事前協議又は調整を行うことができる。
 - (1) 協議会の議題
 - (2) 将来構想委員会の議題
 - (3) その他学長が必要と認めた事項
- 4 学長は、年度毎に、第1項に規定する構成員の分掌及び第2項に基づく検討事項を協議会の議を経て定める。
- 5 第1項第7号構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 学長室は、必要に応じ構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
(委員会)

第61条 本大学に学生委員会、キャリア支援委員会、入試委員会、図書委員会及び教務委員会を設ける。

- 2 委員会に関する規程は、別に定める。

第62条 前条第1項のほか、必要に応じて委員会を設けることができる。

第6章 附属施設

(図書館)

第63条 本大学に、図書館を置き、館長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(開発研究所)

第64条 本大学に、開発研究所を置き、所長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 開発研究所に関する規程は、別に定める。

(厚生施設)

第65条 本大学の職員及び学生は、学園経営の厚生施設を利用することができる。

(診療所)

第66条 本大学の職員及び学生は、診療所において施療及び保健衛生に関する指導を受けることができる。

第7章 雑則

(学則の改廃)

第67条 本学則の改廃は、協議会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和57年度以降の入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和58年度以降の入学者から適用し、昭和57年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和59年度以降の入学者から適用し、昭和58年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
	人
経済学部 1部 経 済 学 科	295
	295
経済学部 2部 経 済 学 科	120
	120
法学部 1部 法 律 学 科	295
2部 法 律 学 科	120
工学部 土 木 工 学 科	100
	100
計	1,445

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
	人
経済学部 1部 経 済 学 科	295
	295
経済学部 2部 経 済 学 科	120
	120
法学部 1部 法 律 学 科	295
2部 法 律 学 科	120
工学部 土 木 工 学 科	90
	90
	100
計	1,525

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
-------------	------

			人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部		土木工学科	90
		建築学科	90
		電子情報工学科	100
計			1,525

3 第22条の別表1、別表3及び別表5のイの一般教育科目、別表1、別表2、別表3及び別表4のニの専門教育科目並びに第25条第5号の法学部1部、2部の単位数は、昭和63年度第1年次入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成元年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員
			人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部		土木工学科	90
		建築学科	90
		電子情報工学科	100
計			1,525

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員
			人
経済学部	1部	経済学科	295
		経営学科	295
経済学部	2部	経済学科	120
		経営学科	120
法学部	1部	法律学科	295
	2部	法律学科	120
工学部		土木工学科	90
		建築学科	90
		電子情報工学科	100
計			1,525

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員
			人
経済学部	1部	経 済 学 科	295
		経 営 学 科	295
経済学部	2部	経 済 学 科	120
		経 営 学 科	120
法学部	1部	法 律 学 科	295
	2部	法 律 学 科	120
工学部		土 木 工 学 科	90
		建 築 学 科	90
		電 子 情 報 工 学 科	100
計			1,525

3 第27条第2項の規定は、平成2年度の入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- ただし、第28条第1項の規定は平成4年度以降の入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成5年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日 本 文 化 学 科	240
		英 米 文 化 学 科	240
人文学部	2部	日 本 文 化 学 科	160
		英 米 文 化 学 科	120
工学部		土 木 工 学 科	320
		建 築 学 科	320
		電 子 情 報 工 学 科	400
計			6,480

3 ただし、第28条第1項の規定は平成5年度以降の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成6年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080

	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240
		英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
		英米文化学科	120
工学部		土木工学科	320
		建築学科	320
		電子情報工学科	400
計			6,480

3 ただし、第28条第1項の規定は平成6年度以降の入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240
		英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
		英米文化学科	120
工学部		土木工学科	320
		建築学科	320
		電子情報工学科	400
計			6,480

3 ただし、第28条第1項の規定は平成7年度以降の入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については従来の規定による。

4 ただし、第25条の第5号の専門教育科目工学部土木工学科の卒業単位数は、平成7年度第1年次入学者から適用し、平成7年度第2年次以降の学生については、従来の規定による。

5 ただし、別表7のへの専門教育科目は、平成7年度第3年次学生から適用し、平成7年度第4年次学生については、従来の規定によることを追加する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成8年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部	1部	経 済 学 科	1,080
		経 営 学 科	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	480
		経 営 学 科	480
法学部	1部	法 律 学 科	1,080
	2部	法 律 学 科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240

人文学部	2部	英米文化学科	240
		日本文化学科	160
工学部		英米文化学科	120
		土木工学科	320
		建築学科	320
		電子情報工学科	400
計			6,480

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部	1部	経済学科	1,080
		経営学科	1,080
経済学部	2部	経済学科	480
		経営学科	480
法学部	1部	法律学科	1,080
	2部	法律学科	480
人文学部	1部	日本文化学科	240
		英米文化学科	240
人文学部	2部	日本文化学科	160
		英米文化学科	120
工学部		土木工学科	320
		建築学科	320
		電子情報工学科	400
		計	6,480

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
 2 次の各号に該当する者については、変更後の北海学園大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (1) 平成10年3月31日に本大学に在籍する者
 (2) 平成10年3月31日以前に本大学に入学した者で、再入学(復籍)する者
 (3) 平成10年4月1日以降平成12年3月31日以前に編入学する者
 3 前項の取り扱いにおいて、教養部、教養部長又は教養部教授会の審議又は決定若しくは認定すべき事項については、それぞれ学部、学部長又は学部教授会が行うものとする。
 4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	収容定員
			人	人
経済学部	1部	経済学科	270	1,080
	同上	経営学科	270	1,080
経済学部	2部	経済学科	120	480
	同上	経営学科	120	480
法学部	1部	法律学科	270	1,080
法学部	2部	法律学科	120	480

人文学部	1部	日本文化学科	60	240
同	上	英米文化学科	60	240
人文学部	2部	日本文化学科	40	160
同	上	英米文化学科	30	120
工学部		土木工学科	80	320
同	上	建築学科	80	320
同	上	電子情報工学科	100	400
計			1,620	6,480

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 第3条に定める編入学定員により法学部1部法律学科に編入学する者については、平成10年4月1日施行学則附則第2項第3号の規定にかかわらず、本学則を適用する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	270		1,080
同	上	経営学科	270		1,080
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	190	20	800
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	60		240
同	上	英米文化学科	60		240
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
計			1,700	30	6,860

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成12年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	263		1,073
同	上	経営学科	263		1,073
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	183	20	953
同	上	政治学科	100	10	200
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		120

人文学部	1部	日本文化学科	100		280
同	上	英米文化学科	95		275
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,754	30	6,734

平成13年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	256		1,059
同	上	経営学科	256		1,059
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	176	20	859
同	上	政治学科	100	10	310
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		180
人文学部	1部	日本文化学科	100		320
同	上	英米文化学科	95		310
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,733	30	6,857

平成14年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	249		1,038
同	上	経営学科	249		1,038
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	169	20	758
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		360
同	上	英米文化学科	95		345
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,712	30	6,959

平成15年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員	收容定員
--------	--	--	------	-------	------

				(3年次)	
		人		人	人
経済学部	1部	経済学科	242		1,010
同	上	経営学科	242		1,010
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,691	30	6,950

平成16年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
		人	人	人
経済学部	1部	経済学科	235	982
同	上	経営学科	235	982
経済学部	2部	経済学科	120	480
同	上	経営学科	120	480
法学部	1部	法律学科	155	20
同	上	政治学科	100	10
法学部	2部	法律学科	120	480
同	上	政治学科	60	240
人文学部	1部	日本文化学科	100	400
同	上	英米文化学科	95	380
人文学部	2部	日本文化学科	40	160
同	上	英米文化学科	30	120
工学部		土木工学科	80	320
同	上	建築学科	80	320
同	上	電子情報工学科	100	400
		1,670	30	6,866

3 ただし、第22条第3項、第51条の2は、平成10年度以降入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び收容定員は、次のとおりとする。

平成13年度

学部・学科等		入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
		人	人	人
経済学部	1部	経済学科	256	1,059
同	上	経営学科	256	1,059
経済学部	2部	経済学科	120	480

同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	176	20	859
同	上	政治学科	100	10	310
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		180
人文学部	1部	日本文化学科	100		320
同	上	英米文化学科	95		310
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,733	30	6,857

平成14年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	249		1,038
同	上	経営学科	249		1,038
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	169	20	758
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		360
同	上	英米文化学科	95		345
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,712	30	6,959

平成15年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	242		1,010
同	上	経営学科	242		1,010
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320

同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1,691	30	6,950

平成16年度

学部・学科等	入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	235		982
同 上 経営学科	235		982
経済学部 2部 経済学科	120		480
同 上 経営学科	120		480
法学部 1部 法律学科	155	20	702
同 上 政治学科	100	10	420
法学部 2部 法律学科	120		480
同 上 政治学科	60		240
人文学部 1部 日本文化学科	100		400
同 上 英米文化学科	95		380
人文学部 2部 日本文化学科	40		160
同 上 英米文化学科	30		120
工学部 土木工学科	80		320
同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1,670	30	6,866

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び收容定員は、次のとおりとする。

平成14年度

学部・学科等	入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	249		1,038
同 上 経営学科	249		1,038
経済学部 2部 経済学科	120		480
同 上 経営学科	120		480
法学部 1部 法律学科	169	20	758
同 上 政治学科	100	10	420
法学部 2部 法律学科	120		480
同 上 政治学科	60		240
人文学部 1部 日本文化学科	100		360
同 上 英米文化学科	95		345
人文学部 2部 日本文化学科	40		160
同 上 英米文化学科	30		120
工学部 土木工学科	80		320
同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1,712	30	6,959

平成15年度

学部・学科等	入学定員	編入学定員 (3年次)	收容定員
--------	------	----------------	------

			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	242		1,010
同	上	経営学科	242		1,010
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,691	30	6,950

平成16年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	235		982
同	上	経営学科	235		982
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	155	20	702
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,670	30	6,866

3 ただし、第50条第3項及び第5項並びに第6項の規定は、平成13年度の入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成15年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	167		935
同	上	地域経済学科	140		140
同	上	経営学科	—		768
経済学部	2部	経済学科	75		435

同	上	地域経済学科	45		45
同	上	経営学科	—		360
経営学部	1部	経営学科	167		167
同	上	経営情報学科	140		140
経営学部	2部	経営学科	100		100
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,801	30	7,060

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

平成16年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		832
同	上	地域経済学科	140		280
同	上	経営学科	—		505
経済学部	2部	経済学科	75		390
同	上	地域経済学科	45		90
同	上	経営学科	—		240
経営学部	1部	経営学科	160		327
同	上	経営情報学科	140		280
経営学部	2部	経営学科	100		200
法学部	1部	法律学科	155	20	702
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,086

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
- 平成16年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		832
同	上	地域経済学科	140		280
同	上	経営学科	—		505
経済学部	2部	経済学科	75		390
同	上	地域経済学科	45		90
同	上	経営学科	—		240
経営学部	1部	経営学科	160		327
同	上	経営情報学科	140		280
経営学部	2部	経営学科	100		200
法学部	1部	法律学科	155	20	702
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,086

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
- ただし、土木工学科から社会環境工学科に名称変更することについては、平成17年4月1日に在籍している者から適用する。

平成17年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		736
同	上	地域経済学科	140		420
同	上	経営学科	—		249
経済学部	2部	経済学科	75		345
同	上	地域経済学科	45		135
同	上	経営学科	—		120
経営学部	1部	経営学科	160		487
同	上	経営情報学科	140		420
経営学部	2部	経営学科	100		300
法学部	1部	法律学科	155	20	681
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240

人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,133

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみを表示とする。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成18年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		647
同	上	地域経済学科	140		560
同	上	経営学科	—		—
経済学部	2部	経済学科	75		300
同	上	地域経済学科	45		180
同	上	経営学科	—		—
経営学部	1部	経営学科	160		647
同	上	経営情報学科	140		560
経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	667
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,201

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成19年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		640
同	上	地域経済学科	140		560

同	上	経営学科	—		—
経済学部	2部	経済学科	75		300
同	上	地域経済学科	45		180
同	上	経営学科	—		—
経営学部	1部	経営学科	160		640
同	上	経営情報学科	140		560
経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	660
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,180

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		640
同	上	地域経済学科	140		560
経済学部	2部	経済学科	75		300
同	上	地域経済学科	45		180
経営学部	1部	経営学科	160		640
同	上	経営情報学科	140		560
経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	660
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120

工 学 部	社会環境工学科	60		300
同 上	建 築 学 科	70		310
同 上	電子情報工学科	70		370
同 上	生 命 工 学 科	60		60
		1,780	30	7,180

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成25年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	160		640
同	上	地 域 経 済 学 科	140		560
経済学部	2部	経 済 学 科	75		300
同	上	地 域 経 済 学 科	45		180
経営学部	1部	経 営 学 科	160		640
同	上	経 営 情 報 学 科	140		560
経営学部	2部	経 営 学 科	100		400
法学部	1部	法 律 学 科	155	20	660
同	上	政 治 学 科	100	10	420
法学部	2部	法 律 学 科	120		480
同	上	政 治 学 科	60		240
人文学部	1部	日 本 文 化 学 科	100		400
同	上	英 米 文 化 学 科	95		380
人文学部	2部	日 本 文 化 学 科	40		160
同	上	英 米 文 化 学 科	30		120
工 学 部		社会環境工学科	60		280
同	上	建 築 学 科	70		300
同	上	電子情報工学科	70		340
同	上	生 命 工 学 科	60		120
			1,780	30	7,180

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成26年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	160		640
同	上	地 域 経 済 学 科	140		560
経済学部	2部	経 済 学 科	75		300
同	上	地 域 経 済 学 科	45		180
経営学部	1部	経 営 学 科	160		640
同	上	経 営 情 報 学 科	140		560
経営学部	2部	経 営 学 科	100		400
法学部	1部	法 律 学 科	155	20	660

同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	60		260
同	上	建築学科	70		290
同	上	電子情報工学科	70		310
同	上	生命工学科	60		180
			1,780	30	7,180

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- ただし、第32条第5項の規定は平成31年度以降の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- ただし、第35条第3項の規定は令和2年度以降の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については従前の規定による。
- 学部長職務規程は廃止する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学自己点検・評価委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第2条第2項及び北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第2条第2項に基づき、本大学及び本大学院の教育水準の向上を図り、かつ、設置目的及び社会的使命を達成するため、本大学及び本大学院の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価委員会)

第2条 本大学及び本大学院の全学的な点検及び評価のために、北海学園大学自己点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を置く。

2 政令で定める期間ごとに点検及び評価を行うために、必要に応じて、点検・評価委員会のもとに、自己点検・評価実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置くことができる。実務委員会に関する規程は別に定める。

(点検・評価委員会の構成)

第3条 点検・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 機関長
- (6) 事務部長、大学院事務部長、工学部事務部長
- (7) その他、学長が必要と認め、点検・評価委員会が承認した者
(委員長・議長)

第4条 点検・評価委員会に委員長を置く。委員長は、学長をもって充てる。

2 委員長は、点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

3 点検・評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

4 点検・評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第7号委員は議決には加わらない。

(審議事項)

第5条 点検・評価委員会は次の事項を審議・決定する。

- (1) 認証評価を受ける機関の選定に関すること
- (2) 自己点検・自己評価の組織体制に関すること
- (3) 第2条第2項に定める実務委員会への諮問に関すること
- (4) 自己点検・自己評価項目に関すること
- (5) 自己点検・自己評価をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）に関すること
- (6) 報告書に記載した改善・向上方策（将来計画）の進捗状況の点検に関すること
- (7) 報告書に記載した改善・向上方策（将来計画）を実施するときの優先順位に関すること
- (8) 認証評価機関が改善を必要とした事項の取扱いに関すること
- (9) その他、自己点検・自己評価に関する重要事項

2 学長は、全学に係る事項で、関連する学内の部局又は委員会において改革又は改善策を検討することが適当と認められるものについては、点検・評価委員会の議を経て、当該部局又は当該委員会に具体的な検討を付託することができる。なお、付託事項の検討にもとづく実施にあたっては点検・評価委員会の議を経るものとする。

(委員会の事務)

第6条 点検・評価委員会の事務は、事務部庶務課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、点検及び評価に関して必要な事項は、点検・評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学自己点検・評価実務委員会規程

(根拠規程)

第1条 この規程は、自己点検・評価委員会規程第2条第2項に基づき自己点検・評価実務委員会（以下「実務委員会」という。）に関する規定を定める。

(実務委員会と小委員会)

第2条 実務委員会の任務遂行上、必要に応じて、実務委員会のもとに小委員会を置く。

2 小委員会の委員は、学長が委嘱する。

(実務委員会の構成)

第3条 実務委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第4号委員及び第5号委員は議決には加わらない。

(1) 各学部から選出された実務委員（教員）各1名（学部及び研究科の委員を兼ねるものとする。）

(2) 小委員会委員長（互選による）

(3) 事務部長及び大学院事務部長

(4) 庶務課長

(5) 小委員会から若干名（互選による）

2 実務委員会に委員長を置く。委員長は、前項第1号の委員のなかから学長が指名する。

(審議事項)

第4条 実務委員会は、自己点検・評価委員会委員長（学長）の諮問に応じて、『自己点検・自己評価をとりまとめた報告書（草案）』（以下、「報告書草案」）を答申するために、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 「報告書草案」の起草に関すること

(2) 小委員会の設置・構成に関すること

(3) 小委員会の分掌事項に関すること

(4) その他、学長または実務委員会が答申にあたって必要と認めた事項に関すること

(小委員会の分掌事項)

第5条 小委員会は、「報告書草案」を起草するために、実務委員会の定めた分掌事項を遂行する。

(委員の任期)

第6条 本学が認証評価機関から認証評価を受けた時点で、実務委員及び小委員会委員の任を解く。

(委員会の事務)

第7条 実務委員会の事務は、事務部庶務課において処理する。

2 小委員会の事務は、原則として当該委員長が所属する部局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は点検・評価委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

将来構想委員会規程

(目 的)

第1条 北海学園大学学則第58条第2項に定める協議会の協議事項と大学院学則第38条に定める大学院委員会の審議事項のなかで、学長が、教育課程の編成にとって特に重要と認めた全学的な方針と将来構想を審議するために、この規程を定め、将来構想委員会（以下、「委員会」と言う。）を置く。
(委員会)

第2条 委員会は、以下の各号の委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 機関長
- (6) 各学部から1名ずつ選出された5名

2 必要に応じて、委員会のもとに小委員会を置くことができる。

3 本条第1項第2号、第3号、第4号に定める委員に事故あるときは、あらかじめ各号の委員が指名した者を委員とすることができる。

4 委員会または小委員会には、その議を経て、委員以外の者を出席させることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、前条第1項第2号の委員の中からあらかじめ学長が指名した委員が、委員長の職務を遂行する。

(審 議)

第4条 委員会は、本規程第1条に定める重要事項を審議する。

2 3分の2以上の委員が出席しなければ、委員会を開催することができない。

(協議会と大学院委員会)

第5条 委員長は、委員会の審議内容を、可及的速やかに協議会および大学院委員会に報告するものとする。

(委員会付き事務職員)

第6条 委員会に関する事務は、事務部が担当する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学 FD (Faculty Development) 委員会規程

(根拠規程)

第1条 北海学園大学（以下「本学」という。）学則第62条第1項に基づき、大学全体の教育改革を推進するため、本学にFD委員会（以下「委員会」という。）を設け、この規程を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、本学学則第2条の3第1項及び本学大学院学則第2条の3第1項に基づき、本学及び本学大学院の教育内容及び方法の改善と向上に向けたFD活動を実施し、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての検討と情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信し、もって教育改革を推進することを目的とする。

2 前項のFD活動及び取組みは、「北海学園大学ミッション・ビジョン」の掲げる「教育の目標」を達成することのできる人材の育成を目指すものとする。

(構成)

第3条 委員会は次の各号の委員をもって構成する。

(1) 副学長（内部質保証担当）

(2) 各学部教授会で選出された教員2名

2 前項第2号の委員のうち1名は各研究科担当教員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 委員会は第2条の目的を達成するために次の業務をおこなう。

(1) 全学に共通する教育システムの検討と改善案の企画立案

(2) 教育内容・方法の改善に関わる全学的な検討及び研修の実施

(3) 全学に関わる教育課題の調査の検討と実施

(4) 全学に関わる教育効果の評価方法の検討と開発

(5) 教育活動の支援体制の整備

(6) 教育開発関連の予算の策定と執行

(7) その他必要な事項

(委員長)

第6条 委員長は、副学長（内部質保証担当）をもって充て、委員会を招集しその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員が委員長の職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は各学部より選出された委員各1名以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、全員一致によって決定されるよう努め、やむを得ない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長または委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、第5条に定める任務を専門的に検討するための部会を置くことができる。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、事務部職員がこれにあたる。

2 事務を担当する職員は、委員会に出席し、委員長及び委員の求めに応じて説明及び意見を述べることができる。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 北海学園大学教育開発運営委員会規程を本規程に改める。
- 2 この規程は，令和4年10月12日から施行する。

北海学園大学 SD (Staff Development) 委員会規程

(根拠規程)

第1条 北海学園大学（以下「本学」という。）学則第62条に基づき、職員研修（以下、「SD」という。）委員会（以下「委員会」という。）を設け、この規程を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、本学学則第2条の3第2項及び本学大学院学則第2条の3第2項の定めに基づき、本学及び本学大学院の教育職員及び事務職員に求められる知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質の向上を図るために必要な取組を行うことを目的とする。

2 その取り組みの実施方針は別に定める。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために以下の業務を行う。

- (1) SD活動の基本方針の策定
- (2) SD活動の点検及び評価
- (3) SD活動の予算の審議
- (4) FD委員会との連絡調整
- (5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、以下の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（内部質保証担当）
- (3) 学部長
- (4) 機関長
- (5) 研究科長
- (6) 事務部長
- (7) 大学院事務部長
- (8) 工学部事務部長

2 学長は委員長として、会議を主宰する。

(SD実務委員会とその業務)

第5条 SD活動の効果的及び効率的推進に必要な各号の業務を実行するため、委員会の下にSD実務委員会（以下「実務委員会」という。）をおく。

- (1) 学内研修計画の立案
- (2) 学外において実施される研修会等への派遣者の決定
- (3) 委員会への活動報告の取りまとめ
- (4) その他必要な事項の審議

(実務委員会の構成)

第6条 実務委員会は、学長が指名する以下の各号の委員をもって構成する。

- (1) 副学長（内部質保証担当）
- (2) 事務部長
- (3) 大学院事務部長
- (4) 工学部事務部長
- (5) 課長
- (6) 事務長

2 実務委員会を主宰する実務委員長には、副学長（内部質保証担当）をもって充て、事務部長は、委員長を補佐する。

3 実務委員長に事故あるときは、学長の指名した実務委員がその職務を代行する。

4 実務委員長は、実務委員会の議を経て、実務委員以外の者に出席を求めることができる。

(実務委員会事務局)

第7条 実務委員会を円滑に運営するため、実務委員会事務局（以下「事務局」という。）をおく。

2 事務局は以下の業務を行う。

- (1) 第5条に定める実務委員会の業務の取扱いに関する事前協議
- (2) その他実務委員会の円滑な運営に必要な事項の審議
(事務局の構成)

第8条 事務局は、次の各号にあげる委員をもって構成する。

- (1) 事務部長
- (2) 大学院事務部長
- (3) 工学部事務部長
- (4) 第6条第1項第5号及び第6号の実務委員の中から、学長が事務部長の意見を聴いて選任した2名

2 事務部長は事務局長として事務局を統轄し、大学院事務部長及び工学部事務部長は事務局次長として、事務局長を補佐する。

3 第1項第4号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務取扱部局)

第9条 この規程に基づく事務は、事務部が取り扱う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 北海学園大学事務研修（SD）委員会規程を本規程に改める。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 北海学園職員研修委員会規程を本規程に改める。
- 2 この規程は、令和4年10月12日から施行する。

北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動上の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 虚偽申請：事実と異なる内容、肩書又は他人の氏名を用いて応募すること。
- (5) 研究費の不正使用：架空の取引による代金の引出し、実体の伴わない出張旅費や謝金の引出し等、研究費を不適切に使用すること。
- (6) 二重投稿：印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (7) 不適切なオーサーシップ：論文著作者が適正に公表されていないこと。
- (8) 第1号ないし第7号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
(不正行為に該当しない行為)

第3条 この規程において、次に掲げる行為は不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。）
- (2) 意見の相違

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学で行われる全ての研究活動に適用され、これらに携わる全ての教職員、研究員及び学生等（以下「研究者等」という。）を対象とする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ」という。）を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場

合には、これを開示しなければならない。

4 前項に規定する研究データの保存期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間を原則とする。

(2) 論文等の形で発表された研究成果に関わる試料や標本等の有体物は、5年間を原則とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる等、社会通念上やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(3) 特許等に関わる研究データは、30年を原則とする。

5 法令等において、前項各号の期間を超える保存期間が定められているときは、当該法令等の定めによる。

6 論文等の形で学外に発表されない卒業研究等は、必ずしも第3項及び第4項に規定する限りではないが、可能な限りこれらに準じて取り扱うことが望ましい。

(最高管理責任者)

第6条 本学を統括し、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が発生した場合の対応について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第7条 最高管理責任者を補佐し、研究活動に係る不正行為の相談、告発の受付、疑いが生じたときの調査実施全般を統括する者として統括管理責任者を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

第8条 研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する責任を負う者として研究倫理教育責任者を置き、学部長、研究科長、開発研究所長及び事務部長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する部局において、研究者等に対し、研究倫理教育を定期的実施しなければならない。

第2章 告発・相談

(通報窓口)

第9条 不正行為に関する告発又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）を事務部庶務課に置く。

2 不正行為が存在すると疑う者は、前項に規定する通報窓口は、書面、FAX、電子メール、電話等により告発又は相談することができる。ただし、当該告発等の事案に関わる利害関係者が通報窓口に関与していると思われる場合は、統括管理責任者をもって通報窓口にて代えることができる。

(告発等の取扱い)

第10条 通報窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。

2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、当該告発等に対し、第14条に規定する予備調査を行うか否かを決定し、その旨を告発者又は相談者（匿名の告発者又は相談者を除く。）に通知するとともに、最高管理責任者に報告する。なお、予備調査を行う必要がないと決定

したときは、その理由を付さなければならない。

- 3 告発は原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的根拠が示されていないなければならない。
- 4 匿名による告発があった場合、その内容が前項と同等のものであると判断されるときは、顕名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 5 統括管理責任者は、告発された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本学のほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発について通知する。
- 6 統括管理責任者は、報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 7 統括管理責任者は、告発の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、当該相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 8 統括管理責任者は、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(秘密保持義務)

第11条 この規程に定める相談・告発及び調査等に携わる全ての者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、調査中の事案について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に情報が漏洩することのないよう、秘密の保持を徹底させなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査中の事案に関する情報が調査関係者以外に漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(告発者の保護)

第12条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発したことを理由とする告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

(被告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、告発されたことを理由とする被告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

第3章 調査

(予備調査)

第 14 条 統括管理責任者は、第 10 条第 1 項で受け付けた告発に対し、告発内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、被告発者が所属する部局の長及び部局の長が指名する者若干名をもって構成する。

3 告発者又は被告発者と直接の利害関係がある者は、委員から除外する。

4 予備調査委員会は、調査結果を最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して 30 日以内に本調査を行うか否かを決定する。

(配分機関等への報告・協議)

第 15 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その実施方針、調査対象者及び方法等について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）、関係機関及び関係省庁に報告し、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、本調査を行う必要がないと決定した場合、その旨を配分機関、関係機関及び関係省庁に報告するとともに、告発者に通知する。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関、関係機関及び告発者の求めに応じ開示しなければならない。

(調査委員会)

第 16 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 被告発者が所属する部局の長

(3) 事務部長

(4) 統括管理責任者が指名する外部有識者

3 前項第 4 号に規定する外部有識者は、4 名以上とする。

4 告発者又は被告発者と直接の利害関係がある者は、委員から除外する。

5 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

6 調査委員会に副委員長を置き、被告発者が所属する部局の長をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

8 調査委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(議 事)

第 17 条 調査委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(本調査の通知)

第 18 条 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対して、本調査を行うこと及び調査委員の氏名・所属を通知し、調査への協力を求める。

2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 19 条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証する。

5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第 20 条 最高管理責任者は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合、最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。

3 最高管理責任者は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 21 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

(配分機関等への調査協力)

第 22 条 最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁の求めがあった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。

2 最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁の求めがあった場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第 4 章 認定

(認定の手続き)

第 23 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、次の各号に掲げる事項を認定し、直ちに最高管理責任者に報告する。

(1) 不正行為が行われたか否か

(2) 不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為が行われたと認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨

2 前項第 3 号の認定を行うに当たっては、調査委員会は、告発者による弁明の機会を設けなければならない。

3 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から起算して 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関、関係機関及び関係省庁に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を同様に提出しなければならない。

4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。

(認定の方法)

第 24 条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを認定する。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知)

第 25 条 最高管理責任者は、認定を含む調査結果を告発者及び被告発者に通知し、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定した場合、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 26 条 不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ての審査は、第 16 条に規定する調査委員会が行う。
- 3 前項に規定する審査について、最高管理責任者は、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由があると認める場合、委員を交代又は追加することができる。
- 4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下することを決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。その際、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。
- 6 調査委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 27 条 前条の不服申立てに対し再調査を行うことを決定した場合、調査委員会は、不服申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めることとし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。

- 2 調査委員会は、不服申立てを受けた日から起算して 50 日（告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを受けた日から起算して 30 日）以内に調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知する。
- 3 最高管理責任者は、第 1 項又は第 2 項の報告に基づき、速やかに再調査結果をまとめ、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者が所属する機関及び告発者に通知し、告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、配分機関、関係機関及び関係省庁に報告する。

(公表)

第 28 条 不正行為に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正行為が行われたと認定した場合において、当該不正行為が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正行為を行った者の氏名、不正行為の内容及びその他必要な事項を公表する。
- 3 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正行為が行われていなかったこと及びその他必要な事項を公表する。

- 4 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名及びその他必要な事項を公表する。

第5章 措置

(不正使用等に対する措置)

第29条 不正行為が行われたと認定した場合又は告発が悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分を行うことが必要であると認められたときは、最高管理責任者は法令、『学校法人北海学園就業規則』又は学則等に基づき必要な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、認定された不正行為において、私的流用など悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとる。
- 3 研究者等による研究費の不正な使用又は管理により研究費を返還する必要性が生じた場合は、当該研究者等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(研究費の返還・執行停止等)

第30条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の一時的執行停止を命じる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて全額又は一部を返還させる。
- 3 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した研究活動に係る研究費について、不正行為の学術的・社会的影響度、悪質度及び不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命じる。
- 4 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した論文等の取下げを勧告する。

(競争的資金への応募資格の停止等の措置)

第31条 最高管理責任者は、不正行為を行った者に対し、不正行為が行われたと認定した場合は、競争的資金への応募資格の停止等の措置を講じる。

第6章 雑則

(改 廃)

第32条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日施行の北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為の対応に関する規程は、これを廃止する。
- 3 平成29年4月1日施行の競争的研究資金等の不正使用に係る事案の取扱いに関する内規は、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省等（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的資金を中心とした公募型資金のことをいう。

2 この規程において「不正」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

(2) 「北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程」第2条に規定する行為

3 この規程において「構成員」とは、本学における公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員、研究員及び学生等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たり、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者は、啓発活動を定期的に行い、構成員の不正防止意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定する。

3 統括管理責任者は、前項の対策の実施を、次条に規定するコンプライアンス推進責任者に指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長、研究科長、開発研究所長及び事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を

行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局内の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が適切に公的研究費の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第6条 第3条ないし第5条の職名は、これを公開する。

(コンプライアンス教育)

第7条 構成員は、本学が実施するコンプライアンス教育を受講し、次の各号を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(ルールの明確化)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きに関するルールの明確かつ統一的な運用を図るため、ルールブックを作成し、学内外に周知する。

(職務権限の明確化)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続き及び予算執行管理を、交付を受けた研究者に代わり事務部庶務課に委任する。

(不正防止計画推進室)

第10条 最高管理責任者の下に、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進室」という。）を置き、事務部庶務課をもって充てる。

- 2 不正防止計画推進室の責任者は、事務部庶務課長とする。
- 3 不正防止計画推進室は、統括管理責任者が第4条第2項に規定する役割を果たす上での実働部門として位置付け、統括管理責任者の指示により、不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を策定し、その実施状況を確認する。
- 4 不正防止計画推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第11条 最高管理責任者は、本学の基本方針及びルールを周知するため、一定の取引実績やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対して次の各号を含む誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

(相談窓口)

第12条 不正を事前に防止するため、公的研究費の使用に関するルールや事務手続き等について、本学内外からの相談を受け付ける相談窓口を事務部庶務課に置く。

(内部監査)

第13条 最高管理責任者の下に、公的研究費を適正に管理するための内部監査を担当する部署として、内部監査室を置く。

2 内部監査に関する規程は、別に定める。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学 公的研究費内部監査規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程第13条第2項の規定に基づき、北海学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省等（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的資金を中心とした公募型資金のことをいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(内部監査室)

第4条 内部監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、大学院事務部長及び事務部会計課職員をもって構成する。

2 内部監査室の責任者は、大学院事務部長とする。

3 内部監査室は、公的研究費の適正な使用を確保するため、毎年度、内部監査を実施しなければならない。

4 内部監査室は、監事及び公認会計士との連携を確保し、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うとともに、効率的、効果的かつ多角的な内部監査の実施に努めなければならない。

(監査区分)

第5条 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

(1) 科学研究費助成事業の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）

(2) 科学研究費助成事業の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）

(3) 科学研究費助成事業を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）

(4) 公的研究費管理体制の監査（以下「体制監査」という。）

(5) リスクアプローチ監査

(監査対象)

第6条 前条に規定する内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。また、監査対象年度は、当該監査を実施する年度の前年度とする。

(1) 科研費通常監査：科学研究費助成事業の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出は内部監査室が行う。

(2) 科研費特別監査：科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね10%を対象とし、その抽出は内部監査室が行う。

(3) 公的研究費監査：科学研究費助成事業を除く公的研究費のうち、概ね10%を対象とし、

その抽出は内部監査室が行う。ただし、監査の実施について、当該公的研究費の要項等に定めがある場合には、これに従う。

(4) 体制監査：公的研究費の管理体制全般を対象とする。

(5) リスクアプローチ監査：公的研究費を対象とし、その抽出は内部監査室が行う。

(監査方法)

第7条 前条に規定する内部監査の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 科研費通常監査：各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。また、必要に応じて研究者、取引業者等関係者へのヒアリングを行う。

(2) 科研費特別監査：各種申請書、証憑等の書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。また、必要に応じて研究者、取引業者等関係者へのヒアリングを行う。

(3) 公的研究費監査：科研費通常監査に準じて行う。ただし、監査方法について、当該公的研究費の要項等に定めがある場合には、これに従う。

(4) 体制監査：各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

(5) リスクアプローチ監査：不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた監査を実施する。

(監査の通知)

第8条 内部監査室は、監査の実施に当たり、予め監査対象者に通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査担当者の権限)

第9条 監査担当者は、被監査者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なものを求めることができる。

(監査担当者の遵守事項)

第10条 監査担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査担当者は、業務上知り得た事項を正当な理由なくして他に遺漏してはならない。

(2) 監査は事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。

(被監査者の協力義務)

第11条 被監査者は、円滑かつ効果的に監査が行われるよう、積極的に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第12条 内部監査室は、実施した監査の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

(改善是正の措置)

第13条 最高管理責任者は、監査の結果について、改善又は是正の必要があると認められるときは、被監査者の所属する部局の長を通して、その措置を命じる。

2 体制監査における被監査者の所属する部局の長は、事務部長とする。

3 第1項の措置を命じられた部局の長は、速やかに当該措置を講じ、その結果を最高管理

責任者に報告しなければならない。

(監査結果の取扱い)

第 14 条 最高管理責任者は、監査の結果を、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用する等して周知し、同様のリスクが発生しないよう徹底しなければならない。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 9 月 19 日施行の公的研究費の内部監査に関する内規は、これを廃止する。

北海学園大学安全保障輸出管理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) リスト規制技術 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。
- (5) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに定める貨物をいう。
- (6) キャッチオール規制 外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (7) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該技術の提供又は貨物の輸出を行うかを判断することをいう。
- (9) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (10) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (11) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (12) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (13) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (14) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (15) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492

号) 1 (3) サ①乃至③に掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教職員、研究員その他本学に雇用される全ての者(以下「教職員等」という。)が、本学における教育、研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 技術の提供又は貨物の輸出に当たり、教職員等に外為法等及び本規程を遵守させる。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学における輸出管理業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の対応及び再発防止策の構築のほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学における輸出管理に関する業務を統括するため、最高責任者の下に輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副学長(総務担当)をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本規程の改廃案の作成、運用細則の制定及び改廃、取引審査の最終的な承認のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者を補佐するため、統括責任者の下に輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、学部長、研究科長、機関長及び事務部長をもって充てる。

2 管理責任者は、「事前確認シート」の確認及び判定のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、最高責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

(1) 本規程等の改廃に関する事項

(2) 該非判定及び取引審査に関する事項

(3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項

(4) 監査に関する事項

(5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は最高責任者とする。

(1) 最高責任者

(2) 統括責任者

(3) 学部長

(4) その他委員会が必要と認めた者

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議 事)

第 9 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事前確認)

第 10 条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、「事前確認シート」を作成し、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術その他の例外規定）の適用等について確認しなければならない。

2 教職員等は、前項の「事前確認シート」を管理責任者に提出し、取引審査の手続きの要否について、確認を受けなければならない。

(該非判定)

第 11 条 教職員等は、前条において、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについての該非判定を必要とするときは、「該非判定票」を作成し、管理責任者に提出しなければならない。

2 該非判定は、次の各号に掲げるいずれかを行う。

(1) 本学で研究又は開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先から該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続きにより該非判定できる場合には、該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第 12 条 教職員等は、前条の該非判定において、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当することが判明した場合又は該当しないことが判明した場合であって、仕向地が輸出令別表第 3 の地域以外の場合、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「キャッチオール規制チェックシート」を作成して確認し、管理責任者に提出しなければならない。

(需要者確認)

第 13 条 教職員等は、第 11 条の該非判定において、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当することが判明した場合又は該当しないことが判明した場合であって、仕向地が輸出令別表第 3 の地域以外の場合、当該

技術又は貨物の需要者について、次の各号に掲げる事項に該当するか否かを、「キャッチオール規制チェックシート」を作成して確認し、管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 提供ルート内関係者の存在又は身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第 14 条 教職員等は、取引審査の手続きを要すると判断された技術の提供若しくは貨物の輸出を行おうとするとき、又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた技術の提供若しくは貨物の輸出を行おうとするときは、「取引審査票」を作成し、統括責任者の承認を得なければならない。

(許可申請)

第 15 条 前条の取引審査により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

- 2 教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り、当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第 16 条 教職員等は、技術を提供する場合、第 10 条の事前確認及び第 14 条の取引審査の手続きが行われたこと、技術の内容に変更がないこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 10 条の事前確認により取引審査の手続きが不要と判定された場合には、第 14 条の取引審査の手続きの確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第 17 条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第 10 条の事前確認及び第 14 条の取引審査の手続きが行われたこと、貨物の内容に変更がないこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第 10 条の事前確認により取引審査の手続きが不要と判定された場合には、第 14 条の取引審査の手続きの確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は直ちに当該輸出手続きを取り止め、管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 18 条 第 23 条に規定する所管事務は、統括責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の初日から起算して 10 年間保管しなければならない。

(監 査)

第 19 条 統括責任者は、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うよう努めるものとする。

(教 育)

第 20 条 統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理教育を実施するものとする。

(報 告)

第 21 条 教職員等は、次の各号に掲げる事項に該当したときは、速やかに管理責任者に通報しなければならない。

(1) 外為法等又はこの規程に違反若しくは違反のおそれがある事実を知ったとき

(2) 外国において技術若しくは貨物を紛失し、又は盗難に遭ったとき

2 管理責任者は、前項の通報があったときは、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときは、最高責任者に報告して対応を協議するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。

(懲 戒)

第 22 条 最高責任者は、教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反したときは、「学校法人北海学園就業規則」に基づき必要な措置を講じる。

(事務の所管)

第 23 条 この規程に関する事務処理は、事務部庶務課がこれを行う。

(改 廃)

第 24 条 この規程の改廃は、協議会の議を経て最高責任者がこれを行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

北海学園大学遺伝子組換え実験安全管理規程

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 本規程は、北海学園大学における遺伝子組換え実験等の計画及び実施について必要な事項を定めるものとする。

2 遺伝子組換え実験等の計画及び実施に関しては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)、遺伝子組換え等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。第2条において「施行規則」という。)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件(平成16年文部科学省告示第7号)その他の法令(以下「法令等」という。)に定めがあるもののほか、本規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義については、法令に定めるところによる。

2 この規程において「実験等」とは、実験及び遺伝子組換え生物等の運搬及び保管をいう。

第2章 安全管理体制

(安全管理業務の統括)

第3条 学長は、北海学園大学において行われる実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全確保に関し、最終責任者として業務を統括する。

2 学長は、実験の安全確保に関する任務の全部又は一部を委任するために安全主任者を選任することができる。

3 前項に定める委任事項は、安全主任者の願い出に基づき、安全を確保すべき実験の開始前に書面によって通知するものとする。

(安全主任者)

第4条 実験に当たって執るべき拡散防止措置を講じ、実験の安全を確保するために、安全主任者を1名以上置く。

2 安全主任者は、遺伝子組換え生物等の拡散防止及び生物災害の防止に関する知識及び技術に習熟した本学工学部の専任教員のうちから、学長が指名する。

3 安全主任者は、次に掲げる事項を行う。

(1) 実験が法令等及びこの規程を遵守して適正に実施されていることの確認。

(2) 実験責任者(自ら遺伝子組換え生物等使用実験を行い、個々の実験計画の遂行について責任を負う者)の選任。

(3) 実験責任者及び実験従事者に対して、実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全確保に関する指導助言。

(4) 前3号に規定するもののほか、実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全確保に関する必要事項の処理。

(実験責任者)

第5条 実験の計画及び実施に当たっては、実験ごとに、実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の拡散防止及び生物災害の防止に関する知識及び技術に習熟

した本学工学部の専任教員でなければならない。

3 実験責任者は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 実験の計画立案及び実施に際し、安全主任者の指導の下に、法令及びこの規程を遵守し、実験の管理及び監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対して、実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全確保に関し指導を行うこと
- (3) 前3号に規定するもののほか、実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全確保に関し、必要な事項を行うこと。

4 実験責任者が疾病その他の事由によりその職務を行うことができないときは、あらかじめ安全主任者が指名する者が、その職務を代行する。

(実験従事者)

第6条 実験従事者は、実験の実施に当たっては、遺伝子組換え生物等の拡散防止及び実験の安全確保について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに精通し、習熟していなければならない。

2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、安全主任者及び実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守しなければならない。

第3章 遺伝子組換え実験安全委員会

(遺伝子組換え実験安全委員会)

第7条 実験等に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて調査し、審議し、及び学長に対して助言を行うため、遺伝子組換え実験安全委員会（以下、組換え実験安全委員会）を置く。

- (1) この規程の改廃に関すること。
- (2) 実験計画の審査に関すること。
- (3) 実験施設の設置及び改廃に関すること。
- (4) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (5) 事故発生時の必要な処置及び改善策に関すること。
- (6) 前各号に規定するもののほか、実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全確保に関し必要な事項の処理に当たること。

2 組換え実験安全委員会は、必要に応じ実験責任者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

(組換え実験安全委員会の構成)

第8条 組換え実験安全委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 安全主任者 1名
- (2) 実験責任者をふくむ実験従事者 3名
- (3) 自然科学を専門とする本学工学部の専任教員のうち実験従事者でない者 1名
- (4) その他の学識経験を有する工学部以外の本学教員 1名

2 前項（第1号を除く。）の委員は学長が指名する。

3 第1項に規定する委員のほか、学長が必要と認めた者（学外者を含む）若干名を委員に加えることができる。

(委員の任期)

第9条 委員（前条第1項第1号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第10条 組換え実験安全委員会に委員長を置き、委員の互選により選出される。

2 組換え実験安全委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 3 委員長は、組換え実験安全委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(事務)

第11条 組換え実験安全委員会に関する事務取扱いは、工学部が行う。

第4章 実験施設の設置、管理等

(実験施設の設置、改廃等)

第12条 組換え実験は、本学において実験施設として学長が承認した実験施設で行われなければならない。実験責任者は、実験の実施をする施設(以下「実験施設」という。)を設置又は改廃する場合は、所定の申請書を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の申請の承認に当たっては、法令等に規定する基準に則しているか否かについて、組換え実験安全委員会の意見を聴くものとする。

3 学長は第1項の承認をしたときは、実験責任者に通知するものとする。

(実験施設等の管理)

第13条 実験責任者は、実験施設及び実験設備を定期、又は必要に応じて随時点検し、法令等に規定する基準に保たなければならない。

(実験施設の標識等)

第14条 実験責任者は、実験施設に所定の標識を付すとともに、実験に伴う災害の防止に関し必要な注意事項を掲示しなければならない。

2 実験責任者は、実験中は、当該実験の拡散防止措置のレベル及び実験中であることを示す法令等に定める表示を実験施設に掲示しなければならない。

(実験施設への立ち入り制限)

第15条 実験責任者は、実験施設へ立ち入る者について、法令等に定める拡散防止措置の区分に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

2 実験責任者が必要と認めた者以外の者は、実験施設に立ち入ってはいけない。

3 前項の規定により、実験施設への立ち入りを許可された者は、立ち入りに当たって、実験責任者の指示に従わなければいけない。

第5章 実験計画の申請、承認等

(第一種使用等に係る実験計画の申請、承認等)

第16条 実験責任者は、第一種使用等に係る実験を行う場合は、所定の様式による実験計画書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、第一種使用等に係る実験計画書が提出された場合には、組換え実験安全委員会の審議を経て、主務大臣に実験計画の承認を申請するものとする。

3 学長は、前項の承認を受けた時は、実験責任者に通知するものとする。

(第二種使用等に係る実験計画の申請、承認等)

第17条 実験責任者は、第二種使用等に係る実験を行う場合は、所定の様式による実験計画書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、第二種使用等に係る実験計画が法令等において拡散防止措置が定められている実験(以下「機関実験」という。)である場合には、組換え実験安全委員会の審議を経て、実験計画の承認の可否を決定するものとする。

3 学長は、第二種使用等に係る実験計画が法令等において拡散防止措置が定められていない実験(以下「大臣確認実験」という。)の場合には、組換え実験安全委員会の審議を経て、あらかじめ主務大臣の確認を受けて実験計画の承認の可否を決定するものである

4 学長は、前2項の承認をしたときは、実験責任者に通知するものとする。

(実験の終了又は中止の報告)

第18条 実験責任者は、実験を終了し、又は中止したときには、速やかに学長に報告しなければならない。

第6章 遺伝子組換え生物等の保管, 運搬, 譲渡等

(遺伝子組換え生物等の保管および運搬)

第19条 遺伝子組換え生物等の保管に当たって執るべき拡散防止措置は, 次に定めるところによらなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等が漏出し, 逃亡その他拡散しない容器に入れ, かつ, 当該容器の見やすい箇所に, 遺伝子組換え生物等である旨を表示すること。
- (2) 前号の遺伝子組換え生物等を入れた容器は, 所定の場所に保管するものとし, 保管場所が冷蔵庫その他の保管のための設備である場合には, 当該設備の見やすい箇所に, 遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示すること。

2 遺伝子組換え生物等の運搬に当たって執るべき拡散防止措置は, 次に定めるところによらなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物が漏出し, 逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
- (2) 最も外側の容器(容器を包装する場合に当たっては, 当該包装)の見やすい箇所に, 取扱いに注意を要する旨を表示すること。

(遺伝子組換え生物等の譲渡等)

第20条 実験責任者は, 遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託(以下「譲渡等」という。)を行う場合は, 法令等で定められた当該遺伝子組換え生物等に関する情報を, 譲受者等に対して提供しなければならない。

2 実験責任者は, 譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等の内容について学長に報告しなければならない。

第7章 実験従事者の教育訓練, 健康管理

(実験従事者の登録)

第21条 実験の実施に携わろうとする者は, あらかじめ所定の様式により学長に登録の申請を行わなければならない。

2 学長は, 前項の登録の申請があった者の実験従事者名簿への登録に当たっては, これまでに受けた実験に係る安全教育の内容, 経験等に照らし実験従事者の要件を満たしているか否かについて, 組換え実験安全委員会の意見を聴くものとする。

4 学長は, 登録した者の氏名を組換え実験安全委員会に通知するものとする。

5 実験従事者として登録された者以外の者は, 実験に携わってはいけない。

(教育訓練)

第22条 組換え実験安全委員会は, 実験に従事しようとする者に対し, 法令等及びこの規程を熟知させるとともに, 遺伝子組換え生物等の取扱いの安全を図るために, 次に掲げる事項について, 教育訓練を企画する。

- (1) 拡散防止措置に係る知識及び技術に関すること。
- (2) 危険度に応じた微生物安全取扱い技術に関すること
- (3) 実施しようとする実験の危険度に係る知識に関すること。
- (4) 事故発生の場合の組織に関すること。

(健康管理)

第23条 学長は, 実験従事者に対し, 法令等の定めるところにより, 健康診断その他の健康を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の健康診断の記録は5年間保存するものとする。

3 実験従事者は, 絶えず自己の健康管理に努めるとともに, 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は, 直ちに, 実験責任者及び安全主任者に報告しなければならない。

- (1) 感染性・毒性を有する遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み, 又は吸い込んだとき。
- (2) 感染性・毒性を有する遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染されたとき。
- (3) 感染性・毒性を有する遺伝子組換え生物等により実験施設が汚染された場合に, その場に居合わ

せたとき。

(4) 感染性・毒性を有する遺伝子組換え生物等により健康に異常をきたした疑いがあるとき。

4 実験責任者は、実験従事者が前項に掲げる事項のいずれかに該当するとき又は同項の報告を受けたときは、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、事実を調査し、学長に報告しなければならない。

5 健康診断は本学における一般健康診断をもって代えることができる。

第8章 緊急事態発生時の措置

(緊急事態発生時の措置)

第24条 地震、火災その他の災害、事故、盗難又は紛失等により、遺伝子組換え生物等による汚染若しくは遺伝子組換え生物等の拡散が発生し、又は発生するおそれのある事態が発生した場合は、実験責任者及び実験従事者は、直ちに、その旨を安全主任者に通報するとともに、応急措置を講じなければならない。

2 前項の通報を受けた安全主任者は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、これを学長に報告しなければならない。

第9章 記録の保存

(記録の保存)

第25条 実験責任者は、実験の内容を記録し、及び譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し5年間保存しなければならない。

第10章 雑則

(雑 則)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、組換え実験安全委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北海学園大学動物実験規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)(以下「飼養保管基準」という)」、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)(以下「基本指針」という)」に基づき、北海学園大学(以下「本学」という)における動物実験について、科学的合理性、動物福祉、周辺環境の保全及び教職員・学生の安全確保の観点から適正に実施するため、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、実験に供する哺乳類(霊長類を除く)、鳥類、及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「研究実施場所」とは、実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う実験室をいう。
- (4) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (5) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

(基本原則)

第3条 哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いる動物実験等は、法、飼養保管基準、及び基本指針に基づき、動物実験等の原則である3R(できる限り動物を使用する方法に代わり得るものを利用すること-Replacement, できる限り使用する動物の数を少なくすること-Reduction, できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いること-Refinement)に従って適正に実施しなければならない。また、哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を用いる動物実験等についても、この3Rの趣旨を尊重するものとする。

(研究実施場所、実験動物の検疫、実験終了後の動物の処置等)

第4条 研究実施場所は次の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走した場合に捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 2 動物実験責任者は、必要に応じて実験動物の検疫を実施しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験を終了または中断した動物を処置する場合は、速やかな致死量の麻酔薬の投与などにより、できる限り苦痛を伴わない方法で実験動物を安楽死させるものとする。
- 4 動物実験責任者は、動物の死体等による環境汚染の防止に努めなければならない。
- 5 動物実験責任者は、前2項の処置に関し、専門家に助言または協力を求めることができる。

(適用範囲)

第5条 この規程は、「本学」において行われる哺乳類、鳥類、及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

(動物実験委員会)

第6条 動物実験等に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議等を行うため、動物実験委員会(以下「委員会」という)を置く。

- (1) 動物実験等の計画
- (2) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

- 2 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する工学部専任教員
 - (2) その他の学識経験を有する工学部以外の本学教員
 - (3) その他学長が必要と認めた者（学外者を含む）若干名
- 3 委員の委嘱は、動物実験等に最終の責任を負う学長が行う。
- 4 委員会に委員長・副委員長を置く。
 - (1) 委員長は、第2項の委員のうちから互選により選出する。
 - (2) 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - (3) 副委員長は、委員長が委員のうちから指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 第2項第3号から第5号までの委員の任期を次のように定める。
 - (1) 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (2) 前号にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - (3) 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 動物実験等を行う場合は、次の定めに従って審査申請書と実験計画書を提出しなければならない。
 - (1) 動物実験責任者は、事前に「動物実験等審査申請書」、及び「動物実験計画書」を学長に申請するものとする。
 - (2) 学長は、前号の申請について、委員会に審査を付託するものとする。
- 7 委員会の開催及び審査について次のように定める。
 - (1) 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - (2) 委員自らが実施する動物実験等が審査を受けるときは、委員として当該実験の審査に加わることができない。
 - (3) 当該実験実施者は、委員会に出席し、申請内容を説明するとともに、意見を述べることができる。
- 8 審査判定について次のように定める。
 - (1) 審査判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。
 - (2) 審査の判定結果は、「承認」または「不承認」で表示する。
 - (3) 審査経過及び審査結果は記録として保存し、当該審査に係る議事の内容等は必要に応じて公開する。
- 9 審査結果については、次のように対処するものとする。
 - (1) 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を学長に報告するものとする。
 - (2) 委員長から報告を受けた学長は、「動物実験等審査通知書」により速やかに研究実施者に審査結果を通知するものとする。
 - (3) 前号の通知にあたり、審査の判定が「不承認」の場合は、理由等を記入しなければならない。
 - (4) 審査の判定が「不承認」の実験計画について、学長は実験責任者にその実験計画の変更及び改善または中止の勧告を行うものとする。
- 10 動物実験責任者は、承認された研究計画を変更しようとするときは、次の定めに従って行う。
 - (1) 第6項に定める「動物実験等審査申請書」及び「動物実験計画変更願」を学長に申請するものとする。
 - (2) 学長は、前号の変更申請について、委員会に審査を付託するものとする。
- 11 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の動物実験結果報告書により、使用動物数、当初の動物実験計画からの変更の有無及び成果等について、学長に翌年度5月末日までに報告しなければならない。
(教育訓練)

第7条 委員会は、動物実験実施者に対し次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 関連法令、指針等、本規程に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、学術団体及び関係省庁等が開催する関係会議への出席、シンポジウム及びセミナー等の受講をもって教育訓練を受けた者としてすることができる。

(自己点検及び評価並びに検証)

第8条 学長は、委員会に、指針等への適合性に関する自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験責任者に、自己点検及び評価のための資料の提出を求めることができる。

(情報公開)

第9条 本学における動物実験等に関する情報を年1回程度公表するものとする。

2 公表は公式ホームページ上で行う。

(事務処理)

第10条 委員会に関する事務は、工学部事務が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北海学園大学出版会規程

(設 置)

第1条 北海学園大学(以下「本学」という。)に、北海学園大学出版会(英文名称は、Hokkai-Gakuen University Press とする。以下「出版会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 出版会は、教育・研究に関わる学術関連図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布を通じて、本学の教育・研究とその成果の発表を助成するとともに、学術・教育・文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 出版会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 教育・研究に関わる学術関連図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布
- (2) その他出版会の目的に関わる事項

(会 長)

第4条 出版会に会長を置き、学長をもってこれに充てる。

(運営委員会)

第5条 出版会の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事 務)

第6条 出版会の事務は、事務部庶務課学術係が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、出版会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学出版会運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学出版会規程第5条第2項に基づき、北海学園大学出版会運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は北海学園大学出版会（以下「出版会」という。）に関する次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 運営に関すること。
- (3) 財務に関すること。
- (4) 企画・編集に関すること。
- (5) 出版物の選定・製作に関すること。
- (6) その他出版会の管理運営及び出版に関連する事業に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（総務担当）
- (2) 各学部教授会から選出された委員各1名
- (3) 附属図書館長
- (4) 事務部庶務課長
- (5) その他出版会会長が指名する者若干名

(任 期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務部庶務課学術係が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

在外・国内研修委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園大学学則第62条に基づき、在外・国内研修委員会（以下「委員会」という。）を設け、この規程を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、学校法人北海学園「在外研修及び海外出張規程」及び学校法人北海学園「国内研修規程」に基づき、国外又は国内の教育研究機関等において一定期間、自らの研究活動に従事しようとする者（以下「在外研修員及び国内研修員」という。）を募集し、選考することを目的とする。

(業 務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 在外研修員及び国内研修員の募集及び選考に関すること
- (2) 本規程の改廃に関すること
- (3) その他委員会が必要と認める業務

2 在外研修員及び国内研修員の選考基準は、別に定める。

(構 成)

第4条 委員会は、学長及び各学部から1名ずつ選出された5名の委員をもって構成する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員会)

第7条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務の所管)

第8条 委員会の事務は、事務部が担当する。

2 事務を担当する職員は、委員会に出席し、委員長及び委員の求めに応じて説明及び意見を述べることができる。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

研究紀要委員会規程

第1条 教務センター規程第9条第2項に基づき、この規程を定める。

第2条 研究紀要は、本大学の学長を発行人とする。

第3条 研究紀要委員会(以下「委員会」という。)は、研究紀要を発行するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 研究紀要の編集及び発行に関する業務

(2) 研究紀要の発行に関する予算案及び決算案の作成

第4条 委員会は、各学部から選出された各1名の委員によって構成する。

第5条 委員長は、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第6条 研究紀要の投稿及び編集に関する内規は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

北海学園大学経済学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第3条第2項に基づき、本大学経済学部(以下「本学部」という。)に関する事項を定める。

2 本学部の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部に、次の学科を置く。

(1) 1部経済学科及び1部地域経済学科

(2) 2部経済学科及び2部地域経済学科

第2条の2 経済学科では、経済現象の本質や法則性を解明する科学としての経済学を、理論・歴史・政策の側面から考察し、経済への基本的理解と経済現象への洞察力を養成し、もって幅広く社会の発展に資する人材の育成を目的とする。

地域経済学科では、地域の経済や社会を総合的・具体的に分析する能力を養成し、地域社会と地域住民が求める地域経済の活性化に資する教育と研究を展開し、もって幅広く社会の発展に資する人材の育成を目的とする。

第2条の3 経済学部1部に入学した学生は、別に定める基準により、教授会の議を経て、2年次から1部経済学科又は1部地域経済学科に所属する。

2 経済学部2部に入学した学生は、別に定める基準により、教授会の議を経て、2年次から2部経済学科又は2部地域経済学科に所属する。

第2条の4 経済学部1部及び2部に入学した学生は、2年次の履修登録時に所属の学科におけるコースを選択する。

(授業科目及び単位)

第3条 本学部学生(以下「学生」という。)の履修すべき授業科目の名称、区分、単位数及び年次配当は、本大学学則(以下「学則」という。)別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)をもって定める。ただし、教授会の議を経て、休講又は年次配当を変更することができる。

(単位数の計算方法)

第4条 演習の単位数の計算方法は、学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

2 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

(履修手続)

第5条 学生は、指定する期間内に所定の様式によって、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 履修方法に関しては、別に定める。

(試験)

第6条 試験は、その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし、必要に応じて臨時に試験を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学部において特に必要と認める場合は、追って試験を行うことができる。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の五種とし、秀・優・良・可をもって合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(単位の修得)

第8条 学生が単位を修得するためには、履修した授業科目の担当教員が行う試験等に合格しなければならない。

(入学前の既修得単位)

第9条 学則第26条の規定により認定または与える単位、及びこのうち本規則第14条に規定する卒業

要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(他大学授業科目の履修等)

第10条 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位、又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定、及び在学期間の算入、若しくは本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(大学以外教育施設等の学修等)

第11条 学則第25条の規定により単位を与える場合の単位、及びこの単位のうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の決定は、別に定める基準に基づき教授会の議によるものとする。

(進級)

第12条 各年次への進級は修得単位による制限をもうけない。

(卒業論文)

第13条 卒業研究の履修方法、評価及び単位数の決定は、別に定めるところによる。

(卒業要件及び学士の学位)

第14条 本大学を卒業し、学士(経済学)の学位を得るためには、1部にあつては、学則第32条第1項第1号又は第2号に定める単位を、2部にあつては、学則第32条第1項第3号又は第4号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第32条第2項の規定による、卒業要件の細目は、次のとおりとする。

(1) 経済学部1部経済学科にあつては学則別表1(1)により、地域経済学科にあつては学則別表1(2)により次の単位を修得することを要する。

ア. A群(基盤科目)外国語 英語4単位及び英語以外の外国語2単位を含み8単位必修、A群・B群で20単位以上

イ. C群～K群(専門科目)については、備考欄において各群ごとに示される必修単位数を含め84単位以上

ウ. A群～K群及びL群(関連科目)で28単位以上

(2) 経済学部2部経済学科にあつては学則別表2(1)により、地域経済学科にあつては学則別表2(2)により次の単位を修得することを要する。

ア. A群(基盤科目)及びB群(教養科目)で20単位以上

イ. C群～K群(専門科目)については、備考欄において各群ごとに示される必修単位数を含め84単位以上

ウ. A群～K群及びL群(関連科目)で24単位以上

(大学院学生の履修)

第15条 本大学大学院の学生が、経済学部の授業科目の履修を希望するときは、教授会の議を経て、許可することができる。

(転学部・転部及び転学科)

第16条 学則第13条の規定による、転学部の願い出があつた場合、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 1部と2部間の転部又は経済学科と地域経済学科の間の転学科を希望する者については、教授会の議を経て、許可することができる。

(編入学等)

第17条 学則第12条・第13条の規定により編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、許可するものとする。

2 前項の規定により編入学又は転入学した者の入学前に履修した単位の認定、及び本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定、並びに本大学における在学期間の認定は、教授会の議によるものとする。

(研究生)

第18条 本学部において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、研究生として許可するものとする。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(委託生)

第19条 本学部の特定の授業科目について、公共団体等より修学を委託される者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、委託生として許可するものとする。

(科目等履修生)

第20条 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として許可する。

(特別聴講学生)

第21条 単位互換協定に基づき、本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(準用)

第22条 本規則の規定は、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生に準用する。

(学籍異動)

第23条 学生の学籍異動に関する事項については、学則及びこの規則の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

(学生への告知)

第24条 学生に対する告知は、掲示をもって行なう。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の適用は、学則附則第2項を準用する。

附 則

本規則第3条の規定について、平成11年4月1日施行の学則別表2の(1)及び(2)は、平成10年度入学生にもこれを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本規則第3条の規定について、平成12年4月1日施行の学則別表1(1)及び(2)、学則別表2及び(2)は、平成10・11年度入学生にもこれを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第12条の規定については、平成18年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)のK群科目については、平成30年4月1日から適用する。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表1(1)及び(2)並びに学則別表2(1)及び(2)のH群またはI群科目のうち、「交通政策論」は平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学経営学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学学則（以下「学則」という）第3条第2項により、経営学部（以下「本学部」という）の学生に関する事項を定める。

2 本学部学生（以下「学生」という）の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部に、次の学科を置く。

- (1) 1部経営学科及び1部経営情報学科
- (2) 2部経営学科

2 本学部は、教育目標として、建学の精神(自由で不屈な開拓者精神)に則り、自由な精神、進取の精神及び不屈の精神を涵養し、専門知識と行動力を兼ね備えた実践力を養成することを掲げる。

経営学科は、経営・市場・企業にかかわる経営分野の専門知識とそれを活かす実践力を併せ持ち、組織や社会を力強く発展させることができる優れた人材を育成する。

経営情報学科は、会計・情報・心理にかかわる経営分野の専門知識とそれを活かす実践力を併せ持ち、組織や社会を力強く発展させることができる優れた人材を育成する。

教育目標としての専門知識と実践力の養成は、その教育の力点を、組織を中心に体系化された経営分野の専門教育と充実した多様な実践教育においてなされるものであり、その実現にあたっては次の多面的な視点が教育の理念・方針(学部設置趣旨)として尊重されなければならない。

- (1) 組織を中心とした経営学教育
- (2) 実践志向の経営学教育
- (3) グローバルな視点に立つ経営学教育
- (4) 情報分析を重視した経営学教育
- (5) 人間行動の側面を重視した経営学教育

(授業科目及び単位)

第3条 学生の履修すべき授業科目の名称、区分、単位数及び年次配当は、別表をもって定める。ただし、教授会の議を経て、休講又は年次配当を変更することができる。

(単位数の計算方法)

第4条 演習については、学則第20条第3号ただし書きの規定により15時間の授業をもって1単位とする。

2 実習科目については、学則第20条第4号ただし書きの規定により30時間の授業をもって1単位とする。

3 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

(履修手続)

第5条 学生は、指定する期間内に所定の様式によって、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 履修方法に関しては、別に定める。

3 外国人留学生及び海外帰国生徒学生のための特別入学試験によって入学を許可された学生は、学則別表3(1)又は(2)に定める留学生(外国人留学生・海外帰国生徒学生向け)科目を履修することができる。

4 前項で修得した単位は、総合教育科目の修得単位に算入することができる。

5 学則第19条の規定により履修した他学部の授業科目の単位は、卒業のために必要な単位に含めない。

(試験)

第6条 試験は、その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし、必要に応じて臨時に試験を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、本学部において特に必要と認める場合は、追って試験を行うことがで

きる。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可をもって合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合・否とする。

(単位の修得)

第8条 学生が単位を修得するためには、履修した授業科目の担当教員が行う試験等に合格しなければならない。

(入学前の既修得単位認定)

第9条 学則第26条の規定により認定する単位及びこのうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(他大学等の授業科目の履修等)

第10条 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定、及び在学期間の算入若しくは本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定は、別に定める基準に基づき、教授会の議によるものとする。

(大学以外の教育施設等における学修等)

第11条 学則第25条の規定により単位を与える場合の単位、及びこの単位のうち本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定は、別に定める基準に基づき教授会の議によるものとする。

(進級)

第12条 本学部1部経営学科及び1部経営情報学科の2年次に進級できる者は、学生として入学し、1年以上在学し、学則別表3に定める授業科目を履修し、22単位を修得しなければならない。また、3年次に進級できる者は、2年以上在学し、学則別表3に定める授業科目を履修し、44単位を修得しなければならない。

2 本学部2部経営学科の3年次に進級できる者は、学生として入学し、2年以上在学し、学則別表4に定める授業科目を履修し、32単位を修得しなければならない。

(卒業研究)

第13条 卒業研究を履修しようとする学生は、その指導を受けようとする教員の許可を受けて、履修登録の手続を行なわれなければならない。

2 卒業研究は、前項の許可を与えた教員の指導の下に行う。

3 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(卒業及び学位)

第14条 本学部1部経営学科を卒業し、学士(経営学)の学位を得るためには、学則別表3(1)に定める授業科目中、次の第1号から第7号までに定める単位を修得しなければならない。

(1) 総合教育科目から24単位以上

(2) 専門教育科目の専門導入科目から16単位以上

(3) 専門教育科目の専門基幹科目から14単位以上

(4) 専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から36単位以上

(5) 表1-(1)又は1-(2)で定める科目から42単位以上

(6) 専門教育科目の専門展開科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から64単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内とする

(7) 総合教育科目、専門教育科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の合計128単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内、経済学科目及び法学・歴史学科目は12単位以内とする

2 本学部1部経営情報学科を卒業し、学士(経営学)の学位を得るためには、学則別表3(2)に定める授業科目中、次の第1号から第7号までに定める単位を修得しなければならない。

(1) 総合教育科目から24単位以上

(2) 専門教育科目の専門導入科目から16単位以上

(3) 専門教育科目の専門基幹科目から14単位以上

(4) 専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から36単位以上

(5) 表1-(1)、1-(2)又は1-(3)で定める科目から42単位以上

- (6) 専門教育科目の専門展開科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から64単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内とする
 - (7) 総合教育科目、専門教育科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の合計128単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内、経済学科目及び法学・歴史学科目は12単位以内とする
- 3 本学部2部経営学科を卒業し、学士（経営学）の学位を得るためには、学則別表4(1)に定める授業科目中、次の第1号から第7号までに定める単位を修得しなければならない。
- (1) 総合教育科目から20単位以上
 - (2) 専門教育科目の専門導入科目から12単位以上
 - (3) 専門教育科目の専門基幹科目から8単位以上
 - (4) 専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から30単位以上
 - (5) 表1-(1)、1-(2)又は1-(3)で定める科目から30単位以上
 - (6) 専門教育科目の専門展開科目、演習科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から46単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内とする
 - (7) 総合教育科目、専門教育科目、演習科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の合計128単位以上。ただし、資格取得科目は6単位以内、経済学科目及び法学・歴史学科目は12単位以内とする

(大学院学生の履修)

第15条 北海学園大学大学院の学生が、経営学部の授業科目の履修を希望するときは、教授会の議を経て、許可することができる。

(転学部・転部及び転学科)

第16条 学則第13条の規定による、転学部の願い出があった場合、教授会の議を経て、許可することができる。

2 1部と2部との間の転部又は経営学科と経営情報学科の間の転学科を希望する者については、教授会の議を経て、許可することができる。

(編入学・転入学)

第17条 学則第12条・第13条の規定により編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、許可することができる。

2 前項の規定により編入学又は転入学した者の入学前に履修した単位の認定及び本規則第14条に規定する卒業要件に算入する単位の認定並びに本大学における在学期間の認定は、教授会の議によるものとする。

(研究生)

第18条 本学部において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、研究生として許可することができる。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(委託生)

第19条 本学部の特定の授業科目について、公共団体等より修学を委託される者があるときは、選考のうえ教授会の議を経て、委託生として許可することができる。

(科目等履修生)

第20条 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を願い出る者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として許可することができる。

(特別聴講学生)

第21条 単位互換協定に基づき、本学部において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(準用)

第22条 本規則の規定は、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生に準用する。

(学籍異動)

第23条 学生の学籍異動に関する事項については、学則及びこの規則の定めるところによるほか、別

に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第5条第5項に規定する授業科目の履修は、従前の学則別表2(1)及び(2)の「認定心理士関連科目」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4は入学年度にかかわらず、平成19年度開講年次学生から適用する。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の自由科目のうち「海外文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は平成15年度入学生から適用し平成19年4月以降に留学した者とする。
- 4 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の実習科目のうち「海外総合実習」は平成17年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4は入学年度にかかわらず、平成20年度開講年次学生から適用する。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の専門教育科目・経営学科科目のうち「チェーンストア論」は平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4は平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学者については従前の規程による。
- 3 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の各群科目のうち「特別講義」は平成15年度入学生から適用する。
- 4 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4の演習・実習科目のうち「海外総合実習」は平成17年度入学生から適用する。
- 5 ただし、第12条、第13条及び第14条は平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)のキャリア形成・実務科目群、演習・実習科目群のうち「特別講義」は平成15年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の規程による。
- 3 ただし、第12条及び第14条は平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表3(1)及び(2)、学則別表4(1)は令和5年度入学生から適用し、令和4年度以前の入学者については従前の規程による。
- 3 ただし、第12条及び第14条は令和5年度入学生から適用し、令和4年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学法学部規則

(趣 旨)

第1条 北海学園大学法学部（以下「法学部」という。）の学生及び法学部の特定の授業科目を履修する者（以下これらを「法学部の学生等」という。）に関して必要な事項については、北海学園大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、学則第3条第2項の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(教育研究目的)

第1条の2 法学部は、1部と2部にそれぞれ法律学科と政治学科の2学科をおく。

2 法律学科及び政治学科の教育研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学科

本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会のさまざまな問題に対し、法律学・政治学などに関する幅広い見識に基づき、法的思考を用いて、主体的に立ち向かうことのできる学生を育成するとともに、わが国及び国際社会における法的紛争を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学科

本学の建学精神である自主独立の「開拓者精神」にのっとり、現代社会のさまざまな問題に対し、政治学・法律学などに関する幅広い見識に基づき、政治学的思考を用いて、主体的に立ち向かうことのできる学生を育成するとともに、わが国及び国際社会における多様な政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

3 法律学科は、法曹養成プログラムをおき、これに関する事項については、別に定めるところによる。

(学科への所属)

第2条 法学部1部に入学した学生は、別に定める選考基準により、教授会の議を経て、2年次から1部法律学科又は1部政治学科に所属する。

2 法学部2部に入学した学生は、別に定める選考基準により、教授会の議を経て、2年次から2部法律学科又は2部政治学科に所属する。

(転 部)

第3条 法学部の学生が1部から2部へ、又は2部から1部へ転部を志願する場合において、教授会の議を経て、転部を許可することができる。

(転学科)

第4条 法学部の学生が法律学科から政治学科へ、又は政治学科から法律学科へ転学科を志願する場合において、教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

(学籍異動)

第5条 法学部の学生の学籍異動に関する事項については、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業科目)

第6条 次の各号に掲げる法学部の学生は、それぞれ当該各号に定める授業科目（履修登録する年度において開講されない授業科目を除く）を履修することができる。ただし、履修要項に定める場合を除き、上級年次に配当されている授業科目を履修することはできない。

(1) 1部の1年次学生 学則別表5(1)又は同表5(2)に掲げる授業科目

(2) 1部法律学科の学生 学則別表5(1)に掲げる授業科目

(3) 1部政治学科の学生 学則別表5(2)に掲げる授業科目

(4) 2部の1年次学生 学則別表6(1)又は同表6(2)に掲げる授業科目

(5) 2部法律学科の学生 学則別表6(1)に掲げる授業科目

(6) 2部政治学科の学生 学則別表6(2)に掲げる授業科目

2 学則別表5(1)に掲げる1年次配当の授業科目と同表5(2)に掲げる1年次配当の授業科目との間において授業科目名の同一のものは、1つの授業科目とする。学則別表6(1)に掲げる1年次配当

の授業科目と同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目との間においても、同様とする。

- 3 学則別表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)に掲げる授業科目は、外国人留学生又は海外帰国生徒のための特別入学試験によって入学を許可された学生を除き、履修することができない。これらの学生で学部長が必要と認めた者は、この科目のうちから1又は複数の授業科目を履修しなければならない。

(単位数の計算方法)

第7条 学則別表5及び同表6の1群(基盤科目)の言語のうち文化及び演習、並びに15群(グローバルセミナー)のうちグローバルセミナーIについては、学則第20条第2号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

- 2 学則別表5及び同表6の3群(基礎教育演習)9群(専門演習)及び10群(講読)の授業科目、並びに同表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)のうち演習については、学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

- 3 学則別表5及び同表6の15群(グローバルセミナー)のうち領事館インターンシップ、並びに自由科目のうちインターンシップ及びNPOインターンシップについては、学則第20条第4号ただし書の規定により、30時間の授業をもって1単位とする。

- 4 学則別表5及び同表6の自由科目のうちキャリア・ガイダンスについては、学則第20条第1号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とする。

(科目履修の例外)

第8条 履修要項の定めるところにより、法学部1部の1年次学生は学則別表5(1)又は同表5(2)に掲げる1年次配当の授業科目を2部において、法学部2部の1年次学生は学則別表6(1)又は同表6(2)に掲げる1年次配当の授業科目を1部において、履修することができる。

- 2 履修要項の定めるところにより、1部法律学科の学生は学則別表5(1)に掲げる授業科目を2部において、2部法律学科の学生は学則別表6(1)に掲げる授業科目を1部において、履修することができる。

- 3 履修要項の定めるところにより、1部政治学科の学生は学則別表5(2)に掲げる授業科目を2部において、2部政治学科の学生は学則別表6(2)に掲げる授業科目を1部において、履修することができる。

(大学院学生の履修)

第9条 学部長は、願い出により、北海学園大学大学院の学生に法学部の授業科目の履修を許可することができる。

(履修許可)

第10条 法学部の学生等は、別段の定めのある場合を除き、学年の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

(履修要項その他の定め)

第11条 授業科目の履修制限、履修登録手続その他の履修に関する事項は、この規則に定めるもののほか、履修要項その他別に定めるところによる。

(試験及び成績の評価)

第12条 試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末毎に行う。

- 2 やむをえない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時に試験を行うことができる。

- 3 試験及び成績の評価は、この規則に定めるもののほか、履修要項その他別に定めるところによる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、学部長が教授会の議を経て行う。

(卒業研究)

第14条 卒業研究を履修しようとする法学部の学生は、その指導を受けようとする教員の許可を受けて、履修登録の手続を行わなければならない。

- 2 卒業研究は、前項の許可を与えた教員の指導の下に行う。

- 3 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(他学部で修得した単位の扱い)

第15条 法学部の学生が学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修することによって修得した単位は、法学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他大学等で修得した単位及び学修の単位認定)

第16条 学則第24条第2項及び同第25条第1項の規定による単位認定に関する手続及びその基準は、

別に定める。

(入学前修得単位等の単位認定)

第17条 学則第26条第1項及び第2項の規定による単位認定，並びに転学部，転部又は転学科を許可された学生の既修得単位についての単位認定に関する手続及びその基準は，別に定める。

(卒業要件)

第18条 学部長は，教授会の議を経て，次の各号に掲げる学科の学生がそれぞれ当該各号のイからハまでに定める卒業に必要な単位を修得したことを認定する。

(1) 1部法律学科

イ 学則別表5(1)の4群(入門講義)から7群(法律学専門講義)までの授業科目から52単位以上

ロ 学則別表5(1)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表5(1)の1群(基盤科目)から15群(グローバルセミナー)までの授業科目から128単位以上

(2) 1部政治学科

イ 学則別表5(2)の4群(入門講義)から7群(政治学専門講義)までの授業科目から44単位以上

ロ 学則別表5(2)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表5(2)の1群(基盤科目)から15群(グローバルセミナー)までの授業科目から128単位以上

(3) 2部法律学科

イ 学則別表6(1)の4群(入門講義)から7群(法律学専門講義)までの授業科目から52単位以上

ロ 学則別表6(1)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表6(1)の1群(基盤科目)から15群(グローバルセミナー)までの授業科目から128単位以上

(4) 2部政治学科

イ 学則別表6(2)の4群(入門講義)から7群(政治学専門講義)までの授業科目から44単位以上

ロ 学則別表6(2)の3群(基礎教育演習)から13群(総合応用講義)までの授業科目から68単位以上

ハ 学則別表6(2)の1群(基盤科目)から15群(グローバルセミナー)までの授業科目から128単位以上

2 学則別表5の留学生科目(外国人留学生・海外帰国学生)の修得単位は，前項第1号及び第2号の定める単位の計算について，2群(教養科目)の授業科目の修得単位とみなす。

(早期卒業)

第19条 学則第32条第5項に定める卒業に必要な基準は別に定める。

附 則

1 この規則は，平成10年4月1日から施行する。

2 この規則は，学則附則第2項各号に掲げる者に適用しない。

附 則

1 この規則は，平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年4月1日前の入学者については従前の例による。

附 則

この規則は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は，平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年4月1日前に入学した者(1年次在学中に休学し，平成17年4月1日以降に復学をした者を除く。)並びに平成17年度及び平成18年度に編入学した者等については，従前の例による。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第19条の規定は平成31年度以降の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学人文学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学学則(以下「学則」という)第3条第2項により、人文学部(以下、「本学部」という)の学生に関する事項を定める。

2 本学部学生の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部には、学則第3条により、次の部・学科を置く。

1部 日本文化学科 2部 日本文化学科

1部 英米文化学科 2部 英米文化学科

2 本学部は、近代ヨーロッパに起源を持つ人文主義を批判的に継承することで人間としてのあるべき姿を追求し、人間と自然、自己と他者が共生できる世界を目指す「新人文主義」の理念の下、「文化を学ぶ、世界と繋がる」をモットーに、地域に根ざしつつグローバルな視野をもって、人間と人為の所産である文化を探究することを教育研究上の目的とする。

3 日本文化学科は、教養を基礎として、主に日本語と日本文化に関する専門知識に裏づけられた洞察力・表現力・創造力を身につけ、多様性に開かれた社会を築くため、主体的に活動できる人間の育成を目指す。

4 英米文化学科は、教養を基礎として、主に英語と欧米文化に関する専門知識に裏づけられた洞察力・表現力・創造力を身につけ、多様性に開かれた社会を築くため、主体的に活動できる人間の育成を目指す。

(進級)

第3条 本学部3年次進級には、2年終了時において一般教育科目及び専門教育科目にわたり履修し、1部学生は52単位以上、2部学生は48単位以上を修得していなければならない。

(転学部・転部・転学科)

第4条 本学部学生で他学部への転学部を希望する者あるいは他学部生で本学部への転学部を希望する者については、学則第13条により、教授会の議を経て、これを許可することができる。その手続きについては別に定める。

2 本学部の学生で1部2部間の転部並びに学科間の転学科を希望する者については、教授会が選考のうえ、許可することができる。

(編入学・転入学)

第4条の2 学則第12条及び第13条の規定により本学部編入学又は転入学を志願する者の入学年次は、第3年次とする。

2 学則第12条第3項及び第13条第3項の規定により認定する単位については、別に定める。

3 学則第12条第4項の規定により算入する在学年数は2年とし、入学後の在学期間は、6年を超えることができない。

(授業科目)

第5条 本学部の日本文化学科及び英米文化学科の授業科目、その必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目の区別、単位数及びその年次配当は、1部学生については学則別表7、2部学生については学則別表8をもって定める。

ただし、履修登録する年度において開講されない授業科目については、この限りではない。

2 日本語教員養成課程を履修する学生については、同課程履修規程による。

3 学則別表7及び学則別表8に定める授業科目については、別の定めにより、上級年次に配当された授業科目を履修することができる。

(単位の計算)

第6条 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは別に定める。

(2) 演習科目のうち学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは別に定める。

(3) 実習科目のうち学則第20条第4号ただし書の規定により、30時間の授業をもって1単位とするものは別に定める。

(履修手続き)

第7条 学生は、履修する授業科目を本学部の指定する期間内に所定の様式によって願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 授業科目の履修制限、履修登録手続き及びその他の履修に関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 学則第26条第1項及び第2項に規定する単位等の認定の基準は別に定める。

(外国人留学生)

第9条 学則第11条第2項による外国人留学生として入学した者は、学則別表7に定める特定の授業科目について代替科目を履修することができる。

(海外帰国生徒学生)

第10条 学則第11条第2項による海外帰国生徒学生として入学した者は、学則別表7に定める特定の授業科目について代替科目を履修することができる。

(単位の修得)

第11条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験等に合格しなければならない。

(卒業研究)

第12条 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(試験)

第13条 試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末に行う。

2 あらかじめ定められた試験の期日に受験できなかった者で、所定の手続きを経て学部長の許可を受けた者については、特定の授業科目につき、教授会の議を経て、別の期日に試験を行う。

3 前2項のほか、やむをえない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時に試験を行うことができる。

4 試験の実施については、この他に定めることがある。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(卒業・学位)

第15条 本学部を卒業し、学士(文学)の学位を得るためには、学則別表に定める授業科目中、必修科目・選択科目の所定単位を次の通り修得しなくてはならない。

(1) 1部日本文化学科の学生は、一般教育科目の基盤科目の言語の科目及び専門教育科目の英語科目の中から4単位以上、専門教育科目88単位以上(必修条件を含む)修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計132単位以上修得

(2) 1部英米文化学科の学生は、専門教育科目88単位以上(必修条件を含む)修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計132単位以上修得

(3) 2部日本文化学科の学生は、一般教育科目の基盤科目の言語の科目及び専門教育科目の英語科目の中から4単位以上、専門教育科目88単位以上(必修条件を含む)修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計124単位以上修得

(4) 2部英米文化学科の学生は、専門教育科目88単位以上(必修条件を含む)修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計124単位以上修得

(科目等履修生)

第16条 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を科目等履修生として願い出る者については、学則第40条の趣旨により、教授会の選考のうえ、これを許可することができる。

2 本学部の科目等履修生が、1年間に履修できる単位数は28単位以内とする。

(研究生)

第17条 本学部において特定事項につき研究しようとする者があるときは、支障のない限り教授会の選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(他大学等の授業科目の履修)

第18条 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位，又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定，及び在学期間の算入，若しくは本規則第15条に規定する卒業要件に算入する単位の認定等は別に定める基準に基づき，教授会の議を経てこれを認定する。

2 本学部2部学生が，特別聴講学生として他大学の授業科目を履修する場合の取り扱いについては，別に定める規程による。

(他学部の授業科目の履修)

第19条 本学部の学生が，学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修する場合，本学部及び履修を希望する当該学部の学部長の許可を受けなければならない。

ただし，単位の認定を受けることはできるが，卒業に必要な単位には算入されない。

2 他学部の学生が，学則第19条の規定により本学部の授業科目を履修する場合，本学部及び所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(学籍異動)

第20条 学生の学籍異動に関する事項については，学則及びこの規則の定めるところによるほか，別に定めるところによる。

附 則

この規則は，平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成10年4月1日から施行する。
- 2 ただし，第5条（授業科目）及び第15条（卒業・学位）は，平成9年度以前の入学者については従前の規則による。
- 3 ただし，第3条（進級），第5条の6（他学科履修），第9条（外国人留学生）及び第10条（海外帰国生徒学生）は，平成9年度以前の入学者については適用しない。
- 4 ただし，平成9年度以前の入学者の学部3年次に移行できるものは，従前の学則第2条第2項に基づく教養部規則第5条第3項各号の所定単位を修得した者でなければならない。

附 則

この規則は，平成10年12月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成12年4月1日から施行する。
ただし，第5条第7項は，平成10年度以降入学者から適用する。

附 則

この規則は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成15年4月1日から施行する。
- 2 ただし，第15条（卒業・学位）は，平成14年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は，平成17年4月1日から施行する。
- 2 ただし，第3条（進級），第15条（卒業・学位）は，平成16年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 ただし，平成22年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 ただし，平成23年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成25年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第15条第1項の各号は、平成25年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 ただし、本規則第5条第1項に規定する平成28年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目については、平成26年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成28年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成29年度以前の入学者については従前の規則による。
- 3 ただし、本規則第5条第1項に規定する平成30年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目のうち、「地理情報システム論」、「英米文化特別演習Ⅰ」及び「伝統文化特別実習」並びに「Special SkillsⅠ」、「Special SkillsⅡ」及び「ボランティアシップ」の年次配当については平成26年度から平成29年度入学生に適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 ただし、本規則第5条第1項に規定する平成31年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目のうち、「英米文化特別演習Ⅲ」及び「文化遺産特別演習」については平成26年度入学生から適用する。

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 ただし、本規則第5条第1項に規定する令和3年4月1日施行の学則別表7及び8のイ一般教育科目のうち、「共同学位協定校修得科目（一般）」及びロ 専門教育科目のうち、「共同学位協定校修得科目（専門）」については、令和2年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 ただし、本規則第5条第1項に規定する令和5年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目のうち、「応用地理情報システム論」については令和2年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学工学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学学則(以下「学則」という。)第3条第2項により、工学部の学生(以下「学生」という。)に関する事項を定める。

2 学生の教育課程に関する必要な事項は、学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部には、学則第3条により、次の学科を置く。

社会環境工学科

(1) 社会環境コース

(2) 環境情報コース

建築学科

電子情報工学科

生命工学科

2 社会環境工学科の目的は次の各号とする。

(1) 社会環境コースは、国民の安全・安心のための生活基盤、および経済活動の活性化のための生産・流通基盤等の計画、設計、建設のための基礎的な技術者教育を行い、新しい時代の要請に応え得る“専門建設技術者”の育成を目的とする。

(2) 環境情報コースは、環境保全対策、防災政策、福祉政策に必要不可欠なリスク管理、社会調査、及び合意形成等の手法に習熟し、環境への配慮を常に欠かさない人間中心の視野を持ち、あらゆる人にとって優しい安全、安心なまちづくりを目指す“文理融合型の技術者”の育成を目的とする。

3 建築学科は、空間、環境、構造・材料の各分野の教育研究を通じ、機能と空間造形のあり方、建物内外の快適な環境づくり、建物の品質と安全・耐久性の確保等に関して必要な知識を身に付け、建築を創造性豊かに考究する能力を培うと共に、建築と地域・都市との関係や地球環境の未来に関する課題に取り組む幅広い問題意識を持ち、プレゼンテーションやコミュニケーションの能力を発揮して積極的に社会に貢献する人材の育成を目的とする。

4 電子情報工学科は、ハードウェアとソフトウェアの両面を基礎から応用にいたるまで幅広く学び、新しい技術を生み出すための知識と能力をもつ人材の育成を目的とする。

5 生命工学科は、次世代の最先端工学である生命科学と人間情報工学の両面において深い知識を有し、地域・国際社会のニーズを的確に捉える広い洞察力と、生命・地球環境への高い倫理観を併せ持つ人材の育成を目的とする。

(授業科目)

第3条 学生の授業科目、その必修科目、選択科目、自由科目の区別、単位数及びその年次配当については、学則別表9に掲げるとおりとする。ただし、教授会の議を経て、年次配当を変更することができる。

2 履修の手引に定めた場合は、教授会の議を経て、上級年次に配当された授業科目を履修することができる。

(単位数の計算方法)

第4条 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

2 専門教育科目の演習科目のうち学則第20条第2号ただし書きの規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは、別に定める。

3 卒業研究については、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修)

第5条 学生は、その学年又はその学期の当初に所定の手続きによって履修する授業科目を願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

(外国人留学生・海外帰国生徒学生の履修)

第6条 外国人留学生及び海外帰国生徒学生のための特別入学試験によって入学を許可された学生は、学則別表9に定める日本語・日本事情（外国人留学生・海外帰国生徒学生向け）科目にそれぞれ掲げる授業科目を履修することができる。これらの学生で学部長が必要と認めた者は、この科目のうち1つ又は複数の授業科目を履修しなければならない。

2 前項で修得した単位は、一般教育科目の修得単位に算入することができる。
（大学院学生の履修）

第7条 本大学大学院工学研究科の学生が、工学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。
（履修手続き）

第8条 授業科目の履修制限、履修登録手続きその他の履修に関する事項は、この規則に定めるもののほか、履修の手引きその他に定めるところによる。
（単位の修得）

第9条 学生が、単位を修得するためには、履修した授業科目の試験等に合格し、教授会の議を経なければならない。

2 卒業研究については、当該研究の担当教員がその成果を評価し、教授会の議を経なければならない。
（入学前の既修得単位の認定）

第10条 本学部1年次に入学した学生が、工学部に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、工学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

2 学則第12条・第13条に基づいて編入学又は転入学を許可された学生が、入学する前に履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を工学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。
（試験）

第11条 試験は、その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし、必要ある場合には臨時に試験を行うことができる。

2 試験に不合格となった授業科目については、教授会の議を経て試験を行うことができる。
（成績の評価）

第12条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種によって評価し、秀、優、良及び可を合格とする。

ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

（進級）

第13条 社会環境工学科にあっては学則別表社会環境コース9(1)及び環境情報コース9(2)に掲げる授業科目で1年次に配当されている授業科目のうちから、次に定める単位を修得した1年次学生は、2年次に進級することができる。

社会環境コース

(1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から6単位以上

(2) 専門教育科目の総合系のうち必修科目2単位以上

(3) 一般教育科目の基盤科目のうち言語、教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学・自然科学の環境、工学基礎科目の1～3群及び専門教育科目の合計14単位以上

環境情報コース

(1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から6単位以上

(2) 専門教育科目の総合系のうち必修科目2単位以上

(3) 一般教育科目の基盤科目のうち言語、教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学・自然科学の環境、工学基礎科目の1～3群及び専門教育科目の合計14単位以上

2 建築学科にあっては学則別表9(3)に掲げる授業科目で1年次に配当されている授業科目のうちから、一般教育科目、工学基礎科目及び専門教育科目合計30単位以上を修得した1年次学生は、2年次に進級することができる。

- 3 電子情報工学科にあつては学則別表 9 (4)に掲げる授業科目で 1 年次に配当されている授業科目のうちから、次に定める単位を修得した 1 年次学生は、2 年次に進級することができる。
 - (1) 一般教育科目から14単位以上
 - (2) 専門教育科目から 7 単位以上（基礎数物系科目を除く）、基礎数物系必修科目 6 単位以上
- 4 電子情報工学科にあつては 4 年次進級には、3 年次終了時において総単位数90単位以上を修得していなければならない。
- 5 生命工学科にあつては学則別表 9 (5)生命工学科に掲げる授業科目で 1 年次に配当されている授業科目のうちから、一般教育科目及び専門教育科目合計28単位以上を修得した 1 年次学生は、2 年次に進級することができる。
- 6 生命工学科にあつては 4 年次進級には、3 年終了時において総単位数90単位以上を修得していなければならない。

(卒業)

第14条 社会環境工学科を卒業し、学士（工学）の学位を得るためには、学則別表社会環境コース 9

(1)及び環境情報コース 9 (2)に掲げる授業科目中、次に定める単位を修得しなければならない。

社会環境コース

- (1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学及び基盤科目の言語（技術英語を含む）から20単位以上
- (2) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から10単位以上
- (3) 一般教育科目の基盤科目の言語（技術英語を含む）のうち 1 科目 1 単位の英語科目 2 単位以上
- (4) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境、工学基礎科目の 1～3 群、専門教育科目の基盤数理系 1～2 群から22単位以上
- (5) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境から 4 単位以上
- (6) 工学基礎科目の 1～3 群から必修 2 単位、1・2 群から各 2 単位以上
- (7) 専門教育科目の基盤数理系 1 群から1.5単位以上
- (8) 専門教育科目（基盤数理系及び技術英語以外）のうち必修47単位、かつ選択35単位以上（ただし、環境工学系、計画・設計・維持管理系からそれぞれ 4 単位以上とその他の系からそれぞれ 2 単位以上を含む）
- (9) 一般教育科目、工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上

環境情報コース

- (1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学及び基盤科目の言語（技術英語を含む）から20単位以上
 - (2) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から10単位以上
 - (3) 一般教育科目の基盤科目の言語（技術英語を含む）のうち 1 科目 1 単位の英語科目 2 単位以上を含む 4 単位以上
 - (4) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境、工学基礎科目の 1～3 群、専門教育科目の基盤数理系 1～2 群から22単位以上
 - (5) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境から 6 単位以上
 - (6) 工学基礎科目の 1・2 群から各 2 単位以上
 - (7) 専門教育科目の基盤数理系 1 群から1.5単位以上
 - (8) 専門教育科目（基盤数理系及び技術英語以外）のうち必修33単位、かつ選択49単位以上（ただし、総合系選択必修4.5単位以上、都市環境系から4単位以上、都市経営系と都市防災系からそれぞれ2単位以上を含む）
 - (9) 一般教育科目、工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上
- 2 建築学科を卒業し、学士（工学）の学位を得るためには、学則別表 9 (3)に掲げる授業科目中、次に定める単位を修得しなければならない。
 - (1) 専門教育科目82単位以上
 - (2) 一般教育科目、工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上
 - 3 電子情報工学科を卒業し、学士（工学）の学位を得るためには、学則別表 9 (4)に掲げる授業科目中、次に定める単位を修得しなければならない。
 - (1) 一般教育科目のうち英語科目 4 科目 4 単位以上を含む22単位以上

- (2) 専門教育科目のうち選択科目76単位以上（選択必修30単位以上を含む、基礎数物系科目を除く）を含む98単位以上
- (3) 一般教育科目及び専門教育科目合計128単位以上
- 4 生命工学科を卒業し、学士（工学）の学位を得るためには、学則別表9(5)に掲げる授業科目中、次に定める単位を修得しなければならない。
 - (1) 一般教育科目の基盤科目の言語のうち2科目2単位以上
 - (2) 専門教育科目のうち必修17単位と選択必修29単位以上を含み、かつB群とC群それぞれから24単位以上を含む80単位以上
 - (3) 一般教育科目及び専門教育科目の合計124単位以上
(転学部・転学科・転コース)

第15条 学則第13条の規定による転学部の願い出があった場合、学部長は、教授会の議を経て、学長に許可を求めるものとする。

- 2 工学部の学科間の転学科を希望する者については、学部長は、教授会の議を経て、学長に許可を求めるものとする。
- 3 社会環境工学科の2つのコース間の転コースを希望する者については、学部長は、教授会の議を経て、学長に許可を求めるものとする。
- 4 転学部・転学科の許可を得た学生の既修得単位の認定は、別に定めるところによる。
(他学部及び他学科の履修)

第16条 学生が、学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修する場合、工学部及び履修を希望する当該学部の学部長の許可を受けなければならない。

- ただし、単位の認定は、別に定めるところによる。
- 2 学生は、工学部の他学科の授業科目を履修することができる。この場合、工学部の教授会で承認されなければならない。
ただし、単位の認定は、別に定めるところによる。
- 3 他学部の学生が、学則第19条の規定により工学部の授業科目を履修する場合、工学部及び所属する学部の学部長の許可を得なければならない。
(学籍異動)

第17条 学生の学籍異動に関する事項については、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に該当する者については、変更後の規則にかかわらず、原則として従前の例による。
 - (1) 平成10年3月31日に在籍する者
 - (2) 平成10年3月31日以前に入学した者で、再入学又は復籍する者
 - (3) 平成10年4月1日以降平成12年3月31日以前に編入学する者
- 3 前項の取り扱いにおいて、教養部、教養部長又は教養部教授会の審議又は決定若しくは認定すべき事項については、工学部、工学部長又は工学部教授会が行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成13年度以前の入学者については、従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条に掲げる別表9の専門教育科目は入学年度にかかわらず、平成15年度開講年次学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第15条（他学部及び他学科の履修）は、平成15年度以前の入学者については、従前の規則による。

- 3 ただし、第2条に掲げる学則別表9の専門教育科目のうち「建築プレゼンテーション」「工学倫理」「データ工学」および「電子デバイス」は入学年度にかかわらず、平成16年度開講年次学生から適用する。
- 4 ただし、第2条に掲げる学則別表9の共通基礎科目のうち「海外文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は平成13年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 ただし、平成16年度以前の入学者については、従前の規則による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条に掲げる学則別表9の専門教育科目のうち「構造特別セミナー」「電気電子技術入門」「電気電子技術基礎」「電気回路基礎」「情報技術入門」「情報リテラシー演習」「電気電子技術基礎演習」「電波工学」「システムとネットワーク」および「通信法規」は入学年度にかかわらず、平成18年度開講年次学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表9の専門教育科目のうち「電気電子技術演習Ⅰ」「電気電子技術演習Ⅱ」「情報技術演習Ⅰ」「情報技術演習Ⅱ」は入学年度にかかわらず、平成19年度開講年次学生から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第3条に掲げる学則別表9の共通基礎科目のうち「数学セミナーⅠ」「数学セミナーⅡ」は入学年度にかかわらず、平成22年度開講年次学生から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学教務センター規程

第1条 北海学園大学学則第55条第2項に基づき、この規程を定める。

第2条 教務センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教務委員会に関する事項
- (2) 一般教育科目に関する事項
- (3) 教職課程に関する事項
- (4) 図書館学課程に関する事項
- (5) 社会教育主事課程に関する事項
- (6) 学芸員課程に関する事項
- (7) 研究紀要『学園論集』に関する事項
- (8) 以下に掲げる施設、設備及び備品等の保守管理に関する事項
 - イ 教室
 - ロ 自然科学実験室
 - ハ 第1体育館、第2体育館及び清田校地体育設備
 - ニ 非常勤講師室、印刷室及び校内放送設備
- (9) その他必要と認める事項

第3条 センター長は、教務委員会及び第5条から第9条に掲げる各委員会の議に基づき、前条に掲げる業務を統括し、その事務を処理するものとする。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 3 センター長が何らかの事情で退任し補欠選挙が行われた場合、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の在任期間は、第2項但し書きに定める4年に算入しない。
- 5 センター長に事故のあるときは、予めセンター長が委員の中から指名した者がその職務を代行する。

第4条 センターに次の事務職員を置く。

- (1) 事務長
- (2) 係長
- (3) 事務職員

第5条 第2条第3号の業務を行うため、センターに教職課程運営委員会及び教職課程委員会を置く。

- 2 教職課程運営委員会及び教職課程委員会の規程は別に定める。

第6条 第2条第4号の業務を行うため、センターに図書館学課程委員会を置く。

- 2 図書館学課程委員会の規程は別に定める。

第7条 第2条第5号の業務を行うため、センターに社会教育主事課程委員会を置く。

- 2 社会教育主事課程委員会の規程は別に定める。

第8条 第2条第6号の業務を行うため、センターに学芸員課程委員会を置く。

- 2 学芸員課程委員会の規程は別に定める。

第9条 第2条第7号の業務を行うため、センターに研究紀要委員会を置く。

- 2 研究紀要委員会の規程は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学教務委員会規程

第1条 北海学園大学学則第61条第2項に基づき、この規程を定める。

第2条 教務委員会（以下「委員会」という。）は、全学的な教務事項を統一かつ円滑に遂行することを目的とし、次の業務を行う。

- (1) 教務日程その他全学に関連する教務事項の原案作成
- (2) 定期試験及び追再試験の実施
- (3) 教務事項に関する各学部及び教務センター（以下「センター」という。）相互間の連絡調整
- (4) 一般教育のカリキュラム案の作成及び実施
- (5) 教育用の施設、機器及び備品についての審議
- (6) 一般教育に関する補充人事等についての協議
- (7) センター規程第2条第1号、第2号、第8号及び第9号にかかわるセンターの予算及びその執行についての審議
- (8) その他委員会として必要な業務

第3条 委員会は、センター長、各学部より選出された委員各2名、各学部及びセンターの事務長をもって構成する。

第4条 センター長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、センター長、各学部より選出された委員各1名以上、各学部及びセンターの事務長の出席をもって成立する。
- 3 各学部及びセンターの事務長が何らかの事情により委員会に出席できない場合、代理の職員を出席させなければならない。
- 4 センター長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会の事務を担当する職員は、委員会に出席し、必要に応じ事実を説明し意見を述べることができる。

第5条 委員会は、必要に応じ、第2条第4号の実務に関する事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会から選出された者1名以上と、委員会の依頼によって当該科目の関係教員から選ばれた者又は各学部から選ばれた者によって構成する。
- 3 小委員会の委員長は、小委員会委員の互選によってこれを選出する。
- 4 前2項については、それぞれ委員会の議に基づいて、センター長が委嘱するものとする。
- 5 小委員会は、第2条に掲げる事項について、委員会に意見を述べることができる。
- 6 委員会は、第2条に掲げる事項について、小委員会の意見を聴くことができる。

第6条 委員会の事務は、センター職員が担当するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

HGU数理・データサイエンス教育プログラム運営委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園大学学則第62条に基づき、HGU数理・データサイエンス教育プログラム運営委員会（以下「委員会」という。）を設け、この規程を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、本学の「HGU数理・データサイエンス教育プログラム」（以下「プログラム」という。）の全学的な実施、並びにプログラムの改善・向上及び自己点検・評価を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した委員1名
- (2) 各学部教授会から選出された委員1名
- (3) 教務センター長
- (4) その他、学長が必要と認め、委員会が承認した委員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業 務)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) プログラムの周知及び運営に関すること
- (2) プログラムを構成する科目の見直し等、改善・向上に関すること
- (3) プログラムの自己点検・評価及び結果の公表に関すること
- (4) その他委員会が必要と認める業務

(委員長)

第6条 委員長は第3条第1号の委員をもって充て、委員会を招集しその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員が委員長の職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、全員一致によって決定されるよう努め、やむを得ない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 必要に応じて、委員会のもとに小委員会を置くことができる。

(事務の所管)

第8条 委員会の事務は、教務センターが担当する。

2 事務を担当する職員は、委員会に出席し、委員長及び委員の求めに応じて説明及び意見を述べることができる。

附 則

この規程は、令和5年11月8日から施行する。

北海学園大学教職課程統括委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園学則第62条に基づき、教職課程統括委員会（以下「委員会」という）を設け、この規程を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、北海学園大学学則第50条第5項及び北海学園大学大学院学則第29条第2項に掲げる教育職員の免許状取得における教職課程の運営について、全学的な観点から検討を行い、効果的かつ効率的な実施の推進を目的とする。

(業 務)

第3条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) 教員養成の全学的な目標の策定及び当該目標を達成するための計画の策定、並びに学部等の目標・計画における整合性確保のための調整
- (2) 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など、全学的な教育課程の編成及び教員組織整備に関する調整
- (3) 各学部等における教職課程・授業科目実施状況の点検・評価
- (4) 教職課程教育の学修成果に関する情報分析
- (5) FD・SD実施に関する全学的な観点からの検証
- (6) 教職課程に関する情報公開の実施と検証
- (7) 関係諸機関との連携・交流に関する連絡調整
- (8) その他必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、学長を委員長とし、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 教務センター長
 - (5) 教職課程運営委員
 - (6) 教職課程委員
 - (7) 事務部長
 - (8) 大学院事務部長
 - (9) 教務センター事務長
- 2 前項第5号及び第6号の委員について、委員会が認めた場合は、代表者のみの出席により委員会を開催することができる。
- 3 委員長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会と関連委員会)

第5条 教職課程の水準の維持・向上のため、次に掲げる委員会（以下「関連委員会」という）を置く。

- (1) 教職課程運営委員会
 - (2) 教職課程委員会
- 2 関連委員会に関する規定は別に定める。
- 3 委員会は第3条の業務を遂行するため関連委員会を統括し、必要に応じて連携する。

(事務の所管)

第6条 委員会の事務は、教務センターが担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学教職課程運営委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という)教務センター規程第5条第1項及び教職課程統括委員会規程第5条第1項に基づき、本大学に教職課程運営委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 本大学教務センター規程第5条第2項及び教職課程統括委員会規程第5条第2項に基づき、この規程を定める。

(目的, 業務)

第2条 委員会は、教職課程の円滑な運営と実施を目的とし、次に掲げる業務を行う。

(1) 当該年度に開講する授業科目及び日程に関する事項の審議

(2) 教育実習・介護体験実習に関する事項の審議

(3) 委員会の予算及びその執行に関する事項の審議

(4) 各学部等における教職課程・授業科目の状況の確認

(5) 教職課程教育の学修成果に関する情報の収集

(6) 教職課程に関するFD・SDの企画・運営

(7) 情報公開に向けた各学部等におけるデータの収集

(8) 教職課程の学生獲得に関連する取組の実施

(9) その他必要な事項

2 委員長又は委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 各学部等との連絡調整を円滑に行うとともに教職課程の水準の維持・向上を図るため、教職課程委員会と連携する。

4 委員会は、教職課程統括委員会及び教職課程委員会に第1項に関する必要な事項を報告する。

(構 成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 教職課程専任教員

(2) 教職課程講師

(3) 教務センター職員

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務の所管)

第5条 委員会の事務は、教務センターが担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学教職課程委員会規程

(総 則)

- 第1条** 北海学園大学(以下「本大学」という)教務センター規程第5条第1項及び教職課程統括委員会規程第5条第1項に基づき、本大学に教職課程委員会(以下「委員会」という)を置く。
- 2 本大学教務センター規程第5条第2項及び教職課程統括委員会規程第5条第2項に基づき、この規程を定める。

(業 務)

- 第2条** 委員会は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 教職課程授業科目の単位修得の認定
 - (2) 科目等履修生に関する事項の審議
 - (3) 教育実習の実施とこれに関わる事項の連絡・調整
 - (4) 各学部等における教職課程の編成に関わる事項の連絡・調整
 - (5) 各学部等における教職指導とこれに関わる事項の連絡・調整
 - (6) その他必要な事項
- 2 委員会は、前項について教職課程運営委員会に報告を行う。
- 3 委員長又は委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(構 成)

- 第3条** 委員会は次の各号に掲げる者により構成する。
- (1) 各学部の教授会より選出された教職課程委員各1名
 - (2) 教職課程運営委員長
 - (3) 教務センター職員
- 2 第1項第1号の委員は、各学部の教職課程における「教科に関する専門的事項」を担当する教員(教職課程運営委員を除く)から選出するものとする。

(委員長)

- 第4条** 委員会の委員長は、教職課程運営委員長とする。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務の所管)

- 第5条** 委員会の事務は、教務センターが担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

北海学園大学教職課程履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第50条第6項及び北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第29条第3項に基づき、教職課程の履修に関する事項を定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第2条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学の教職課程及び本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

経済学部 1部 経済学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 地理歴史

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 商 業

経済学部 1部 地域経済学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 地理歴史

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

経済学部 2部 経済学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 地理歴史

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 商 業

経済学部 2部 地域経済学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 地理歴史

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

経営学部 1部 経営学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 商 業

経営学部 1部 経営情報学科

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 商 業

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 情 報

経営学部 2部 経営学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 商 業

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 情 報

法学部 1部 法律学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 地理歴史

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

法学部 1部 政治学科

中学校教諭一種免許状 (免許教科) 社 会

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 地理歴史

高等学校教諭一種免許状 (免許教科) 公 民

法学部 2部 法律学科

中学校教諭一種免許状	(免許教科) 社 会
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 地理歴史
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 公 民
法学部 2部 政治学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 社 会
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 地理歴史
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 公 民
人文学部 1部 日本文化学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 国 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 国 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 地理歴史
人文学部 1部 英米文化学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 英 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 英 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 地理歴史
人文学部 2部 日本文化学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 国 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 国 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 地理歴史
人文学部 2部 英米文化学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 英 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 英 語
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 地理歴史
工学部 社会環境工学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 数 学
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 数 学
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 工 業
工学部 建築学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 数 学
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 数 学
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 工 業
工学部 電子情報工学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 数 学
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 数 学
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 情 報
工学部 生命工学科	
中学校教諭一種免許状	(免許教科) 理 科
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 理 科
高等学校教諭一種免許状	(免許教科) 情 報
経済学研究科 経済政策専攻	
中学校教諭専修免許状	(免許教科) 社 会
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 地理歴史
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 公 民
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 商 業
経営学研究科 経営学専攻	
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 商 業
法学研究科 法律学専攻	
中学校教諭専修免許状	(免許教科) 社 会
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 公 民
法学研究科 政治学専攻	

中学校教諭専修免許状	(免許教科) 社 会
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 公 民
文学研究科 日本文化専攻	
中学校教諭専修免許状	(免許教科) 国 語
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 国 語
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 地理歴史
文学研究科 英米文化専攻	
中学校教諭専修免許状	(免許教科) 英 語
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 英 語
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 地理歴史
工学研究科 建設工学専攻	
高等学校教諭専修免許状	(免許教科) 工 業

(授業科目)

第3条 教科に関する科目は、別表第1から別表第26のとおりとする。

2 教職課程授業科目は、別表第27のとおりとし、各学部の学科、及び1・2部に共通に開講するものとする。

3 他学部又は他学科の教科に関する科目及び教職課程授業科目の履修を希望する者の取扱いは、別に定めるところによる。

(履修願)

第4条 教職課程の授業科目を履修しようとする者は、所定の期間に、「教職課程履修願」を提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の修得)

第5条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

(試 験)

第6条 試験は、原則として、その授業科目の授業が終了した学期末毎に行う。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(免許状授与の所要資格)

第8条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、次に定める基礎資格をそなえ、かつ、必要な単位を修得しなければならない。

(1) 中学校教諭及び高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、学士の学位を有し、かつ、別表に定める「教科に関する専門的事項」20単位以上、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目(教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目)」から39単位以上を修得すること。

(2) 中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、修士の学位を有すると共に、中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有し、かつ、別表に定める大学が独自に設定する科目24単位以上を修得すること。

(3) 中学校教諭及び高等学校教諭の一種免許状又は専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位に相当する授業科目を別表から履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項第2号の規定にかかわらず、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有し、かつ、一種免許状取得後に3年以上の教育職員の在職年数を有する中学校教諭又は高等学校教諭で、専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別表に定める大学が独自に設定する科目15単位以上を修得することとする。

(単位修得の認定)

第9条 学則別表10及び教職課程履修規程別表第27に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、学則第22条第2項に基づき教職課程委員会が行うものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、新たに本大学に入学した学生が、本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教職課程委員会の議を経て教職課程授業科目に認定し単位を与えることができる。

（免許状の授与）

第10条 第8条による単位を修得した者は、都道府県教育委員会に申請することにより、それぞれの免許教科の中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状又は中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が授与されるものとする。

（受講料）

第11条 教職課程授業科目を履修する者は、本大学学則別表14(5)に定める教職課程受講料を納入しなければならない。

- 2 教育実習及び介護体験実習の履修を許可された者は、本大学学則別表14(5)による実習費を納入しなければならない。科目等履修生も同様とする。

（科目等履修生）

第12条 本大学の科目等履修生規程に基づいて入学した者は、当該学部及び教職課程委員会の許可を得て、教職課程授業科目を履修することができる。

- 2 科目等履修生が1年間に履修することのできる単位数は、30単位以内とする。
- 3 科目等履修生で第8条第1項第1号に定める単位を修得した者は、都道府県教育委員会に申請することにより、それぞれの免許教科の中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状が授与されるものとする。
- 4 本大学院科目等履修生規程第2条第2項により入学した科目等履修生で第8条第1項第2号に定める単位を修得した者は、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格することにより、それぞれの免許教科の中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状が授与されるものとする。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規程は、平成2年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条の規程は、平成10年度1年次から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第3条の規程は、平成11年度1年次から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規程は、平成13年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、教職課程履修規程別表第24は、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、教職課程履修規程別表第8～第11は、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、教職課程履修規程別表第17及び同別表第20における授業科目「国際経済論特殊講義Ⅱ」，「国際経済論特殊講義Ⅱ演習1」，「国際経済論特殊講義Ⅱ演習2」，第24，第25は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、教職課程履修規程別表第21は、平成30年度入学生から適用し、同別表第27は、平成31年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、教職課程履修規程別表第12～15における授業科目「地理情報システム論」，「応用地理情報システム論」は令和2年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学図書館学課程委員会規程

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という。)教務センター規程第6条第1項に基づき、本大学に図書館学課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 教務センター規程第6条第2項に基づき、この規程を定める。

第3条 委員会は、図書館長及び各学部の教授会より選出された図書館学課程委員(以下「委員」という。)各1名並びに図書館学課程専任教員をもって構成する。

第4条 委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した構成員が委員長の代理とするものとする。

第5条 委員会は、図書館学課程の円滑な実施をはかることを目的とし、次の業務を行う。

- (1) 当該年度に開講する授業科目及び日程に関する事項の審議
- (2) 司書となる資格又は司書教諭の所要資格を取得するための単位修得の認定
- (3) 科目等履修生に関する事項の審議
- (4) 委員会の予算及びその執行に関する事項の審議
- (5) 司書講習等の実施に関する事項の審議
- (6) その他委員会として必要な業務

2 委員長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条 委員会の事務は、教務センターの事務が担当する。

2 委員会の事務を担当する教務センターの事務職員は、委員会に出席し、委員長の求めに応じ、事実を説明し意見を述べるができる。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

北海学園大学図書館学課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第51条第6項に基づき、図書館学課程の履修に関する事項を定める。

(資格の種類)

第2条 本大学の図書館学課程で取得できる資格の種類は、司書となる資格又は司書教諭の所要資格とする。

(授業科目)

第3条 図書館学課程の授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目及び選択科目の区別は、学則別表11(以下「別表」という。)のとおりとする。

(履修願)

第4条 図書館学課程の授業科目を履修しようとする者は、所定の期間に、「履修願」を提出して、その許可を受けなければならない。

(単位の修得)

第5条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

(試験)

第6条 試験は、原則として、その授業科目の授業が終了した学期末毎に行う。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

第8条 本大学の学生が司書となる資格を取得するためには、卒業に必要な単位を修得するとともに、別表の(1)司書に関する科目に定める授業科目のうち、各必修科目群中の所定の科目を含み、24単位以上を修得しなければならない。

2 本大学の学生が司書教諭の所要資格を取得するためには、卒業に必要な単位及び教育職員免許状授与資格を得るために必要な単位を修得するとともに、別表の(2)司書教諭に関する科目に定める授業科目のうち、各必修科目群中の所定の科目を含み、10単位以上を修得しなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 本大学学則別表11に掲げる「図書館学課程授業科目」の単位修得の認定は、学則第22条第2項に基づき図書館学課程委員会が行うものとする。

2 教育上有益と認めるときは、新たに本大学に入学した学生が、本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、図書館学課程委員会の議を経て図書館学課程授業科目に認定し単位を与えることができる。

(修了証書の授与)

第10条 学長は、第8条第1項の単位を修得した者に、卒業時に「司書となる資格を有する者」の修了証書を授与する。

2 第8条第2項の単位を修得した者は、卒業後の手続きにより学校図書館司書教諭講習規程第6条に基づき、「司書教諭の講習を修了した者」の修了証書が文部科学省より授与されるものとする。

(受講料)

第11条 図書館学課程の授業科目を履修する者は、本大学学則別表14(6)に定める受講料を納入しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 本大学の科目等履修生規程に基づいて入学した者は、図書館学課程委員会の許可を得、図書館学課程の授業科目を履修することができる。

2 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、38単位以内とする。

3 科目等履修生で本大学学則別表11(1)司書に関する科目に定める授業科目のうち、各必修科目群中の所定の科目を含み、24単位以上を修得した者には、第10条第1項の修了証書を授与し、同別表(2)司書教諭に関する科目に定める授業科目のうち、各必修科目群中の所定の科目を含み、10単位

以上を修得した者には、申請により学校図書館司書教諭講習規程第6条に基づき、第10条第2項の修了証書が授与されるものとする。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学社会教育主事課程委員会規程

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）教務センター規程第7条第1項に基づき、本大学に社会教育主事課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 教務センター規程第7条第2項に基づき、この規程を定める。

第3条 委員会は各学部の教授会より選出された社会教育主事課程委員各1名の委員をもって構成する。

第4条 委員会の委員長は、委員会の互選によって選出し、委員会を代表する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した構成員が委員長の代理とするものとする。

第5条 委員会は、社会教育主事課程の円滑な実施をはかることを目的とし、次の業務を行う。

(1) 当該年度に開講する授業科目及び日程に関する事項の審議

(2) 社会教育主事となる資格を取得するための単位修得の認定

(3) 科目等履修生に関する事項の審議

(4) 委員会の予算及びその執行に関する事項の審議

(5) その他委員会として必要な業務

2 委員長又は委員会が必要と認められるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条 委員会の事務は、教務センターの事務が担当する。

2 委員会の事務を担当する教務センターの事務職員は、委員会に出席し、委員長の求めに応じ、事実を説明し意見を述べることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

北海学園大学社会教育主事課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第51条第6項に基づき、社会教育主事課程の履修に関する事項を定める。

(資格)

第2条 本大学の社会教育主事課程で取得できる資格は、社会教育主事となる資格とする。また、この資格を取得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

(授業科目)

第3条 社会教育主事課程の授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目の区別は、学則別表11(以下「別表」という。)のとおりとする。

(履修願)

第4条 社会教育主事課程の授業科目を履修しようとする者は、所定の期間に、「履修願」を提出して、その許可を受けなければならない。

(単位の修得)

第5条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

(試験)

第6条 試験は、原則として、その授業科目の授業が終了した学期末毎に行う。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(所要資格)

第8条 本大学の学生が社会教育主事となる資格を取得するためには、卒業に必要な単位を修得するとともに、別表の(3)の社会教育主事に関する科目に定める授業科目のうち、必修科目群中の所定の科目を含み、27単位以上を修得しなければならない。

(修了証書の授与)

第9条 学長は、社会教育主事課程委員会の議を経て、この規程に定める別表の授業科目を履修し課程の修了に必要な単位(27単位以上)を修得した者に本大学所定の修了証書を授与する。

(受講料)

第10条 社会教育主事課程の授業科目を履修する者は、学則別表14(7)に定める受講料を納入しなければならない。

(科目等履修生)

第11条 本大学の科目等履修生規程に基づいて入学した者は社会教育主事課程委員会の許可を得て、社会教育主事の授業科目を履修することができる。

2 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は20単位とする。

3 科目等履修生で別表の(3)社会教育主事に関する科目に定める授業科目のうち、各必修科目群中の所定の科目を含み、27単位以上修得した者には、第9条の修了証書を授与されるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 ただし，令和2年4月1日施行の学則別表11の(3)の社会教育主事に関する科目については，平成30年度入学生から適用する。

北海学園大学学芸員課程委員会規程

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という。)教務センター規程第8条第1項に基づき、本大学に学芸員課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 教務センター規程第8条第2項に基づき、この規程を定める。

第3条 委員会は各学部の教授会より選出された学芸員課程委員各1名の委員をもって構成する。

第4条 委員会の委員長は、委員会の互選によって選出し、委員会を代表する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した構成員が委員長の代理とするものとする。

第5条 委員会は、学芸員課程の円滑な実施をはかることを目的とし、次の業務を行う。

(1) 当該年度に開講する授業科目及び日程に関する事項の審議

(2) 学芸員となる資格を取得するための単位修得の認定

(3) 科目等履修生に関する事項の審議

(4) 委員会の予算及びその執行に関する事項の審議

(5) その他委員会として必要な業務

2 委員長又は委員会が必要と認められるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条 委員会の事務は、教務センターの事務が担当する。

2 委員会の事務を担当する教務センターの事務職員は、委員会に出席し、委員長の求めに応じ、事実を説明し意見を述べることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

北海学園大学学芸員課程履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第51条第6項に基づき、学芸員課程の履修に関する事項を定める。

(資 格)

第2条 本大学の学芸員課程で取得できる資格は、学芸員となる資格とする。

(授業科目)

第3条 学芸員課程の授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目の区別は、学則別表11(以下「別表」という。)のとおりとする。

(履修願)

第4条 学芸員課程の授業科目を履修しようとする者は、所定の期間に、「履修願」を提出して、その許可を受けなければならない。

(単位の修得)

第5条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

(試 験)

第6条 試験は、原則として、その授業科目の授業が終了した学期末毎に行う。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(所要資格)

第8条 本大学の学生が学芸員となる資格を取得するためには、卒業に必要な単位を修得し学士の学位を有する者で、別表の(4)の学芸員に関する科目に定める授業科目のうち、必修科目群中の所定の科目を含み、19単位以上を修得しなければならない。

(修了証書の授与)

第9条 学長は、学芸員課程委員会の議を経て、この規程に定める別表の授業科目を履修し課程の修了に必要な単位(19単位以上)を修得した者に本大学所定の修了証書を授与する。

(受講料)

第10条 学芸員課程の授業科目を履修する者は、本大学学則別表14(8)に定める受講料を納入しなければならない。

(科目等履修生)

第11条 本大学の科目等履修生規程に基づいて入学した者は学芸員課程委員会の許可を得て、学芸員の授業科目を履修することができる。

2 科目等履修生で別表の(4)学芸員に関する科目に定める授業科目のうち、必修科目を19単位修得した者には、第9条の修了証書を授与されるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北海学園大学日本語教員養成課程委員会規程

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第51条の2に基づき、本大学に日本語教員養成課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、人文学部言語関連科目の担当教員より選出した委員若干名及び人文学部教務委員をもって組織する。

第3条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会の委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員が委員長の代理とするものとする。

第5条 委員会は、日本語教員養成課程(以下「課程」という。)の円滑な実施をはかるため、つぎの業務を行う

(1) カリキュラム及び時間割の作成並びに調整に関する事項

(2) 科目等履修生に関する事項

(3) 履修者に対するガイダンスに関する事項

(4) 予算及び執行に関する事項

(5) 企画、調整に関する事項

(6) 課程を修了するための単位充足の判定に関する事項

(7) 課程修了認定原案作成に関する事項

(8) その他、委員会として必要な業務

2 委員長又は委員会が必要と認められるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条 委員会の事務は、人文学部事務が担当する。

2 委員会の事務を担当する職員は、委員会に出席し、必要に応じ、事実を説明し意見を述べることができる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

北海学園大学日本語教員養成課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本大学」という。)の学則第51条の2に基づき、日本語教員養成課程(以下「課程」という。)の授業科目、単位、履修方法に関する事項を定める。

(授業科目)

第2条 課程の授業科目、単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目の区別は、学則別表12(1)及び(2)のとおりとする。

(履修願)

第3条 課程の授業科目を履修しようとする者は、所定の期間内に、受講料等を納入し、「履修願」を提出して、その許可を受けなければならない。

(単位の修得)

第4条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験等に合格しなければならない。

(試験)

第5条 試験は、原則として、その授業科目の授業が終了した学期末毎に行う。

(成績の評価)

第6条 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(修了要件)

第7条 本大学の学生が課程を修了するためには、卒業に必要な単位を修得し学士の学位を授与される者で、別表12の授業科目のうち、必修・選択科目を含み、32単位以上を修得しなければならない。

(修了証書の授与)

第8条 学長は、課程の授業科目を履修し、修了に必要な単位(32単位以上)を修得した者に、申請に基づいて本大学所定の修了証書を授与する。

(受講料等)

第9条 課程の授業科目を履修する者は、本大学学則別表14(9)に定める受講料等を納入しなければならない。

(科目等履修生)

第10条 本大学の科目等履修生規程に基づいて入学した者は、当該学部及び課程委員会の許可を得て、課程の授業科目を履修することができる。

2 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は28単位以内とする。

3 科目等履修生で別表12(1)、(2)の授業科目のうち、必修・選択科目を含み、32単位以上修得した者には、本大学所定の修了証書を授与する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 ただし、この規程は、平成10年度以降入学者(科目等履修生は除く。)から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 ただし、平成16年度以前入学生については従前の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 ただし、平成23年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

入学試験規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 北海学園大学学則(以下「学則」という。)第11条第1項に基づき、この規程を定める。

(範 囲)

第2条 この規程の定める入学とは、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期・Ⅱ期(以下「共通テストⅠ期・Ⅱ期」という。)、及び特別選抜による入学をいい、特別選抜とは、総合型選抜、学校推薦型選抜(公募、指定校、併設校)、社会人特別選抜(以下「社会人入試」という。)、海外帰国生徒特別選抜及び外国人留学生特別選抜(以下「留学生入試」という。)などをいう。

(実施手続)

第3条 学長は、次の各号の事項について、年度ごとにあらかじめ北海学園大学協議会(以下「協議会」という。)に提案して、その了承を得なければならない。

- (1) 入学試験の出願資格
- (2) 入学試験の出願受付期間
- (3) 入学予定人員
- (4) 入学試験の期日、科目並びに科目ごとの試験時間及び配点
- (5) 合格発表の期日
- (6) 入学手続の期間

(機 関)

第4条 公正かつ適正に入学者を確保するため、入学者判定会議(以下「会議」という。)及び入試委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、必要に応じ、出題採点委員会、書類審査委員会その他委員会を設け、それぞれの委員を委嘱することができる。
- 3 特別選抜に関する業務を遂行するため、実施する学部特別入試委員会を置く。
- 4 適切な入試制度を維持するため、入試制度委員会を置く。
- 5 外国人留学生入試への出願資格審査を行うため、留学生入試出願資格審査委員会を置く。
- 6 入学試験における学力評価のあり方を検証するために、入学者選抜試験評価委員会を置く。

第2章 入学者判定会議

(権 限)

第5条 学長が、当該年度の入学者を決定するために、会議は、各学部教授会の委任を受けて必要事項を審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別選抜による入学者については、本規程第14条第2項に基づいて策定された原案を、また、共通テストⅡ期による入学者については、入試委員会が策定した原案を各学部教授会が審議し、学長はそれを参酌して、入学者を決定し、協議会に報告するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、追加合格実施の可否及びその合否判定については、学部長及び入試部長の意見を聴いて、学長が決定する。ただし、学長は、その結果を協議会に報告するものとする。

(構 成)

第6条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 入試部長
 - (4) 入試部次長(入試部規程第4条)
 - (5) 学部から選出された教員、原則として各学科1名
 - (6) 一般選抜及び共通テストⅠ期に関する会議に限り判定資料作成を担当する入試委員、原則として各学部1名
 - (7) 一般選抜に関する会議に限り各科目の出題採点委員(以下「出題者」という。)各1名
- (議 事)

第7条 会議は、入試部長の要請に基づき、学長が招集してその議長となる。

2 会議は、前条第2号又は第5号に掲げる者が1名以上出席し、かつ、前条第1号から第7号までに掲げる者の3分の2以上が出席することによって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 議長は書記を出席させ、記録を整理させる。

第3章 入試委員会

(業務)

第8条 委員会の入学に関する業務は次のとおりとする。

(1) 入試広報に関する計画の策定及び実施

(2) 募集に関する計画の策定及び実施

(3) 試験に関する計画の策定及び実施

(4) 出題採点業務に関する計画の策定及び実施

(5) 前4号までの実施に関わる教職員の選出及び委嘱

(6) 出題者、書類審査委員その他の委員の選出及び委嘱

(7) 問題紙、解答用紙、及び関連資料の管理

(8) 入試合格者判定原案の作成

(9) 入学手続者の確認

(10) 第1号から第4号までの業務に関連する入試制度の検討

(11) 予算案の決定及び決算案の確認

(12) 入試部の業務に対する助言

(13) その他委員会が必要と認める入学に関する業務

(入試制度)

第9条 委員会は、入試制度の改善に関して、学長又は学部長から諮問を受けた事項について、審議の結果を学長又は学部長に答申することができる。

2 委員会は、第8条第10号に定める入試制度の改善に関して、調査分析を行い、審議の結果を意見として学長に具申することができる。

(入試要項)

第10条 委員会は、第3条各号に定める事項のほか、出願書類、入学手続書類等、入学者の募集及び入学者の手続きに必要な事項を定めた入試要項を作成し、入学試験の受験を希望する者に周知せしめる。

(構成)

第11条 委員会は、入試部長、入試課長及び各学部から選出された委員(以下「入試委員」という。)をもって構成する。

2 前項の入試委員の数は、原則として各学部の教員数に応じ、基礎教員数10名につき1名(1名未満切り捨て)の割合により按分する。ただし、2名に満たないときは2名とする。

3 入試委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 入試委員は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

5 入試部長は、委員会を代表し、入試業務を統括する。

(小委員会)

第12条 委員会は、入試業務に関する小委員会を設け、その委員を互選することができる。

2 前項の委員は、委員会及び入試部が行う業務のうち、あらかじめ入試部長が指定する特定業務を遂行する。

(議事)

第13条 委員会は、入試部長が招集してその議長となる。

2 入試部長に事故あるときは入試部次長が議長となる。

3 委員会は、構成員の過半数をもって成立する。

4 議事は、全員一致によって決定されるよう努め、やむを得ない場合には、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議長は、入試課職員を出席させ、又は必要に応じて特別入試委員を出席させ、意見を求めることができる。

第4章 特別入試委員会

(業務)

第14条 第4条第3項による特別入試委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 特別選抜の定員及び選抜方法の策定
- (2) 出題採点委員の選出及び出題採点の実施
- (3) 合格者判定原案の作成及び学部教授会への提出
- (4) その他、特別選抜を遂行するために必要な業務

2 特別入試委員会は、前項の業務を実施するに際して、判定原案及びその他の実施案を入試委員会に提出し、その議を経るものとする。

(組織)

第15条 特別入試委員会は、学部の教員をもって構成し、学部長を委員長とする。

2 委員長は、必要に応じて学部の職員を委員会に出席させることができる。

(細則)

第16条 特別選抜を実施するために必要な細則は、学部が別に定めるものとする。

第5章 入試制度委員会

(業務)

第17条 学長は、必要と認めるときは、第4条第4項に定める入試制度委員会に対し、指定された事項について期限を付して諮問することができる。同委員会は、所定の期限内に審議の結果を学長に答申する。

2 同委員会は、第2条に定める入試制度及びその他の入試制度の改善に関して、調査分析を行い、審議の結果を意見として学長に具申することができる。

(組織)

第18条 入試制度委員会は、入試部長を委員長とし、総務を担当する入試委員1名、学部から選出された委員、原則として各2名、大学事務部長及び入試課長をもって構成する。また、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 学部から選出される委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 留学生入試出願資格審査委員会

(業務)

第19条 日本の国籍を有しない者で、入学を希望する年の3月31日までに満18歳に達し、学則第9条第3号及び第4号のいずれにも該当しない者から、別に定める期間内に留学生入試に対する出願資格の有無の問い合わせがあったとき、入試部長が必要と認めた場合は、第4条第5項に定める留学生入試出願資格審査委員会を組織し、その資格審査を行うことができる。

2 同委員会による審査結果は、入試委員会に諮り、その了承を得なければならない。

(組織)

第20条 留学生入試出願資格審査委員会は、入試部長を委員長とし、特別選抜を担当する入試委員1名、国際交流委員会留学生専門委員会委員長及び委員1名、その他入試部長が必要と認める本学教員若干名をもって構成する。また、必要に応じて入試課長及び留学生入試を担当する入試課職員を出席させることができる。

(解散)

第21条 留学生入試出願資格審査委員会は、第19条第2項の審議が終了したとき、又は委員長の指示により解散する。

第7章 入学者選抜試験評価委員会

(業務)

第22条 入学者選抜試験評価委員会は、入学者の学力を多面的・総合的に評価するために、入学試験を検証し、必要な措置を講ずるものとする。

(組織)

第23条 入学者選抜試験評価委員会は、学長を委員長とし、各学部長と入試部長をもって構成する。また、委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年11月14日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学研究生規程

第1条 北海学園大学学則第38条にもとづき、研究生の取扱いをつぎのように定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、つぎの各1号に該当する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 志願する学部において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年、学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、学則別表14(1)に定める審査料を添えて、志願する学部提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は、各学部で行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、学則別表14(1)に定める研究料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

2 前項の研究料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第7条 研究生の在学期間は、入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、教授会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、学部の講義、演習若しくは実習に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条 学部が必要と認めるときは、研究生のため特別の講座を設けることがある。

第11条 学部長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則（ただし第2章第1節ないし第4節を除く）その他学生に関する規程等を準用する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

了解事項

1. 第7条に定める在学期間は、3年を超えることができない。
2. 第10条に定める講座については、学部学生等の聴講を認めることがある。

聴講料については別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学科目等履修生規程

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という。)学則第40条に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第1条の2 科目等履修生の履修区分は次によるものとする。

- (1) 特定の授業科目の単位取得を目的とする履修(科目履修制・教職課程含む)
- (2) 特定の課程(図書館学課程・社会教育主事課程・学芸員課程・日本語教員養成課程)の所要資格を得るための単位取得を目的とする履修(課程履修制)
- (3) 履修証明取得を目的とする履修(履修証明プログラム制)

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 12年の学校教育の課程を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
 - (8) その他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者
- 2 教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 3 司書となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者、同法第108条の短期大学を卒業した者、又は同法115条の高等専門学校を卒業した者とする。
- 4 司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の普通免許状を有する者又はそれを取得する見込みの者とする。
- 5 社会教育主事となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 6 学芸員となる資格を得るに必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。
- 7 日本語教員養成課程修了に必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、学校教育法第83条の大学を卒業した者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定める書類に、学則別表14(4)に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

ただし、前年度に引きつづいて入学を志願する者(同一学部に限る)は、免除する。

- (4) 科目等履修生カード

2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの履修を志願する者は、入学検定料を免除する。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした学部で行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、学則別表14(4)に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムの選考に合格した者は、入学金を免除する。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可をした年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目については、当該学部又は当該委員会が許可する。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、28単位以内とし、当該学部において定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修する場合は、30単位以内とし、司書となる資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、28単位以内、司書となる資格並びに司書教諭の所要資格を得るに必要な授業科目のみを履修する場合は、38単位以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムを履修する者は、履修するコースで定められた科目のみ履修することができる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験を受けることができる。

第11条 科目等履修生が単位を修得するためには、履修した授業科目の試験に合格しなければならない。

2 単位修得の認定は、科目等履修生の合格を決定した学部教授会の議を経て決定する。

3 前項の規定にかかわらず、本大学学則別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会の議を経て、同学則別表11に掲げる「司書又は司書教諭に関する科目」の単位修得の認定は、図書館学課程委員会の議を経て、「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会の議を経て、「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会の議を経て、それぞれ決定する。

4 合格した授業科目については、本人の願い出により、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付することができる。

第12条 第1条の2第2号に規定する科目等履修生の修了要件は、履修規程に基づく。

2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生の修了要件は別に定める。修了の認定は教務委員会規程第5条第1号に定める小委員会の議を経て決定する。

第13条 第1条の2第2号に規定する科目等履修生が、第12条の規定により修了した場合、学長は修了証書又は修了証明書を交付する。

2 第1条の2第3号に規定する科目等履修生が、第12条第2項の規定により修了した場合、学長は履修証明書を交付する。

第14条 科目等履修生が退学しようとするときは、退学願を当該学部長又は当該委員会の委員長に提出し、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第15条 科目等履修生が、その本分に反する行為を行ったときは、当該学部の教授会又は当該委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消す。

第16条 科目等履修生について、本規程に規定のない事項については、本大学の学則(ただし、第32条及び第33条の規定を除く。)その他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学国際交流委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第62条の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は本大学の教育・研究に関する国際交流を円滑に行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流協定に関する事項
- (2) 教員の海外研修・出張・派遣に関する事項
- (3) 外国人研究者の受入れに関する事項
- (4) 学生の海外派遣に関する事項
- (5) 外国からの学生の受入れに関する事項
- (6) その他学長より諮問された事項

(専門委員会の設置)

第4条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、各学部教授会から選出された委員1名をもって構成する。
- 3 専門委員会の委員長は、前項に定める委員の互選により選出する。
- 4 専門委員会の委員長は、専門委員会において審議された事項について、第7条に定める委員長へ報告するものとする。

(構 成)

第5条 委員会は、各学部教授会から選出された委員1名をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条に定める委員長は、前条第4項で受けた報告に委員会で審議すべき事項が認められた場合、その事項に限り、当該専門委員会の委員長を委員の資格で審議に参加させることができる。

(任 期)

第6条 第4条第2項に定める専門委員会の委員及び前条第1項に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。委員長は、第5条第1項に定める委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第8条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、全員一致によって決定されるよう努め、やむを得ない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務の所管)

第9条 委員会に関する事務は、事務部が担当する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、本大学協議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月19日から施行する。

了解事項

1. 第3条第1項第2号に定める事項のうち、各学部教授会の議を経たもの及び在外・国内研修委員会で取り扱うものについては、これを除外する。

北海学園大学海外留学規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第15条に規定する留学について、これを実施するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において留学とは、学生が海外に滞在し、大学その他の相当と認められる教育・研究機関等(以下「留学先」という。)における授業科目の履修又は学修を行うことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、留学先と本大学との協定に基づく留学(以下「協定留学」という。)及び協定によらない留学に適用する。

(資 格)

第4条 留学をする者は、本大学に1年以上在学していなければならない。ただし、1年未満在学の者であっても夏季・冬季休業期間の場合、及び国際交流委員会が認めた場合には留学をすることができる。

2 協定留学については、その定めるところによる。

(留学期間)

第5条 学生が留学のため海外に滞在する期間は、原則として1年以内とする。

(許 可)

第6条 留学は、留学許可願書の提出により、教授会の議に基づき学長が許可をする。

2 留学許可願書の提出は、原則として留学をする3月前までに行わなければならない。

3 留学許可願書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 留学計画書

(2) 留学先において履修する授業科目又は学修の内容を示す書類

(3) 留学先の受入証明書

(4) 成績証明書

(5) その他本大学が必要と認める書類

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、協定留学については別に取扱うことができる。

(計画の変更)

第7条 留学の計画を変更するときは、速やかに留学計画変更願書を提出し、教授会の議に基づき学長の許可を得なければならない。

(費用の負担)

第8条 留学のために要する授業料その他の費用は、奨学制度を利用する場合を除き、原則として全額を自己負担とする。ただし、協定留学については、その定めるところによる。

(留学報告)

第9条 留学をした者は、帰国後速やかに次の書類をその所属する学部提出しなければならない。その後、当該学部は学長へ報告するものとする。

(1) 留学報告書

(2) 留学先において履修した授業科目又は学修の内容を示す書類

(3) 前号の科目についての成績又は学修成果を証明する書類

(4) その他本大学が必要と認める書類

(単位認定)

第10条 留学先において授業科目の履修により修得した単位は、教授会の議を経て本大学において修得した単位とみなすことができる。

2 留学先における学修はこれを本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て単位を与えることができる。

3 第1項及び前項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、学則第24条第2項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項又は第2項の措置を希望する者は、前条に定める書類とともに単位認定願を提出しなけれ

ばならない。

(許可の取消等)

第11条 留学を不相当と認める事情があるときは、教授会の議に基づき、学長は留学の許可を取消し又は留学計画の変更を命ずることができる。

(所 管)

第12条 協定留学に関する学生の相談並びに留学許可に係る手続きの受付及び教授会の審議に必要な資料の調整等に係る業務は、これを本大学国際交流委員会規程第4条第2項に定める各専門委員会において行う。

2 協定によらない留学に関する学生の相談並びに留学許可に係る手続きの受付及び教授会の審議に必要な資料の調整等に係る業務は、これを国際交流委員会において行なう。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

北海学園大学授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学則(以下「学則」という。)第34条、第35条、第36条及び第37条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費(以下「授業料等」という。)及び入学検定料は、学則別表13に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、学則別表13に掲げる期日とする。

2 学則第32条第4項に基づき第1学期末の卒業を認められた者については、第2期分の授業料等の納入を免除する。

3 学則第16条に基づき本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定により海外の大学に在籍している者については、その期間中の授業料等の納入を免除することができる。

第4条 退学、転入学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、学則第31条及び第36条により処分する。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 学則第42条及び第45条に基づく研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生に係る入学金、研究料、受講料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、学則別表14に掲げる額とする。

ただし、研究生の研究料及び実験実習費(工学部)は次のとおりとする。

第1学期からの入学者 受入学部研究料、実験実習費(工学部)の全額

第2学期からの入学者 受入学部研究料、実験実習費(工学部)の半額

2 前項の入学金、研究料、受講料、実験実習費は、所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

4 研究生講座を学部学生等が聴講する場合の受講料は、学則別表14に掲げる額とする。

第8条 学則第50条第7項、第51条第7項及び第51条の2第3項に基づく教職課程、図書館学課程、社会教育主事課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程を受講する場合の受講料は、学則別表14に掲げる額を、所定の期日までに納入しなければならない。

第9条 学則第12条、第13条及び第30条、第31条に基づく編入学、転入学、学士入学、転学部、復学、再入学、復籍の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費及び入学検定料等は、次のとおりとする。また、学部規則に基づく転部、同一学部転学科の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費、大学諸費及び入学検定料等は、次のとおりとする。

	編入学 転入学 学士入学	転部 1部→2部	転部 2部→1部	転学部	復学	同一学部 転学科	再入学・復籍
入学金	学則別表13に掲げる入学金と同額	—	学則別表13に掲げる入学金と同額 (以前納入金額との差額徴収)	—	—	—	学則別表13に掲げる入学金と同額
授業料 教育充実費 実験実習費 大学諸費	編入学・転入学 学士入学 年次の額	転部 年次の額	転部 年次の額	転学部 年次の額	復学 年次の額	転学科 年次の額	再入学・復籍 年次の額
入学検定料	学則別表13に掲げる入学検定料と同額	—	—	—	—	—	—
転部料	—	学則別表13に掲げる入学検定料と同額	学則別表13に掲げる入学検定料と同額	—	—	—	—

転学部料	—	—	—	学則別表13に掲げる入学検定料と同額	—	—	—
復学料	—	—	—	—	学則別表13に掲げる入学検定料の1/2	—	—
同一学部転学科料	—	—	—	—	—	学則別表13に掲げる入学検定料と同額	—
再入学及び復籍料	—	—	—	—	—	—	学則別表13に掲げる入学検定料と同額

2 前項の入学金，入学検定料，転部料，転学部料，復学料，同一学部転学科料並びに再入学及び復籍料は，所定の期日までに納入しなければならない。

3 学則第27条第2項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは，復学料，第2期分の授業料，教育充実費（1部50,000円，2部30,000円），実験実習費（40,000円・工学部のみ）及び大学諸費（1部10,000円，2部4,000円）を納入しなければならない。

第10条 既納の授業料等納入金は，これを返還しない。

第11条 本規程に定めるもののほか，授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は，学長がこれを定める。

附 則

この規程は，平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は，平成2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は，平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規程は，平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は，平成11年4月1日より施行する。

ただし，この規程は，平成11年度入学者から適用し，平成10年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は，平成12年4月1日より施行する。

ただし，この規程は，平成12年度入学者から適用し，平成11年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は，平成13年4月1日より施行する。

ただし，この規程は，平成13年度入学者から適用し，平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は，平成14年4月1日より施行する。

ただし，この規程は，平成14年度入学者から適用し，平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は，平成15年4月1日より施行する。

ただし，この規程は，平成15年度入学者から適用し，平成12年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成17年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

ただし、この規程は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

ただし、第3条第3項の規定は令和2年度以降の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については従前の規定による。

北海学園大学表彰規程

第1条 この制度は、学則第47条に基づき、将来有為の社会人たる資質を有し、体育、文化活動において特に顕著な成績をおさめ、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生を表彰することを目的とする。

第2条 表彰学生、表彰団体は、体育、文化活動において特に顕著な成績をおさめた学生の生活態度、学業成績、将来の見込等を精査の上、卒業審査教授会に付し全員の同意を得て学長が決する。

第3条 表彰は、卒業証書・学位記授与式において賞状及び副賞をもってする。

第4条 表彰にあたっては、別に表彰学生、表彰団体表彰要領を定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北海学園大学奨学規程

第1条 この制度は学則第48条に基づき本大学の優秀な学生で、経済的理由により修学困難なものに奨学金を与えることにより、教育の成果をあげることを目的とする。

第2条 奨学生を希望する学生は、所定の奨学生採用願を学長に提出するものとする。

第3条 奨学生の決定は、年度毎に協議会の議を経て学長が行う。

第4条 奨学生にふさわしくない行為があった場合には、協議会の議を経て奨学生たることを取消すものとする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

学生の懲戒及び教育的措置に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学学則（以下「学則」という。）第49条に基づき、学生の懲戒及び教育的措置に関する必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断して、教育的配慮を加えて行うものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 学則第49条で定める学生の本分にもとるものとして懲戒の対象となる行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 非違行為
- (3) 交通事故又は交通法規違反
- (4) 試験等における不正行為
- (5) 本学の秩序を乱し、教育・研究・社会貢献活動を妨げる行為
- (6) その他本学の名誉と信用を失墜させる行為

(懲戒の種類及び内容)

第4条 学則第49条で定める懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。
- (2) 停学 無期又は6か月以下の期間において、教育課程の履修、大学施設の利用及び課外活動を禁止することをいう。
- (3) 譴責 学生が行った行為について反省を求め、今後同様の行為が行われないよう口頭又は書面により学長が注意することをいう。

(懲戒処分の基準)

第5条 学長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。

- (1) 行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合 退学又は停学
 - (2) 行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合 退学、停学又は譴責
 - (3) 行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は譴責
- 2 前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、故意の有無及び過失の程度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機並びに反省の程度等を勘案して、学長が判断する。
- 3 学長は、前項の行為の悪質性について判断するにあたり、当該学生が過去に懲戒処分又は教育的措置を受けたことがある場合には当該事情を斟酌する。
- 4 第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本学又は社会に及ぼした被害及び影響等を勘案して、学長が判断する。
- 5 懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。

(懲戒の手続)

- 第6条** 学生部長は、学生による懲戒対象行為があったと認めるときには、学長及び当該学生の所属学部の長に対して速やかに報告する。
- 2 学長は、学部長及び学生部長と協議したうえで、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分が確実であると判断した場合には、懲戒処分の決定前に当該学生に対して謹慎を命じることができる。この場合において、謹慎期間は、停学期間に算入することができる。
 - 3 学生部長は、第1項の懲戒対象行為について、速やかに当該学生の所属学部の学生委員に対して調査を命じる。
 - 4 学生部長は、学則に基づき他の委員会から学生の処分案の提示を受けた場合には、速やかに当該学生の所属学部の学生委員に対して調査を命じることができる。
 - 5 前2項の学生委員は、調査を行うにあたり、当該学生からの事情聴取を通じて事実関係の把握に努め、その内容を正確に記録しなければならない。
 - 6 前項の学生委員は、事情聴取を行うにあたり、当該学生に対してその旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。その際、当該学生から申し出があれば、原則1名の付添人を同席させることができる。ただし、付添人は、事情聴取を妨げてはならない。
 - 7 学生委員会は、第3項の調査結果に基づき、懲戒の要否及び懲戒処分案について審議する。
 - 8 学生委員会は、学則に基づき他の委員会から学生の処分案の提示を受けた場合には、それを考慮しつつ、第4項の調査が行われた際にはその結果に基づき、懲戒の要否及び懲戒処分案について審議する。
 - 9 学生部長は、前2項の学生委員会の審議に基づき懲戒処分案を作成し、学部長に対して書面により報告する。
 - 10 学生部長は、懲戒対象行為が第3条第4号の試験等における不正行為である場合には、本条で定める手続に従い懲戒処分案を作成する前に、第5条における行為の悪質性の有無及び結果の重大性の有無について、学部長及び教務センター長と協議する。
 - 11 前項における行為の悪質性及び結果の重大性が認められない場合には、学部長は、第12条第2項で定める教育的措置をとる。
 - 12 学部長は、教授会において第9項の懲戒処分案を審議する。学生部長は、審議結果に基づく懲戒処分案を学長に対して書面により報告する。

(懲戒処分の決定及び通知)

- 第7条** 懲戒処分の決定は、前条第12項の報告に基づき、学長が行う。
- 2 学長は、前項の懲戒処分を決定した場合には、当該学生に対して通知しなければならない。
 - 3 学長は、前項の通知については、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に対して交付することにより行う。

(懲戒処分の公示)

- 第8条** 学長は、懲戒処分を決定した場合には、処分内容及び期間を学長が指定する学内の掲示板において公示しなければならない。
- 2 公示の期間は、次条で定める懲戒の発効の日から起算して7日とする。

(懲戒の発効及び効果)

- 第9条** 懲戒の発効は、懲戒処分書の交付日とする。
- 2 懲戒処分を受けた学生は、本学の学生表彰、授業料の減免及び各種奨学金の推薦等の対象とならないものとする。
 - 3 停学又は謹慎期間中の学生には、原則として一切の大学施設の利用を禁止する。ただし、学部長又は学生部長が教育指導上必要と認めた場合には、この限りではない。

- 4 停学又は謹慎期間が当該学生の履修手続期間と重複する場合には、当該学生の履修手続については、これを認めるものとする。
- 5 停学期間中の学生からの休学の申し出は認めないが、退学の申し出は認める。ただし、停学期間中に退学した者の再入学は認めない。

(不服申立て)

第10条 懲戒処分を受けた学生は、学長に対して、不服を申し立てることができる。

- 2 前項の不服申立てを行う場合には、不服理由を記載した不服申立書を学長に対して提出しなければならない。
- 3 第1項の不服申立ての期日は、第7条第3項で定める処分の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。ただし、正当な理由がある場合には、その理由が消滅した日から起算して10日以内に不服申立てを行うことができる。
- 4 学長は、第1項の不服申立てがあった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 5 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副学長（総務担当）
 - (2) 副学長（内部質保証担当）
 - (3) 不服申立てを行った学生（以下「不服申立学生」という。）が所属する学部以外のすべての学部長
 - (4) 学長が指名する者（学生部長、不服申立学生が所属する学部の学部長及び学生委員を除く。）
- 6 委員会の長は、前項第1号の副学長とする。
- 7 委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要と認める場合には、学外有識者（弁護士その他の外部専門家）の出席を求めることができる。
- 8 不服申立学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。
- 9 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、学長に対して、不服申立ての却下を求める勧告を書面により通知する。
- 10 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合には、学長に対して、懲戒の取消し又は変更を求める勧告を書面により通知する。
- 11 第7項により学外有識者が委員会に出席する場合には、当該学外有識者が前2項の勧告に係る文書の起案を行う。
- 12 学長は第9項の勧告を受け、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立学生に対して、不服申立てを却下する旨を書面により通知する。
- 13 学長は、第10項の勧告を受け、懲戒を取り消すのが相当であると判断した場合には、不服申立学生に対して、懲戒を取り消す旨を書面により通知する。
- 14 学長は、第10項の勧告を受け、懲戒の内容の変更が相当であると判断した場合には、学生部長に対して、学生委員会の議を経て新たな懲戒処分案を作成するよう指示する。ただし、学生部長は、より重い懲戒処分案を作成することはできない。
- 15 学長は、前項の懲戒処分案を不服申立学生が所属する学部の教授会に諮り、新たな懲戒処分を決定して、不服申立学生に対して、書面により通知する。
- 16 不服申立てにより懲戒処分が取消し又は変更された場合には、学部長は、当該不服申立学生が被った修学上の不利益を回復するよう努めなければならない。
- 17 不服申立てにより懲戒処分が取消し又は変更された場合には、学長は、当該不服申立学生の名誉を回復するのに相当な措置を講じなければならない。

(起訴・逮捕・勾留時の取扱い)

第11条 学生が懲戒対象行為に起因して起訴された場合には、懲戒処分決定は当該裁判所の判断が確定した後に行い、当該判断を参考にして処分内容を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学の社会的責任及び他の学生への影響等に鑑み、当該学生に対して直ちに懲戒処分を決定すべき特段の事情がある場合には、本学が独自に行う事実認定に基づき、裁判所の判断が確定するのを待つことなく懲戒処分を行うことができる。この場合には、当該学生の修学の権利を損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。

3 懲戒対象行為を行った学生が勾留されている場合には、学生部長は、当該学生の所属学部の学生委員による接見を通じて、事実関係の把握に努めなければならない。

4 前項の学生と接見できない場合には、学生部長は、学長及び学部長と協議したうえで、第6条第6項で定める弁明の機会を当該学生に対して与えることなく懲戒処分を行うことができる。ただし、当該学生に対して弁明の機会を与えない懲戒処分を行う場合には、当該学生の修学の権利を損なうことがないよう、十分な配慮をしなければならない。

(教育的措置)

第12条 学生部長は、停学又は謹慎期間中の学生に対して、当該学生の所属学部の学生委員を通じて、定期的に面談及び指導を行い、その更生に努めるものとする。

2 学部長又は学生部長は、学生による行為が懲戒処分に相当しない場合であっても、必要があると認めるときは、教育的措置として当該学生に対して厳重注意を行うことができる。

(停学の解除)

第13条 学生部長は、停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、学生委員会の議を経て当該処分の解除案を作成し、学部長に対して書面により報告する。

2 学部長は教授会において前項の停学処分の解除案を審議する。学生部長は、その審議結果に基づく停学処分の解除案を学長に対して書面により報告する。

3 停学処分の解除の決定は、前項の報告に基づき、学長が行う。

4 学長は、前項の停学処分の解除を決定した場合には、当該学生に対して通知しなければならない。

5 学長は、前項の通知については、停学処分を解除する旨の書面を当該学生に対して交付することにより行う。

(懲戒に関する記録)

第14条 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒原因たる事実並びに懲戒処分の内容及び理由を記載した書面を、第9条第1項の懲戒の発効日、又は第10条の不服申立手続の終了後に不服申立学生に対して通知した日から起算して5年間保存しなければならない。ただし、当該日から5年が経過しても、懲戒処分を受けた学生の在籍中は当該書面を保存しなければならない。

2 学長は、懲戒処分を受けた学生から請求があったときは、開示の範囲について学部長及び学生部長と協議したうえで、前項の書面の全部又は一部を開示しなければならない。

3 懲戒処分に関する記録は、学籍簿の賞罰欄に記載するものとする。ただし、本学が発行する証明書及び推薦書等には、その記録を記載しないものとする。

(再審査請求)

第15条 懲戒処分を受けた学生は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合には、学長に対して、再審査を請求することができる。

2 前項の請求は、再審査理由を記載した再審査請求書を学長に対して提出することにより行う。

3 第1項の請求の権利は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった日から起算

して30日を経過した日に消滅する。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

- 4 再審査の請求がなされた場合には、学長は、再審査の要否の審査を第10条第4項の不服申立審査委員会に付議する。
- 5 再審査請求により懲戒処分が取り消された場合には、学部長は、当該学生が被った修学上の不利益を回復するよう努めなければならない。
- 6 再審査請求により懲戒処分が取り消された場合には、学長は、当該学生の名誉を回復するのに相応な措置を講じなければならない。

(大学院生への準用)

第16条 大学院生の懲戒及び教育的措置に関して必要な手続等については、この規程を準用する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒及び教育的措置に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

【別表】懲戒処分の標準例

【犯罪行為】

- (殺人、強盗、強姦性交等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為) 退学
- (傷害行為) 退学又は停学
- (窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為) 退学、停学又は譴責
- (薬物犯罪行為) 退学又は停学
- (売買春、痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為) 退学、停学又は譴責
- (侮辱、名誉毀損) 退学、停学又は譴責
- (リベンジポルノ、児童ポルノ法違反行為) 退学又は停学
- (ストーカー行為) 退学、停学又は譴責
- (コンピュータ又はネットワークの不正使用) 退学、停学又は譴責

【非違行為】

- (公序良俗に反するソーシャルネットワークの利用、公共交通機関における不快行為など、学内・学外における社会的迷惑行為) 停学又は譴責
- (セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害等に当たる行為) 退学、停学又は譴責
- (飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合) 退学、停学又は譴責
- (20歳未満の者に対してそれを知りながら飲酒・喫煙を強要した場合) 退学、停学又は譴責
- (20歳未満の者自ら飲酒・喫煙した場合) 停学又は譴責

【交通事故又は交通法規違反】

- (自動車、原動機付き自転車、軽車両等の悪質・危険な運転による交通事故) 退学又は停学
- (悪質な交通法規違反) 停学又は譴責

【試験等における不正行為】

- (本学が実施する試験等における悪質な不正行為) 退学、停学又は譴責

【本学の秩序を乱し、教育・研究・社会貢献活動を妨げる行為】

(本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束、迷惑行為等) 退学、停学又は譴責

(本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為) 退学、停学又は譴責

(本学が管理する施設又は部品の破壊、汚損、不法改築等) 停学又は譴責

(本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠) 退学、停学又は譴責

(本学の教育・研究・社会貢献活動に関する評判を不当に貶める投稿、本学の構成員を誹謗中傷する投稿) 退学、停学又は譴責

【その他本学の名誉と信用を失墜させる行為】

退学、停学又は譴責

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

教育振興委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園大学学則第62条に基づき、篤志家による寄付を原資に、本学に、学生に対する修学奨励及び経済的支援体制の整備等教育振興を図るため、教育振興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業 務)

第2条 委員会は、教育振興のために、次の業務を行う。

- (1) 募金方法に関する事項
- (2) 奨学金の給付時期及び方法に関する事項
- (3) 奨学金の給付基準に関する事項
- (4) 奨学生候補者の決定に関する事項
- (5) 教育振興に係わる問い合わせに関する事項
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学部教授会より選出された各1名
- (2) 事務部長
- (3) 大学院事務部長

2 委員会に委員長を置き、委員長は、前項第1号の委員の互選による。

(任 期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務取扱い)

第5条 委員会の事務は、事務部及び学生部が担当する。

(奨学金の種類)

第6条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨学金A 生活に困窮している学業成績優秀者
- (2) 奨学金B 学業成績が特に優れた者
- (3) 奨学金C 生活に困窮している学業成績優秀な留学生

(募金主体)

第7条 募金主体として、北海学園大学教育振興会（以下「振興会」という。）を置く。

2 振興会の運営に関する規程は、別に定める。

(準 用)

第8条 この規程は、北海学園大学大学院に準用する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、協議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

北海学園大学教育振興会規程

(目 的)

第1条 この規程は、教育振興委員会規程第7条第2項に基づき、北海学園大学教育振興会（以下「振興会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び構成)

第2条 振興会の会長は、学長とする。

2 振興会は、学長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育振興委員会委員長
- (2) 副学長（総務担当）
- (3) 事務部長
- (4) 大学院事務部長
- (5) 事務部及び学生部から選出された職員
- (6) その他振興会が必要と認めた者

(業 務)

第3条 振興会は、募金活動の主体として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報
- (2) 寄付金の受領、受領書及び礼状等の送付
- (3) 奨学金希望者の受付
- (4) 奨学金の給付
- (5) 寄付金及び給付額についての会計報告
- (6) その他振興会が必要と認めた事項

(受領書等の交付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく、礼状、受領書等を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、振興会の目的に関する寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(監査及び会計報告)

第5条 監査人2名を任命し、寄付金の金額、奨学金の給付額等について、監査を受ける。

2 寄付金の金額、奨学金の給付額等に関し、大学の広報紙誌及び大学ホームページにおいて報告する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学学長候補選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第54条第2項の定めにより、学長候補選挙に関する事項を定める。

(選挙の事由)

第2条 学長候補の選挙は、次の場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 前号のほか、学長候補の選挙を必要とするとき

(選挙手続の開始)

第3条 学長候補の選挙が、前条第1号に該当して行われる場合は、任期が満了する日の6ヶ月前までに、また第2号に該当して行われる場合は、該当する事由が生じた日から遅滞なく、学長候補選挙の手続きを開始するものとする。

(選挙手続)

第4条 学長候補選挙は、次の各号に定める手続を経て行うものとする。

- (1) 学長候補選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会）の設置
- (2) 選挙管理委員会による選挙の公示
- (3) 選挙管理委員会による学長候補選挙候補者（以下、学長選候補者）の推薦申出の受付
- (4) 学長選候補者推薦委員会の設置
- (5) 選挙管理委員会による学長選候補者の確定及び氏名、投票日、投票所の公示
- (6) 投票及び開票
- (7) 当選人の確定及び公示

(選挙管理委員会)

第5条 学長は、協議会において設置が必要であると協議がととのった後、各学部教授会の構成員からそれぞれ1名選出された委員により選挙管理委員会を設置する。

- 2 委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表する。
- 3 委員の任期は、選出された日から当選人が確定し、公示されるまでとする。
- 4 委員会の事務は事務部が行う。

(選挙管理委員の補充)

第6条 選挙管理委員が学長選候補者として推薦を受けた場合は、委員としての資格を失うものとする。

- 2 選挙管理委員に、前項またはその他の事由により欠員が生じた場合は、前条の定めにもとづいて欠員を補充する。

(選挙資格者)

第7条 選挙資格者は、選挙の公示の日において本学専任の教授、准教授、講師及び助教である者とする。ただし、公示の日において休職中または停職中の者はこれを除く。

- 2 前項本文に掲げる地位を失った者は、選挙資格を失う。ただし、選挙管理委員会がこの事実を確認するまではこれを選挙資格者とみなす。
- 3 投票を行った選挙資格者は、開票に際し、すべて選挙資格者として扱う。

(被選挙資格者)

第8条 被選挙資格者は、本学の内外を問わず、大学の教授の経験がある者、又は、大学の准教授若しくは専任の講師の経験が一方若しくは双方を通じて5年以上ある者とする。なお、この資格要件は、選挙の公示の日に満たさなければならない。

(候補者の推薦)

第9条 選挙管理委員会は、選挙の公示後14日を経過するまで、学長選候補者の推薦申出の受付を行うものとする。

- 2 推薦の申出には、選挙資格者3名の推薦を必要とする。ただし、学長選候補者自身が推薦人となることはできない。
- 3 学長選候補者を推薦する選挙資格者は、所定の推薦書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、下記の書面を添付して選挙管理委員会に提出するものとする。

- ア. 推薦する学長選候補者の略歴及び業績を記載した書面
- イ. 学長選候補者としての抱負を記載した書面
- ウ. 学長選候補者の推薦理由を述べた書面

(学長選候補者推薦委員会の設置の要請)

第10条 第9条の規定による学長選候補者の推薦の申出がない場合、選挙管理委員会は、学長選候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という）の設置をすみやかに学長に要請しなければならない。

(推薦委員会)

第11条 学長の発議により、各学部教授会の構成員からそれぞれ1名選出された委員により推薦委員会を設置する。

- 2 委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表する。
- 3 推薦委員会は、第8条の規定に定める被選挙権者の要件を満たし、かつ本学の学長としてふさわしいと認められる者1名を1ヶ月以内に選考し、第9条第3項の定めにした書面を添付し、選挙管理委員会にその結果を報告するものとする。
- 4 委員の任期は、選出された日から学長選候補者を選挙管理委員会に報告したときまでとする。
(学長選候補者の確定及び氏名、投票日、投票場所の公示)

第12条 選挙管理委員会は、第9条の規定による推薦の申出または第11条の規定による推薦委員会の選考結果に基づいて学長選候補者を確定し、投票日の14日以上前に、その氏名、投票日、投票場所を公示する。

(選挙管理委員会による選挙広報の発行及び公開討論会等の主催)

第13条 選挙管理委員会は、学長選候補者の略歴、業績及び学長就任にあたっての抱負などを記載した選挙広報を発行する。

- 2 選挙管理委員会は、豊平校地・山鼻校地において学長選候補者及び当該候補者の推薦人1名以上の参加する公開討論会等を主催する。

(不在者投票)

第14条 選挙資格者は、やむを得ない理由により投票日に投票できない場合は、選挙管理委員会が定めた期間と場所において不在者投票を行うことができる。

- 2 すべての不在者投票期間、長期の研修・出張のため投票できない選挙資格者（公務によるものであり、かつその旨の辞令が交付されている者に限る）は、選挙管理委員会が定めた期間と方法において郵送により投票することができる。

(投票の方法)

第15条 選挙は無記名投票によって行う。

- 2 学長選候補者が複数の場合は、投票用紙に記載された候補者のうちもっとも適格と判断される候補者1名に○印を記載するものとする。
- 3 学長選候補者が1名の場合は、当該候補者が学長として適格と判断されるときには○印を、不適格と判断されるときには×印を投票用紙に記載するものとする。

(無効投票)

第16条 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 第15条第2項の場合、○印以外を記載したもの、あるいは複数の○印を記載したもの
- (3) 第15条第3項の場合、○印または×印以外を記載したもの
- (4) 何も記載されていないもの

(当選人)

第17条 選挙資格者総数の過半数の○印票を得た者を当選人とする。

- 2 当選人が確定したときは、選挙管理委員会はその氏名及び投票数を遅滞なく公表するものとする。

(再投票・再々投票)

第18条 学長選候補者が2名の場合において当選人が決まらないときは、上位1名について、第15条第3項に準じて再投票を行う。2名の得票数が同数の場合は、両名について、第15条第2項に準じて再投票を行う。

2 学長選候補者が3名以上の場合において当選人が決まらないときは、上位2名について、第15条第2項に準じて再投票を行う。第1順位の者が3名以上いる場合には、それら第1順位の者について、また、第1順位の者が1名、第2順位の者が複数名いる場合には、それら第1順位及び第2順位の者について、同じく第15条第2項に準じて再投票を行う。

3 第2項の再投票において当選人が決まらないときは、本条第1項に準じて再々投票を行う。
(当選人が決まらない場合等の措置)

第19条 第15条第3項による投票によって、また、第18条による投票によって当選人が決まらない場合等、この規程によって選挙を行うことが困難な場合には、学長は、協議会の議を経て、選挙に必要な措置をすみやかに講ずる。

(理事会への推薦)

第20条 学長は、当選人を学長候補としてすみやかに文書をもって理事会に推薦するものとする。

附 則

この規程は、昭和47年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月20日から施行する。

副学長候補選出に関する規程

- 第1条** この規程は、学則第54条の2第6項の定めにより、副学長候補選出に関する事項を定める。
- 第2条** 副学長候補は、本大学の専任の教授から、学長が指名する。ただし、協議会の議を経なくてはならない。
- 第3条** 学長は、協議会の議を経た後、すみやかに文書をもって副学長候補を理事会に推薦するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

学部長候補選出に関する規程

- 第1条** この規程は、学則第54条の3第5項の定めにより、学部長候補選出に関する事項を定める。
- 第2条** 選挙資格者は各学部の教授会構成員とする。
- 第3条** 被選挙資格者は各学部教授会構成員のうち教授とする。
- 第4条** 選出は投票によって行い、過半数を得たものをもって当選とする。
2 過半数の得票者のない場合は、1位、2位の2名について決選投票を行う。
- 第5条** 教授会は学部長候補を学長に報告する。
- 第6条** 学長は、教授会の報告を受けた後、すみやかに文書をもって学部長候補を理事会に推薦するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学機関長選挙規程

平成5年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第59条第2項第1号の選出に係る選挙に必要な事項を定める。

2 この規程において機関長とは、北海学園大学学則第55条、同第63条、同第64条にそれぞれ定める部長、センター長、館長、所長をいう。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙に関する事務は、機関長選挙管理委員会(以下「委員会」という)が管理する。

2 前項の委員会は、協議会において設置が必要であると協議がととのった後、各学部教授会の構成員から各1名選出される委員で構成される。

3 委員の任期は、選出された日から当選人が確定し、公示されるまでとする。

4 委員会の事務は事務部が担当する。

(選挙の方法)

第3条 選挙は、予備選挙と本選挙での単記無記名投票によって行う。

(当選人)

第4条 本選挙において投票総数の過半数の票を得た者を当選人とする。

2 当選人が確定したときは、委員会は遅滞なくその氏名を公示する。

(選挙期日)

第5条 選挙は、次の場合に行う。

(1) 機関長の任期が終わるとき。

(2) 前号のほか機関長の選出を必要とするとき。

2 選挙の投票は、前項第1号については任期が終わる日の少なくとも30日前に、また、同第2号については該当する事由が生じた日から原則として30日以内に終了するように行わなければならない。

3 選挙の期日は、委員会が定める。

4 委員会は、予備選挙の投票日の少なくとも14日前に選挙の期日を公示しなければならない。

5 委員会は、公示後遅滞なく予備選挙ならびに本選挙の日時、投票所、被選挙権者氏名、その他選挙に必要な事項について選挙権者に個別に通知しなければならない。

(選挙権)

第6条 選挙の公示の日において北海学園大学学則第59条に定める全学教授会の構成員である者は、機関長の選挙権を有する。

(被選挙権)

第7条 選挙の公示の日において、学則に定める機関長の職の資格を満たしている者は、当該機関長の被選挙権を有する。

(予備選挙)

第8条 予備選挙は、次の各号に定める要項で行う。

(1) 予備選挙は、委員会が定める日時に委員会が定める投票所で行う。

(2) 予備選挙は、1回の投票で行う。ただし、複数の機関長選挙が同時に行われるときは、各機関長についてそれぞれ1回投票を行う。

(3) 予備選挙の開票は、投票終了後すみやかに学長立会いのもとで公開で行う。

(4) 委員会は、予備選挙結果のすべてを遅滞なく選挙権者に個別に通知しなければならない。

(本選挙)

第9条 本選挙は、次の各号に定める要領で行う。

- (1) 本選挙は、予備選挙の日を含めて8日以内に全学教授会を開催して行う。
- (2) 最初の投票は、予備選挙の上位得票者5名（5名の者が含まれる末位に得票同数の者があるときはその者を含む）を対象として行う。ただし、複数の機関長選挙が同時に行われるときは、各機関長についてそれぞれ上位得票者10名（10名の者が含まれる末位に得票同数の者があるときはその者を含む）を対象として最初の投票を行う。
- (3) 前号の投票において当選人が確定しないときは、前号の投票における上位得票者2名（2名の者が含まれる末位に得票同数の者があるときはその者を含む）を対象として投票を行う。この投票においても当選人が確定しないときは、当選人が確定するまで、直前の投票における上位得票者2名（2名の者が含まれる末位に得票同数の者があるときはその者を含む）を対象として投票を行う。
- (4) 最初の投票に先立ち、自薦演説（3分以内）および推薦演説（1名の被推薦者につき2名以内でそれぞれ3分以内）を行うことができる。
- (5) 複数の機関長の選挙を同時に行う場合の投票および開票もしくは当選人の確定の順序は、予備選挙における第1順位者の得票の多い順に行う。予備選挙における第1順位者の得票が同数の機関長については、第1順位者の得票数、第2順位者の得票数等を勘案して委員会が投票等の順序を定める。

（投票方法）

第10条 投票に際しては、被選挙権者の氏名を記載するものとする。

- 2 同一の氏名の被選挙権者が2人以上ある場合においては、その氏名と、当該被選挙権者ごとに委員会が指定した補記を記載するものとする。

（無効投票）

第11条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 1投票中に2名以上の被選挙権者の氏名を記載したもの。
- (3) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
- (4) 被選挙権者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、同一の氏名の被選挙権者が2人以上ある場合において、当該被選挙権者ごとに委員会が指定した補記を記載したものは、この限りでない。
- (5) 被選挙権者の氏名のうち、氏または名のみを記載したもの。
- (6) いずれの被選挙権者を記載したか確認し難いもの。

（委 任）

第12条 選挙に関し、この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成5年4月1日から施行する。
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年12月6日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

教員選考基準

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第53条第3項の規定に基づき、本学教員の採用及び昇格の選考基準を定めるものとする。

(教員の資格)

第2条 本学の教員は、本学設立の趣意に添い、教育者としてふさわしい人格と教養を備えるとともに、学界における業績又は専攻分野において優れた知識及び経験を有し、かつ、大学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力等がある者について次の基準によって選考する。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ研究上の業績及び大学教育に関し経験又は識見を有する者
- (2) 前号の学位を有する者に準ずる教育研究上の業績があると認められ、かつ大学教育に関し経験又は識見を有する者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）があり、かつ教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において、准教授、講師又は助教若しくはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）があり、かつ教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 修士の学位若しくは学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、かつ教育研究上の業績があると認められる者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に相当期間在職した経歴があり、かつ研究上の業績及び教育上の能力があると認められる者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位若しくは学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、かつ教育研究上の能力があると認められる者
- (3) 大学において講師又は助教若しくはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員又は職員としての経歴を含む。）があり、かつ教育研究上の能力があると認められる者
- (4) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条、第4条又は前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に

係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規程する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有し、かつ教育研究上の能力があると認められる者。

- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

附 則

本規程は昭和37年2月26日より施行する。

附 則

本規程は昭和63年2月24日より改正施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

推薦基準

第1条 教授会は、本学「教員選考基準」の趣旨に基づき、毎年12月1日に次の基準によって教員選考のための推薦を行う。

- (1) 教授の場合は、大学を卒業後16年以上、ただし、教授会において特に推薦に価すると思われたときは13年以上を経た者
- (2) 准教授の場合は、大学を卒業後9年以上、ただし、教授会において特に推薦に価すると思われたときは6年以上を経た者
- (3) 講師の場合は、大学を卒業後6年以上、ただし、教授会において特に推薦に価すると思われたときは2年以上を経た者
- (4) 助教の場合は、大学を卒業した者

第2条 大学卒業以外の者については、教授会において、上の基準に準じて特別な推薦を行うことができる。

附 則

この規程は、昭和38年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

北海学園大学名誉教授称号授与規程

(昭和47年3月8日制定)

第1条 北海学園大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与は、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、本学に学長または教授として通算20年以上勤務し、教育上または学術上功績のあった者に対し、協議会の選考を経て授与する。

2 本学准教授としての勤務年数はその3分の2を、専任講師及び助教としての勤務年数はその3分の1を、それぞれ前項の勤務年数に通算することができる。ただし、本学の教授として10年以上勤務した者に限りこれを適用する。

第3条 本学に、学長、教授、准教授、専任講師及び助教として勤務した者で、次の各号の一に該当する者に対し、前条の規定にかかわらず、協議会の選考を経て名誉教授の称号を授与することができる。

(1) 教育上または研究上の功績が特に顕著であった者

(2) 学長として在任し、功勞の顕著であった者

(3) 教授の職にあつて、学部長、研究科長または機関長の職に在任し、功勞の顕著であった者。

ただし、教授として10年以上勤務したものに限りこれを適用する。

第4条 名誉教授の称号を授与しようとするときは、前任の学長については学長または協議会が発議し、その他の者については学部長が当該教授会の議を経て、学長へ内申するものとする。

ただし、学部を基礎としない大学院研究科の場合には、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が学長に内申することができる。

2 学長は、前項の発議または内申があつたときは、協議会へ提案し同意を得て、名誉教授の称号を授与する。

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の証書をもつて行う。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 名誉教授の称号の授与年月日は、授与を承認した協議会において定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 ただし、この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

別記様式

第 号	名 誉 教 授 称 号 記	北 海 学 園 大 学 名 誉 教 授 の 称 号 を 授 与 す る	年 月 日	北 海 学 園 大 学	殿
--------	---------------------------------	--	-------------	----------------------------	---

北海学園大学特任教員規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本学」という。)の教育と研究の充実及び発展を図るため、特任教員の受け入れについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 特任教員とは、本学において教育研究及び業務運営上必要と認められる者をいい、その種類は、特任教授、特任准教授及び特任講師とする。

(受入基準)

第3条 特任教員として受け入れる者は、本学の教員と同等の資格又はそれに準ずる経験と識見を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 教育研究又は学術上、顕著な業績が認められる者
- (2) 本学以外の機関において管理又は監督等の職にあった者
- (3) その他、本学の教育研究又は業務運営に必要と認められる者

2 特任教員として受け入れる者の年齢は、当該年度の4月1日において満70歳未満とする。ただし、本学が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(受入期間)

第4条 特任教員の受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、本学が教育上又は研究上必要があると認めた場合は、通算して5年を超えない範囲で延長することができる。

2 「北海学園寄附講座に関する規程」第6条第4項に定める寄附講座の担当教員となる特任教員(以下「寄附講座の担当教員」という。)の受入期間は、前項に関わらず当該寄附講座の存続期間とする。

(受入手続)

第5条 特任教員の受入決定は、次の各号のいずれかの選考に基づいて学長が理事長に推薦し、理事長の承認を経て、学長がこれを行う。

- (1) 学部又は研究科が推薦する特任教員においては、当該学部の教授会又は当該研究科委員会が本学「推薦基準」及び本学「教員選考基準」に準拠して選考する。
- (2) 学長が推薦する特任教員においては、学長が委任する学部の教授会が本学「推薦基準」及び本学「教員選考基準」に準拠して選考する。

2 前項第1号の特任教員は、寄附講座の担当教員に限るものとする。

(所 属)

第6条 特任教員の所属は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 学部の推薦による特任教員は、当該学部に所属するものとする。なお、研究科委員会によって推薦された特任教員の所属は、当該研究科委員会を構成する教員が主に所属する学部とする。
- (2) 学長の推薦による特任教員は、第5条第1項第2号の委任を受けた学部に所属するものとする。

2 特任教員は、教授会又は研究科委員会の構成員にならない。ただし、教授会又は研究科委員会からの要請があるときは、それらに出席することができる。

3 特任教員の受入等に関する事務は、所属する学部が行う。

(処 遇)

第7条 特任教員の処遇は、次のとおりとする。

- (1) 特任教員の報酬等は、前職の報酬、所定労働時間等を勘案し、学長と協議のうえ理事長が定める。
- (2) 前号に関わらず、寄附講座の担当教員の報酬等は、理事長、学長及び寄付者による協議のうえ定める。また、その報酬は、全額寄付者からの寄付金に基づき支給される。
- (3) 研究費は、支給しない。ただし、寄附講座の担当教員においては、寄付者による寄付金に基づき研究費を支給する。
- (4) 特任教員は、必要に応じ本学の施設及び設備等を使用することができる。

附 則

この規程は、令和4年11月16日から施行する。

北海学園大学客員教員規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海学園大学(以下「本学」という。)の教育と研究の充実及び発展を図るため、客員教員の受け入れについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 客員教員とは、本学において教育研究又は学術・技能等の研究に従事するために受け入れた者(外国人を含む)をいい、その呼称は、客員教授、客員准教授、客員講師及び客員研究員とする。

(資 格)

第3条 客員教員として受け入れる者は、本学の教員と同等の資格又はそれに準ずる経験と識見を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の教育上又は研究上必要と認められる者

(2) 本学の国際交流協定校から派遣される者

(3) 日本学術振興会、国際交流基金、日本国際教育協会、外国政府及び国際機関等から派遣される者

2 客員教員として受け入れる者の年齢は、当該年度の4月1日において満70歳未満とする。ただし、本学が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(受入手続)

第4条 客員教授、客員准教授及び客員講師の受入決定は、当該学部の教授会又は当該研究科委員会が、本学「推薦基準」及び本学「教員選考基準」に準拠して選考し、その推薦に基づき、学長がこれを行う。

2 客員研究員の受入決定は、当該学部の教授会又は当該研究科委員会の推薦に基づき、学長がこれを行う。

(受入期間)

第5条 客員教員の受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、本学が教育上又は研究上必要があると認めた場合は、延長することができる。

(所 属)

第6条 客員教員は、推薦した当該学部に所属するものとする。なお、研究科委員会によって推薦された客員教員の所属は、当該研究科委員会を構成する教員が主に所属する学部とする。

2 客員教員は、教授会又は研究科委員会の構成員にならない。ただし、教授会又は研究科委員会からの要請があるときは、それらに出席することができる。

3 客員教員の受入等に関する事務は、所属する学部が行う。

(処 遇)

第7条 客員教員の報酬等は、支給しない。ただし、客員教員が本学の講義等を担当するときは、別に定める報酬等を支給する。

2 研究費は、支給しない。

3 客員教員は、必要に応じ本学の施設及び設備等を使用することができる。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

北海学園大学事務組織・事務分掌

(根 拠)

第1条 北海学園大学学則第56条第2項及び北海学園大学大学院（以下、「本大学院」という。）学則第38条の2第2項に定める事務に関する組織及び分掌を次のように定める。

(事務組織)

第2条 本大学及び本大学院に次の部・科・課及び室をおく。

事務部・大学院事務部 庶務課・国際交流課・会計課・学習支援システム課

学部 経済学部・経営学部・法学部・人文学部・工学部各事務室

研究科 経済学研究科・経営学研究科・法学研究科・文学研究科・工学研究科

教務センター

学生部 学生課

キャリア支援センター

入試部 入試課

図書館事務室

開発研究所

(事務分掌)

第3条 前条に規定する部・科・課・室にはそれぞれ別に定める係をおく。

事務部

庶務課

庶務係

- 1 大学印、学長印その他公印の保管に関する事
- 2 儀式その他諸行事に関する事
- 3 協議会その他会議に関する事
- 4 機密に関する事
- 5 学長事務に関する事
- 6 渉外に関する事
- 7 人事記録その他人事の事務に関する事
- 8 諸規程の制定、改廃に関する事
- 9 学校基本調査及び諸統計に関する事
- 10 私立大学助成金及びその他助成金に関する事
- 11 庶務に関する文書の起案に関する事
- 12 私学関係団体に関する事
- 13 官公庁に対する申請に関する事
- 14 教育関係諸法規、資料等の整備に関する事
- 15 公文書の処理に関する事
- 16 公文書の発受及び整備保存に関する事
- 17 その他の文書に関する事
- 18 日宿直に関する事
- 19 日誌記録及び大学一覧に関する事
- 20 受付案内に関する事
- 21 出入業者等に関する事
- 22 国内外地研究員に関する事
- 23 教職員の証明に関する事
- 24 教職員の出張に関する事
- 25 教職員の願・届けに関する事
- 26 教職員の健康管理に関する事
- 27 教職員の福利厚生に関する事
- 28 校内外の整備及び災害防止に関する事

- 29 校内外の清掃に関する事
- 30 印刷物の発注に関する事
- 31 電話交換に関する事
- 32 研究室の整備に関する事
- 33 物品の購入に関する事
- 34 物品の出納及び保管に関する事
- 35 物品の修理保全に関する事
- 36 備品台帳の作成及び整備に関する事
- 37 自動車、電子機器、照明・電気・ガス、上下水道、暖房に関する事
- 38 その他に属しない事

学術係

- 1 公正な研究活動の推進に関する事
- 2 研究活動上の不正行為に関する事
- 3 公的研究費の運営・管理に関する事
- 4 研究倫理教育・コンプライアンス教育に関する事
- 5 科学研究費補助金に関する事
- 6 研究助成の獲得に関する事
- 7 産学官の協力に関する事
- 8 北海学園大学出版会の業務に関する事
- 9 その他、学術研究に関する事

国際交流課

国際交流係

- 1 国際交流委員会の業務に関する事
- 2 在外・国内研修委員会の業務に関する事
- 3 安全保障輸出管理に関する事
- 4 教職員の海外派遣・受け入れに関する事
- 5 学生の海外派遣・受け入れに関する事
- 6 留学生の受け入れに関する事
- 7 留学生の奨学金に関する事
- 8 留学生の授業料減免に関する事
- 9 海外留学規程に関する事
- 10 その他、国際交流に関する事

会計課

会計係

- 1 会計の総括事務に関する事
- 2 校費の予算及び決算等に関する事
- 3 授業料その他の収納に関する事
- 4 教職員の給与、諸手当等の支払に関する事
- 5 諸経費の支払決済手続に関する事
- 6 会計証明の発行に関する事
- 7 授業料台帳の作製整備に関する事
- 8 会計諸帳票の整備保管に会計
- 9 その他他課係に属しない事

学習支援システム課

教育支援係

- 1 情報運用委員会の業務に関する事
- 2 情報システム委員会及びその下におく実務委員会の業務に関する事
- 3 教育用コンピュータ実習室運営委員会の業務に関する事
- 4 CALL教室運営委員会の業務に関する事
- 5 ホームページ運営委員会の業務に関する事

- 6 教育開発運営委員会の業務に関する事
- 7 上記したすべての委員会の事務に関する事

I R推進係

- 1 I R業務に関する事
- 2 I Rの推進のために、特に学長が必要と認めた業務に関する事

学部

経済学部・経営学部・法学部・人文学部・工学部

大学院

経済学研究科・経営学研究科・法学研究科・文学研究科・工学研究科

以下の事項は各事務室共通とする。ただし、大学院にあつては、「学部長」を「研究科長」に、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「研究科委員会」に、それぞれ読み替えるものとする。

- 1 証明用学長印の保管に関する事
- 2 学部長印の保管に関する事
- 3 学部規則その他教務諸規程に関する事
- 4 教授会その他の会議に関する事
- 5 課程及び履修に関する事
- 6 教職課程に関する事
- 7 授業科目に関する事
- 8 授業時間割の編成及び教室の割当並びに一時使用の許可に関する事
- 9 履修願に関する事
- 10 日課授業の運営に関する事
- 11 試験及び成績記録に関する事
- 12 学籍簿の作成及び保管に関する事
- 13 入学、卒業、転学、退学、休学、復学、除籍等に関する事
- 14 科目等履修生及び留学生に関する事
- 15 在学、卒業、成績証明書等の発行に関する事
- 16 学生の出欠席に関する事
- 17 教室、教校具の整備に関する事
- 18 文書の受付、起案、作製及び保管に関する事
- 19 学部の制度及び教育に関する調査、統計に関する事
- 20 研究助成金の手続に関する事
- 21 教職員の留学、出張、視察等の手続に関する事
- 22 学部日誌の作製に関する事
- 23 学生の通学証明書発行に関する事
- 24 その他学部庶務及び教務に関する事

教務センター

- 1 センター長印の保管に関する事
- 2 教務センター規程その他関連規程に関する事
- 3 教務委員会及び各種委員会の会議に関する事
- 4 共通教育科目等に関する事
- 5 教職課程に関する事
- 6 図書館学課程に関する事
- 7 社会教育主事課程に関する事
- 8 学芸員課程に関する事
- 9 研究紀要の刊行に関する事
- 10 共通教育施設利用計画に関する事
- 11 教務センター事務に関する事
- 12 教務センター日誌の作成に関する事
- 13 教務センター職員の人事記録に関する事

- 14 公文書の発受及び整理保管に関すること
- 15 文書の受付，起案，作成及び保管に関すること
- 16 その他の主管に属しないこと

付帯業務

- 17 教室，自然科学実験室，第一体育館，第二体育館，清田校地体育施設，非常勤講師室，印刷室及び構内放送施設の保守管理に関すること
- 18 旧教養部の教職員，学生記録の保存に関すること
- 19 その他学部には属しないこと

学生部

学生課

学生係

- 1 証明用学長印の保管に関すること
- 2 学生部長印の保管に関すること
- 3 自治会，その他諸団体に関すること
- 4 学生の行事，集会，出版物及び掲示に関すること
- 5 学生補導関係，諸会議に関すること
- 6 学生の個人相談に関すること
- 7 学生の表彰及び懲戒に関すること
- 8 育英奨学生に関すること
- 9 身上調書及び累加記録に関すること
- 10 体育及び文化施設，設備に関すること
- 11 学生割引証の発行に関すること
- 12 学生補導の調査及び統計に関すること
- 13 学生寮に関すること
- 14 学生の健康管理に関すること
- 15 学生の生活相談に関すること
- 16 学生の福利厚生に関すること
- 17 学生関係文書の起案に関すること
- 18 文書の整備保管に関すること
- 19 その他他課係には属しないこと

キャリア支援センター

- 1 証明用学長印の保管に関すること
- 2 キャリア支援センター長印の保管に関すること
- 3 学生の就職指導，求人開拓斡旋，キャリア教育（指導・支援）に関する総括，連絡，調整に関すること
- 4 学生の就職指導，斡旋，キャリア教育（指導・支援）に関する企画事務，資料の蒐集，統計調査及び参考資料の配布に関すること
- 5 学生の就職指導，斡旋，キャリア教育（指導・支援）に関する書類の整理，整備保管に関すること
- 6 学生の就職指導，斡旋，キャリア教育（指導・支援）に関する文書の起案，作成及び保管に関すること
- 7 その他他課係には属しないこと

入試部

入試課

入試係

- 1 入試部長印の保管に関すること
- 2 入試委員会の会議に関すること
- 3 入試判定会議に関すること
- 4 出題採点委員会・書類審査委員会その他専門委員による専門委員会の会議に関すること
- 5 入試部長から指示される内容に関すること

- 6 入試部次長から指示される内容に関する事
- 7 入試委員・専門幹事の特定業務の分担に関する事
- 8 専門幹事による幹事会の会議に関する事
- 9 入試要覧・ポスターなどの作成及び広報に関する事
- 10 入学者選抜方法の設定に関する事
- 11 入学試験実施要項の作成に関する事
- 12 入学願書の作成，発送，受付及び整理に関する事
- 13 高校における進学説明会及びその他進学相談会で説明を行うことに関する事
- 14 編入学試験の協力に関する事
- 15 特別入学制度による学生の受入れに関する事
- 16 入学試験時間の区分，監督者の依頼・心得及び試験場整備に関する事
- 17 入試合格者の発表と通知及び入学手続きに関する事
- 18 入学手続き者の確認と報告に関する事
- 19 年度の出願状況・入試結果などの報告に関する事
- 20 官公庁からの報告依頼に関する事
- 21 予算案及び決算案の作成に関する事
- 22 文書の受付，起案，作成及び保管に関する事
- 23 入試業務の年度終了における各業務担当責任者からの，業務上の問題点についての指摘及び次年度への引継ぎ事項の整理に関する事
- 24 その他他課係に属さない事

附属図書館
情報管理

(総務・庶務係)

- 1 図書館事務の総括及び連絡調整に関する事
- 2 図書館印，館長印の管守に関する事
- 3 図書館の運営企画の立案に関する事
- 4 図書館の総合的点検・評価に関する事
- 5 図書委員会その他の会議に関する事
- 6 図書館規程等の制定及び改廃に関する事
- 7 備品・機器備品の管理に関する事
- 8 渉外に関する事
- 9 公文書の受付・発信に関する事
- 10 資料の受贈に関する事
- 11 図書館資料の除籍及び廃棄に関する事
- 12 所掌係の調査統計の統括・保管及び諸報告に関する事
- 13 学部・学科等申請に関する事
- 14 その他所掌係で他に属しない事

(経常費係，研究費係，雑誌・製本費係，目録・遡及係)

- 1 予算の要求・経理に関する事
- 2 図書館資料の選定・発注及び受入に関する事
- 3 図書館資料の製本に関する事
- 4 図書館資料の登録に関する事
- 5 電子情報の調査・選択及び収集に関する事
- 6 助成金の申請業務に関する事
- 7 請求書作成等支払いに関する事
- 8 決算報告書等受入集計及び諸報告に関する事
- 9 図書館資料の目録情報の生成に関する事
- 10 図書館資料の装備・点検に関する事
- 11 図書館資料のデータベース構築及び管理に関する事
- 12 学術情報ネットワークの総合目録生成に関する事

13 その他所掌係で他に属しないこと

(広報係)

- 1 図書館の刊行物に関する事
- 2 図書館ホームページに関する事
- 3 学内刊行物への情報提供に関する事
- 4 図書館資料の展示に関する事
- 5 その他広報に関する事

利用者サービス

(カウンター・サービス係)

- 1 利用規則に関する事
- 2 調査統計及び諸報告に関する事
- 3 利用者管理に関する事
- 4 図書館資料の閲覧及び貸出に関する事
- 5 図書館資料の返却及び督促に関する事
- 6 図書館資料の保管及び管理運用に関する事
- 7 閲覧室・書庫の配置及び配架整備に関する事
- 8 館内複写機の管理に関する事
- 9 AV・PC等機器の管理及び資料の利用手続きに関する事
- 10 OPAC（公開検索）に関する事
- 11 その他カウンター・サービスに関する事

(レファレンス・サービス係)

- 1 研究・論文作成等に伴う資料提供及び助言に関する事
- 2 文献・書誌事項の調査・提供に関する事
- 3 相互貸借に関する事
- 4 文献複写に関する事
- 5 NACSIS-I LLに関する事
- 6 著作権保護に伴う複写の管理に関する事
- 7 外部オンライン・データベースによる情報検索に関する事
- 8 他館利用に関する事
- 9 図書館利用指導に関する事
- 10 調査統計及び諸報告に関する事
- 11 その他レファレンス・サービスに関する事

工学部分室

(工学部分室係)

- 1 図書館本館との連絡・調整に関する事
- 2 利用規則に関する事
- 3 調査統計及び諸報告に関する事
- 4 備品・機器備品の管理に関する事
- 5 利用者管理に関する事
- 6 図書館資料の閲覧及び貸出に関する事
- 7 図書館資料の返却及び督促に関する事
- 8 図書館資料の保管及び管理運用に関する事
- 9 閲覧室・書庫の配置及び配架整備に関する事
- 10 AV・PC等機器の管理及び資料の利用手続きに関する事
- 11 OPAC（公開検索）に関する事
- 12 館内複写機の管理に関する事
- 13 図書館資料の選定・発注及び受入に関する事
- 14 図書館資料の製本に関する事
- 15 研究・論文作成等に伴う資料提供及び助言に関する事
- 16 文献・書誌事項の調査・提供に関する事

- 17 相互貸借に関する事
- 18 文献複写に関する事
- 19 著作権保護に伴う複写の管理に関する事
- 20 他館利用に関する事
- 21 その他工学部分室に関する事

開発研究所

- 1 所印及び所長印の保管に関する事
- 2 行事及び各種会議に関する事
- 3 所長事務に関する事
- 4 渉外に関する事
- 5 人事記録に関する事
- 6 研究所規程の制定、改廃に関する事
- 7 研究業務の年次計画書の作製に関する事
- 8 各種研究活動の調査事務に関する事
- 9 研究資料の受入、整理分類に関する事
- 10 研究資料の蒐集に関する事
- 11 文献資料等の目録作製に関する事
- 12 目録の刊行に関する事
- 13 開発論集の刊行に関する事
- 14 開発研究所の予算決算に関する事
- 15 物品の購入に関する事
- 16 備品等の整備保管に関する事
- 17 出張及び研修に関する事
- 18 印刷物の発注に関する事
- 19 経費の支払手続に関する事
- 20 研究員及び嘱託員の委嘱に関する事
- 21 文書の起案に関する事
- 22 文書の収受、発送に関する事
- 23 文書の整備保管に関する事
- 24 各種研究補助金の申請に関する事
- 25 所内報の刊行に関する事
- 26 業務日誌に関する事
- 27 地域連携推進機構の業務に関する事
- 28 地域連携推進委員会の業務に関する事
- 29 その他の主管に属しない事

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学学生部規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第55条第2項に基づき、学生部に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 学生部は、学生に対する支援施策を総合的に推進することを目的とする。

(業 務)

第3条 学生部は、前条の目的を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) 学生生活及び学生相談に関すること
- (2) 諸団体及び課外活動に関すること
- (3) 表彰及び懲戒に関すること
- (4) 留学生に関すること
- (5) 奨学生に関すること
- (6) 福利厚生に関すること
- (7) 健康管理及び保健衛生に関すること
- (8) その他必要と認められること

(学生部長)

第4条 学生部長は、前条の業務を総括執行する。

2 学生部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

3 学生部長が何らかの事情で退任し補欠選挙が行われた場合、補欠の学生部長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の在任期間は、第2項但書に定める4年に算入しない。

5 学生部長に事故あるときは、予め学生部長が指名した者がその職務を代行する。

(学生委員会)

第5条 本規程第3条に掲げる業務を円滑に遂行するため、学生部に、北海学園大学学則第61条第1項の学生委員会を置く。

(職 員)

第6条 学生部の業務を遂行し、事務を処理するため、学生部に次の職員を置く。

- (1) 課長
- (2) 係長
- (3) 事務職員

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

学生委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第61条第2項の規程に基づき、学生委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(構 成)

第2条 委員会は、学生部長及び各学部教授会で選出された者（原則として各学部2名）をもって構成する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第4条 委員会は、学生部規程第3条に掲げる事項のうち、学生部長が必要と認めたことを審議決定し、その結果を関係諸機関に、通知、報告及び依頼等を行うものとする。

(招 集)

第5条 委員会は、学生部長が招集し、その議長となる。

2 委員から申し出があったときは、学生部長は委員会を招集しなければならない。

3 学生部長は招集にあたり、事前に議題、開催日時及び場所について、各委員に文書をもって通知するものとする。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

(委員会)

第6条 委員会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 学生部長または委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 事務を担当する職員は、委員会に出席し、学生部長及び委員の求めに応じて説明及び意見を述べることができる。

5 委員会の事務は、職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学生カウンセリング運営委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第62条に基づき、本大学に学生カウンセリング運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定 義)

第2条 学生カウンセリングとは、大学生活への適応に心理的問題を抱えている学生に対して、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援、教育支援を行うことである。

(業 務)

第3条 委員会は、学生カウンセリングの業務を円滑に遂行させることを目的として、次に掲げる事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 学生カウンセリングの基本方針に関する事項
- (2) 学生カウンセリングの業務計画に関する事項
- (3) 学生カウンセリング室の管理運営に関する事項
- (4) 学生カウンセリングに係わる予算及びその執行に関する事項
- (5) カウンセラーに関する事項
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(構 成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学部教授会より選出された各1名
- (2) 学生部長
- (3) 学生カウンセリング業務の遂行に必要な資格及び識見を有する者として、学長により委嘱された専任教員のカウンセラー

(任 期)

第5条 前条第1号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、第2号の委員の任期は学生部規程による。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長または委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(カウンセリング室)

第8条 学生カウンセリングを遂行するために、学生カウンセリング室を置く。

2 学生カウンセリング室の管理運営に関する規程は、別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学生部が担当する。

2 事務を担当する職員は、委員会に出席し、必要に応じ事実を説明し意見を述べるができる。

附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

学生カウンセリング室管理運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、学生カウンセリング運営委員会規程第8条第2項に基づき、学生カウンセリング室の管理運営に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 学生カウンセリング室は、大学生活への適応に心理的問題を抱えている学生に対して、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援、教育支援を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 学生カウンセリング室は、前条の目的を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) 学生カウンセリングに関する事業の企画及び立案
- (2) 学生の心理的問題についてのカウンセリング
- (3) 学生カウンセリングに関する調査研究
- (4) その他学生カウンセリングに関する業務

(室 員)

第4条 学生カウンセリング室に、室長、カウンセラー、その他必要な人員を置く。

- 2 室長は、学生カウンセリング運営委員会規程第4条第3号に定める専任教員のカウンセラーをもって充てる。
- 3 室長は、学生カウンセリング室の業務を掌理する。
- 4 室長に事故あるときは、学生部長がその職務を代行し、学生カウンセリング運営委員会委員長が、必要に応じてこれを補佐する。
- 5 カウンセラーの数が不足する等、学生カウンセリング室の業務に支障が生じる場合には、室長は速やかにその状況を学生カウンセリング運営委員会に報告する。
- 6 学外からのカウンセラーは、学生カウンセリング運営委員会の審議に基づいて学長が委嘱し、室長の下で学生カウンセリングの業務に従事する。

(学生カウンセリングに携わる者の守秘義務)

第5条 学生カウンセリングに携わる者は、その職務上知り得た個人情報を提供してはならない。ただし、室長が教育上特に必要と認める場合は、この限りではない。

(事 務)

第6条 学生カウンセリング室の事務は、学生部において処理する。

附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

アクセシビリティ支援委員会規程

(総 則)

第1条 北海学園大学学則第62条に基づき、アクセシビリティ支援委員会（以下「委員会」という）を設け、この規程を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生（以下「要支援学生」という）を対象とし、修学上のアクセシビリティに関する支援体制の構築を目指すとともに、アクセシブルな修学環境の全学的推進を目的とする。

(業 務)

第3条 委員会は、前条の目的を遂行するために、次の業務を行う。

(1) 要支援学生に必要な以下の支援を行うための学内における連絡調整

①障害のある入学希望者あるいは特別な支援を必要とする入学希望者の入学試験受験に関する相談・支援

②要支援学生の修学に関する支援

③要支援学生の就職活動に関する支援

(2) 要支援学生支援のために必要な施設・設備などに関する協議・要請

(3) 要支援学生支援に関する年次報告書の作成と必要な事項に関する予算についての検討

(4) 要支援学生支援に関する学内の理解の促進

(5) その他必要と認められること

(構 成)

第4条 委員会は、学生部長を委員長とし、各学部教務委員（ただし、特別の事情がある場合は学部選出委員）、学生カウンセリング室長、各学部職員、入試部職員、教務センター職員、学生部職員、図書館職員、キャリア支援センター職員、事務部職員各1名により構成する。

2 委員長または委員会が必要と認めるときは、構成委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第5条 委員長は、第3条の業務を遂行するために、次のことを行う。

(1) 委員会を招集し、その議長となる。

(2) 全学的な支援の必要があるときには、協議会を通じて要請を行う。

(3) 委員会による年次報告書を協議会に報告するとともに、次年度に向けて全学的な予算化を図るためのとりまとめを行う。

(委 員)

第6条 委員は、第3条の業務を遂行するために、必要に応じて相互に連絡調整を行う。

2 委員は、必要に応じ、委員長を通じて委員以外の者に協力を依頼することができる。

3 委員は、必要なときには、委員長に委員会の開催を要請することができる。

(事 務)

第7条 委員会の事務は、学生部の職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学キャリア支援センター規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第55条第2項に基づき、キャリア支援センターに関する事項を定める。

(目 的)

第2条 本キャリア支援センターは、本大学学生の就職指導、斡旋及びキャリア教育（指導・支援）を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 キャリア支援センターは、前条の目的を遂行するため、次の業務を行う。

- (1) 学生の就職指導及び斡旋に関すること
- (2) キャリア教育（指導・支援）に関すること
- (3) 求人先の開拓及び雇用条件の調査に関すること
- (4) 就職指導、斡旋、キャリア教育（指導・支援）に関する資料の収集、整理に関すること
- (5) 就職指導要項、就職者名簿、その他印刷物の編集刊行に関すること
- (6) 就職指導講座、懇談会等の開催に関すること
- (7) 就職支援のための資格取得講座の運営に関すること
- (8) インターンシップに関すること
- (9) 就職ポータルサイトの運営に関すること
- (10) その他必要と認められること

(キャリア支援センター長)

第4条 キャリア支援センター長は、前条の業務を総括執行する。

2 キャリア支援センター長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

3 キャリア支援センター長が何らかの事情で退任し補欠選挙が行われた場合、補欠のキャリア支援センター長の任期は前任者の残任期間とする。

4 前項の在任期間は、第2項但書に定める4年に算入しない。

5 キャリア支援センター長に事故あるときは、予めキャリア支援センター長が指名した者がその職務を代行する。

(キャリア支援委員会)

第5条 本規程第3条に掲げる業務を円滑に遂行するため、キャリア支援センターに、北海学園大学学則第61条1項の、キャリア支援委員会を置く。

(職 員)

第6条 キャリア支援センターの業務を遂行し、事務を処理するため、キャリア支援センターに次の職員を置く。

- (1) 事務長
- (2) 係 長
- (3) 事務職員

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

キャリア支援委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第61条第2項の規程に基づき、キャリア支援委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(構 成)

第2条 委員会は、キャリア支援センター長及び各学科より選出された委員各1名をもって構成する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第4条 委員会は、キャリア支援センター規程第3条に掲げる事項のうち、キャリア支援センター長が必要と認めたことを審議決定する。

(召 集)

第5条 委員会は、キャリア支援センター長が招集し、その議長となる。

2 委員から申し出があったときは、キャリア支援センター長は委員会を招集しなければならない。

3 キャリア支援センター長は招集にあたり、事前に議題、開催日時及び場所について、各委員に文書をもって通知するものとする。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

(委員会)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 キャリア支援センター長又は委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 事務を担当する職員は、委員会に出席し、キャリア支援センター長及び委員の求めに応じて説明及び意見を述べるることができる。

5 委員会の事務は、職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北海学園大学入試部規程

第1条 北海学園大学学則第55条第2項に基づきこの規程を定める。

(業務)

第2条 入試部は、入学試験規程第2条の入学者を確保し、入学試験を公正、適正かつ円滑に遂行するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入試広報活動に関する計画の立案及び実施
- (2) 募集に関する計画の立案及び実施
- (3) 試験に関する計画の立案及び実施
- (4) 出題採点業務に関する計画の立案及び実施
- (5) 入学決定者の発表及び入学手続きに関する計画の立案及び実施
- (6) 入試状況に関する情報の調査及び分析
- (7) 予算案及び決算案の作成
- (8) 入試委員会業務の補佐
- (9) その他入試部長が必要と認める業務

(入試部長)

第3条 入試部長は、入試部の業務を総括執行する。

2 入試部長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

3 入試部長が何らかの事情で退任し補欠選挙が行われた場合、補欠の入試部長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の残任期間は、第2項但し書きに定める4年に算入しない。

(入試部次長)

第4条 入試部長は、毎年度第1回入試委員会において、入試部次長を入試委員の中から指名する。

2 入試部次長は、入試部長を補佐し、入試部長に事故あるときは、これを代行する。

(入試課)

第5条 入試部の業務を遂行し、入試委員会の事務を処理させるため、入試課を置く。

2 入試課に次の職員をおく。

- (1) 課長
- (2) 係長
- (3) 事務職員

(入試幹事)

第6条 入試業務を円滑に遂行するため、入試幹事(以下「幹事」という。)を置く。

2 幹事は、事務部長、大学院事務部長、課長及び事務長をもってこれにあてる。

3 幹事は、入試委員会及び入試部において策定した各計画を円滑に遂行させるため、各部局において行う入試関係業務を調整及び分担する。

(入試業務担当者)

第7条 入試部長は、大学事務部長の意見を聴いて、入試に関する特定業務を遂行するために入試業務担当者として各部局の職員を委嘱することができる。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

北海学園大学附属図書館規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第63条第2項に基づき、北海学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 図書館は、教育研究に資するために、図書、学術雑誌、マイクロ資料、視聴覚資料及びその他必要な資料を系統的に備え、利用の便に供することを目的とする。

(業 務)

第3条 図書館は、前条の目的を遂行するために、次の業務を行う。

- (1) 広報サービスに関すること
- (2) 情報管理に関すること
- (3) カウンター・サービスに関すること
- (4) レファレンス・サービスに関すること
- (5) 学術情報システムの整備に関すること
- (6) 他大学図書館等との相互協力に関すること
- (7) その他必要と認められること

(図書館長)

第4条 図書館長は、前条の業務を総括執行する。

- 2 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 3 図書館長が何らかの事情で退任し補欠選挙が行われた場合、補欠の図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の在任期間は、第2項但書に定める4年に算入しない。
- 5 図書館長に事故あるときは、予め図書館長が指名した者がその職務を代行する。

(図書委員会)

第5条 図書館長は、北海学園大学学則第61条第1項の図書委員会に図書館の運営に関する重要事項を諮問し、若しくは業務の一部を依頼することができる。

(職 員)

第6条 図書館の業務を遂行し、事務を処理するために、図書館に次の職員を置く。

- (1) 事務部長
- (2) 事務長
- (3) 係長
- (4) 事務職員

(細 則)

第7条 図書館の利用に関する規則は別に定める。

- 2 図書館所蔵資料の管理・除籍及び寄贈に関する規程は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

北海学園大学図書委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第61条第2項に基づき、図書委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(構 成)

第2条 委員会は、図書館長及び各学部より選出された委員各1名をもって構成する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第4条 委員会は、次の事項を審議決定する。

(1) 図書館運営の基本方針に関すること

(2) 図書館の規程等に関すること

(3) 図書館の予算及び決算に関すること

(4) その他委員会が必要と認めること

(招 集)

第5条 委員会は、図書館長が招集し、その議長となる。

2 図書館長は委員の中から代行を指名し、図書館長に事故あるときは、代行が議長となる。

3 委員から申し出があったときは、図書館長は委員会を招集しなければならない。

4 図書館長は招集にあたり、事前に協議、開催日時及び場所について、各委員に文書をもって通知するものとする。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

(委員会)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、全員一致によって決定されるよう努め、やむを得ない場合には、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 図書館長または委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 事務を担当する職員は、委員会に出席し、図書館長及び委員の求めに応じて説明及び意見を述べることができる。

5 委員会の事務は、職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、昭和48年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

北海学園大学附属図書館利用規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学附属図書館規程第7条第1項に基づき、北海学園大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 次の各号に掲げる者は、図書館を利用することができる。

- (1) 北海学園大学(以下「本学」という。)教職員(非常勤講師を含む)
- (2) 本学大学院生及び本学大学院の研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生
- (3) 本学学部学生及び本学学部の研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生
- (4) 学校法人北海学園の専任教職員(非常勤講師、時間講師を含む)
- (5) 学校法人北海学園の教職員(非常勤講師、時間講師を含む)を退職した者
- (6) 本学大学院修了生及び学部卒業生
- (7) 大学図書館相互利用サービス加盟館に所属する他大学の教職員及び学生
- (8) その他、図書館長(以下「館長」という。)が特に許可した者

(利用証)

第3条 前条に規定する利用者が図書館を利用するときは、利用資格を有する旨の利用証を携行しなければならない。

2 図書館は、利用証としてライブラリーカードを発行する。ただし、前条第2号及び第3号の利用者には、学生証又はそれに準ずる身分証をもって利用証とする。

3 ライブラリーカードを紛失した利用者は、その旨を速やかに図書館に申し出なければならない。

(休館日)

第4条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 年末年始の休業日
- (5) 入学試験準備日及び入学試験日
- (6) 入学式
- (7) その他、館長が特に指定した日

(開館時間)

第5条 開館時間は次のとおりとする。

- (1) 本館は、午前9時から午後10時までとする。なお、1階自由閲覧室は、午後10時30分までとする。また、4階アクティブ・エリアは、午前10時から午後9時まで、土曜日は午後5時までとする。
- (2) 工学部図書室は午前9時から午後8時まで、土曜日は午後0時50分までとする。
- (3) 開館時間及び休館日を変更するときは、その都度あらかじめ図書館ホームページ等で周知する。

(館内閲覧)

第6条 館内閲覧の図書資料は、所定の閲覧室において閲覧し、当日の閉館時刻までに所定の場所に返却しなければならない。

2 館内閲覧の図書資料は館外貸出の手続きをとることなく館外に持出してはならない。

(館外貸出)

第7条 利用者のうち、資料の館外貸出を受けることのできる者(以下「帯出者」という。)並びに館外貸出資料(以下「帯出資料」という。)の冊数及び期間は、北海学園大学附属図書館利用基準(以下「利用基準」という。)に定める。

2 帯出者は、利用証と図書資料をカウンター係員に提出して館外貸出手続きをとらなければならない。

3 帯出者が貸出期間内に帯出資料を返却しないとき(以下「延滞」という。)は、特別の事情がある場合を除き、次の各号の措置をとる。

- (1) 延滞している利用者に対して、速やかに督促を行う。
 - (2) 延滞している利用者は、延滞資料が返却されるまで貸出停止とする。
- 4 館長は、点検、整理、利用者からの利用希望その他必要に応じて、帯出者に対し帯出資料（研究図書は除く。）の一時返却を求めることができる。

（貸出の更新）

第8条 帯出資料で、同一図書資料の貸出延長を希望する者は、他に利用者がいない場合及び延滞がない場合に限り、別に定めるところにより、貸出の更新ができる。

（長期貸出）

第9条 利用基準の定めにかかわらず、長期貸出として夏季、冬季及び春季休業貸出を行うことができる。なお、貸出期間の更新は行わない。

（特別長期貸出）

第10条 学部学生の卒業論文等作成支援を目的とする特別長期貸出は、利用基準の定めに従って、これを行う。

（貸出の予約）

第11条 図書資料が貸出中の場合は、所定の手続きを経て予約することができる。

ただし、延滞している利用者は、予約することができない。

（禁帯出資料）

第12条 次の資料は、館外貸出を受けることができない。

- (1) 参考図書（辞書・事典類、最新版の年鑑・年報・白書・統計類、六法全書、地図等）
- (2) 製本作業を経ていない雑誌
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他、館長が特に指定した資料

2 前項に掲げる資料であっても、館長が特に必要と認めた場合は、館外貸出を許可することができる。

（入庫）

第13条 閉架書庫に入庫する際は、利用証を提示して所定の手続きをとらなければならない。

2 本館の入庫時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

3 工学部図書室の入庫時間は、午前9時から午後7時30分まで、土曜日は午後0時までとする。

（視聴覚関係の利用）

第14条 図書館内の視聴覚及びパソコン設備を利用する者は、所定の手続きをとらなければならない。

2 視聴覚及びパソコン設備内の機器を用いて利用することのできる視聴覚資料は、図書館所蔵のものに限る。

ただし、マイクロ資料については、この限りではない。

（複写）

第15条 本学所蔵の資料を複写する者は、著作権法を遵守し、所定の手続きをとらなければならない。

2 他機関からデジタル送信にて提供された資料の複写については、著作権法の定めに従い、図書館職員が管理用の専用端末にて行う。

（他機関の利用）

第16条 利用者が、教育、研究または学修上、他機関所蔵の資料を閲覧、借受け又は複写する場合において、館長からの利用依頼を必要とするときは、所定の手続きにより申し込むことができる。

2 前項の規定により借受けた資料は、館内で閲覧することを原則とする。

（他機関に対する供用）

第17条 他機関から本学所蔵資料の閲覧、複写又は貸出の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲でこれに応じることができる。

2 他機関に貸出すことのできる資料は、貴重図書、参考図書等を除く図書とし、貸出冊数は一機関あたり5冊、貸出期間は30日間とする。

（図書館利用上の遵守事項）

第18条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 携帯電話をマナーモードに設定し、通話はしないこと。

- (3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (4) 集会、掲示、物品の配布等を行わないこと。
- (5) 所持品は各自責任を持って管理すること。
- (6) 利用証を他の者に貸与しないこと。
- (7) 貸出を受けた資料の転貸借をしないこと。
- (8) その他、図書館職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第19条 図書館は、この規則に違反した利用者の利用を制限又は停止することができる。
(損害補償義務)

第20条 本学所蔵の資料又は本学の備品、設備もしくは施設を滅失、損傷、汚損又は紛失した者は、これによって生じた損害を、館長の指示に従って、速やかに賠償しなければならない。
(その他)

第21条 この規則に定めるものの他、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は昭和33年6月1日から施行する。

附 則

この規則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日施行の利用証（ライブラリーカード）の紛失に関する取扱い規程は、これを廃止する。
- 3 平成17年4月1日施行の利用証（ライブラリーカード）の紛失に関する取扱い規程施行細則は、これを廃止する。
- 4 平成21年4月1日施行の貸出の更新規程は、これを廃止する。
- 5 平成17年4月1日施行の特別長期貸出利用規程は、これを廃止する。
- 6 平成17年4月1日施行の視聴覚及びパソコン設備利用規程は、これを廃止する。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学附属図書館資料管理及び除籍規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学附属図書館図書資料の管理及び除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における管理とは、図書資料の受入・登録・整理・保存・運用・点検をいい、除籍とは、図書資料の図書原簿からの抹消をいう。

(管理責任者)

第3条 図書資料の管理及び除籍の責任者は、図書館長とする。

(図書資料の範囲)

第4条 この規程における図書資料とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) マイクロフィルム類
- (5) その他図書館長が認めた図書資料

(固定資産の計上)

第5条 図書資料は、固定資産として計上する。

(図書資料の価額)

第6条 図書資料の取得価額は、次に定めるところによる。

- (1) 購入したものは、購入価額とする
- (2) 寄贈によるものは、別に定める寄贈図書評価基準による
- (3) 自館製作によるものは、その後の製作実費とする
- (4) 合冊又は分冊製本するものは、製本価額とする

(除籍図書資料の対象)

第7条 除籍の対象となるものは、次の各号に該当する図書資料とする。

- (1) 盗難・紛失・天災・火災で忘失した図書資料
- (2) 回収不能となった図書資料
- (3) 汚損・破損が甚だしく、補修不可能な図書資料
- (4) 不用図書資料
 - ア 改訂・増補版の刊行により旧版となり、不用と認められた図書資料
 - イ 複本の保存が不用と認められた図書資料
 - ウ 内容・価値が失われた図書資料
- (5) 他の図書館へ寄贈、交換する図書資料
- (6) その他図書館長によって除籍が適当と認められた図書資料

(除籍の手續)

第8条 前条による除籍が適当と認められた図書資料は、次の手續を経て除籍処理を行う。

- (1) 除籍処理は、毎年度の年度末に行う
- (2) 除籍図書資料明細書(登録番号・著者・書名・出版社・出版年・価格・請求記号・理由)を作成し、図書館長を経由して学長に願い出、理事長の許可を受けなければならない
- (3) 許可を受けた図書資料は、図書原簿から抹消して、除籍年月日、除籍番号を記入する
- (4) 決裁後、明細書の正本を除籍原簿とする
- (5) 寄贈・交換・合本・分冊する図書資料は、除籍印を押した後に処理する
- (6) 除籍図書資料は、焼却、又は売却により処理する

(再登録図書資料の取扱い)

第9条 第7条第1項から第3項までに該当する図書資料で、いったん除籍した図書資料が再び発見された場合は、再登録図書資料として取り扱う。

(図書資料の取扱い細則)

第10条 図書館長は、この規程による図書資料の管理及び除籍の細則について、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

北海学園大学開発研究所規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第64条第2項に基づき、北海学園大学開発研究所(以下「本研究所」という。)に関する事項を定める。

(目 的)

第2条 本研究所は広く開発に関する基礎的・応用的諸研究を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 開発に関する調査研究
- (2) 図書資料の収集整理
- (3) 機関誌、文献資料、その他図書資料の編集、刊行
- (4) 官庁、会社その他の依頼による調査研究、翻訳等
- (5) 研究発表会、講演会等の開催
- (6) その他本研究所の目的達成のために必要と認める事業

(構成員)

第4条 本研究所の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 所 長
 - (2) 研 究 員
 - (3) 特別研究員
 - (4) 嘱託研究員
 - (5) 客員研究員
- (開発研究所長)

第5条 開発研究所長の選出は、北海学園大学学則第59条第2項第1号、ならびに同64条に基づき、別に定める北海学園大学機関長選挙規程による。

- 2 開発研究所長は、第3条の事業を総括執行する。
 - 3 開発研究所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
 - 4 開発研究所長が任期中退任し補欠選挙が行われた場合、補欠の開発研究所長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前項の在任期間は、第2項但し書きに定める4年に算入しない。
 - 6 開発研究所長に事故あるときは、予め開発研究所長が指名した者がその職務を代行する。
- (研究員)

第6条 研究員は、本大学の専任教員中より各所属学部教授会の推薦により協議会の議を経て、学長がこれを任命する。

- 2 特別研究員は、本研究所の事業に適切な指導助言を得るために、研究員会議の議を経て、学内外関係者中より学長がこれを委嘱する。
- 3 嘱託研究員は、本研究所の調査研究の推進のため必要と認められる場合、研究員会議の議を経て、学内外関係者中より学長がこれを委嘱する。ただし、本学博士(後期)課程修了者が課程修了時に研究員となる場合は、運営委員会の議を経て、学長がこれを委嘱する。その場合、直近の研究委員会議の議を経るものとする。
- 4 客員研究員は、本研究所を利用して、広く開発に関する研究を行うことを目的とする場合、本人の申請と学内外関係者の推薦に基づき、研究員会議の議を経て、学内外関係者中より学長がこれを委嘱する。
- 5 研究員、特別研究員、客員研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 嘱託研究員の任期は当該調査研究の期間とする。
- 7 研究員、特別研究員、嘱託研究員及び客員研究員は、本研究所の研究調査その他の事業に従事する。

(研究員会議)

第7条 研究員会議は所長これを招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 本研究所の事業に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 特別研究員、嘱託研究員、客員研究員の委嘱に関する事項
- (4) その他重要な事項

(運営機関)

第8条 本研究所に運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は、各学部より推薦され、研究員会議において承認された研究員をもって構成する。
- 3 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、所長がこれを招集し、会議の議長に当たる。

2 運営委員会は、次の事項につき協議する。

- (1) 本研究所の運営に関する事項
- (2) 研究業務に関する事項
- (3) 予算案の作成
- (4) その他必要な事項

(職員)

第10条 開発研究所の事業を遂行し、事務を処理するために、開発研究所に次の職員を置く。

- (1) 事務長
 - (2) 係長
 - (3) 事務職員
- (予算)

第11条 第3条(事業)実施に伴う予算は、大学予算内開発研究所部門予算による。

(細則)

第12条 本研究所の利用に関する規則は別に定める。

2 本研究所所蔵資料の管理・除籍及び寄贈に関する規程は別に定める。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から改正施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学開発研究所利用規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学開発研究所規程第12条第1項に基づき、北海学園大学開発研究所（以下「開発研究所」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 次の各号に掲げる者は、開発研究所を利用することができる。

- (1) 北海学園大学（以下「本学」という。）教職員（非常勤講師を含む）
- (2) 本学大学院生及び本学大学院の研究生，法務研究員，委託生，科目等履修生及び特別聴講学生
- (3) 本学学部学生及び本学学部の研究生，委託生，科目等履修生及び特別聴講学生
- (4) 本学を除く学校法人北海学園の教職員（非常勤講師，時間講師を含む）
- (5) 学校法人北海学園の教職員（非常勤講師，時間講師を含む）を退職した者
- (6) 本学大学院修了生及び学部卒業生
- (7) 大学図書館相互利用サービス加盟館に所属する他大学の教職員及び学生
- (8) その他，開発研究所長（以下「所長」という。）が特に許可した者

(利用証)

第3条 前条に規定する利用者が開発研究所を利用するときは，利用資格を有する旨の利用証を携行しなければならない。

2 利用証は，本学図書館で発行するライブラリーカードのこととする。但し，前条第2号及び第3号の利用者には，学生証をもって利用証とする。

3 ライブラリーカードを紛失した場合の取扱いは別に定める。

(休所日)

第4条 休所日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 年末年始の休業日
- (5) 入学試験準備日及び入学試験日
- (6) 入学式
- (7) その他，所長が特に指定した日

(開所時間)

第5条 開所時間は次のとおりとする。

- (1) 月・水・金曜日 午前9時30分～午後7時30分
- (2) 火・木曜日 午前9時30分～午後4時30分
- (3) 土曜日 午前9時30分～午後0時30分

(所外貸出禁止資料)

第6条 次の資料は，所外貸出を受けることができない。

- (1) 参考資料（市町村史，辞典，事典・年鑑，年報，白書，統計書等）
- (2) 視聴覚資料
- (3) その他，所長が特に指定した資料

2 前項に掲げる資料であっても，所長が特に必要と認めた場合は，所外貸出を許可することができる。

(入庫)

第7条 閉架書庫に入庫する際は，利用証を提示して所定の手続きをとらなければならない。

2 入庫可能な時間は，午前9時30分から午後4時30分までとする。

(その他)

第8条 所内閲覧，所外貸出，貸出の更新，長期貸出，特別長期貸出，貸出の予約，所外貸出禁止資料，複写，開発研究所利用上の遵守事項，利用の制限及び損害補償義務は，「本学図書館

利用規則」に準ずる。

- 2 その他，図書に関する細則・取扱事項については，本学図書館の規程に準ずる。

附 則

この規則は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規則は令和5年4月1日より施行する。

北海学園大学地域連携推進機構規程

(根 拠)

第1条 本学学則第1条及び本学大学院学則第1条に定める目的を達成するために、学長のもとに地域連携推進機構（以下、「機構」と言う。）を置き、この規程を定める。

2 機構のもとに、地域連携推進委員会を置く。この委員会に関する規程は別に定める。

(機構の任務)

第2条 機構の運営のために、機構会議（以下、「会議」と言う。）を置く。

2 会議は、次の事項を審議する。

- (1) 地域連携に関する事項
- (2) 機構の運営に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) その他必要な事項

(機構会議とその構成)

第3条 会議は、次の各号で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副学長（総務担当）
- (3) 各学部長
- (4) 開発研究所長
- (5) 教務センター長
- (6) 大学院担当専任教員その他、機構が必要と認めた者

2 機構長は学長をもって充て、会議を招集し議長となる。

3 第1項第6号に定める構成員（以下、「6号構成員」と言う。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 6号構成員が任期中に退任したことによって補充した者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会議は、その議を経て、第1項に定める以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(予 算)

第4条 機構の予算は、大学予算中開発研究所費による。

(体 制)

第5条 機構に関する事務は、開発研究所において行う。

2 必要に応じて、機構に事務職員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学地域連携推進委員会規程

(根 拠)

第1条 本学地域連携推進機構規程第1条第2項に基づき、この規程を定める。

(任 務)

第2条 地域連携推進委員会（以下、「委員会」と言う。）は、次の事項を審議する。

- (1) 地域連携に関する企画立案と調整
- (2) 自治体、地域団体等との協議
- (3) 本学地域連携推進機構長による地域連携に関する諮問事項
- (4) 本規程第5条に定める部会のもとに置く小委員会の設置と廃止
- (5) その他必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員で構成する。

- (1) 本規程第5条第1項に定める部会の長（2名）
 - (2) 学部から推薦された委員（各学部1名）
 - (3) 必要に応じて委員会が推薦し、委員長が指名する委員
- 2 前項第2号及び第3号に定める委員（それぞれ「2号委員」「3号委員」と言う。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 2号委員または3号委員が任期中に退任したことによって補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長には、開発研究所長を充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。
- 3 委員長は、遅滞なく審議内容を学長に報告するものとする。

(部会と小委員会)

第5条 本規程第2条に定める任務を遂行するために、委員会のもとに次の部会を置く。

- (1) 主として教育の分野における地域連携を円滑に推進するために、地域連携教育部会を置き、部会長には教務センター長を充てる。ただし、教務センター長は部会長の職務を、あらかじめ指名した他の者に委ねることができる。
 - (2) 主として研究の分野における地域連携を円滑に推進するために、地域連携研究部会を置き、部会長には開発研究所長を充てる。ただし、開発研究所長は部会長の職務を、あらかじめ指名した他の者に委ねることができる。
 - (3) 前2号但し書きに定める部会長代理の任期は、当該機関長の任期を超えることができない。
- 2 地域連携の内容に応じて部会長が委嘱した委員で構成する小委員会を部会のもとに置くことができる。
- 3 部会長は、必要に応じて小委員長その他を招集して、部会会議を主宰することができる。
- 4 本条第2項に定める小委員会の委員長は、当該委員の互選によって選出する。

(部会連絡会議)

第6条 必要に応じて、委員長は前条に定める2つの部会の業務を調整するために、部会連絡会議を主宰することができる。

- 2 委員長は、部会連絡会議に前条第2項に定める小委員会の委員その他を出席させることができる。

(事務体制)

第7条 委員会と地域連携研究部会およびそのもとに置いた小委員会に関する事務は、開発研究所において行う。

- 2 地域連携教育部会およびそのもとに置いた小委員会に関する事務は、教務センターにおいて行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

市民公開講座委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第62条に基づき市民公開講座（以下「本講座」という。）を実施するための市民公開講座委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定めるものである。

(構 成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学部教授会から選出された委員各1名
- (2) その他、委員長が必要と認め、委員会が承認した者
(委員長)

第3条 委員会の委員長は、第2条第1号の委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した者がその職務を代行する。

(本講座の開催)

第4条 本講座の開催に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本講座は、学部単独で主催する場合と、学部横断的に主催する場合がある。
- (2) 本講座の開催は、原則として年2回（第1学期と第2学期、それぞれ1回ずつ）とする。ただし、希望する学部がある場合は、委員会で協議の上、このほかに、その学部単独で開催することができる。
- (3) 本講座の開催及び運営に関しては、経済学部、人文学部、経営学部、工学部、法学部の順で持ち回りによって担当するものとし、前年度開催した学部は、その最後に回る。ただし、特別な事情がある場合は、委員会の議を経て変更することができる。
- (4) 本講座の開催計画は、前年度の9月末までに委員会において決定する。

(業 務)

第5条 委員会は、本講座開催について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 開催計画及び学部間の連絡・調整に関する事項（前条第3号の担当学部の確認を含む。）
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

2 前条第2号ただし書きにより、単独で主催する学部は、次の業務を行う。

- (1) 開催の計画、実施・報告等に関する事項
- (2) 予算に関する事項
(委員会報告)

第6条 委員長は、委員会で審議された事項を学長に報告するものとする。

(事務の所管)

第7条 委員会に関する事務は、事務部が担当する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

北海学園大学情報セキュリティ規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 北海学園大学情報セキュリティ規程（以下、「本規程」という。）は、「学校法人北海学園情報セキュリティ規程」及び「学校法人北海学園情報セキュリティガイドライン」に基づき、北海学園大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項について定めたものである。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 学内ネットワーク

学内ネットワークとは、教職員・学生・その他大学関係者が利用するネットワーク機器接続のための通信及びそれに関連する情報機器（ハードウェア・ソフトウェア等）で処理される仕組みのことをいう。

(2) 情報システム

情報システムとは、教育活動及び研究活動、または事務処理等の業務を円滑に遂行するための仕組みのことで、ハードウェア及びソフトウェア（OS、ミドルウェア、アプリケーションソフト等）のことをいう。情報システムには、ネットワークに接続せず単独で使用するコンピュータ等も含む。

(3) 情報資産

情報資産とは、ネットワーク及び情報システムの運用とその管理において取り扱う全てのデータ及び印刷物、手書き文書等の学生、保護者、教職員等の個人情報や教育・研究情報のことをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報セキュリティとは、本学が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために必要な取組のことをいう。また、意図の有無を問わず不正なアクセスによる改ざん、破壊、漏洩等から情報資産及びネットワークを防御することをいう。

(5) 機密性

機密性とは、情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

可用性とは、情報にアクセスすることを認められた者が、必要な時に中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(適用範囲)

第3条 適用範囲は、本学のネットワーク、情報システム及び情報資産とする。

(対象者)

第4条 適用対象者は、学長以下、教職員、学生、保護者、来校者、委託業者等、本学のネットワーク、情報システム及び情報資産を利用する全ての者とする。

第2章 組織体制

(情報セキュリティ責任者)

第5条 本学の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有し、情報セキュリティマネジメントを推進するものとして情報セキュリティ責任者を置き、学長をもって充てる。

(情報セキュリティ運営組織)

第6条 学長は、情報セキュリティの重要性を鑑み、学長直下の組織として情報運用委員会を設置し、情報セキュリティに関する組織体制を確立しなければならない。

(情報セキュリティ管理者)

第7条 学長は、情報運用委員会の委員長を情報セキュリティ管理者として指名することができる。

2 情報セキュリティ管理者は、情報運用委員会及び学習支援システム課の支援の下、情報資産の保護及び情報システムの管理・運営を行うとともに、利用者に対して指導及び監督の責任を担う。

(緊急連絡網及び連絡体制)

第8条 学長は、インシデントなどの緊急時の円滑な情報共有を図るため、情報セキュリティ管理者、情報運用委員会、事務部長、学習支援システム課長、情報セキュリティ統括責任者（担当理事）、情報セキュリティ統括管理者（事務局長）、情報セキュリティ推進責任者（システム開発室長）、本部事務局システム開発室を網羅する緊急連絡網及び連絡体制を整備しなければならない。

第3章 個人情報の保護

(個人情報保護)

第9条 情報資産の保護と活用には、別に定める「北海学園大学 個人情報の保護に関する規程」に基づき、対策を講じることとする。

第4章 情報資産及び情報システムへの脅威、情報セキュリティ対策

第10条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報資産及び情報システムに対し、次の脅威を想定して情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(外的要因)

部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、業務不能攻撃等による情報資産の漏洩、破壊、改ざん、消去等。

(内的要因)

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等による情報資産の漏洩、破壊、消去等の情報資産の機密性・完全性・可用性の維持を脅かすもの。

(環境的要因)

地震、落雷、火災等の災害による業務の停止等。

第11条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報資産及び情報システムを保護するため、次の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(情報セキュリティ管理体制)

情報セキュリティ対策を適正に推進するため、学長を中心とした情報セキュリティ管理体

制を確立し、権限及び役割と責任の明確化を図ること。

(情報資産の分類及び管理)

「北海学園大学情報セキュリティ対策基準」に基づき、本学の情報資産を重要度に応じて分類し、その分類に応じた管理を行うこと。

(人的セキュリティ対策)

情報セキュリティに関する守るべき行動基準及び判断基準を定め、情報資産及び情報システムを取り扱う全ての教職員等に情報セキュリティの重要性について定期的に研修をし、教育を実施すること。

(物理的セキュリティ対策)

情報資産及び情報システムの設置された場所への不正な立ち入り及び災害等から情報資産を保護するための対策を講じること。

(技術的セキュリティ対策)

情報資産及び情報システムを不正なアクセスから適切に保護するための対策を講じること。

(運用面におけるセキュリティ対策)

情報資産及び情報システムを適切に運用管理するための対策を講じること。

(外部委託におけるセキュリティ対策)

外部委託事業者に対し、本規程を遵守させるための対策を講じること。

(危機管理対策)

情報資産及び情報システムに事故又は事件が発生した場合に、被害の拡大防止、復旧等の迅速かつ適切な対応を行うための対策を講じること。

第5章 情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の策定

(情報セキュリティ対策基準)

本規程に基づき、基本的な要件や保護すべき情報資産を明記した「北海学園大学情報セキュリティ対策基準」を策定する。

(情報セキュリティ実施手順)

本規程及び情報セキュリティ対策基準に基づき、教職員が行動する具体的な手順を明記した「北海学園大学情報セキュリティ実施手順」を策定する。

第6章 点検評価及び見直し

(点検・評価及び見直し)

第12条 本規程の遵守状況を検証するため、情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティに関する自己点検及び評価を実施しなければならない。

2 大学による評価実施後、情報セキュリティ統括管理者（事務局長）、情報セキュリティ推進責任者（システム開発室長）から監査を受ける場合がある。

第13条 本学を取り巻く環境の変化に対応し、情報資産及び情報システムを確実かつ安全に維持していくため、情報運用委員会は「本規程・北海学園大学情報セキュリティ対策基準・北海学園大学情報セキュリティ実施手順」の見直しを図ることができる。

2 本規程及び情報セキュリティ対策基準の見直しに際しては、学校法人全体で情報セキュリティ対策に取り組む観点から、本部事務局システム開発室と事前協議の場を設けることとする。

3 本規程及び情報セキュリティ対策基準の見直し結果は、然るべき承認過程を経て、学長が

承認するものとする。

- 4 学長の承認を受けた見直し結果は, 都度, 情報セキュリティ統括管理者 (事務局長) 及び情報セキュリティ推進責任者 (システム開発室長) に対して報告を行うものとする。

附 則

この規程は, 令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学情報セキュリティ対策基準

(趣 旨)

第1条 本基準は「北海学園大学情報セキュリティ規程」に基づき、本学が最低限行うべき情報セキュリティ対策を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、本学のネットワーク、情報システム及び情報資産とする。

(対象者)

第3条 適用対象者は、学長以下、教職員、学生、保護者、来校者、委託業者等、本学のネットワーク、情報システム及び情報資産を利用する全ての者とする。

(組織体制)

第4条 情報資産・情報システムの管理・運営は、北海学園大学情報セキュリティ規程に従い、情報セキュリティ責任者（学長）の下、情報セキュリティ管理者（情報運用委員長）が統括する情報運用委員会が執り行うものとする。

2 部局及び附属機関が管理する情報システムは、北海学園大学情報セキュリティ規程及び部局または附属機関が定める運用方針に従い、部局または附属機関の管理者の責任の下で執り行うものとする。

3 学内ネットワークの通信回線の調整及び学内通信回線と学外通信回線との接続に関する事項は、情報運用委員会及び情報システム委員会が本部事務局システム開発室と連携し執り行うものとする。

(禁止事項, 違反者への対応)

第5条 情報セキュリティ管理者または情報システムの管理権限を有する者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 情報資産の目的外利用
- (2) 守秘義務に違反する情報の開示
- (3) 法令又は学内規則に違反する情報の発信
- (4) 管理者権限を濫用する行為
- (5) 上記の行為を助長する行為

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ関連規程への重大な違反の報告を受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には速やかに調査を行い、事実を確認しなければならない。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取することが望ましい。調査によって違反行為が判明した場合は、当該行為者に対する当該行為の中止命令、アカウント停止・削除措置、学内ネットワーク・情報システムの利用停止措置等を講ずることができる。

3 情報セキュリティ管理者は、前項の措置を講じた場合には、情報セキュリティ責任者（学長）にその旨を報告しなければならない。

(教育実施体制の整備, 教育の実施, 教育のための資料整備)

第6条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ対策に係る教育について教育実施計画を策定し、その実施体制を整備しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ、学生・教職員等の利用者に対して新たに教育すべき事項が明らかになった場合には教育実施計画を見直さなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、学生・教職員等の利用者の役割に応じて教育すべき内容を検

討し、教育のための資料を整備しなければならない。

- 4 情報セキュリティ管理者は、学生・教職員等の利用者の入学、着任又は異動後3か月以内に受講できるように、その実施体制を整備しなければならない。

(教育実施計画の策定、教育の実施)

- 第7条** 情報セキュリティ管理者は、学生・教職員等の利用者が毎年度最低1回は教育を受講できるように教育実施計画を立案するとともに、その教育を実施しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの対応、報告手順、緊急連絡網)

- 第8条** 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した際の報告窓口を含む本学関係者への報告手順を整備し、報告に必要な項目を含め利用者等に周知しなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントを認知した際の学外との情報共有を含む対処手順を予め整備しなければならない。また、認知後は直ちに情報セキュリティ責任者(学長)に報告しなければならない。

- 3 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントの可能性に備え、教育研究事務の遂行のために必要な事項に係る緊急連絡先、連絡手段等を含む緊急連絡網を整備しなければならない。

- 4 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティインシデントの原因を調査するとともに再発防止策を検討し、それを報告書として情報セキュリティ責任者(学長)に報告しなければならない。

- 5 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者から情報セキュリティインシデントについての報告を受けた場合は、その内容を確認し、学校法人北海学園情報セキュリティ委員会(事務主幹:本部事務局システム開発室)との連携の下、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

(情報資産の取扱い)

- 第9条** 情報セキュリティ管理者は、情報資産の取扱いに関して基準を整備し、教職員等へ周知しなければならない。

- 第10条** 情報資産は、機密性、完全性及び可用性の視点で、以下の基準に基づき、必要に応じて取扱制限を行わなければならない。

(基準1) セキュリティ侵害が学生または教職員の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす情報資産。

(基準2) セキュリティ侵害が大学事務及び教育研究活動の実施に重大な影響を及ぼす情報資産。

(基準3) セキュリティ侵害が大学事務及び教育研究活動の実施に軽微な影響を及ぼす情報資産。

(基準4) 影響をほとんど及ぼさない情報資産。

- 第11条** 各部局または附属機関は、前条の基準に基づき保有する情報資産の分類を行い、適正に管理をしなければならない。

- 2 部局または附属機関は、情報資産へのアクセス権の管理等の接近の制御、持ち出しの困難化、視認性の確保、情報資産管理に係る意識向上を図るなど、情報漏洩における人的な要因と技術的な要因の排除に取り組まなければならない。

- 第12条** 教職員等は、自らが担当している教育研究に係る事務の遂行以外の目的で情報資産を利用してはならない。

第13条 教職員等は、電磁的記録媒体に保存された情報が職務上不要となった場合は速やかに情報を消去しなければならない。また、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、当該記録媒体内に情報が残留した状態とならないよう全ての情報を復元できないように抹消しなければならない。

第14条 教職員等は、クラウドサービスを利用する場合、クラウド事業者が自らの情報資産を預けるに値する安心安全で信頼できるパートナーであることを慎重に確認しなければならない（認証規格の確認等）。

（点検・評価及び見直し）

第15条 本基準の遵守状況を検証するため、情報セキュリティ管理者は情報セキュリティに関する自己点検及び評価を実施しなければならない。

2 本基準の見直しに際しては、北海学園大学情報セキュリティ規程に基づき、執り行うものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

情報運用委員会規程

(根 拠)

第1条 学則第62条にもとづき、情報運用委員会（以下、委員会）を置く。

(委員会の目的と業務)

第2条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 全学的な情報システムの構築とその円滑な運用に関すること
- (2) 教育用コンピュータ実習室に関すること
- (3) CALL教室に関すること
- (4) ホームページに関すること
- (5) 別に定める情報システム委員会の所管事項に関すること
- (6) 北海学園が設置するシステム開発室との連絡・調整に関すること
- (7) 本規程の改廃に関すること
- (8) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号にかかる予算に関すること

3 委員会の事務は学習支援システム課が取り扱う。

(構成員)

第3条 委員会は各学部から選出された5名の委員で構成する。

(1) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 任期途中で交代した委員の任期は、残任期間とする。

2 委員会に委員長を置く。

(1) 学長は委員会の意見を聞き、前項の委員のなかから委員長を指名する。

(2) 委員長は委員会を招集し、会務を統括する。

(3) 委員長に事故あるときは、本項第1号に定める手続きにより委員長を選任する。

3 委員会が必要と認めた者は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(情報運用室長)

第4条 委員会ならびに学習支援システム課が本規程第2条に定める目的を円滑に遂行するために、情報運用室長（以下、室長）を置く。

2 協議会は、その議を経て、本規程第3条第2項に定める委員長を室長とする。

3 室長は、第5条に定める委員会の長を招集して、連絡会を主宰することができる。

4 室長は、必要に応じて、前項に定める連絡会に他の教職員を出席させ、意見を求めることができる。

5 室長は、学長の委任を受けて、学習支援システム課を統括する。

(委員会と関連委員会)

第5条 学則第62条にもとづいて設置された次の委員会（以下、関連委員会）を委員会のもとに置く。

(1) 本規程第2条第1項第2号を所管する教育用コンピュータ実習室運営委員会

(2) 本規程第2条第1項第3号を所管するCALL教室運営委員会

(3) 本規程第2条第1項第4号を所管するホームページ運営委員会

(4) 本規程第2条第1項第5号を所管する情報システム委員会

2 教育と研究の質保証のために、必要に応じて委員会は関連委員会と連携して情報システムの円滑な統一的運用に努めるものとする。

3 関連委員会の事務は学習支援システム課が取り扱う。

(本規程の改廃)

第6条 本規程の改廃には協議会の議を要する。

付則 本規程は平成24年4月1日より施行する。

(申し合わせ)

本規程第3条第1項と同条第2項に定める委員と委員長は、それぞれ情報システム委員と同委員長を兼務する。

情報システム委員会規程

(根 拠)

第1条 学則第62条にもとづき、情報システム委員会（以下、委員会）を置く。

(業 務)

第2条 委員会は情報システムの活用を推進し、もって本学における教育と研究に寄与することを目的として、以下の業務を行う。

- (1) 構内情報通信網（Local Area Network：LAN）に関すること
- (2) 学習管理システム（Learning Management System：LMS）に関すること
- (3) ポータルサイトに関すること
- (4) 学事システムに関すること
- (5) 本規程第4条に定める実務委員会およびそのもとに置く作業部会に関すること
- (6) 本規程の改廃に関すること
- (7) その他、情報システムの構築と円滑な運用にとって必要なこと
- (8) 本条各号にかかる予算に関すること

(構 成)

第3条 委員会は、次の各号の委員で構成する。

- (1) 各学部教授会から選出された5名。
- (2) 教務委員会から選出された委員1名。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期途中で交代した委員の任期は、残任期間とする。
- 4 委員会に委員長（以下、委員長）を置く。
 - (1) 委員長は会務を統括する。
 - (2) 委員長は委員会を招集する。
- 5 委員会が必要と認めた者は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(実務委員会)

第4条 本規程第2条に定める目的を達成するために、学習支援システム課長が主宰する実務委員会を委員会のもとに置くことができる。

- 2 実務委員会の設置と構成は委員会の承認を必要とする。
- 3 本学の教員と職員は実務委員会の構成員になることができる。
- 4 委員会の議を経て、実務委員会のもとに作業部会を置くことができる。その構成員には前項を適用する。
- 5 実務委員会およびそのもとに置かれた作業部会の設置期間は2年以内とする。ただし、委員会の議を経て、その期間を延長することができる。
- 6 実務委員長は、実務委員会およびそのもとに置かれた作業部会の審議内容ならびに業務遂行状況など、所管事項について遅滞なく、委員長に報告しなければならない。
- 7 委員長は実務委員会およびそのもとに置かれた作業部会に出席し、意見を述べることができる。
- 8 委員長が必要と認めたときは、本規程第3条第1項に定める委員は実務委員会およびそのもとに置かれた作業部会に出席し、意見を述べることができる。
- 9 実務委員と作業部会の構成員の任期は教員にあっては2年、事務職員にあっては1年とする。ただし、再任を妨げない。

(本規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は協議会の議を要する。

付則 1. 本規程は平成24年4月1日から施行する。

2. 本規程の施行をもって、情報システム運営委員会と情報システム事務実行委員会を廃止する。

CAL L 教室運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海学園大学学則第62条に基づき、北海学園大学CAL L教室（以下「CAL L教室」という。）組織及び運営について、必要な事項を定める。

2 CAL L教室は、本学の共同教育研究施設として、語学教育その他の教育にその施設を供し、教育研究の進展に資することを目的とする。

(施設の範囲)

第2条 この規程が運用されるCAL L施設の範囲は別表に定める。

(運営委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、CAL L教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 経済学部、経営学部、法学部、人文学部及び工学部の教授会から推薦された者各1名

(2) 教務委員会から推薦された教務委員1名

3 その他、運営委員会が必要と認めた者は運営委員会に出席し、審議に加わることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号および第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員は、前任者の残任期間在任とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長と副委員長は、運営委員の中から互選とする。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

5 前任者の任期途中で委員長となった者は、前任者の在任期間在任する。

第6条 運営委員会は、CAL L教室に関し次に掲げる事項について審議決定する。

(1) CAL L教室の運営方針および利用調整に関する事項

(2) CAL L教室の予算および決算に関する事項

(3) CAL L教室に関する規程等の制定および改廃に関する事項

(4) その他、委員会が必要と認めた事項

第7条 運営委員会は、第3条第2項第1号および第2号の委員3分の2以上の出席で成立する。

2 運営委員会の議事は、運営委員の過半数をもって決する。

(専門部会)

第8条 運営委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報 告)

第9条 委員長は、運営委員会で審議された事項を学長に報告するものとする。

(事 務)

第10条 運営委員会の事務は、事務部が担当する。

(改 正)

第11条 この規程改廃は、学則第58条2項に基づく協議会の議を経なければならない。

(細 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、CAL L教室の運営および利用のために必要な細則は運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

ホームページ運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）学則第62条に基づきホームページ運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(構 成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 各学部教授会から選出された委員各1名

(2) 事務部長

(委員長)

第3条 委員会の委員長は、第2条第1号の委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した者がその職務を代行する。

(業 務)

第4条 委員会は、本大学公式ホームページの運用について、次に掲げる業務を行う。

(1) 企画・立案・設計等に関する事項

(2) ホームページに関係する各学部・機関のサーバーの利用ならびにネットワークのセキュリティの確保に関する事項

(3) 各部署のホームページ更新に関する事項

(4) 予算に関する事項

(5) その他委員会が必要と認める事項

(委員会報告)

第5条 委員長は、委員会で審議された事項を学長に報告するものとする。

(事務の所管)

第6条 委員会に関する事務は、事務部が担当する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

北海学園大学における危機管理に関する基本規程

(趣 旨)

第1条 この基本規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）において発生するまたは発生が予想される様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制および対処方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この規程は、本学の学生（学部生・大学院生・留学生等本学で教育を受けるすべての者）、教職員（常勤・非常勤を問わない）ならびに近隣住民等の安全確保に努めるとともに、学校法人北海学園（以下「法人」という。）との連携を図りながら本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程における「部局」、「部局長」とは次の各号の定めるところによる。

(1) 部局 学部，研究科，図書館，教務センター，入試部，キャリア支援センター，学生部，開発研究所，事務部をいう。

(2) 部局長 前号に規定する部局長の長をいう。

(対象とする事象)

第4条 この規程に定める危機管理の対象とする「危機事象」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 教育・研究活動の遂行に重大な支障をもたらす問題

(2) 学生・教職員および近隣住民の安全にかかわる重大な問題

(3) 施設管理上の重大な問題

(4) 社会的影響の大きな問題

(5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題

(6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な問題

(危機管理委員会の設置)

第5条 危機管理に関し必要な事項を審議するために、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、年1回全学および各部局の危機管理に関する総点検を行い、必要な措置を提言することができる。

2 委員会は、学長，副学長，部局長，その他学長が指名する者を委員として組織する。

3 委員長は学長をもって充て、委員会を招集し議長となる。

4 委員会の事務は事務部が主管する。

(学長等の責務)

第6条 学長は本学における危機管理を統括する。

2 副学長は学長を補佐する。

3 部局長は、当該部局における危機事象の管理体制，対処等に関し、必要な措置を講じなければならない。

(危機事象に対処するための措置等)

第7条 委員会は、危機事象に迅速かつ的確に対処するため、次の措置を講じなくてはならない。

(1) 学生，教職員等に対する危機管理に関する資料の配付，研修の実施等による啓蒙活動

(2) 本学に起因する危機事象の発生を未然に防ぐための措置

(3) 危機事象に係る情報の収集，整理，分析

(4) 危機事象に係る大学の行動指針の策定

(5) 危機事象に係る学生，教職員および近隣住民等に対する安全確保および情報提供

(6) 危機事象に係る関係機関との連絡調整および報道機関への対応

(7) 危機事象の終結後における情報公開

(8) その他，学長が必要と認める措置

(危機事象に関する通報等)

第8条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生または発生するおそれがあることを発見したときは、遅滞なく当該部局長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた部局長は、当該危機事象の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 通報者は、通報によって不利益をこうむることのないよう保護されなければならない。
(対策本部および対応委員会の設置等)

第9条 学長は、前条第2項の報告を受け、危機事象の対処のために必要と判断する場合には、速やかに当該事態に係る対策本部を設置し、対処の方針および事案処理に必要な措置等の決定および実行にあたるものとする。

- 2 対策本部は、学長、副学長、学部長、当該部局長、事務部長およびその他学長が指名する者で組織し、次のとおりとする。
 - (1) 対策本部長は学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
 - (2) 本部長を補佐するため副本部長を置き、副学長をもって充てる。ただし、学長は、必要があると認められる場合には、当該部局長を副本部長に加えることができる。
 - (3) 危機事象に係る事案処理の実行のため必要と判断する場合には、対策本部の下に本部長または副本部長を委員長とする対応委員会を設置することができる。
 - (4) 対策本部および対応委員会の事務は、危機事象が主として当該部局に関わる場合には当該部局の事務が、全学に関わる場合には事務部が主管し、関係部局等から事務部長の指名する職員が参画する。
 - (5) 対策本部および対応委員会は、第7条第3号乃至第6号の措置を講ずるものとする。
 - (6) 対策本部および対応委員会は、危機事象への対処の終結をもって解散する。
(事案処理の特例等)

第10条 学長は、対策本部長として、事案処理に際し緊急を要する場合には、対策本部に諮ったうえで、協議会、大学院委員会、教授会および関係委員会等（以下「協議会等」という。）の協議または審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。

- 2 対策本部長は、事案について、法人と適宜連携を図りながら対処にあたり、必要な協力を得るものとする。
- 3 対策本部長は、事象の対処の終結後に、協議会等および法人に報告しなければならない。
- 4 部局長は、1部局のみに係る危機事象で、当該部局のみで対処することが適切と判断する場合には、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得たうえで、当該部局で対処することができる。ただし、学長は、当該部局長の判断にもかかわらず必要と判断する場合は、対策本部を設置し、全学的に対処することができる。
(雑 則)

第11条 国際交流に伴う危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学における国際交流に伴う危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本大学の国際交流を進める際の教職員及び学生（大学院生を含む）の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 各学部、各研究科、教務センター、学生部、キャリア支援センター、入試部、図書館、開発研究所及び事務部をいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (3) 協定校専門委員会 レスブリッジ大学専門委員会、韓国協定校専門委員会、ロシア協定校専門委員会、中国協定校専門委員会をいう。
- (4) 専門委員長 前号に規定する協定校専門委員会委員長をいう。
- (5) 関連委員会 学生委員会、ハラスメント防止・対策委員会、在外・国内研修委員会、留学生専門委員会をいう。
- (6) 関連委員長 前号に規定する委員会委員長をいう。

(対象とする危機事象)

第3条 この規程に定める危機管理の対象とする「危機事象」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本大学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 本大学の外国人留学生及び外国人研究者等が国内において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (3) 本大学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な問題
- (4) 本大学の外国人留学生及び外国人研究者等の国内における安全に係わる重大な問題
- (5) 本大学に対する国際交流に係わる社会的信頼を損なう問題
- (6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な問題
(学長等の責務)

第4条 学長は、この規程に定める危機管理を統括する責任者として、本大学における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

2 副学長は学長を補佐する。

3 各部局長は、当該部局における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。
(危機に関する情報収集)

第5条 本大学の教職員は、第3条各号に定める緊急に対処すべき危機事象が発生した場合、又は発生するおそれのある情報を得た場合は、部局長に通報しなければならない。

2 前項の情報を得た部局長は当該危機事象の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機事象の対処方針等を危機事象に応じて副学長、当該部局長、国際交流委員長、当該専門委員長及び当該関連委員長と協議し、決定するものとする。
(危機事象に対処するための措置等)

第6条 学長、副学長及び部局長は、危機事象に迅速かつ的確に対処するため次の措置を講じなくてはならない。

- (1) 学生、教職員等に対する危機管理に関する資料の配付、研修の実施等による啓蒙活動
- (2) 危機事象に係る情報の収集、整理、分析
- (3) 危機事象に係る学生、教職員等に対する安全確保及び情報提供
- (4) 危機事象に係る学校法人北海学園との連絡調整連携
- (5) 危機事象の終結後における情報公開
- (6) その他、学長が必要と認める措置

(対策本部の設置)

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、副学長、事務部長をもって充て、本部長を補佐する。ただし、学長は、必要があると認められる場合には、当該部局長又は国際交流委員長を副本部長に加えることができる。
- 5 本部員は、当該部局長、国際交流委員長及び本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務は、国際交流委員会、事務部国際交流課及び学生部が主管し、関係部局から事務部長の指名する者が参画する。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(事案処理の特例)

第8条 学長は、事案処理に際し、教職員及び学生の生命又は身体等の保護を図るため特に必要があると認める場合であって、緊急を要すると認めるときは、必要とする協議会、教授会、大学院委員会、協定校専門委員会及び関連委員会（以下「協議会等」という。）の審議を省略することができる。この場合においては、当該事案の対処の終了後に、協議会等に報告しなければならない。

- 2 学長は、1部局のみに係る危機事象で、当該部局、国際交流委員会、当該協定校専門委員会及び当該関連委員会限りで対処することが適切と判断する場合には、当該部局長、国際交流委員長、当該専門委員長及び当該関連委員長にその対処を委ねることができる。
- 3 前項の場合において、当該部局長及び当該関連委員長は、国際交流委員会、事務部国際交流課及び学生部等の協力を適宜得るものとする。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学「個人情報の保護に関する規程」

(目的)

第1条 本規程は、学校法人北海学園「個人情報の保護に関する規程」第20条に基づき、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、北海学園大学（以下、大学という。）の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 本規程において「個人データ」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものを構成する個人情報をいう。

3 本規程において「保有個人データ」とは、大学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの又は六月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

4 本規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の学生等をいう。

5 前項において、学生等とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 大学において教育を受けている者、その保護者及び学資支給人

(2) 大学において教育を受けようとする者、その保護者及び学資支給人

(3) 大学において教育を受けた者及び受けようとした者、その保護者及び学資支給人
(大学及び教職員等の責務)

第3条 大学は、個人情報の取得、保管又は利用にあたり、個人の基本的な権利を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 個人情報を提供する者への本規程の趣旨の周知及び公開

(2) 大学の教職員に対する本規程の遵守の徹底

(3) 大学の学生、院生等に対する個人情報保護に関する啓蒙、教育、指導

(4) その他、大学が必要と認めた措置

2 個人情報、個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人情報、個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条 大学全体における個人情報保護の責任者として「個人情報保護管理者」(以下、管理者という。)を置く。

2 管理者は、学長とする。

3 管理者は、大学における個人情報の取得、利用、提供及び管理並びに保有個人データの開示等の申請に関し、本規程の定めるところに従い、適正に処理する責任を有する。

4 管理者は、学生等に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、個人データ管理責任者として学部長、研究科長、その他の機関長及び事務部長を選任する。

(個人情報保護実施委員会)

第5条 管理者は、本規程の実施に必要な事項を審議させるため個人情報保護実施委員会（以下、委員会という。）を設置する。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(法令等との関係)

第6条 本規程に定めがない事項は、学校法人北海学園「個人情報保護に関する規程」及び個人情報保護に関する法律その他関係法令の定めによる。

(利用目的の特定)

第7条 管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果を合理的に想定できる程度に、できる限り具体的、個別的に特定しなければならない。

2 管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 管理者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 管理者は、合併その他の事由により他の大学から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第9条 管理者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第10条 管理者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 管理者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより北海学園大学（学校法人北海学園）の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第11条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条 管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 管理者は、個人データの安全管理のために、次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(1) 学生等に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。

(2) 学生等に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

3 個人データは適切に管理し、保存期間の経過したもの及び不要となったものについては、確実に迅速に破棄又は削除しなければならない。

(従業者の監督)

第13条 管理者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修)

第14条 管理者は、学生等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うよう努めなければならない。

(個人データの学外持ち出し禁止)

第15条 個人データの取扱い業務を学外に委託する場合を除いて、個人データを学外に持ち出してはならない。

2 正当な業務の遂行にとって個人データの学外持ち出しを必要とする場合は、管理者の許可を得なければならない。この場合、持ち出される個人データは当該業務の遂行に必要な最小限度とする。

(委託先の監督)

第16条 管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 管理者は、前項の委託に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。

(2) 委託先において、委託目的以外での個人データの利用、無断での他の者への再委託、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、委託契約期間の明記、利用目的達成後の適切かつ確実な返却又は破棄若しくは削除、事故発生時における報告義務、事故発生時の委託先の責任の明確化などの、個人データの安全管理のために講ずべき措置について委託契約書の中に明記すること。

(第三者提供の制限)

第17条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
(2) 第三者に提供される個人データの項目
(3) 第三者への提供の手段又は方法
(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 管理者は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 管理者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 管理者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 6 管理者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、提供先において、提供目的以外での個人データの利用、無断での他の者への再提供、複製複製、盗用等がなされないように、提供先における保管期間の明記、利用目的達成後の適切かつ確実な返却又は破棄若しくは削除などの事項について留意するものとする。
- (本人の同意の取得方法)

第18条 管理者は、本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことができるように努めなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第19条 管理者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 北海学園大学（学校法人北海学園）という名称
(2) すべての保有個人データの利用目的（第10条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
(3) 次項、次条第1項、第22条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第26条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
(4) 当該大学が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（大学庶務課又は学部事務室）
- 2 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
(2) 第10条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第20条 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 開示の対象となる保有個人データに、申請者以外の個人に関する情報が含まれている場合
- (2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 本人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障が生ずるおそれがある場合
- (4) 北海学園大学(学校法人北海学園)の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 他の法令に違反することとなる場合

2 管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

4 管理者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 開示又は非開示が大学における教育活動に与える影響
- (2) 開示を求める者が本人の法定代理人である場合、当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力のおそれの有無

5 管理者は、非開示の決定をすることが想定される保有個人データの範囲を定め、学生等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(開示の方法)

第21条 前条による保有個人データの開示は、当該保有個人データの記載されている文書の閲覧又は写しを交付することにより行う。この場合において、当該保有個人データが磁気テープ、磁気ディスク、その他の記憶媒体等に記録されている場合には、印字装置により出力した書面の閲覧又は交付により行う。

2 前項の方法による保有個人データの閲覧又は交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正等)

第22条 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第23条 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第8条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第9条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第17条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停

止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第24条 管理者は、第19条第3項、第20条第2項、第22条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第25条 管理者は、第19条第2項、第20条第1項、第22条第1項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法につき次の事項を定める。この場合において、本人は、定められた方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

(1) 開示等の求めの申出先（大学庶務課又は学部事務室）

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

(3) 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

(4) 第26条第1項の手数料の徴収方法

- 2 管理者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、管理者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供、開示手続の本人への周知その他閲覧の場所及び時間等について本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の求めは、次に定める代理人によってもすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

- 4 管理者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第26条 管理者は、第19条第2項の規定による利用目的の通知又は第20条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(大学による苦情の処理)

第27条 管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 3 苦情及び相談の受付先は、大学庶務課又は学部事務室とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

北海学園大学 ハラスメント防止・対策に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）における、すべての学生、教職員（以下これらの者を「構成員」という。）および関係者に対し、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会および権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、本条第2項の各号に定めるセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントを含み、本学の構成員相互または構成員と関係者との間において、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者とりわけ下位ないし弱い立場にある者に対し、不快感、嫌悪感、威圧感、不安感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせる言動により、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させ、または人格権を侵害することをいう。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) セクシャル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、次の各号に該当する行為を行うことにより他の者に対し不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

一 他者の意に反してなされる性的言動であり、他者にとって不快と受け止められる性的言動を行うこと

二 他者の意に反して性的理由に伴う差別的な言動を行うこと

(2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位や立場を利用し、または逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、不適切な言動等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

(3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上または学生活動上、優越的地位にある者または人間関係などの優位性を有する者が、その地位や職務上の権限等を利用し、または逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動、指導、処遇等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

(4) その他のハラスメント

前3号には該当しないが、他者の意に反する言動であり、行為者本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者に不快な言動として受け止められ、他者に不利益を与え、不快感、脅威または屈辱感を与えることにより、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させることをいう。

(本学各機関の責務)

第3条 本学の各機関は、ハラスメントに関する相談や申立てがあったときは、これに誠実に対応し、ハラスメント防止および対策のために必要な措置をとらなければならない。

2 本学の各機関は、自らハラスメントの発生防止に努め、本規程第2章に規定するハラスメント防止・対策委員会からハラスメントの防止および対策にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じなければならない。

3 本学の各機関は、ハラスメントに関する情報の管理について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(構成員の責務)

第4条 構成員は、ハラスメントが本学における学習環境、教育研究環境および就業環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。

- 2 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるよう努めなければならない。
- 3 構成員は、ハラスメントに関する相談および申立てを妨げてはならない。
- 4 構成員は、被害を申し立てた者、本規程に定める各委員会の委員および相談員、その他ハラスメントに対し正当な対応をした者に対し、被害の申立て、ハラスメントに関する事案解決への協力、その他ハラスメントに対し正当な対応をしたことを理由として、不利益を与えてはならない。
- 5 構成員は、正当な理由なく、本規程に定める各委員会による照会、呼び出しなどの指示を拒否してはならない。

(委員等の守秘義務等)

第5条 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、任期中および退任後に、任務において知り得た事実を他に漏らしてはならない。

- 2 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、相談者、被害を申し立てた者、被害を申し立てた者の相手方の名誉およびプライバシー等を侵害しないよう慎重に行動しなければならない。

第2章 体制

(委員会等の設置)

第6条 第1条の目的を達成するため、本大学学則第62条に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を置く。

- 2 ハラスメントに関する相談に応ずるため、相談員を置く。

(ハラスメント防止・対策委員会の構成)

第7条 ハラスメント防止・対策委員会は、学長が任命する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学部選出の教員各1名（各研究科の委員を兼ねるものとする）
- (2) 学生部長
- (3) 学長が指名する2名
- (4) 事務部長
- (5) 大学院事務部長

- 2 学長は、ハラスメント防止・対策委員会の構成に偏りが無いよう配慮して、前項第3号の委員を選任しなければならない。

- 3 第1項第1号から第3号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ハラスメント防止・対策委員会の職務)

第8条 ハラスメント防止・対策委員会は、本学におけるハラスメント防止のため、第6章に定める活動を行うとともに、ハラスメントに関する事案（以下「事案」という。）解決のために必要な措置を講じる。

(ハラスメント防止・対策委員会による各種委員会の設置)

第9条 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調停のために、調停委員会を置くことができる。

- 2 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調査および解決に必要な措置を提言する機関として、調査委員会を置くことができる。
- 3 被害を申し立てた者が次の各号の定めに該当する場合には、前二項の調停委員会および調査委員会を置くことができない。
 - (1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき
 - (2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき
 - (3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあっては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

(報告書の作成および提出)

第10条 ハラスメント防止・対策委員会は、毎年度末に、委員会の活動状況に関する報告書を作成し、これを学長に提出する。

(ハラスメント防止・対策委員会の運営)

第11条 ハラスメント防止・対策委員会に委員長を置く。

- 2 委員長の選出は、委員の互選による。
- 3 委員長は、ハラスメント防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 ハラスメント防止・対策委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 ハラスメント防止・対策委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

- 6 ハラスメント防止・対策委員会の委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 7 委員が被害を申し立て、または被害を申し立てた者の相手方となったときは、当該委員は、その事案にかかわる委員会の会議に参加し、議決することができない。

(相談員)

第12条 相談員は、各学部男女各1名とし、そのうちの1名は教員でなければならない。相談員は、各学部が推薦した候補者のうちから学長が任命する。ただし、学部ごとの事情に鑑み、これを増員することができる。

- 2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 相談員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 相談員は、ハラスメント防止・対策委員会の委員、調停委員会の委員および調査委員会の委員を兼務してはならない。

(相談員の任務)

第13条 相談員は、ハラスメントに関する相談があった場合において、相談者に対し、調停、調査またはその他の解決方法について説明し、被害を申し立てた者がこれらのいずれを求めるのかについての聴取を行う。

- 2 相談員は、被害を申し立てた者がハラスメント防止・対策委員会による事案解決を望んだときは、相談内容を委員会へ送付する。ただし、被害を申し立てた者が、自己または被害を申し立てた者の相手方の双方もしくはいずれか一方の実名、所属等の秘匿を希望する場合には、それに従う。
- 3 相談員は、被害を申し立てた者が、部局内もしくは関係部局間における直接の事案解決を望んだときは、相談内容を部局長に報告しなければならない。この場合において、部局長および相談員は、必要に応じて他の教職員と連携しながら、事案解決のため適切な措置を講じなければならない。
- 4 相談員は、事態が重大で、大学としての事案解決が必要であると判断したときは、被害を申し立てた者の同意を得て、相談内容をハラスメント防止・対策委員会へ送付しなければならない。送付にあたっては、第2項ただし書を準用する。
- 5 相談員は、相談内容を記録し、ハラスメント防止・対策委員会に対しその概要を、文書により報告しなければならない。

(相談員の遵守事項)

第14条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談員および被害を申し立てた者の主体的な選択、判断を尊重し、これらの者ととも解決策を見出すよう努めること
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと
- (3) 相談者および被害を申し立てた者に対し、ハラスメントに当たるような言動を行うなどして、二次被害を与えないこと

(相談の受付)

第15条 相談員への相談は、面談のほか手紙、電話または電子メール等のいずれかによっても受け付ける。

- 2 相談は、匿名による相談や第三者による相談も受け付ける。

(相談員以外の教職員に対する相談の取扱い)

第16条 相談者が希望するときは、相談員以外の教職員も相談を受け付けることができる。

- 2 前項の相談を受けた教職員は、相談者の同意を得て、次に掲げる対応をすることができる。
 - (1) 申立てのあった事案について、第12条に定める相談員に対し報告し、以後の対応を依頼すること
 - (2) 申立てのあった事案について、前号の報告および依頼を行わずに、直接ハラスメント防止・対策委員会に対して報告し、以後の対応を依頼すること
- 3 前項の規定にかかわらず、相談員以外の教職員がハラスメントに関する相談を受けたときは、その教職員の申告に基づき、学長はその者を「特別相談員」に任命することができる。ただし、事案解決のため緊急の必要があると認めるときは、学長への申告を、事案解決のため適切な措置を講じた後に行うことができる。
- 4 特別相談員の相談業務は、自らが受けたハラスメントに関する相談への対応に限るものとする。
- 5 本規程が相談員について定めた事項は、特別相談員に対しこれを準用する。

第3章 調停委員会

(調停委員会の設置)

第17条 ハラスメント防止・対策委員会は、被害を申し立てた者が、その申立てにかかる事案を解決するため調停手続を希望するときは、調停委員会を設置し、委員会に調停を付託することができる。

(調停委員会の構成等)

第18条 調停委員会は、委員3名以上をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が、被害を申し立てた者および被害を申し立てた者の相手方(以下「当事者」という。)の所属する部局の長との協議に基づき指名し、学長がこれを任命する。

- 2 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、申立てのあった事案の性質に照らし、委員の性別や属性に配慮し、委員会の中立性の確保を重視して、委員を指名しなければならない。
- 3 調停委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。
- 4 委員長は、調停委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、調停委員会に当事者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調停が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 7 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。

(調停委員会の職務)

第19条 調停委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 当事者双方からの意見の聴取
 - (2) 調停にあたり必要な範囲内での事実関係の調査
 - (3) 調停案の作成
 - (4) 当事者双方に対する調停案等の提示
 - (5) その他、申立てのあった事案の調停に必要な措置
- 2 調停委員会は、当事者の意に反する調停を行ってはならない。
 - 3 調停委員会は、調停にあたり、公正中立な立場を保たなければならない。

(調停の手続)

第20条 調停委員会による調停は、次の手続に従い行う。

- (1) 調停委員会は、調停の申立てがされたときは、ただちに調停の期日を定め、当事者に通知しなければならない。
 - (2) 当事者は、調停および調停委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。
- 2 調停開始前または調停中に、調停の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることがある。

(調停委員の遵守事項)

第21条 調停委員は、その職務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の一方にくみし、または一方を責めるような言動もしくは被害のもみ消しになるような言動を行わないこと
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと
- (3) 被害を申し立てた者の相手方が、申立てにかかる事実の全部または一部を否定し、もしくは当事者の間に同意があった旨述べた場合であっても、公正中立な立場を保つこと

(調停委員の交代または調停の休止)

第22条 調停委員について前条に定める遵守事項に反する行為があったときは、被害を申し立てた者は、調停委員会に対し当該委員の交代または調停の休止を申し出ることができる。

- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出たときは、ハラスメント防止・対策委員長は、当該申出にかかる委員を解任する。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、

ただちに新たな調停委員を指名し、学長をこれを任命しなければならない。

(調停の終了)

第23条 調停は、次の各号に定める場合に終了する。

- (1) 当事者間で、申立てのあった事案を解決する旨の合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき
 - (2) 当事者が、調停の休止を申し出たとき
 - (3) 調停委員会が、調停委員会設置から相当期間を経過しても当事者の合意が成立する見込みがないと判断したとき
- 2 調停が終了したときは、調停委員会は、当事者に対し、他の手続に関する説明を行わなければならない。ただし、前項第1号による終了の場合には、この限りでない。
- 3 調停が終了したときは、調停委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちにその結果を文書により報告しなければならない。
- 4 第1項第2号の定めにかかわらず、当事者が改めて調停を希望するときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調停の再開を決定することができる。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第24条 ハラスメント防止・対策委員会は、次の各号に定める場合に調査委員会を設置し、委員会に調査を付託することができる。

- (1) 被害の申立てがあり、かつ被害を申し立てた者が調査委員会による調査を希望したとき
- (2) 被害の申立てがあり、ハラスメント防止・対策委員会が、その申立てにかかるハラスメントに関する紛争を解決するため大学としての措置が必要であると判断し、かつ被害を申し立てた者がこの判断に同意するとき

(調査委員会の構成等)

第25条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会が指名し、学長が任命する。

- (1) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の教員2名以上
 - (2) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の事務職員2名
 - (3) 法律の専門教員1名
 - (4) 弁護士1名
- 2 公平かつ公正な調査に資するため、ハラスメント防止・対策委員会は、委員の選任にあたっては、その構成に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調査が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 4 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。
- 5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。

(調査委員会の運営)

第26条 調査委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 調査委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 5 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員会に、委員以外の者を出席させることができる。
 - (1) 委員長が必要と認めるとき
 - (2) ハラスメント防止・対策委員会の委員長が要請するとき

(調査委員会の職務)

第27条 調査委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ハラスメントの事実関係の調査
- (2) 事案の解決に必要な措置等の提言
- (3) その他、申立てのあった事案の解決に必要な措置
- (4) ハラスメント防止・対策委員会に対する調査報告書の提出

- 2 調査委員会は、前項第1号から第3号に定める職務を行うため、当事者および関係者から事情を聴取し、その他必要と認める証拠調べをすることができる。
- 3 調査委員会は、プライバシーの保護等のため必要があると認めるときは、第1項第4号に定める調査報告書の作成にあたり、当事者および関係者の氏名等を秘匿することができる。

(調査の手続)

第28条 調査委員会による調査は、次の手続に従い行う。

- (1) 調査委員会は、調査の申立てがされたときは、速やかに第1回調査期日を定め、当事者に通知しなければならない。
- (2) 当事者は、調査および調査委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。
- 2 調査開始前または調査中に、調査の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。

(被害を申し立てた者の相手方の権利)

第29条 調査委員会は、被害を申し立てた者の相手方に対し、弁明の機会を保障しなければならない。

(被害を申し立てた者の相手方が呼出し等に従わない場合の効果)

第30条 被害を申し立てた者の相手方が第4条第5項の規定に違反し、かつ、前項に定める弁明をしないときは、調査委員会は、被害を申し立てた者の主張を事実と認めることができる。

(調査委員の遵守事項)

第31条 第21条の規定は、調査委員にこれを準用する。

(調査委員の交代または調査の休止)

第32条 第22条第1項の規定は、調査委員会にこれを準用する。

- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出た場合において、ハラスメント防止・対策委員会がその申出を適当と認めたときは、ハラスメント防止・対策委員長は、その申出にかかる委員を解任しなければならない。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな調査委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。

(調査期間)

第33条 調査委員会は、委員長が選出された日から起算して90日以内に、調査を完了しなければならない。

- 2 調査委員会は、やむを得ない事由により前項に定める調査期間内に調査を完了することができないときは、期間を定めて調査期間を延長することができる。
- 3 調査委員会は、前項に定めるところにより調査期間を延長するときは、速やかに、延長の理由および延長期間をハラスメント防止・対策委員会に対し報告しなければならない。

(調査の終了)

第34条 調査は、次の各号に定める場合に終了する。

- (1) 調査が完了したとき
- (2) 被害を申し立てた者が、調査の休止を申し出たとき
- (3) 調査委員会が、調査委員会設置から相当期間を経過しても調査が完了することを見込めないと判断したとき
- 2 調査が終了したときは、調査委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちに、その結果を文書により報告しなければならない。

(調査の再開)

第35条 前条第1項第2号の定めにかかわらず、被害を申し立てた者が調査の再開を求めるときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調査の再開を決定することができる。

- 2 被害を申し立てた者が次の各号の定め該当する場合には、前項の調査の再開を求めることができない。
 - (1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき
 - (2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき
 - (3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあっては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

第5章 措置の勧告

(仮の措置等)

第36条 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、被害を申し立てた者の相手方に対し、申立てにかかる行為の停止または排除を口頭で勧告することができる。

2 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、事案解決のため必要な仮の措置を決定し、被害を申し立てた者の同意を得て、当事者が所属する部局に対し、仮の措置の実施を求めることができる。

(調停委員会の報告に基づく措置)

第37条 ハラスメント防止・対策委員会は、調停委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。

2 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、前項の措置の実施を文書で勧告するとともに、文書により学長に報告する。

(調査委員会の報告に基づく措置)

第38条 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。

2 前項の措置が教職員の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学長に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。

3 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、第1項の決定を文書で報告する。

4 第1項の措置が学生の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学生委員会に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。

(当事者の調査報告書開示請求権)

第39条 当事者は、第38条第1項に基づく措置の決定後（同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあつては、その処分後）、ハラスメント防止・対策委員会委員長に対し、第34条第2項に基づき作成された文書の開示を請求することができる。

2 前項の請求は、第38条第1項に基づく措置が決定されこれが当事者に通知された日から（同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあつては、その処分が通知された日から）起算して1年を経過したときは、することができない。

3 第1項の請求は、書面によらなければならない。

4 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、第1項の請求があつたときは、委員会の審議を経て、文書の全部または一部を開示しなければならない。

(処分に対する不服申立て)

第40条 第38条第2項に基づき処分を受けた者は、学長に対し、不服を申し立てることができる。

2 前項の不服申し立ては、書面によらなければならない。

3 第1項の不服申し立ては、処分があつたことを知った日から起算して30日を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

4 第1項の不服申し立てがされたときは、学長は、その不服を審査するため、審査委員会を設置することができる。第25条および第26条の規定は、審査委員会にこれを準用する。

5 審査委員会は、申立人が提出した第2項の書面および調査委員会が収集した資料に基づき、不服の可否を審査する。ただし、審査委員会が必要であると判断したときには、審査委員会は審査にあたって新たな資料を収集することができる。

6 審査委員会は、審査の結果を、速やかに学長に報告しなければならない。

7 学長は、前項の報告をうけた後、速やかに、審査結果の概要を調査手続における当事者に対して文書により通知しなければならない。

8 審査により、処分の取消または修正が必要であることが明らかになったときは、学長は、その実施のため、必要な措置を講じなければならない。

9 前項の場合において、申立人の名誉を回復する措置を講じる必要があるときは、学長がこれを実施する。

10 第5項の審査の結果に対しては、更に不服を申し立てることはできない。

第6章 ハラスメントの防止

(ハラスメントの防止)

第41条 本学は、本学におけるハラスメント防止のため、本学構成員に対し、ハラスメント防止に関する啓蒙活動を行う。

2 学長は、事案が解決した場合には、紛争の発生を未然に防ぎその再発防止のため、構成員に対し、適切な方法で注意喚起を行う。

3 前項の注意喚起を行うにあたり、学長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 被害を申し立てた者の意向に沿って注意喚起をすること

(2) 被害を申し立てた者のプライバシーに配慮すること

4 本学は、前3項に定めるほか、ハラスメントの防止のために必要な活動を積極的に行う。

第7章 雑則

(文書の取扱い)

第42条 この規程に基づき作成された事案解決にかかる記録は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が管理する。

2 前項の記録の取扱いについては、ハラスメント防止・対策委員会の議を経るものとする。

3 第1項の記録の保管期間は、次の各号が定める期間のうち、末日が最も遅く到来する期間の末日をもって終期とする。

(1) 申し立てられた事案について、ハラスメント行為が終了した日から起算して5年

(2) 当事者の一方が学生である場合には、当該学生が本学の学籍を失った日から起算して5年

(3) 当事者の一方が教職員である場合には、当該教職員が本学の職を失った日から起算して5年

4 ハラスメント防止・対策委員会が年度ごとに作成した報告書は、本大学事務部庶務課においてこれを永久に保管する。

(事務の取扱い)

第43条 この規程に定められたハラスメント防止・対策委員会の事務は、事務部が担当する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

これに伴い、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会等に関する規程」および「北海学園大学基本権委員会規程」を廃止する。また、「ハラスメント防止・対策委員会」の設置に伴い、「北海学園大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会」および「北海学園大学基本権委員会」はこれを廃止する。

北海学園大学衛生委員会規程

(準 拠)

第1条 北海学園大学衛生委員会規程第10条により、この規程を定める。

(目 的)

第2条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条の規定に基づき、北海学園大学衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置し、北海学園大学（本部事務局を含む。）教職員（以下「教職員」という。）の健康障害の防止及び健康の保持増進のために必要なことを定めることを目的とする。

(業 務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める業務をおこなう。

(1) 次に掲げる事項について調査審議すること

- イ 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ロ 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- ハ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係わるものに関すること
- ニ その他、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(2) 委員会の議事の概要を、遅滞なく、教職員に周知すること

(3) 委員会における議事で重要なものに係わる記録を作成して、これを3年間保管すること

(組 織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、第1号の者である委員は、1人とする。

(1) 北海学園大学長（以下「学長」という。）、若しくは学長が指名した者

(2) 衛生管理者のうちから学長が指名した者

(3) 産業医のうちから学長が指名した者

(4) 衛生に関する知識及び経験を有する教職員のうちから学長が指名した者（保健師、養護教諭、保健体育系の授業科目担当者並びに保健事務担当者等）2人まで

2 前項第2号から第4号の半数については、北海学園教職員組合（ただし、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき学長が指名するものとする。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した者がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員から申し出のあったときは、委員長は、招集請求のあった日を含め7日以内に、委員会を招集しなければならない。

(委員会の成立)

第8条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(委員会の議事)

第9条 委員会の議事は、全員一致によって決定されるように努め、やむを得ない場合には、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 委員長または委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、構成員以外の出席者は議決権を有しないものとする。

(代理出席)

第10条 委員に事故あるときは、委員長は他の者を代理出席させることができる。

2 委員長の指名を受けた代理者は、委員会の出席者の定数に含めるものとする。

(事務の所管)

第11条 委員会に関する事務は、北海学園大学事務部庶務課が担当する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

北海学園大学衛生委員会規程運用に関するガイドライン

1. 趣旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」）に基づき「学校法人北海学園（以下「法人」）衛生委員会規程」が平成23年4月1日から施行され、同規程第10条¹に基づき、北海学園大学（本部事務局を含む）（以下「大学」）における衛生委員会規程（以下「衛生委員会規程」）が定められた。このガイドラインは衛生委員会規程の運用について定めるものである。

安衛法は「職場における労働者の安全と健康を確保する」（第1条）ことを目的としている。大学において労働災害の危険にさらされるのはそこで働いている教職員であり、業務遂行上の危険の有無や程度を最もよく知る者も教職員である。安衛法が衛生委員会の設置を事業者に義務づけたのは、労働者に事業場における衛生対策について発言する場を保障することによって、衛生対策をつねに生き生きと活発なものとし続けようとした点にある。また最近では、長時間労働を典型とする過重労働等のために労働者が精神疾患を発症するなどの深刻な健康被害が生じ得ることが周知の事実となっており、職場におけるメンタルヘルスケア対策も重要な課題となっている。

安衛法の趣旨にのっとり、衛生委員会規程の運用にあたっては、できる限り職場の声が衛生委員会を通じて大学の衛生対策に反映されるように意を用いる必要がある。そのために、以下のガイドラインでは、衛生委員会における審議事項を具体的に列挙し、委員会で審議すべき事項に関する意識喚起を促すとともに、必要があれば法人あるいは外部に対して意見を述べることも衛生委員会の業務であることを明記し、委員の意見が衛生対策決議に適切に反映されるようにした。また、委員会の開催規程が、誤解されないように補足を加えた。

2. ガイドラインの対象

北海学園大学（本部事務局を含む。）教職員（専任職員、臨時職員を区別しない）。

3. 衛生委員会の業務内容

衛生委員会の主な業務は、衛生委員会規程第3条に定められているように、

- イ 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- ロ 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項
- ハ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係わるものに関する事項
- ニ その他、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

について調査審議することである。上記「ニ」の「重要事項」としては、労働安全衛生規則第22条に次のように定められている²。

- (1) 衛生に関する規程の作成に関すること
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき構ずる措置のうち、衛生に関すること
- (3) 安全衛生に関する計画（衛生に関する部分に限る）の作成、実施、評価及び改善に関すること
- (4) 衛生教育の実施計画の作成に関すること
- (5) 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (6) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- (7) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及び法に基づく他の症例の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (8) 教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
- (9) 長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
- (10) 教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること
- (11) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官

¹ 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別表に掲げる設置校が別に定め、理事長の承認を得るものとする。（北海学園衛生委員会規程からの抜粋）

² 労働安全衛生規則第22条では、規則の根拠となる安衛法の条文を適宜引用しているが、記述が煩瑣になるため、ここでは省略した。

から文書により命令，指示，勧告又は指導を受けた事項のうち，教職員の健康障害の防止に関すること

衛生委員会は上記の事項について十分に調査審議するとともに、必要があれば法人あるいは外部に対して意見を述べなければならない。また、議事の概要を、遅滞なく、教職員に周知すること、及び衛生委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保管することも衛生委員会の重要な業務である。

4. 衛生委員会の開催

労働安全衛生規則第23条第1項で、衛生委員会を毎月1回以上開催することが定められている。学年暦の上から開催の困難な期間があることは理解できるが、原則として毎月1回以上開催するように努力すべきである。

また、衛生委員会規程第10条第1項に「委員に事故あるときは、委員長は他の者を代理出席させることができる」とあるのは、委員が突然発生した理由で委員会に出席できなくなる事態を想定したものである。あらかじめわかっている出張などはこれにはあたらない。そのような場合には、本来、委員会の日程を変更するなどして、対応すべきである。

別表 1 経済学部 1 部

(1) 経済学科

- ①財政・金融コース
- ②経済・産業と政策コース
- ③くらしと労働コース
- ④国際経済コース

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<A群 基盤科目>						
	<英語>						(卒業要件)
	英 語 リ ー デ ィ ン グ I	1				1	A～B群20単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ II	1				1	C～K群84単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ III		1			1	A～L群132単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ IV		1			1	
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	1				1	外国語科目
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	1				1	8単位必修
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III		1			1	(英語4単位および
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン IV		1			1	英語以外の外国語
	英 語 特 講 I	1				1	2単位を含む)
	英 語 特 講 II	1				1	
	英 語 特 講 III		1			1	
	英 語 特 講 IV		1			1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ I	1				1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ II	1				1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ III		1			1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ IV		1			1	
	英 語 文 化 演 習 I A		2			2	
	英 語 文 化 演 習 I B		2			2	
	英 語 文 化 演 習 I C		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II A		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II B		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II C		2			2	
	<英語以外の外国語>						④コース, 4単位まで
	ド イ ツ 語 基 礎 I	1				1	H群に算入
	ド イ ツ 語 基 礎 II	1				1	
	ド イ ツ 語 基 礎 III		1			1	
	ド イ ツ 語 基 礎 IV		1			1	
	ド イ ツ 語 会 話 I	1				1	
	ド イ ツ 語 会 話 II	1				1	
	ド イ ツ 語 会 話 III		1			1	
	ド イ ツ 語 会 話 IV		1			1	
	ド イ ツ 語 文 化 I	2				2	
	ド イ ツ 語 文 化 II		2			2	
	ド イ ツ 語 文 化 III		2			2	

ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	
ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2	
フランス語基礎Ⅰ	1				1	
フランス語基礎Ⅱ	1				1	
フランス語基礎Ⅲ		1			1	
フランス語基礎Ⅳ		1			1	
フランス語会話Ⅰ	1				1	
フランス語会話Ⅱ	1				1	
フランス語会話Ⅲ		1			1	
フランス語会話Ⅳ		1			1	
フランス語文化Ⅰ	2				2	
フランス語文化Ⅱ		2			2	
フランス語文化Ⅲ		2			2	
フランス語文化演習Ⅰ			2		2	
フランス語文化演習Ⅱ			2		2	
フランス語言語演習Ⅰ			2		2	
フランス語言語演習Ⅱ			2		2	
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2	
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2	
中国語基礎Ⅰ	1				1	
中国語基礎Ⅱ	1				1	
中国語基礎Ⅲ		1			1	
中国語基礎Ⅳ		1			1	
中国語会話Ⅰ	1				1	
中国語会話Ⅱ	1				1	
中国語会話Ⅲ		1			1	
中国語会話Ⅳ		1			1	
中国語文化Ⅰ	2				2	
中国語文化Ⅱ		2			2	
中国語文化Ⅲ		2			2	
中国語文化演習Ⅰ			2		2	
中国語文化演習Ⅱ			2		2	
中国語言語演習Ⅰ			2		2	
中国語言語演習Ⅱ			2		2	
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2	
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2	
ロシア語基礎Ⅰ	1				1	
ロシア語基礎Ⅱ	1				1	
ロシア語基礎Ⅲ		1			1	
ロシア語基礎Ⅳ		1			1	

ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化 I	2				2
ロシア語文化 II		2			2
ロシア語文化 III		2			2
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
ロシア語言語文化演習 I				2	2
ロシア語言語文化演習 II				2	2
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化 II		2			2
韓国・朝鮮語文化 III		2			2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習 I				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習 II				2	2
日本語・日本事情＝外国人留学生・海外帰国学生科目					外国語科目に代替可能
〈代替科目〉					
日本語演習 I	2				2
日本語演習 II	2				2
日本語演習 III		2			2
日本語演習 IV		2			2
日本語読解・構文 I	2				2
日本語読解・構文 II	2				2
日本語文章表現 I	2				2
日本語文章表現 II	2				2
日本事情 I		2			2
日本事情 II		2			2
〈身体〉					
健康とスポーツの科学 I	2				2

健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2
体育実技ⅠA	1				1
体育実技ⅠB	1				1
体育実技ⅡA	1				1
体育実技ⅡB	1				1
体育実技ⅢA	1				1
体育実技ⅢB	1				1
体育実技ⅣA	1				1
体育実技ⅣB	1				1
<hr/>					
〈情報〉					
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
<hr/>					
〈B群 教養科目〉					
教養科目特別講義	2				2
<hr/>					
〈人文科学〉					
[自己]					
倫理学Ⅰ	2				2
倫理学Ⅱ	2				2
論理学Ⅰ	2				2
論理学Ⅱ	2				2
行動科学	2				2
基礎心理学	2				2
人間関係論	2				2
[文化]					
日本文学	2				2
外国文学Ⅰ	2				2
外国文学Ⅱ	2				2
言語学Ⅰ	2				2
言語学Ⅱ	2				2
芸術論Ⅰ	2				2
芸術論Ⅱ	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現代文化論	2				2
[歴史]					
歴史学Ⅰ	2				2
歴史学Ⅱ	2				2
歴史学Ⅲ	2				2
歴史学Ⅳ	2				2
考古学	2				2
<hr/>					
人文科学特別講義					
<hr/>					
〈社会科学〉					
[社会構造]					
法学	2				2
日本国憲法	2				2

政治学	2				2
マスコミ論	2				2
生涯学習論	2				2
[地域]					
地理学	2				2
人類学	2				2
地誌学	2				2
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2
社会科学特別講義	2				2
〈自然科学〉					
[環境]					
地球科学Ⅰ	2				2
地球科学Ⅱ	2				2
環境生物科学Ⅰ	2				2
環境生物科学Ⅱ	2				2
物質科学	2				2
物質環境科学	2				2
宇宙科学Ⅰ	2				2
宇宙科学Ⅱ	2				2
[普遍性]					
数学概論Ⅰ	2				2
数学概論Ⅱ	2				2
統計学Ⅰ	2				2
統計学Ⅱ	2				2
物理学概論	2				2
自然科学特別講義	2				2
〈北海道学〉					
北海道史	2				2
北方圏文化論	2				2
北海道文学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大文学史	2				2
開発研究所特別講義	2				2
北海道学特別講義	2				2
〈キャリア形成科目〉					
キャリア・ガイダンス	1				1
〈体験型科目〉					
海外文化Ⅰ	1				1
海外文化Ⅱ	1				1
海外文化Ⅲ	1				1
海外文化Ⅳ	1				1
〈C群 経済学科基礎科目〉					
哲学	2				2

8単位必修

哲学特論	2			2		
社会学	2			2		
現代社会学論	2			2		
社会思想史基礎	2			2		
社会思想史	2			2		
国際事情	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
国際事情特論	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
アジア歴史社会論Ⅰ	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
アジア歴史社会論Ⅱ	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
欧米社会文化論	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
経済英語Ⅰ	2			2		
経済英語Ⅱ	2			2		
C群特別講義	2~4			2~4		
<D群 統計・情報>						
経済統計学Ⅰ	2			2	8単位必修	
経済統計学Ⅱ	2			2		
経済数学	2			2		
情報管理	2			2		
情報処理論		4		4		
地理情報システム論		2		2		
計量分析Ⅰ			2	2		
計量分析Ⅱ			2	2		
データベース論			2	2		
社会調査論Ⅰ		2		2		③コース, DおよびH群に算入
社会調査論Ⅱ		2		2		③コース, DおよびH群に算入
D群特別講義	2~4			2~4		
<E群 理論>						
ミクロ経済学基礎	2			2	28単位必修 (E・F群合算)	
マクロ経済学基礎	2			2		
ミクロ経済学Ⅰ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
ミクロ経済学Ⅱ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
ミクロ経済学Ⅲ			2	2		
マクロ経済学Ⅰ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
マクロ経済学Ⅱ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
マクロ経済学Ⅲ			2	2		
社会経済学基礎Ⅰ	2			2		
社会経済学基礎Ⅱ	2			2		
社会経済学Ⅰ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
社会経済学Ⅱ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
社会経済学Ⅲ			2	2		
社会経済学Ⅳ			2	2		
経済学史Ⅰ		2		2		
経済学史Ⅱ		2		2		
現代資本主義分析Ⅰ			2	2		

現代資本主義分析Ⅱ			2	2	
E群特別講義	2~4			2~4	
＜F群 歴史＞					28単位必修（E・F群合算）
日本経済史Ⅰ	2			2	②コース，FおよびH群に算入
日本経済史Ⅱ	2			2	②コース，FおよびH群に算入
西洋経済史Ⅰ	2			2	④コース，FおよびH群に算入
西洋経済史Ⅱ	2			2	④コース，FおよびH群に算入
日本経済論Ⅰ			2	2	②コース，FおよびH群に算入
日本経済論Ⅱ			2	2	②コース，FおよびH群に算入
アジア経済史Ⅰ			2	2	
アジア経済史Ⅱ			2	2	
F群特別講義	2~4			2~4	
＜G群 国際＞					8単位必修
国際経済論Ⅰ	2			2	④コース，GおよびH群に算入
国際経済論Ⅱ	2			2	④コース，GおよびH群に算入
韓国社会経済論Ⅰ	2			2	④コース，GおよびH群に算入
韓国社会経済論Ⅱ	2			2	④コース，GおよびH群に算入
中国社会経済論Ⅰ	2			2	④コース，GおよびH群に算入
中国社会経済論Ⅱ	2			2	④コース，GおよびH群に算入
発展途上国論Ⅰ			2	2	③④コース，GおよびH群に算入
発展途上国論Ⅱ			2	2	③④コース，GおよびH群に算入
多国籍企業論Ⅰ			2	2	④コース，GおよびH群に算入
多国籍企業論Ⅱ			2	2	④コース，GおよびH群に算入
貿易論			2	2	①④コース，GおよびH群に算入
G群特別講義	2~4			2~4	
＜H群 コース・I群 自由選択＞					H群20単位必修
地域社会論Ⅰ	2			2	③コースH群，他コースI群
地域社会論Ⅱ	2			2	③コースH群，他コースI群
地域経済入門	2			2	④コースH群，他コースI群
経済地理学入門	2			2	I群
財政学Ⅰ	2			2	①②コースH群，他コースI群
財政学Ⅱ	2			2	①②コースH群，他コースI群
経済政策Ⅰ	2			2	①②③コースH群，他コースI群
経済政策Ⅱ	2			2	①②③コースH群，他コースI群
社会政策Ⅰ	2			2	③コースH群，他コースI群
社会政策Ⅱ	2			2	③コースH群，他コースI群
環境経済論Ⅰ	2			2	②コースH群，他コースI群
環境経済論Ⅱ	2			2	②コースH群，他コースI群
中小企業論Ⅰ	2			2	②コースH群，他コースI群
中小企業論Ⅱ	2			2	②コースH群，他コースI群
労働経済論Ⅰ	2			2	②③コースH群，他コースI群
労働経済論Ⅱ	2			2	②③コースH群，他コースI群
開発政策論Ⅰ	2			2	②コースH群，他コースI群
開発政策論Ⅱ	2			2	②コースH群，他コースI群

食料・農業経済論 I	2			2	③コースH群, 他コースI群
食料・農業経済論 II	2			2	③コースH群, 他コースI群
北海道経済論 I	2			2	I群
北海道経済論 II	2			2	I群
国際関係論 I	2			2	④コースH群, 他コースI群
国際関係論 II	2			2	④コースH群, 他コースI群
東南アジア社会経済論 I	2			2	I群
東南アジア社会経済論 II	2			2	I群
地域経済論			2	2	④コースH群, 他コースI群
経済地理学			2	2	I群
産業経済論			2	2	②コースH群, 他コースI群
資源・エネルギー経済論			2	2	②コースH群, 他コースI群
観光経済論			2	2	②コースH群, 他コースI群
流通経済論			2	2	②コースH群, 他コースI群
地方財政論 I			2	2	①コースH群, 他コースI群
地方財政論 II			2	2	①コースH群, 他コースI群
金融経済論 I			2	2	①コースH群, 他コースI群
金融経済論 II			2	2	①コースH群, 他コースI群
証券経済論 I			2	2	①コースH群, 他コースI群
証券経済論 II			2	2	①コースH群, 他コースI群
公共政策論 I			2	2	①③コースH群, 他コースI群
公共政策論 II			2	2	①③コースH群, 他コースI群
公共経済学			2	2	①コースH群, 他コースI群
非営利組織論			2	2	③コースH群, 他コースI群
協同組合論			2	2	③コースH群, 他コースI群
社会保障論 I			2	2	③コースH群, 他コースI群
社会保障論 II			2	2	③コースH群, 他コースI群
地域福祉論			2	2	③コースH群, 他コースI群
交通経済論			2	2	①②コースH群, 他コースI群
交通政策論			2	2	①②コースH群, 他コースI群
地域金融論			2	2	①コースH群, 他コースI群
ロシア社会経済論 I			2	2	I群
ロシア社会経済論 II			2	2	I群
欧米社会経済論 I			2	2	④コースH群, 他コースI群
欧米社会経済論 II			2	2	④コースH群, 他コースI群
H群特別講義		2~4		2~4	
I群特別講義		2~4		2~4	
＜J群ゼミナール・研修＞					
基礎ゼミナール	4			4	8単位必修（基礎ゼミナールは含まない）
ゼミナール I		4		4	
ゼミナール II			4	4	
外国書講読 I		4		4	
外国書講読 II			4	4	
卒業研究				4	

＜K群 フィールドスタディ・キャリア教育＞					
地 域 研 修 I	2			2	
地 域 研 修 II		2		2	
地 域 協 働 フィールドワーク I	2			2	
地 域 協 働 フィールドワーク II		2		2	
地 域 協 働 フィールドワーク III			2	2	
イ ン タ ー ン シ ッ プ	2			2	
＜L群 関連科目＞					
グ ロ ー バ ル ・ ビ ジ ネ ス			2	2	
国 際 経 営			2	2	
公 共 経 営 論			2	2	
非 営 利 事 業 論			2	2	
日 本 経 営 史			2	2	
経 営 史			2	2	
コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス			2	2	
簿 記 I	2			2	
簿 記 II	2			2	
流 通 シ ス テ ム			2	2	
流 通 経 営 論			2	2	
広 告 論			2	2	
マ ー ケ テ ィ ン グ ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン			2	2	
企 業 行 動			2	2	
日 本 企 業 論			2	2	
工 業 簿 記			2	2	
原 価 計 算			2	2	
経 営 科 学			2	2	
オ ペ レ ー シ ョ ン ズ ・ リ サ ー チ			2	2	
組 織 心 理 学			2	2	
チ ー ム の 心 理 学			2	2	
憲 法			4	4	
商 法 I			4	4	
商 法 II			4	4	
行 政 法			4	4	
労 働 法			4	4	
経 済 法			4	4	
現 代 政 治 学			4	4	
国 際 政 治 学			4	4	
日 本 史	2			2	
東 洋 史	2			2	
西 洋 史	2			2	
計	235 ~265	182 ~212	160 52 ~82	26 ~56	655 ~685

海外文化 I～IVは卒業要件の単位には算入せず，修得単位としてのみ認定する。

インターンシップは卒業要件単位には算入せず，修得単位としてのみ認定する。

キャリア・ガイダンスは卒業要件単位には算入せず，修得単位としてのみ認定する。

特別講義は卒業要件単位には算入されるが（上限12単位），原則として群要件単位には算入されない。

(2) 地域経済学科

- ①地域経済・産業コース
- ②地域づくりコース
- ③アジア共生コース
- ④自然資源と地域コース

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<A群 基盤科目>						
	<英語>						(卒業要件)
	英 語 リ ー デ ィ ン グ I	1				1	A～B群20単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ II	1				1	C～K群84単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ III		1			1	A～L群132単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ IV		1			1	
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	1				1	外国語科目
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	1				1	8単位必修
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン III		1			1	(英語4単位および
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン IV		1			1	英語以外の外国語
	英 語 特 講 I	1				1	2単位を含む)
	英 語 特 講 II	1				1	
	英 語 特 講 III		1			1	
	英 語 特 講 IV		1			1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ I	1				1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ II	1				1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ III		1			1	
	英 語 ラ イ テ ィ ン グ IV		1			1	
	英 語 文 化 演 習 I A		2			2	
	英 語 文 化 演 習 I B		2			2	
	英 語 文 化 演 習 I C		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II A		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II B		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II C		2			2	
	<英語以外の外国語>						③コース, 4単位まで
	ド イ ツ 語 基 礎 I	1				1	H群に算入(中国・韓国
	ド イ ツ 語 基 礎 II	1				1	・ロシア語に限る)
	ド イ ツ 語 基 礎 III		1			1	
	ド イ ツ 語 基 礎 IV		1			1	
	ド イ ツ 語 会 話 I	1				1	
	ド イ ツ 語 会 話 II	1				1	
	ド イ ツ 語 会 話 III		1			1	
	ド イ ツ 語 会 話 IV		1			1	
	ド イ ツ 語 文 化 I	2				2	
	ド イ ツ 語 文 化 II		2			2	
	ド イ ツ 語 文 化 III		2			2	

ドイツ語文化演習 I			2		2	
ドイツ語文化演習 II			2		2	
ドイツ語言語演習 I			2		2	
ドイツ語言語演習 II			2		2	
ドイツ語言語文化演習 I				2	2	
ドイツ語言語文化演習 II				2	2	
フランス語基礎 I	1				1	
フランス語基礎 II	1				1	
フランス語基礎 III		1			1	
フランス語基礎 IV		1			1	
フランス語会話 I	1				1	
フランス語会話 II	1				1	
フランス語会話 III		1			1	
フランス語会話 IV		1			1	
フランス語文化 I	2				2	
フランス語文化 II		2			2	
フランス語文化 III		2			2	
フランス語文化演習 I			2		2	
フランス語文化演習 II			2		2	
フランス語言語演習 I			2		2	
フランス語言語演習 II			2		2	
フランス語言語文化演習 I				2	2	
フランス語言語文化演習 II				2	2	
中国語基礎 I	1				1	
中国語基礎 II	1				1	
中国語基礎 III		1			1	
中国語基礎 IV		1			1	
中国語会話 I	1				1	
中国語会話 II	1				1	
中国語会話 III		1			1	
中国語会話 IV		1			1	
中国語文化 I	2				2	
中国語文化 II		2			2	
中国語文化 III		2			2	
中国語文化演習 I			2		2	
中国語文化演習 II			2		2	
中国語言語演習 I			2		2	
中国語言語演習 II			2		2	
中国語言語文化演習 I				2	2	
中国語言語文化演習 II				2	2	
ロシア語基礎 I	1				1	
ロシア語基礎 II	1				1	
ロシア語基礎 III		1			1	
ロシア語基礎 IV		1			1	

ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化 I	2				2
ロシア語文化 II		2			2
ロシア語文化 III		2			2
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
ロシア語言語文化演習 I				2	2
ロシア語言語文化演習 II				2	2
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化 II		2			2
韓国・朝鮮語文化 III		2			2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習 I				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習 II				2	2
日本語・日本事情＝外国人留学生・海外帰国学生科目					外国語科目に代替可能
〈代替科目〉					
日本語演習 I	2				2
日本語演習 II	2				2
日本語演習 III		2			2
日本語演習 IV		2			2
日本語読解・構文 I	2				2
日本語読解・構文 II	2				2
日本語文章表現 I	2				2
日本語文章表現 II	2				2
日本事情 I		2			2
日本事情 II		2			2
〈身体〉					
健康とスポーツの科学 I	2				2

健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2
体育実技ⅠA	1				1
体育実技ⅠB	1				1
体育実技ⅡA	1				1
体育実技ⅡB	1				1
体育実技ⅢA	1				1
体育実技ⅢB	1				1
体育実技ⅣA	1				1
体育実技ⅣB	1				1
〈情報〉					
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
〈B群 教養科目〉					
教養科目特別講義	2				2
〈人文科学〉					
[自己]					
倫理学Ⅰ	2				2
倫理学Ⅱ	2				2
論理学Ⅰ	2				2
論理学Ⅱ	2				2
行動科学	2				2
基礎心理学	2				2
人間関係論	2				2
[文化]					
日本文学	2				2
外国文学Ⅰ	2				2
外国文学Ⅱ	2				2
言語学Ⅰ	2				2
言語学Ⅱ	2				2
芸術論Ⅰ	2				2
芸術論Ⅱ	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現代文化論	2				2
[歴史]					
歴史学Ⅰ	2				2
歴史学Ⅱ	2				2
歴史学Ⅲ	2				2
歴史学Ⅳ	2				2
考古学	2				2
人文科学特別講義					
2					2
〈社会科学〉					
[社会構造]					
法学	2				2
日本国憲法	2				2

政治学	2				2
マスコミ論	2				2
生涯学習論	2				2
[地域]					
地理学	2				2
人類学	2				2
地誌学	2				2
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2
社会科学特別講義	2				2
〈自然科学〉					
[環境]					
地球科学Ⅰ	2				2
地球科学Ⅱ	2				2
環境生物科学Ⅰ	2				2
環境生物科学Ⅱ	2				2
物質科学	2				2
物質環境科学	2				2
宇宙科学Ⅰ	2				2
宇宙科学Ⅱ	2				2
[普遍性]					
数学概論Ⅰ	2				2
数学概論Ⅱ	2				2
統計学Ⅰ	2				2
統計学Ⅱ	2				2
物理学概論	2				2
自然科学特別講義	2				2
〈北海道学〉					
北海道史	2				2
北方圏文化論	2				2
北海道文学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大文学史	2				2
開発研究所特別講義	2				2
北海道学特別講義	2				2
〈キャリア形成科目〉					
キャリア・ガイダンス	1				1
〈体験型科目〉					
海外文化Ⅰ	1				1
海外文化Ⅱ	1				1
海外文化Ⅲ	1				1
海外文化Ⅳ	1				1
〈C群 地域経済学科基礎科目〉					
哲学	2				2
					8単位必修

哲 学 特 論	2			2		
社 会 学	2			2		
現 代 社 会 論	2			2		
社 会 思 想 史 基 礎	2			2		
社 会 思 想 史	2			2		
国 際 事 情	2			2		
国 際 事 情 特 論	2			2		
ア ジ ア 歴 史 社 会 論 I	2			2	③コース, CおよびH群に算入	
ア ジ ア 歴 史 社 会 論 II	2			2	③コース, CおよびH群に算入	
欧 米 社 会 文 化 論	2			2		
経 済 英 語 I	2			2		
経 済 英 語 II	2			2		
C 群 特 別 講 義	2~4			2~4		
<D群 統計・情報>						
経 済 統 計 学 I	2			2	8単位必修	
経 済 統 計 学 II	2			2		
経 済 数 学	2			2		
情 報 管 理	2			2		
情 報 処 理 論		4		4		
地 理 情 報 シ ス テ ム 論		2		2		
計 量 分 析 I			2	2		
計 量 分 析 II			2	2		
デ ー タ ベ ー ス 論			2	2		
社 会 調 査 論 I		2		2		②コース, DおよびH群に算入
社 会 調 査 論 II		2		2		②コース, DおよびH群に算入
D 群 特 別 講 義	2~4			2~4		
<E群 理論>						
ミ ク ロ 経 済 学 基 礎	2			2	28単位必修 (E・F群合算)	
マ ク ロ 経 済 学 基 礎	2			2		
ミ ク ロ 経 済 学 I		2		2		
ミ ク ロ 経 済 学 II		2		2		
ミ ク ロ 経 済 学 III			2	2		
マ ク ロ 経 済 学 I		2		2		
マ ク ロ 経 済 学 II		2		2		
マ ク ロ 経 済 学 III			2	2		
社 会 経 済 学 基 礎 I	2			2		
社 会 経 済 学 基 礎 II	2			2		
社 会 経 済 学 I		2		2		
社 会 経 済 学 II		2		2		
社 会 経 済 学 III			2	2		
社 会 経 済 学 IV			2	2		
経 済 学 史 I		2		2		
経 済 学 史 II		2		2		
現 代 資 本 主 義 分 析 I			2	2		

現代資本主義分析Ⅱ			2	2	
E群特別講義	2~4			2~4	
<F群 歴史>					28単位必修 (E・F群合算)
日本経済史Ⅰ	2			2	
日本経済史Ⅱ	2			2	
西洋経済史Ⅰ	2			2	
西洋経済史Ⅱ	2			2	
日本経済論Ⅰ			2	2	
日本経済論Ⅱ			2	2	
アジア経済史Ⅰ			2	2	③コース, FおよびH群に算入
アジア経済史Ⅱ			2	2	③コース, FおよびH群に算入
F群特別講義	2~4			2~4	
<G群 国際>					8単位必修
国際経済論Ⅰ	2			2	③コース, GおよびH群に算入
国際経済論Ⅱ	2			2	③コース, GおよびH群に算入
韓国社会経済論Ⅰ	2			2	③コース, GおよびH群に算入
韓国社会経済論Ⅱ	2			2	③コース, GおよびH群に算入
中国社会経済論Ⅰ	2			2	③コース, GおよびH群に算入
中国社会経済論Ⅱ	2			2	③コース, GおよびH群に算入
発展途上国論Ⅰ			2	2	③コース, GおよびH群に算入
発展途上国論Ⅱ			2	2	③コース, GおよびH群に算入
多国籍企業論Ⅰ			2	2	③④コース, GおよびH群に算入
多国籍企業論Ⅱ			2	2	③④コース, GおよびH群に算入
貿易論			2	2	③コース, GおよびH群に算入
G群特別講義	2~4			2~4	
<H群 コース・I群 自由選択>					H群20単位必修
地域社会論Ⅰ	2			2	②コースH群, 他コースI群
地域社会論Ⅱ	2			2	②コースH群, 他コースI群
地域経済入門	2			2	①④コースH群, 他コースI群
経済地理学入門	2			2	①④コースH群, 他コースI群
財政学Ⅰ	2			2	②コースH群, 他コースI群
財政学Ⅱ	2			2	②コースH群, 他コースI群
経済政策Ⅰ	2			2	I群
経済政策Ⅱ	2			2	I群
社会政策Ⅰ	2			2	②コースH群, 他コースI群
社会政策Ⅱ	2			2	②コースH群, 他コースI群
環境経済論Ⅰ	2			2	①④コースH群, 他コースI群
環境経済論Ⅱ	2			2	①④コースH群, 他コースI群
中小企業論Ⅰ	2			2	①②コースH群, 他コースI群
中小企業論Ⅱ	2			2	①②コースH群, 他コースI群
労働経済論Ⅰ	2			2	I群
労働経済論Ⅱ	2			2	I群
開発政策論Ⅰ	2			2	①④コースH群, 他コースI群
開発政策論Ⅱ	2			2	①④コースH群, 他コースI群

食料・農業経済論 I	2			2	①④コースH群, 他コース I 群
食料・農業経済論 II	2			2	①④コースH群, 他コース I 群
北海道経済論 I	2			2	①③④コースH群, 他コース I 群
北海道経済論 II	2			2	①③④コースH群, 他コース I 群
国際関係論 I	2			2	I 群
国際関係論 II	2			2	I 群
東南アジア社会経済論 I	2			2	③コースH群, 他コース I 群
東南アジア社会経済論 II	2			2	③コースH群, 他コース I 群
地域経済論			2	2	①④コースH群, 他コース I 群
経済地理学			2	2	①④コースH群, 他コース I 群
産業経済論			2	2	①④コースH群, 他コース I 群
資源・エネルギー経済論			2	2	①④コースH群, 他コース I 群
観光経済論			2	2	①③④コースH群, 他コース I 群
流通経済論			2	2	①④コースH群, 他コース I 群
地方財政論 I			2	2	①②コースH群, 他コース I 群
地方財政論 II			2	2	①②コースH群, 他コース I 群
金融経済論 I			2	2	②コースH群, 他コース I 群
金融経済論 II			2	2	②コースH群, 他コース I 群
証券経済論 I			2	2	I 群
証券経済論 II			2	2	I 群
公共政策論 I			2	2	②コースH群, 他コース I 群
公共政策論 II			2	2	②コースH群, 他コース I 群
公共経済学			2	2	I 群
非営利組織論			2	2	②④コースH群, 他コース I 群
協同組合論			2	2	②④コースH群, 他コース I 群
社会保障論 I			2	2	②コースH群, 他コース I 群
社会保障論 II			2	2	②コースH群, 他コース I 群
地域福祉論			2	2	②コースH群, 他コース I 群
交通経済論			2	2	①コースH群, 他コース I 群
交通政策論			2	2	①コースH群, 他コース I 群
地域金融論			2	2	②④コースH群, 他コース I 群
ロシア社会経済論 I			2	2	③コースH群, 他コース I 群
ロシア社会経済論 II			2	2	③コースH群, 他コース I 群
欧米社会経済論 I			2	2	③コースH群, 他コース I 群
欧米社会経済論 II			2	2	③コースH群, 他コース I 群
H 群 特別講義		2~4		2~4	
I 群 特別講義		2~4		2~4	
< J 群 ゼミナール・研修 >					
基礎ゼミナール	4			4	8単位必修(基礎ゼミナールは含まない)
ゼミナール I		4		4	
ゼミナール II			4	4	
外国書講読 I		4		4	
外国書講読 II			4	4	
卒業研究				4	4

＜K群 フィールドスタディ・キャリア教育＞					
地 域 研 修 I	2			2	
地 域 研 修 II		2		2	
地 域 協 働 フィールドワーク I	2			2	
地 域 協 働 フィールドワーク II		2		2	
地 域 協 働 フィールドワーク III			2	2	
イ ン タ ー ン シ ッ プ	2			2	
＜L群 関連科目＞					
グ ロ ー バ ル ・ ビ ジ ネ ス			2	2	
国 際 経 営			2	2	
公 共 経 営 論			2	2	
非 営 利 事 業 論			2	2	
日 本 経 営 史			2	2	
経 営 史			2	2	
コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス			2	2	
簿 記 I	2			2	
簿 記 II	2			2	
流 通 シ ス テ ム			2	2	
流 通 経 営 論			2	2	
広 告 論			2	2	
マ ー テ ィ ン グ ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン			2	2	
企 業 行 動			2	2	
日 本 企 業 論			2	2	
工 業 簿 記			2	2	
原 価 計 算			2	2	
経 営 科 学			2	2	
オ ペ レ ー シ ョ ン ズ ・ リ サ ー チ			2	2	
組 織 心 理 学			2	2	
チ ー ム の 心 理 学			2	2	
憲 法			4	4	
商 法 I			4	4	
商 法 II			4	4	
行 政 法			4	4	
労 働 法			4	4	
経 済 法			4	4	
現 代 政 治 学			4	4	
国 際 政 治 学			4	4	
日 本 史	2			2	
東 洋 史	2			2	
西 洋 史	2			2	
計	235 ～265	182 ～212	160 52 ～82	26 ～56	655 ～685

海外文化 I～IVは卒業要件の単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。

インターンシップは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。

キャリア・ガイダンスは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。

特別講義は卒業要件単位には算入されるが（上限12単位），原則として群要件単位には算入されない。

別表2 経済学部2部

(1) 経済学科

- ①財政・金融コース
- ②経済・産業と政策コース
- ③くらしと労働コース
- ④国際経済コース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<A群 基盤科目>						
	<英語>						(卒業要件)
	英語リーディング I	1				1	A～B群20単位以上
	英語リーディング II	1				1	C～K群84単位以上
	英語コミュニケーション I	1				1	A～L群128単位以上
	英語コミュニケーション II	1				1	
	英語特講 I	1				1	
	英語特講 II	1				1	
	英語特講 III		1			1	
	英語特講 IV		1			1	
	英語文化演習 I A		2			2	
	英語文化演習 I B		2			2	
	英語文化演習 II A		2			2	
	英語文化演習 II B		2			2	
	<英語以外の外国語>						④コース, 4単位まで
	ドイツ語基礎 I	1				1	H群に算入
	ドイツ語基礎 II	1				1	
	ドイツ語基礎 III		1			1	
	ドイツ語基礎 IV		1			1	
	ドイツ語会話 I	1				1	
	ドイツ語会話 II	1				1	
	ドイツ語会話 III		1			1	
	ドイツ語会話 IV		1			1	
	ドイツ語文化 I	2				2	
	ドイツ語文化演習 I			2		2	
	ドイツ語文化演習 II			2		2	
	ドイツ語言語演習 I			2		2	
	ドイツ語言語演習 II			2		2	
	フランス語基礎 I	1				1	
	フランス語基礎 II	1				1	
	フランス語基礎 III		1			1	
	フランス語基礎 IV		1			1	
	フランス語会話 I	1				1	
	フランス語会話 II	1				1	
	フランス語会話 III		1			1	
	フランス語会話 IV		1			1	

フランス語文化 I	2				2
フランス語文化演習 I			2		2
フランス語文化演習 II			2		2
フランス語言語演習 I			2		2
フランス語言語演習 II			2		2
中国語基礎 I	1				1
中国語基礎 II	1				1
中国語基礎 III		1			1
中国語基礎 IV		1			1
中国語会話 I	1				1
中国語会話 II	1				1
中国語会話 III		1			1
中国語会話 IV		1			1
中国語文化 I	2				2
中国語文化演習 I			2		2
中国語文化演習 II			2		2
中国語言語演習 I			2		2
中国語言語演習 II			2		2
ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化 I	2				2
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2

〈身体〉						
健康とスポーツの科学 I	2				2	
健康とスポーツの科学 II	2				2	
体育実技 I A	1				1	
体育実技 I B	1				1	
体育実技 II A	1				1	
体育実技 II B	1				1	
〈情報〉						
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
〈B群 教養科目〉						
教養科目特別講義	2				2	
〈人文科学〉						
[自己]						
倫理学 I	2				2	
倫理学 II	2				2	
論理学 I	2				2	
論理学 II	2				2	
行動科学	2				2	
基礎心理学	2				2	
人間関係論	2				2	
[文化]						
日本文学	2				2	
外国文学 I	2				2	
外国文学 II	2				2	
言語学 I	2				2	
言語学 II	2				2	
芸術論 I	2				2	
芸術論 II	2				2	
異文化コミュニケーション	2				2	
現代文化論	2				2	
[歴史]						
歴史学 I	2				2	
歴史学 II	2				2	
歴史学 III	2				2	
歴史学 IV	2				2	
考古学	2				2	
人文科学特別講義		2			2	
〈社会科学〉						
[社会構造]						
法学	2				2	
日本国憲法	2				2	
政治学	2				2	
マスコミ論	2				2	

生涯学習論	2				2	
[地域]						
地理学	2				2	
人類学	2				2	
地誌学	2				2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2	
社会科学特別講義	2				2	
〈自然科学〉						
[環境]						
地球科学Ⅰ	2				2	
地球科学Ⅱ	2				2	
環境生物科学Ⅰ	2				2	
環境生物科学Ⅱ	2				2	
物質科学	2				2	
物質環境科学	2				2	
宇宙科学Ⅰ	2				2	
宇宙科学Ⅱ	2				2	
[普遍性]						
数学概論Ⅰ	2				2	
数学概論Ⅱ	2				2	
統計学Ⅰ	2				2	
統計学Ⅱ	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
〈北海道学〉						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
〈キャリア形成科目〉						
キャリア・ガイダンス	1				1	
〈体験型科目〉						
海外文化Ⅰ	1				1	
海外文化Ⅱ	1				1	
海外文化Ⅲ	1				1	
海外文化Ⅳ	1				1	
〈C群 経済学科基礎科目〉						8単位必修
哲学	2				2	
哲学特論	2				2	
社会学	2				2	

現代社会論	2			2		
社会思想史基礎	2			2		
社会思想史	2			2		
国際事情	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
国際事情特論	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
アジア歴史社会論Ⅰ	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
アジア歴史社会論Ⅱ	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
欧米社会文化論	2			2	④コース, CおよびH群に算入	
C群特別講義	2~4			2~4		
< D群 統計・情報 >						
経済統計学Ⅰ	2			2	8単位必修	
経済統計学Ⅱ	2			2		
経済数学	2			2		
情報管理	2			2		
情報処理論		4		4		
地理情報システム論		2		2		
データベース論			2	2		
社会調査論Ⅰ		2		2		③コース, DおよびH群に算入
社会調査論Ⅱ		2		2	③コース, DおよびH群に算入	
D群特別講義	2~4			2~4		
< E群 理論 >						
ミクロ経済学基礎	2			2	20単位必修 (E・F群合算)	
マクロ経済学基礎	2			2		
ミクロ経済学Ⅰ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
ミクロ経済学Ⅱ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
ミクロ経済学Ⅲ			2	2		
マクロ経済学Ⅰ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
マクロ経済学Ⅱ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
マクロ経済学Ⅲ			2	2		
社会経済学基礎Ⅰ	2			2		
社会経済学基礎Ⅱ	2			2		
社会経済学Ⅰ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
社会経済学Ⅱ		2		2		①コース, EおよびH群に算入
社会経済学Ⅲ			2	2		
社会経済学Ⅳ			2	2		
経済学史Ⅰ		2		2		
経済学史Ⅱ		2		2		
E群特別講義	2~4			2~4		
< F群 歴史 >						
日本経済史Ⅰ		2		2	②コース, FおよびH群に算入	
日本経済史Ⅱ		2		2	②コース, FおよびH群に算入	
西洋経済史Ⅰ		2		2	④コース, FおよびH群に算入	
西洋経済史Ⅱ		2		2	④コース, FおよびH群に算入	
日本経済論Ⅰ			2	2	②コース, FおよびH群に算入	

日 本 経 済 論 II			2	2	②コース, FおよびH群に算入
F 群 特 別 講 義	2~4			2~4	
<G群 国際>					
国 際 経 済 論 I	2			2	④コース, GおよびH群に算入
国 際 経 済 論 II	2			2	④コース, GおよびH群に算入
韓 国 社 会 経 済 論 I	2			2	④コース, GおよびH群に算入
韓 国 社 会 経 済 論 II	2			2	④コース, GおよびH群に算入
中 国 社 会 経 済 論 I	2			2	④コース, GおよびH群に算入
中 国 社 会 経 済 論 II	2			2	④コース, GおよびH群に算入
発 展 途 上 国 論 I			2	2	③④コース, GおよびH群に算入
発 展 途 上 国 論 II			2	2	③④コース, GおよびH群に算入
多 国 籍 企 業 論 I			2	2	④コース, GおよびH群に算入
多 国 籍 企 業 論 II			2	2	④コース, GおよびH群に算入
G 群 特 別 講 義	2~4			2~4	
<H群 コース・I群 自由選択>					
地 域 社 会 論 I	2			2	③コースH群, 他コースI群
地 域 社 会 論 II	2			2	③コースH群, 他コースI群
地 域 経 済 入 門	2			2	④コースH群, 他コースI群
経 済 地 理 学 入 門	2			2	I群
財 政 学 I	2			2	①②コースH群, 他コースI群
財 政 学 II	2			2	①②コースH群, 他コースI群
経 済 政 策 I	2			2	①②③コースH群, 他コースI群
経 済 政 策 II	2			2	①②③コースH群, 他コースI群
社 会 政 策 I	2			2	③コースH群, 他コースI群
社 会 政 策 II	2			2	③コースH群, 他コースI群
環 境 経 済 論 I	2			2	②コースH群, 他コースI群
環 境 経 済 論 II	2			2	②コースH群, 他コースI群
中 小 企 業 論 I	2			2	②コースH群, 他コースI群
中 小 企 業 論 II	2			2	②コースH群, 他コースI群
労 働 経 済 論 I	2			2	②③コースH群, 他コースI群
労 働 経 済 論 II	2			2	②③コースH群, 他コースI群
開 発 政 策 論 I	2			2	②コースH群, 他コースI群
開 発 政 策 論 II	2			2	②コースH群, 他コースI群
食 料 ・ 農 業 経 済 論 I	2			2	③コースH群, 他コースI群
食 料 ・ 農 業 経 済 論 II	2			2	③コースH群, 他コースI群
北 海 道 経 済 論 I	2			2	I群
北 海 道 経 済 論 II	2			2	I群
国 際 関 係 論 I	2			2	④コースH群, 他コースI群
国 際 関 係 論 II	2			2	④コースH群, 他コースI群
東 南 ア ジ ア 社 会 経 済 論 I	2			2	I群
東 南 ア ジ ア 社 会 経 済 論 II	2			2	I群
地 域 経 済 論			2	2	④コースH群, 他コースI群
経 済 地 理 学			2	2	I群
産 業 経 済 論			2	2	②コースH群, 他コースI群

資源・エネルギー経済論				2	2	②コースH群, 他コースI群
観光経済論				2	2	②コースH群, 他コースI群
地方財政論 I				2	2	①コースH群, 他コースI群
地方財政論 II				2	2	①コースH群, 他コースI群
金融経済論 I				2	2	①コースH群, 他コースI群
金融経済論 II				2	2	①コースH群, 他コースI群
非営利組織論				2	2	③コースH群, 他コースI群
協同組合論				2	2	③コースH群, 他コースI群
社会保障論 I				2	2	③コースH群, 他コースI群
社会保障論 II				2	2	③コースH群, 他コースI群
交通経済論				2	2	①②コースH群, 他コースI群
交通政策論				2	2	①②コースH群, 他コースI群
地域金融論				2	2	①コースH群, 他コースI群
ロシア社会経済論 I				2	2	I群
ロシア社会経済論 II				2	2	I群
欧米社会経済論 I				2	2	④コースH群, 他コースI群
欧米社会経済論 II				2	2	④コースH群, 他コースI群
H群特別講義			2~4		2~4	
I群特別講義			2~4		2~4	
<J群 ゼミナール>						
基礎ゼミナール	4				4	4単位必修(基礎ゼミナールは含まない)
ゼミナール I		4			4	
ゼミナール II			4		4	
外国書講読 I		4			4	
外国書講読 II			4		4	
卒業研究				4	4	
<K群 フィールドスタディ・キャリア教育>						
地域研修 I		2			2	
地域研修 II			2		2	
地域協働フィールドワーク I		2			2	
地域協働フィールドワーク II			2		2	
地域協働フィールドワーク III				2	2	
インターンシップ		2			2	
<L群 関連科目>						
グローバル・ビジネス				2	2	
国際経営				2	2	
公共経営論				2	2	
非営利事業論				2	2	
日本経営史				2	2	
経営史				2	2	
コーポレート・ガバナンス				2	2	
簿記 I	2				2	
簿記 II	2				2	
流通システム				2	2	

流通経営			2	2	
広告論			2	2	
マーケティング・コミュニケーション			2	2	
企業行動			2	2	
日本企業論			2	2	
工業簿記			2	2	
原価計算			2	2	
組織心理学			2	2	
チームの心理学			2	2	
商法			4	4	
労働法			4	4	
経済法			4	4	
現代政治学			4	4	
国際政治学			4	4	
日本史	2				2
東洋史	2				2
西洋史	2				2
計	213 ~243	144 ~174	116 52 ~82	6 ~36	533 ~563

海外文化 I～IVは卒業要件の単位には算入せず，修得単位としてのみ認定する。

インターンシップは卒業要件単位には算入せず，修得単位としてのみ認定する。

キャリア・ガイダンスは卒業要件単位には算入せず，修得単位としてのみ認定する。

特別講義は卒業要件単位には算入されるが（上限12単位），原則として群要件単位には算入されない。

(2) 地域経済学科

- ①地域経済・産業コース
- ②地域づくりコース
- ③アジア共生コース
- ④自然資源と地域コース

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<A群 基盤科目>						
	<英語>						(卒業要件)
	英 語 リ ー デ ィ ン グ I	1				1	A～B群20単位以上
	英 語 リ ー デ ィ ン グ II	1				1	C～K群84単位以上
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	1				1	A～L群128単位以上
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	1				1	
	英 語 特 講 I	1				1	
	英 語 特 講 II	1				1	
	英 語 特 講 III		1			1	
	英 語 特 講 IV		1			1	
	英 語 文 化 演 習 I A		2			2	
	英 語 文 化 演 習 I B		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II A		2			2	
	英 語 文 化 演 習 II B		2			2	
	<英語以外の外国語>						③コース, 4単位まで
	ド イ ツ 語 基 礎 I	1				1	H群に算入(中国・韓国
	ド イ ツ 語 基 礎 II	1				1	・ロシア語に限る)
	ド イ ツ 語 基 礎 III		1			1	
	ド イ ツ 語 基 礎 IV		1			1	
	ド イ ツ 語 会 話 I	1				1	
	ド イ ツ 語 会 話 II	1				1	
	ド イ ツ 語 会 話 III		1			1	
	ド イ ツ 語 会 話 IV		1			1	
	ド イ ツ 語 文 化 I	2				2	
	ド イ ツ 語 文 化 演 習 I			2		2	
	ド イ ツ 語 文 化 演 習 II			2		2	
	ド イ ツ 語 言 語 演 習 I			2		2	
	ド イ ツ 語 言 語 演 習 II			2		2	
	フ ラ ン ス 語 基 礎 I	1				1	
	フ ラ ン ス 語 基 礎 II	1				1	
	フ ラ ン ス 語 基 礎 III		1			1	
	フ ラ ン ス 語 基 礎 IV		1			1	
	フ ラ ン ス 語 会 話 I	1				1	
	フ ラ ン ス 語 会 話 II	1				1	
	フ ラ ン ス 語 会 話 III		1			1	
	フ ラ ン ス 語 会 話 IV		1			1	

フランス語文化 I	2				2
フランス語文化演習 I			2		2
フランス語文化演習 II			2		2
フランス語言語演習 I			2		2
フランス語言語演習 II			2		2
中国語基礎 I	1				1
中国語基礎 II	1				1
中国語基礎 III		1			1
中国語基礎 IV		1			1
中国語会話 I	1				1
中国語会話 II	1				1
中国語会話 III		1			1
中国語会話 IV		1			1
中国語文化 I	2				2
中国語文化演習 I			2		2
中国語文化演習 II			2		2
中国語言語演習 I			2		2
中国語言語演習 II			2		2
ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化 I	2				2
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2

〈身体〉					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
〈情報〉					
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
〈B群 教養科目〉					
教養科目特別講義	2				2
〈人文科学〉					
[自己]					
倫理学 I	2				2
倫理学 II	2				2
論理学 I	2				2
論理学 II	2				2
行動科学	2				2
基礎心理学	2				2
人間関係論	2				2
[文化]					
日本文学	2				2
外国文学 I	2				2
外国文学 II	2				2
言語学 I	2				2
言語学 II	2				2
芸術論 I	2				2
芸術論 II	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現代文化論	2				2
[歴史]					
歴史学 I	2				2
歴史学 II	2				2
歴史学 III	2				2
歴史学 IV	2				2
考古学	2				2
人文科学特別講義					
〈社会科学〉					
[社会構造]					
法学	2				2
日本国憲法	2				2
政治学	2				2
マスコミ論	2				2

生涯学習論	2				2	
[地域]						
地理学	2				2	
人類学	2				2	
地誌学	2				2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2	
社会科学特別講義	2				2	
〈自然科学〉						
[環境]						
地球科学Ⅰ	2				2	
地球科学Ⅱ	2				2	
環境生物科学Ⅰ	2				2	
環境生物科学Ⅱ	2				2	
物質科学	2				2	
物質環境科学	2				2	
宇宙科学Ⅰ	2				2	
宇宙科学Ⅱ	2				2	
[普遍性]						
数学概論Ⅰ	2				2	
数学概論Ⅱ	2				2	
統計学Ⅰ	2				2	
統計学Ⅱ	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
〈北海道学〉						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
〈キャリア形成科目〉						
キャリア・ガイダンス	1				1	
〈体験型科目〉						
海外文化Ⅰ	1				1	
海外文化Ⅱ	1				1	
海外文化Ⅲ	1				1	
海外文化Ⅳ	1				1	
〈C群 地域経済学科基礎科目〉						8単位必修
哲学	2				2	
哲学特論	2				2	
社会学	2				2	

現代社会論	2			2		
社会思想史基礎	2			2		
社会思想史	2			2		
国際事情	2			2		
国際事情特論	2			2		
アジア歴史社会論Ⅰ	2			2	③コース，CおよびH群に算入	
アジア歴史社会論Ⅱ	2			2	③コース，CおよびH群に算入	
欧米社会文化論	2			2		
C群特別講義	2~4			2~4		
< D群 統計・情報 >						
経済統計学Ⅰ	2			2	8単位必修	
経済統計学Ⅱ	2			2		
経済数学	2			2		
情報管理	2			2		
情報処理論		4		4		
地理情報システム論		2		2		
データベース論			2	2		
社会調査論Ⅰ		2		2		②コース，DおよびH群に算入
社会調査論Ⅱ		2		2	②コース，DおよびH群に算入	
D群特別講義	2~4			2~4		
< E群 理論 >						
ミクロ経済学基礎	2			2	20単位必修（E・F群合算）	
マクロ経済学基礎	2			2		
ミクロ経済学Ⅰ		2		2		
ミクロ経済学Ⅱ		2		2		
ミクロ経済学Ⅲ			2	2		
マクロ経済学Ⅰ		2		2		
マクロ経済学Ⅱ		2		2		
マクロ経済学Ⅲ			2	2		
社会経済学基礎Ⅰ	2			2		
社会経済学基礎Ⅱ	2			2		
社会経済学Ⅰ		2		2		
社会経済学Ⅱ		2		2		
社会経済学Ⅲ			2	2		
社会経済学Ⅳ			2	2		
経済学史Ⅰ		2		2		
経済学史Ⅱ		2		2		
E群特別講義	2~4			2~4		
< F群 歴史 >						
日本経済史Ⅰ		2		2	20単位必修（E・F群合算）	
日本経済史Ⅱ		2		2		
西洋経済史Ⅰ		2		2		
西洋経済史Ⅱ		2		2		
日本経済論Ⅰ			2	2		

日 本 経 済 論 II			2	2	
F 群 特 別 講 義	2~4			2~4	
<G群 国際>					
国 際 経 済 論 I	2			2	③コース, GおよびH群に算入
国 際 経 済 論 II	2			2	③コース, GおよびH群に算入
韓 国 社 会 経 済 論 I	2			2	③コース, GおよびH群に算入
韓 国 社 会 経 済 論 II	2			2	③コース, GおよびH群に算入
中 国 社 会 経 済 論 I	2			2	③コース, GおよびH群に算入
中 国 社 会 経 済 論 II	2			2	③コース, GおよびH群に算入
発 展 途 上 国 論 I			2	2	③コース, GおよびH群に算入
発 展 途 上 国 論 II			2	2	③コース, GおよびH群に算入
多 国 籍 企 業 論 I			2	2	③④コース, GおよびH群に算入
多 国 籍 企 業 論 II			2	2	③④コース, GおよびH群に算入
G 群 特 別 講 義	2~4			2~4	
<H群 コース・I群 自由選択>					
地 域 社 会 論 I	2			2	H群18単位必修 ②コースH群, 他コースI群
地 域 社 会 論 II	2			2	②コースH群, 他コースI群
地 域 経 済 入 門	2			2	①④コースH群, 他コースI群
経 済 地 理 学 入 門	2			2	①④コースH群, 他コースI群
財 政 学 I	2			2	②コースH群, 他コースI群
財 政 学 II	2			2	②コースH群, 他コースI群
経 済 政 策 I	2			2	I群
経 済 政 策 II	2			2	I群
社 会 政 策 I	2			2	②コースH群, 他コースI群
社 会 政 策 II	2			2	②コースH群, 他コースI群
環 境 経 済 論 I	2			2	①④コースH群, 他コースI群
環 境 経 済 論 II	2			2	①④コースH群, 他コースI群
中 小 企 業 論 I	2			2	①②コースH群, 他コースI群
中 小 企 業 論 II	2			2	①②コースH群, 他コースI群
労 働 経 済 論 I	2			2	I群
労 働 経 済 論 II	2			2	I群
開 発 政 策 論 I	2			2	①④コースH群, 他コースI群
開 発 政 策 論 II	2			2	①④コースH群, 他コースI群
食 料 ・ 農 業 経 済 論 I	2			2	①④コースH群, 他コースI群
食 料 ・ 農 業 経 済 論 II	2			2	①④コースH群, 他コースI群
北 海 道 経 済 論 I	2			2	①③④コースH群, 他コースI群
北 海 道 経 済 論 II	2			2	①③④コースH群, 他コースI群
国 際 関 係 論 I	2			2	I群
国 際 関 係 論 II	2			2	I群
東 南 ア ジ ア 社 会 経 済 論 I	2			2	③コースH群, 他コースI群
東 南 ア ジ ア 社 会 経 済 論 II	2			2	③コースH群, 他コースI群
地 域 経 済 論			2	2	①④コースH群, 他コースI群
経 済 地 理 学			2	2	①④コースH群, 他コースI群
産 業 経 済 論			2	2	①④コースH群, 他コースI群

資源・エネルギー経済論				2	2	①④コースH群, 他コースI群
観光経済論				2	2	①③④コースH群, 他コースI群
地方財政論 I				2	2	①②コースH群, 他コースI群
地方財政論 II				2	2	①②コースH群, 他コースI群
金融経済論 I				2	2	②コースH群, 他コースI群
金融経済論 II				2	2	②コースH群, 他コースI群
非営利組織論				2	2	②④コースH群, 他コースI群
協同組合論				2	2	②④コースH群, 他コースI群
社会保障論 I				2	2	②コースH群, 他コースI群
社会保障論 II				2	2	②コースH群, 他コースI群
交通経済論				2	2	①コースH群, 他コースI群
交通政策論				2	2	①コースH群, 他コースI群
地域金融論				2	2	②④コースH群, 他コースI群
ロシア社会経済論 I				2	2	③コースH群, 他コースI群
ロシア社会経済論 II				2	2	③コースH群, 他コースI群
欧米社会経済論 I				2	2	③コースH群, 他コースI群
欧米社会経済論 II				2	2	③コースH群, 他コースI群
H 群 特 別 講 義			2~4		2~4	
I 群 特 別 講 義			2~4		2~4	
<J群 セミナール>						
基礎ゼミナール	4				4	4単位必修(基礎ゼミナールは含まない)
ゼミナール I		4			4	
ゼミナール II			4		4	
外国書講読 I		4			4	
外国書講読 II			4		4	
卒業研究				4	4	
<K群 フィールドスタディ・キャリア教育>						
地域研修 I		2			2	
地域研修 II			2		2	
地域協働フィールドワーク I		2			2	
地域協働フィールドワーク II			2		2	
地域協働フィールドワーク III				2	2	
インターンシップ		2			2	
<L群 関連科目>						
グローバル・ビジネス				2	2	
国際経営				2	2	
公共経営論				2	2	
非営利事業論				2	2	
日本経営史				2	2	
経営史				2	2	
コーポレート・ガバナンス				2	2	
簿記 I	2				2	
簿記 II	2				2	
流通システム				2	2	

流 通 経 営			2	2	
広 告 論			2	2	
マーケティング・コミュニケーション			2	2	
企 業 行 動			2	2	
日 本 企 業 論			2	2	
工 業 簿 記			2	2	
原 価 計 算			2	2	
組 織 心 理 学			2	2	
チ ャームの心 理 学			2	2	
商 法			4	4	
労 働 法			4	4	
経 済 法			4	4	
現 代 政 治 学			4	4	
国 際 政 治 学			4	4	
日 本 史	2				2
東 洋 史	2				2
西 洋 史	2				2
計	213 ~243	144 ~174	116 52 ~82	6 ~36	533 ~563

海外文化 I ~IVは卒業要件の単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。

インターンシップは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。

キャリア・ガイダンスは卒業要件単位には算入せず、修得単位としてのみ認定する。

特別講義は卒業要件単位には算入されるが(上限12単位), 原則として群要件単位には算入されない。

別表3 経営学部1部

(1) 経営学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	総 合 教 育 科 目						(卒業要件) (1)総合教育科目から24単位以上(2)専門教育科目の専門導入科目から16単位以上(3)専門基幹科目から14単位以上(4)専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から36単位以上(5)表1-(1)又は1-(2)で定める科目から42単位以上(6)専門教育科目の専門展開科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目及び資格取得科目から64単位以上(7)総合教育科目、専門教育科目、演習科目、ビジネス英語科目、キャリア形成科目、資格取得科目、経済学科目及び法学・歴史学科目の総計128単位以上
	<一般教育科目>						
	<基盤科目>						
	<言語>						
	[英語]						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語文化演習Ⅰ		2			2	
	英語文化演習Ⅱ		2			2	
	[英語以外の外国語]						
	[共通]						
	世界の言語と文化	2				2	
	[ドイツ語]						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	[フランス語]						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	
	フランス語基礎Ⅲ		1			1	
	フランス語基礎Ⅳ		1			1	
	フランス語会話Ⅰ	1				1	
	フランス語会話Ⅱ	1				1	
	フランス語会話Ⅲ		1			1	
	フランス語会話Ⅳ		1			1	
	フランス語文化演習Ⅰ			2		2	
	フランス語文化演習Ⅱ			2		2	
	[中国語]						

中国語基礎 I	1				1
中国語基礎 II	1				1
中国語基礎 III		1			1
中国語基礎 IV		1			1
中国語会話 I	1				1
中国語会話 II	1				1
中国語会話 III		1			1
中国語会話 IV		1			1
中国語文化演習 I			2		2
中国語文化演習 II			2		2
[ロシア語]					
ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
[韓国・朝鮮語]					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
<身体>					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
体育実技 III A	1				1
体育実技 III B	1				1
体育実技 IV A	1				1
体育実技 IV B	1				1
<情報>					

情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
<hr/>					
<教養科目>					
<人文科学>					
[自己]					
哲学	2				2
倫理学 I	2				2
倫理学 II	2				2
論理学 I	2				2
論理学 II	2				2
社会思想	2				2
行動科学	2				2
基礎心理学	2				2
人間関係論	2				2
[文化]					
日本文学	2				2
外国文学 I	2				2
外国文学 II	2				2
言語学 I	2				2
言語学 II	2				2
芸術論 I	2				2
芸術論 II	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現代文化論	2				2
[歴史]					
歴史学 I	2				2
歴史学 II	2				2
歴史学 III	2				2
歴史学 IV	2				2
考古学	2				2
人文科学特別講義	2				2
<hr/>					
<社会科学>					
[社会構造]					
法学	2				2
日本国憲	2				2
経済学	2				2
政治学	2				2
社会学	2				2
マスコミ論	2				2
生涯学習	2				2
[地域]					
地理学	2				2
人類学	2				2
地理誌	2				2

国際事情	2				2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2	
社会科学特別講義	2				2	
＜自然科学＞						
[環境]						
地球科学Ⅰ	2				2	
地球科学Ⅱ	2				2	
環境生物科学Ⅰ	2				2	
環境生物科学Ⅱ	2				2	
物質科学	2				2	
物質環境科学	2				2	
宇宙科学Ⅰ	2				2	
宇宙科学Ⅱ	2				2	
[普遍性]						
数学概論Ⅰ	2				2	
数学概論Ⅱ	2				2	
統計学Ⅰ	2				2	
統計学Ⅱ	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
＜北海道学＞						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
教養科目特別講義	2				2	
＜キャリア形成科目＞						
キャリア・ガイダンス	1				1	(卒業要件に含まない)
＜体験型科目＞						
海外文化Ⅰ	1				1	(卒業要件に含まない)
海外文化Ⅱ	1				1	
海外文化Ⅲ		1			1	
海外文化Ⅳ		1			1	
＜留学生科目(外国人留学生・海外帰国生徒科目)＞						
[代替科目]						
日本語演習Ⅰ	2				2	総合教育科目に代替 できる
日本語演習Ⅱ	2				2	
日本語演習Ⅲ		2			2	
日本語演習Ⅳ		2			2	
日本語読解・構文Ⅰ	2				2	

日本語読解・構文Ⅱ	2			2	
日本語文章表現Ⅰ	2			2	
日本語文章表現Ⅱ	2			2	
日本事情Ⅰ		2		2	
日本事情Ⅱ		2		2	
総合実践英語科目					
リーディング&ライティングストラテジー-A	4			4	
コミュニケーションストラテジー-A	4			4	
リーディングストラテジー-BⅠ		2		2	
リーディングストラテジー-BⅡ		2		2	
ライティングストラテジー-BⅠ		2		2	
ライティングストラテジー-BⅡ		2		2	
コミュニケーションストラテジー-BⅠ		2		2	
コミュニケーションストラテジー-BⅡ		2		2	
特別講義	1~4			1~4	
専門教育科目					
<専門導入科目>					16単位以上
<組織・マネジメント系>					
経営学概論Ⅰ	2			2	
経営学概論Ⅱ	2			2	
<戦略・マーケティング系>					
ビジネス・エコノミクスⅠ	2			2	
ビジネス・エコノミクスⅡ	2			2	
<会計・ファイナンス系>					
簿記Ⅰ	2			2	
簿記Ⅱ	2			2	
アカウントティングⅠ	2			2	
アカウントティングⅡ	2			2	
<情報系>					
情報リテラシー	4			4	
経営統計学概論Ⅰ	2			2	
経営統計学概論Ⅱ	2			2	
<心理系>					
心理学概論Ⅰ	2			2	
心理学概論Ⅱ	2			2	
特別講義	1~4			1~4	
<専門基幹科目>					14単位以上
<組織・マネジメント系>					
経営管理Ⅰ		2		2	
経営管理Ⅱ		2		2	
経営組織Ⅰ		2		2	
経営組織Ⅱ		2		2	
<戦略・マーケティング系>					
マーケティングⅠ		2		2	

マーケティングⅡ	2		2
経営戦略Ⅰ	2		2
経営戦略Ⅱ	2		2
＜会計・ファイナンス系＞			
ファイナンスⅠ	2		2
ファイナンスⅡ	2		2
＜情報系＞			
データ解析	4		4
＜心理系＞			
社会心理学Ⅰ	2		2
社会心理学Ⅱ	2		2
特別講義	1～4		1～4
＜専門展開科目＞			
＜組織・マネジメント系＞			
企業論	2		2
経営学説史	2		2
現代マネジメント理論	2		2
グローバル・ビジネス		2	2
国際経営		2	2
公共経営論		2	2
非営利事業論		2	2
人的資源管理		2	2
キャリア・マネジメント		2	2
日本経営史		2	2
経営史		2	2
コーポレート・ガバナンス	2		2
特別講義	1～4	1～4	2～8
＜戦略・マーケティング系＞			
流通システム	2		2
流通経営	2		2
ブランド経営		2	2
広告論		2	2
消費者行動		2	2
マーケティング・コミュニケーション		2	2
サービス・マネジメント		2	2
ベンチャー経営		2	2
企業行動		2	2
日本企業論		2	2
マーケティング・リサーチ		2	2
特別講義	1～4	1～4	2～8
＜会計・ファイナンス系＞			
商業簿記	2		2
株式会社会計	2		2
工業簿記	2		2

原	価	計	算	2		2
財	務	会	計		2	2
財	務	分	析		2	2
税	務	会	計		2	2
会	計	監	査		2	2
管	理	会	計		2	2
マネジメント・コントロール					2	2
特	別	講	義	1~4	1~4	2~8
〈情報系〉						
情	報	科	学	2		2
情	報	処	理	2		2
経	営	情	報	2		2
シ	ス	テ	ム	2		2
経	営	科	学		2	2
オハ ^o レーションス ^o ・リサーチ					2	2
情	報	ネ	ッ		2	2
デ	ー	タ	ベ		2	2
情	報	シ	ス		2	2
マ	ル	チ	メ		2	2
プ	ロ	グ	ラ		4	4
プ	ロ	グ	ラ		4	4
特	別	講	義	1~4	1~4	2~8
〈心理系〉						
心	理	学	研	2		2
心	理	統	計	2		2
認	知	心	理	2		2
適	応	の	心	2		2
学	習	心	理		2	2
組	織	心	理		2	2
チ	ー	ム	の		2	2
人	間	行	動		2	2
行	動	意	思		2	2
生	涯	発	達		2	2
臨	床	心	理		2	2
心	的	情	報		2	2
問	題	解	決		2	2
心	理	学	実		4	4
特	別	講	義	1~4	1~4	2~8
演 習 科 目						
演		習	目	4		4
英	語	演	習	4		4
演		習	目		4	4
英	語	演	習		4	4
卒	業	研	究			2

特 別 講 義	1~4	1~4	1~4	3~12	
ビジネス英語科目					
ビジネス・ライティング			2	2	
ビジネス・プレゼンテーション			2	2	
ビジネス・コミュニケーション			2	2	
ビジネス・リーディング			2	2	
ディスカッション・スキル			2	2	
ビジネス・ディスカッション			2	2	
特 別 講 義	1~4	1~4	1~4	3~12	
キャリア形成科目					
アカデミック・リテラシー	2			2	
海外総合実習Ⅰ		2		2	
海外総合実習Ⅱ		2		2	
特 別 講 義	1~4	1~4	1~4	3~12	
資格取得科目					6単位まで卒業に必要な単位に算入できる
会計Ⅰ	1			1	
会計Ⅱ	2			2	
情報報Ⅰ	1			1	
情報報Ⅱ	2			2	
英語Ⅰ	1			1	
英語Ⅱ	2			2	
特 別 講 義	1~4	1~4	1~4	3~12	
経済学科目					法学・歴史学科目と合わせて12単位まで卒業に必要な単位に算入できる
社会経済学Ⅰ		2		2	
社会経済学Ⅱ		2		2	
ミクロ経済学Ⅰ		2		2	
ミクロ経済学Ⅱ		2		2	
マクロ経済学Ⅰ		2		2	
マクロ経済学Ⅱ		2		2	
財政学Ⅰ			2	2	
財政学Ⅱ			2	2	
多国籍企業論Ⅰ			2	2	
多国籍企業論Ⅱ			2	2	
経済政策Ⅰ			2	2	
経済政策Ⅱ			2	2	
産業経済論			2	2	
資源・エネルギー経済論			2	2	
社会政策Ⅰ			2	2	
社会政策Ⅱ			2	2	
社会調査論Ⅰ			2	2	
社会調査論Ⅱ			2	2	
国際経済論Ⅰ			2	2	
国際経済論Ⅱ			2	2	
社会保障論Ⅰ			2	2	

社 会 保 障 論 II			2	2	
法 学 ・ 歴 史 学 科 目					経済学科目と合わせて12単位まで卒業に必要な単位に算入できる (卒業要件に含まない)
日 本 史	2			2	}
西 洋 史	2			2	
東 洋 史	2			2	
憲 法	4			4	
行 政 学	4			4	
現 代 政 治 学	4			4	
民 生 法		4		4	
商 法 I		4		4	
商 法 II		4		4	
労 働 法		4		4	
経 済 法		4		4	
国 際 法		4		4	
国 際 政 治 学		4		4	
計	232 ~ 250	8 154 ~ 184	165 ~ 192 32	593 ~ 668 2	合計128単位以上

表1- (1) 組織・マネジメントコース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	経 営 学 概 論 I	2				2	42単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	経 営 学 概 論 II	2				2	
	企 業 論		2			2	
	コーポレート・ガバナンス		2			2	
	経 営 管 理 I		2			2	
	経 営 管 理 II		2			2	
	経 営 組 織 I		2			2	
	経 営 組 織 II		2			2	
	経 営 学 説 史		2			2	
	現代マネジメント理論		2			2	
	グローバル・ビジネス				2	2	
	国 際 経 営				2	2	
	公 共 経 営 論				2	2	
	非 営 利 事 業 論				2	2	
	人 的 資 源 管 理				2	2	
	キャリア・マネジメント				2	2	
	日 本 経 営 史				2	2	
	経 営 史				2	2	
	ブ ラ ン ド 経 営				2	2	
	製 品 開 発				2	2	
	ベンチャー経営				2	2	
	企 業 行 動				2	2	
	日 本 企 業 論				2	2	
	商 業 簿 記		2			2	
	株 式 会 社 会 計		2			2	
	管 理 会 計				2	2	
	マネジメント・コントロール				2	2	
	経 営 情 報		2			2	
	シ ス テ ム 戦 略		2			2	
	適 応 の 心 理 学		2			2	
	学 習 心 理 学				2	2	
	組 織 心 理 学				2	2	
	チ ャ ーム の 心 理 学				2	2	
	人 間 行 動 論				2	2	
	行 動 意 思 決 定 論				2	2	
	心 的 情 報 処 理 論				2	2	
	問 題 解 決 の 心 理 学				2	2	
	計	4	26	44		74	

表1－(2) 戦略・マーケティングコース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考	
		1	2	3	4	計		
	ビジネス・エコノミクスⅠ	2				2	42単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る	
	ビジネス・エコノミクスⅡ	2				2		
	マーケティングⅠ		2			2		
	マーケティングⅡ		2			2		
	アカウンティングⅠ	2				2		
	アカウンティングⅡ	2				2		
	経営戦略Ⅰ		2			2		
	経営戦略Ⅱ		2			2		
	公共経営論				2	2		
	非営利事業論				2	2		
	人的資源管理				2	2		
	キャリア・マネジメント				2	2		
	日本経営史				2	2		
	経営史				2	2		
	流通システム		2			2		
	流通経営		2			2		
	ブランド経営				2	2		
	広告論				2	2		
	消費者行動				2	2		
	マーケティング・コミュニケーション				2	2		
	サービス・マネジメント				2	2		
	ベンチャー経営				2	2		
	企業行動				2	2		
	日本企業論				2	2		
	マーケティング・リサーチ				2	2		
	工業簿記		2			2		
	原価計算		2			2		
	ファイナンスⅠ		2			2		
	ファイナンスⅡ		2			2		
	管理会計				2	2		
	マネジメント・コントロール				2	2		
	情報科学		2			2		
	経営情報		2			2		
	システム戦略		2			2		
	経営科学				2	2		
	オペレーションズ・リサーチ				2	2		
	学習心理学				2	2		
	適応の心理学		2			2		
	組織心理学				2	2		
	計	8	28	42		78		

(2) 経営情報学科

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	総 合 教 育 科 目						(卒業要件) (1)総合教育科目から24単位以上(2)専門教育科目の専門導入科目から16単位以上(3)専門基幹科目から14単位以上(4)専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から36単位以上(5)表1-(1), 1-(2)又は1-(3)で定める科目から42単位以上(6)専門教育科目の専門展開科目, 演習科目, ビジネス英語科目, キャリア形成科目及び資格取得科目から64単位以上(7)総合教育科目, 専門教育科目, 演習科目, ビジネス英語科目, キャリア形成科目, 資格取得科目, 経済学科目及び法学・歴史学科目の総計128単位以上
	<一般教育科目>						
	<基盤科目>						
	<言語>						
	[英語]						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語文化演習Ⅰ		2			2	
	英語文化演習Ⅱ		2			2	
	[英語以外の外国語]						
	[共通]						
	世界の言語と文化	2				2	
	[ドイツ語]						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	[フランス語]						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	
	フランス語基礎Ⅲ		1			1	
	フランス語基礎Ⅳ		1			1	
	フランス語会話Ⅰ	1				1	
	フランス語会話Ⅱ	1				1	
	フランス語会話Ⅲ		1			1	
	フランス語会話Ⅳ		1			1	
	フランス語文化演習Ⅰ			2		2	
	フランス語文化演習Ⅱ			2		2	
	[中国語]						

中国語基礎 I	1				1
中国語基礎 II	1				1
中国語基礎 III		1			1
中国語基礎 IV		1			1
中国語会話 I	1				1
中国語会話 II	1				1
中国語会話 III		1			1
中国語会話 IV		1			1
中国語文化演習 I			2		2
中国語文化演習 II			2		2
[ロシア語]					
ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
[韓国・朝鮮語]					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
<身体>					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
体育実技 III A	1				1
体育実技 III B	1				1
体育実技 IV A	1				1
体育実技 IV B	1				1
<情報>					

情報技術論	2				2
情報と社会	2				2

<教養科目>					
<人文科学>					
[自己]					
哲学	2				2
倫理学 I	2				2
倫理学 II	2				2
論理学 I	2				2
論理学 II	2				2
社会思想史	2				2
行動科学史	2				2
基礎心理学	2				2
人間関係論	2				2
[文化]					
日本文学	2				2
外国文学 I	2				2
外国文学 II	2				2
言語学 I	2				2
言語学 II	2				2
芸術論 I	2				2
芸術論 II	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現代文化論	2				2
[歴史]					
歴史学 I	2				2
歴史学 II	2				2
歴史学 III	2				2
歴史学 IV	2				2
考古学	2				2
人文科学特別講義	2				2

<社会科学>					
[社会構造]					
法学	2				2
日本国憲	2				2
経済学	2				2
政治学	2				2
社会学	2				2
マスコミ論	2				2
生涯学習論	2				2
[地域]					
地理学	2				2
人類学	2				2
地理誌	2				2

国際事情	2				2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2	
社会科学特別講義	2				2	
＜自然科学＞						
[環境]						
地球科学Ⅰ	2				2	
地球科学Ⅱ	2				2	
環境生物科学Ⅰ	2				2	
環境生物科学Ⅱ	2				2	
物質科学	2				2	
物質環境科学	2				2	
宇宙科学Ⅰ	2				2	
宇宙科学Ⅱ	2				2	
[普遍性]						
数学概論Ⅰ	2				2	
数学概論Ⅱ	2				2	
統計学Ⅰ	2				2	
統計学Ⅱ	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
＜北海道学＞						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
教養科目特別講義	2				2	
＜キャリア形成科目＞						
キャリア・ガイダンス	1				1	(卒業要件に含まない)
＜体験型科目＞						
海外文化Ⅰ	1				1	(卒業要件に含まない)
海外文化Ⅱ	1				1	
海外文化Ⅲ		1			1	
海外文化Ⅳ		1			1	
＜留学生科目(外国人留学生・海外帰国生徒科目)＞						
[代替科目]						
日本語演習Ⅰ	2				2	総合教育科目に代替 できる
日本語演習Ⅱ	2				2	
日本語演習Ⅲ		2			2	
日本語演習Ⅳ		2			2	
日本語読解・構文Ⅰ	2				2	

日本語読解・構文Ⅱ	2			2	
日本語文章表現Ⅰ	2			2	
日本語文章表現Ⅱ	2			2	
日本事情Ⅰ		2		2	
日本事情Ⅱ		2		2	
総合実践英語科目					
リーディング&ライティングストラテジーA	4			4	
コミュニケーションストラテジーA	4			4	
リーディングストラテジーBⅠ		2		2	
リーディングストラテジーBⅡ		2		2	
ライティングストラテジーBⅠ		2		2	
ライティングストラテジーBⅡ		2		2	
コミュニケーションストラテジーBⅠ		2		2	
コミュニケーションストラテジーBⅡ		2		2	
特別講義	1~4			1~4	
専門教育科目					
<専門導入科目>					16単位以上
<組織・マネジメント系>					
経営学概論Ⅰ	2			2	
経営学概論Ⅱ	2			2	
<戦略・マーケティング系>					
ビジネス・エコノミクスⅠ	2			2	
ビジネス・エコノミクスⅡ	2			2	
<会計・ファイナンス系>					
簿記Ⅰ	2			2	
簿記Ⅱ	2			2	
アカウントティングⅠ	2			2	
アカウントティングⅡ	2			2	
<情報系>					
情報リテラシー	4			4	
経営統計学概論Ⅰ	2			2	
経営統計学概論Ⅱ	2			2	
<心理系>					
心理学概論Ⅰ	2			2	
心理学概論Ⅱ	2			2	
特別講義	1~4			1~4	
<専門基幹科目>					14単位以上
<組織・マネジメント系>					
経営組織Ⅰ		2		2	
経営組織Ⅱ		2		2	
経営管理Ⅰ		2		2	
経営管理Ⅱ		2		2	
<戦略・マーケティング系>					
マーケティングⅠ		2		2	

マーケティングⅡ	2		2
経営戦略Ⅰ	2		2
経営戦略Ⅱ	2		2
＜会計・ファイナンス系＞			
ファイナンスⅠ	2		2
ファイナンスⅡ	2		2
＜情報系＞			
データ解析	4		4
＜心理系＞			
社会心理学Ⅰ	2		2
社会心理学Ⅱ	2		2
特別講義	1～4		1～4
＜専門展開科目＞			
＜会計系＞			
＜組織・マネジメント系＞			
企業論	2		2
経営学説史	2		2
現代マネジメント理論	2		2
グローバル・ビジネス		2	2
国際経営		2	2
公共経営論		2	2
非営利事業論		2	2
人的資源管理		2	2
キャリア・マネジメント		2	2
日本経営史		2	2
経営史		2	2
コーポレート・ガバナンス	2		2
特別講義	1～4	1～4	2～8
＜戦略・マーケティング系＞			
流通システム	2		2
流通経営	2		2
ブランド経営		2	2
広告論		2	2
消費者行動		2	2
マーケティング・コミュニケーション		2	2
サービス・マネジメント		2	2
ベンチャー経営		2	2
企業行動		2	2
日本企業論		2	2
マーケティング・リサーチ		2	2
特別講義	1～4	1～4	2～8
＜会計・ファイナンス系＞			
商業簿記	2		2
株式会社会計	2		2

工	業	簿	記	2		2
原	価	計	算	2		2
財	務	会	計		2	2
財	務	分	析		2	2
税	務	会	計		2	2
会	計	監	査		2	2
管	理	会	計		2	2
マネジメント・コントロール					2	2
特	別	講	義	1~4	1~4	2~8
〈情報系〉						
情	報	科	学	2		2
情	報	処	理	2		2
経	営	情	報	2		2
シ	ス	テ	ム	2		2
経	営	科	学		2	2
オハレーションズ・リサーチ					2	
情	報	ネ	ッ		2	
デ	ー	タ	バ		2	
情	報	シ	ス		2	
マ	ル	チ	メ		2	
プ	ロ	グ	ラ		4	
プ	ロ	グ	ラ		4	
特	別	講	義	1~4	1~4	2~8
〈心理系〉						
心	理	学	研	2		2
心	理	統	計	2		2
認	知	心	理	2		2
適	応	の	心	2		2
学	習	心	理		2	2
組	織	心	理		2	2
チ	ーム	の	心		2	2
人	間	行	動		2	2
行	動	意	思		2	2
生	涯	発	達		2	2
臨	床	心	理		2	2
心	的	情	報		2	2
問	題	解	決		2	2
心	理	学	実		4	4
特	別	講	義	1~4	1~4	2~8
演習科目						
演		習	I	4		4
英	語	演	I	4		4
演		習	II		4	4
英	語	演	II		4	4

卒業研究 特別講義	1~4	1~4	2 1~4	2 3~12	
ビジネス英語科目					
ビジネス・ライティング			2	2	
ビジネス・プレゼンテーション			2	2	
ビジネス・コミュニケーション			2	2	
ビジネス・リーディング			2	2	
ディスカッション・スキル			2	2	
ビジネス・ディスカッション			2	2	
特別講義	1~4	1~4	1~4	3~12	
キャリア形成科目					
アカデミック・リテラシー	2			2	
海外総合実習Ⅰ		2		2	
海外総合実習Ⅱ		2		2	
特別講義	1~4	1~4	1~4	3~12	
資格取得科目					6単位まで卒業に必要な単位に算入できる
会計Ⅰ	1			1	
会計Ⅱ	2			2	
情報報Ⅰ	1			1	
情報報Ⅱ	2			2	
英語Ⅰ	1			1	
英語Ⅱ	2			2	
特別講義	1~4	1~4	1~4	3~12	
経済学科目					法学・歴史学科目と合わせて12単位まで卒業に必要な単位に算入できる
社会学Ⅰ		2		2	
社会学Ⅱ		2		2	
ミクロ経済学Ⅰ		2		2	
ミクロ経済学Ⅱ		2		2	
マクロ経済学Ⅰ		2		2	
マクロ経済学Ⅱ		2		2	
財政学Ⅰ			2	2	
財政学Ⅱ			2	2	
多国籍企業論Ⅰ			2	2	
多国籍企業論Ⅱ			2	2	
経済政策Ⅰ			2	2	
経済政策Ⅱ			2	2	
産業経済論			2	2	
資源・エネルギー経済論			2	2	
社会政策Ⅰ			2	2	
社会政策Ⅱ			2	2	
社会調査論Ⅰ			2	2	
社会調査論Ⅱ			2	2	
国際経済論Ⅰ			2	2	
国際経済論Ⅱ			2	2	

社 会 保 障 論 I			2	2		
社 会 保 障 論 II			2	2		
法学・歴史学科目						
日 本 史	2			2	経済学科目と合わせて12単位まで卒業に必要な単位に算入できる (卒業要件に含まない)	
西 洋 史	2			2		
東 洋 史	2			2		
行 政 学	4			4		
憲 法 学	4			4		
現 代 政 治 学	4			4		
民 商 法 I		4		4		
商 法		4		4		
勞 働 法		4		4		
経 済 学		4		4		
国 際 政 治 学		4		4		
				4		合計128単位以上
計		232 ~ 250	8 154 ~ 184	165 ~ 192 2		593 ~ 668

表1- (1) 会計・ファイナンスコース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	簿 記 I	2				2	42単位以上 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	簿 記 II	2				2	
	ア カ ウ ン テ ィ ン グ I	2				2	
	ア カ ウ ン テ ィ ン グ II	2				2	
	企 業 論		2			2	
	コーポレート・ガバナンス		2			2	
	経 営 組 織 I		2			2	
	経 営 戦 略 I		2			2	
	経 営 戦 略 II		2			2	
	財 務 会 計				2	2	
	財 務 分 析				2	2	
	キャリア・マネジメント				2	2	
	流 通 シ ス テ ム		2			2	
	流 通 経 営		2			2	
	消 費 者 行 動				2	2	
	ベ ン チ ャ ー 経 営				2	2	
	企 業 行 動				2	2	
	日 本 企 業 論				2	2	
	商 業 簿 記		2			2	
	株 式 会 社 会 計		2			2	
	工 業 簿 記		2			2	
	原 価 計 算		2			2	
	フ ァ イ ナ ン ス I		2			2	
	フ ァ イ ナ ン ス II		2			2	
	税 務 会 計				2	2	
	会 計 監 査				2	2	
	管 理 会 計				2	2	
	マネジメント・コントロール				2	2	
	情 報 科 学		2			2	
	情 報 処 理		2			2	
	経 営 情 報		2			2	
	シ ス テ ム 戦 略		2			2	
	経 営 科 学				2	2	
	オ ー プ ン シ ョ ン ス ・ リ サ ー チ				2	2	
	デ ー タ ベ ー ス				2	2	
	情 報 シ ス テ ム				2	2	
	人 間 行 動 論				2	2	
	行 動 意 思 決 定 論				2	2	
	計	8	34	34		76	

表1－(2) 情報・マネジメントコース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	情報リテラシー	4				4	42単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	経営統計学概論Ⅰ	2				2	
	経営統計学概論Ⅱ	2				2	
	マーケティングⅠ		2			2	
	マーケティングⅡ		2			2	
	経営戦略Ⅰ		2			2	
	経営戦略Ⅱ		2			2	
	データ解析		4			4	
	流通システム		2			2	
	流通経営		2			2	
	広告論				2	2	
	消費者行動				2	2	
	マーケティング・コミュニケーション				2	2	
	サービス・マネジメント				2	2	
	ベンチャー経営				2	2	
	マーケティング・リサーチ				2	2	
	ファイナンスⅠ		2			2	
	ファイナンスⅡ		2			2	
	管理会計				2	2	
	マネジメント・コントロール				2	2	
	情報科学		2			2	
	情報処理		2			2	
	経営情報		2			2	
	システム戦略		2			2	
	経営科学				2	2	
	オペレーションズ・リサーチ				2	2	
	情報ネットワーク				2	2	
	データベース				2	2	
	情報システム				2	2	
	マルチメディア				2	2	
	プログラミングA				4	4	
	プログラミングB				4	4	
	心理統計学		2			2	
	計	8	30	36		74	

表1－(3) 心理・人間行動コース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	心 理 学 概 論 I	2				2	42単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	心 理 学 概 論 II	2				2	
	経 営 組 織 I		2			2	
	経 営 組 織 II		2			2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ I		2			2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ II		2			2	
	社 会 心 理 学 I		2			2	
	社 会 心 理 学 II		2			2	
	コーポレート・ガバナンス		2			2	
	経 営 学 説 史		2			2	
	現代マネジメント理論		2			2	
	グローバル・ビジネス				2	2	
	国 際 経 営				2	2	
	人 的 資 源 管 理				2	2	
	キャリア・マネジメント				2	2	
	ブ ラ ン ド 経 営				2	2	
	広 告 論				2	2	
	消 費 者 行 動				2	2	
	マーケティング・コミュニケーション				2	2	
	サービス・マネジメント				2	2	
	マーケティング・リサーチ				2	2	
	デ ー タ ベ ー ス				2	2	
	情 報 シ ス テ ム				2	2	
	心 理 学 研 究 法		2			2	
	心 理 統 計 学		2			2	
	認 知 心 理 学		2			2	
	適 応 の 心 理 学		2			2	
	学 習 心 理 学				2	2	
	組 織 心 理 学				2	2	
	チ ー ム の 心 理 学				2	2	
	人 間 行 動 論				2	2	
	行 動 意 思 決 定 論				2	2	
	生 涯 発 達 心 理 学				2	2	
	臨 床 心 理 学				2	2	
	心 的 情 報 処 理 論				2	2	
	問 題 解 決 の 心 理 学				2	2	
	心 理 学 実 験 実 習				4	4	
	計	4	26	46		76	

別表4 経営学部2部

(1) 経営学科

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	総合教育科目						(1)総合教育科目から20単位以上(2)専門教育科目の専門導入科目から12単位以上(3)専門基幹科目から8単位以上(4)専門教育科目の専門導入科目及び専門基幹科目から30単位以上(5)表1-(1), 1-(2)又は1-(3)で定める科目から30単位以上(6)専門教育科目の専門展開科目, 演習科目, ビジネス英語科目, キャリア形成科目及び資格取得科目から46単位以上(7)総合教育科目, 専門教育科目, 演習科目, ビジネス英語科目, キャリア形成科目, 資格取得科目, 経済学科目及び法学・歴史学科目の総計128単位以上
	＜一般教育科目＞						
	＜基盤科目＞						
	＜言語＞						
	[英語]						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語文化演習Ⅰ		2			2	
	英語文化演習Ⅱ		2			2	
	[英語以外の外国語]						
	[共通]						
	世界の言語と文化	2				2	
	[ドイツ語]						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	[フランス語]						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	
	フランス語基礎Ⅲ		1			1	
	フランス語基礎Ⅳ		1			1	
	フランス語会話Ⅰ	1				1	
	フランス語会話Ⅱ	1				1	
	フランス語会話Ⅲ		1			1	
	フランス語会話Ⅳ		1			1	
	フランス語文化演習Ⅰ			2		2	
	フランス語文化演習Ⅱ			2		2	
	[中国語]						

中国語基礎 I	1				1
中国語基礎 II	1				1
中国語基礎 III		1			1
中国語基礎 IV		1			1
中国語会話 I	1				1
中国語会話 II	1				1
中国語会話 III		1			1
中国語会話 IV		1			1
中国語文化演習 I			2		2
中国語文化演習 II			2		2
[ロシア語]					
ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
[韓国・朝鮮語]					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
<身体>					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
<情報>					
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
<教養科目>					
<人文科学>					

[自己]							
哲			学	2			2
倫	理	学	I	2			2
倫	理	学	II	2			2
論	理	学	I	2			2
論	理	学	II	2			2
社	会	思	史	2			2
行	動	科	学	2			2
基	礎	心	学	2			2
人	間	関	論	2			2
[文化]							
日	本	文	学	2			2
外	国	文	I	2			2
外	国	文	II	2			2
言	語	学	I	2			2
言	語	学	II	2			2
芸	術	論	I	2			2
芸	術	論	II	2			2
異文化コミュニケーション				2			2
現代文化論				2			2
[歴史]							
歴	史	学	I	2			2
歴	史	学	II	2			2
歴	史	学	III	2			2
歴	史	学	IV	2			2
考	古	学	学	2			2
人文科学特別講義				2			2

<社会科学>							
[社会構造]							
法			学	2			2
日	本	国	法	2			2
経		濟	学	2			2
政		治	学	2			2
社		会	学	2			2
マ	ス	コ	論	2			2
生	涯	学	論	2			2
[地域]							
地		理	学	2			2
人		類	学	2			2
地		誌	学	2			2
国	際	事	情	2			2
カナダの自然と社会				I	2		2
カナダの自然と社会				II	2		2
社会科学特別講義				2			2

＜自然科学＞							
[環境]							
地球科学 I	2				2		
地球科学 II	2				2		
環境生物学 I	2				2		
環境生物学 II	2				2		
物質科学	2				2		
物質環境科学	2				2		
宇宙科学 I	2				2		
宇宙科学 II	2				2		
[普遍性]							
数学概論 I	2				2		
数学概論 II	2				2		
統計学 I	2				2		
統計学 II	2				2		
物理学概論	2				2		
自然科学特別講義	2				2		
＜北海道学＞							
北海道史	2				2		
北方圏文化論	2				2		
北海道文学	2				2		
アイヌの言語と文化	2				2		
大 学 史	2				2		
北海道学特別講義	2				2		
開発研究所特別講義	2				2		
教養科目特別講義	2				2		
＜キャリア形成科目＞							
キャリア・ガイダンス	1				1	(卒業要件に含まない)	
＜体験型科目＞							
海外文化 I	1				1	(卒業要件に含まない)	
海外文化 II	1				1		
海外文化 III		1			1		
海外文化 IV		1			1		
専門教育科目							
＜専門導入科目＞							
＜組織・マネジメント系＞							
経営学概論 I	2				2	12単位以上	
経営学概論 II	2				2		
＜戦略・マーケティング系＞							
ビジネス・エコノミクス I	2				2		
ビジネス・エコノミクス II	2				2		
＜会計・ファイナンス系＞							
簿記 I	2				2		
簿記 II	2				2		

アカウンティング I	2			2		
アカウンティング II	2			2		
＜情報系＞						
情報リテラシー	4			4		
経営統計学概論 I	2			2		
経営統計学概論 II	2			2		
＜心理系＞						
心理学概論 I	2			2		
心理学概論 II	2			2		
特別講義	1～4			1～4		
＜専門基幹科目＞						
＜組織・マネジメント系＞						
経営組織 I	2			2	8単位以上	
経営組織 II	2			2		
経営管理 I	2			2		
経営管理 II	2			2		
＜戦略・マーケティング系＞						
マーケティング I	2			2		
マーケティング II	2			2		
経営戦略 I	2			2		
経営戦略 II	2			2		
＜会計・ファイナンス系＞						
ファイナンス I	2			2		
ファイナンス II	2			2		
＜情報系＞						
データ解析	4			4		
＜心理系＞						
社会心理学 I	2			2		
社会心理学 II	2			2		
特別講義	1～4			1～4		
＜専門展開科目＞						
＜組織・マネジメント系＞						
企業論	2			2		
コーポレート・ガバナンス	2			2		
経営学説史	2			2		
現代マネジメント理論	2			2		
グローバル・ビジネス			2	2		
国際経営			2	2		
公共経営論			2	2		
非営利事業論			2	2		
人的資源管理			2	2		
キャリア・マネジメント			2	2		
日本経営史			2	2		
経営史			2	2		

特 別 講 義	1~4	1~4	2~8
〈戦略・マーケティング系〉			
流 通 シ ス テ ム	2		2
流 通 経 営	2		2
ブ ラ ン ド 経 営		2	2
広 告 論		2	2
消 費 者 行 動		2	2
マ ー ケ テ ィ ン グ ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		2	2
サ ー ビ ス ・ マ ネ ジ メ ン ト		2	2
ベ ン チ ャ ー 経 営		2	2
企 業 行 動		2	2
日 本 企 業 論		2	2
マ ー ケ テ ィ ン グ ・ リ サ ー チ		2	2
特 別 講 義	1~4	1~4	2~8
〈会計・ファイナンス系〉			
工 業 簿 記	2		2
原 価 計 算	2		2
財 務 会 計		2	2
財 務 分 析		2	2
管 理 会 計		2	2
マ ネ ジ メ ン ト ・ コ ン ト ロ ー ル		2	2
特 別 講 義	1~4	1~4	2~8
〈情報系〉			
情 報 科 学	2		2
情 報 処 理	2		2
経 営 情 報	2		2
シ ス テ ム 戦 略	2		2
デ ー タ ベ ー ス		2	2
情 報 シ ス テ ム		2	2
プ ロ グ ラ ミ ン グ A		4	4
プ ロ グ ラ ミ ン グ B		4	4
特 別 講 義	1~4	1~4	2~8
〈心理系〉			
心 理 学 研 究 法	2		2
心 理 統 計 学	2		2
認 知 心 理 学	2		2
適 応 の 心 理 学	2		2
学 習 心 理 学		2	2
組 織 心 理 学		2	2
チ ャ ー ム の 心 理 学		2	2
人 間 行 動 論		2	2
行 動 意 思 決 定 論		2	2
生 涯 発 達 心 理 学		2	2
臨 床 心 理 学		2	2

心的情報処理論			2	2	
問題解決の心理学			2	2	
心理学実験実習			4	4	
特別講義	1~4		1~4	2~8	
演習科目					
演習 A		4		4	
演習 B			4	4	
演習 C			4	4	
特別講義	1~4	1~4	1~4	3~12	
キャリア形成科目					
アカデミック・リテラシー	2			2	
海外総合実習 I		2		2	
海外総合実習 II		2		2	
特別講義	1~4	1~4	1~4	3~12	
資格取得科目					6単位まで卒業に必要な単位に算入できる
会計 I	1			1	
会計 II	2			2	
情報 I	1			1	
情報 II	2			2	
英語 I	1			1	
英語 II	2			2	
特別講義	1~4	1~4	1~4	3~12	
経済学科目					法学・歴史学科目と合わせて12単位まで卒業に必要な単位に算入できる
社会学 I		2		2	
社会学 II		2		2	
ミクロ経済学 I		2		2	
ミクロ経済学 II		2		2	
マクロ経済学 I		2		2	
マクロ経済学 II		2		2	
財政学 I			2	2	
財政学 II			2	2	
多国籍企業論 I			2	2	
多国籍企業論 II			2	2	
経済政策 I			2	2	
経済政策 II			2	2	
産業経済論			2	2	
資源・エネルギー経済論			2	2	
社会政策 I			2	2	
社会政策 II			2	2	
社会調査論 I			2	2	
社会調査論 II			2	2	
社会保障論 I			2	2	
社会保障論 II			2	2	
法学・歴史学科目					経済学科目と合わせ

日 西 東 現 民 商 勞 經 国 国	代	本 洋 洋 政 働 濟 際 政 治	治	史 史 史 学 法 法 法 法 法 学	2		2	て12単位まで卒業に 必要な単位に算入で きる (卒業要件に含まない)		
					2		2			
					2		2			
					4		4			
						4	4			
						4	4			
						4	4			
						4	4			
						4	4			
						4	4		合計128単位以上	
計				206 ～ 218	109 ～ 136	4	20	146 ～ 170	4	495 ～ 558

表1- (1) 組織・マネジメントコース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	経 営 学 概 論 I	2				2	30単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	経 営 学 概 論 II	2				2	
	企 業 論		2			2	
	コーポレート・ガバナンス		2			2	
	経 営 管 理 I		2			2	
	経 営 管 理 II		2			2	
	経 営 組 織 I		2			2	
	経 営 組 織 II		2			2	
	経 営 学 説 史		2			2	
	現代マネジメント理論		2			2	
	グローバル・ビジネス				2	2	
	国 際 経 営				2	2	
	公 共 経 営 論				2	2	
	非 営 利 事 業 論				2	2	
	人 的 資 源 管 理				2	2	
	キャリア・マネジメント				2	2	
	日 本 経 営 史				2	2	
	経 営 史				2	2	
	ブ ラ ン ド 経 営				2	2	
	ベ ン チ ャ ー 経 営				2	2	
	企 業 行 動				2	2	
	日 本 企 業 論				2	2	
	管 理 会 計				2	2	
	マネジメント・コントロール				2	2	
	経 営 情 報		2			2	
	シ ス テ ム 戦 略		2			2	
	デ ー タ ベ ー ス				2	2	
	情 報 シ ス テ ム				2	2	
	適 応 の 心 理 学		2			2	
	学 習 心 理 学				2	2	
	組 織 心 理 学				2	2	
	チ ー ム の 心 理 学				2	2	
	人 間 行 動 論				2	2	
	行 動 意 思 決 定 論				2	2	
	計	4	22	42		68	

表1－(2) 戦略・マーケティングコース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	ビジネス・エコノミクスⅠ	2				2	30単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	ビジネス・エコノミクスⅡ	2				2	
	アカウンティングⅠ	2				2	
	アカウンティングⅡ	2				2	
	マーケティングⅠ		2			2	
	マーケティングⅡ		2			2	
	経営戦略Ⅰ		2			2	
	経営戦略Ⅱ		2			2	
	公共経営論				2	2	
	非営利事業論				2	2	
	経営史				2	2	
	流通システム		2			2	
	流通経営		2			2	
	ブランド経営				2	2	
	広告論				2	2	
	消費者行動				2	2	
	マーケティング・コミュニケーション				2	2	
	ベンチャー経営				2	2	
	企業行動				2	2	
	日本企業論				2	2	
	マーケティング・リサーチ				2	2	
	工業簿記		2			2	
	原価計算		2			2	
	ファイナンスⅠ		2			2	
	ファイナンスⅡ		2			2	
	管理会計				2	2	
	マネジメント・コントロール				2	2	
	情報科学		2			2	
	情報処理		2			2	
	経営情報		2			2	
	システム戦略		2			2	
	データベース				2	2	
	情報システム				2	2	
	組織心理学				2	2	
	問題解決の心理学				2	2	
	計	8	28	34		70	

表1－(3) 心理・人間行動コース

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	心 理 学 概 論 I	2				2	30単位以上 この表に定める科目 は専門導入科目，専 門基幹科目，専門展 開科目内の科目であ る
	心 理 学 概 論 II	2				2	
	社 会 心 理 学 I		2			2	
	社 会 心 理 学 II		2			2	
	コーポレート・ガバナンス		2			2	
	経 営 学 説 史		2			2	
	現代マネジメント理論		2			2	
	グローバル・ビジネス				2	2	
	国 際 経 営				2	2	
	人 的 資 源 管 理				2	2	
	キャリア・マネジメント				2	2	
	ブ ラ ン ド 経 営				2	2	
	広 告 論				2	2	
	消 費 者 行 動				2	2	
	マーケティング・コミュニケーション				2	2	
	ベンチャー経営				2	2	
	マーケティング・リサーチ				2	2	
	経 営 情 報		2			2	
	心 理 学 研 究 法		2			2	
	心 理 統 計 学		2			2	
	認 知 心 理 学		2			2	
	適 応 の 心 理 学		2			2	
	学 習 心 理 学				2	2	
	組 織 心 理 学				2	2	
	チ ャ ーム の 心 理 学				2	2	
	人 間 行 動 論				2	2	
	行 動 意 思 決 定 論				2	2	
	生 涯 発 達 心 理 学				2	2	
	臨 床 心 理 学				2	2	
	心 的 情 報 処 理 論				2	2	
	問 題 解 決 の 心 理 学				2	2	
	心 理 学 実 験 実 習				4	4	
	計	4	20	42		66	

別表5 法学部1部

(1) 法学部1年次及び法律学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(1群 基 盤 科 目)						1群 選択
	言語						
	英語						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語特講Ⅲ		1			1	
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語ライティングⅢ		1			1	
	英語ライティングⅣ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅠC		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語文化演習ⅡC		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	

ドイツ語文化Ⅲ		2			2
ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2
ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2
ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2
ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2
ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2
ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2
フランス語					
フランス語基礎Ⅰ	1				1
フランス語基礎Ⅱ	1				1
フランス語基礎Ⅲ		1			1
フランス語基礎Ⅳ		1			1
フランス語会話Ⅰ	1				1
フランス語会話Ⅱ	1				1
フランス語会話Ⅲ		1			1
フランス語会話Ⅳ		1			1
フランス語文化Ⅰ	2				2
フランス語文化Ⅱ		2			2
フランス語文化Ⅲ		2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2		2
フランス語文化演習Ⅱ			2		2
フランス語言語演習Ⅰ			2		2
フランス語言語演習Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語会話Ⅲ		1			1
中国語会話Ⅳ		1			1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化Ⅱ		2			2
中国語文化Ⅲ		2			2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2
ロシア語					

ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化 I	2				2
ロシア語文化 II		2			2
ロシア語文化 III		2			2
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
ロシア語言語文化演習 I				2	2
ロシア語言語文化演習 II				2	2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化 II		2			2
韓国・朝鮮語文化 III		2			2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習 I				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習 II				2	2
身体					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
体育実技 III A	1				1
体育実技 III B	1				1

体育実技ⅣA	1				1	
体育実技ⅣB	1				1	
情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
(2群教養科目)						2群選択
人文科学						
自己						
哲学	2				2	
倫理学Ⅰ	2				2	
倫理学Ⅱ	2				2	
論理学Ⅰ	2				2	
論理学Ⅱ	2				2	
社会思想	2				2	
行動科学	2				2	
基礎心理学	2				2	
人間関係	2				2	
文化						
日本文学	2				2	
外国文学Ⅰ	2				2	
外国文学Ⅱ	2				2	
言語学Ⅰ	2				2	
言語学Ⅱ	2				2	
芸術論Ⅰ	2				2	
芸術論Ⅱ	2				2	
異文化コミュニケーション	2				2	
現代文化論	2				2	
歴史						
歴史学Ⅰ	2				2	
歴史学Ⅱ	2				2	
歴史学Ⅲ	2				2	
歴史学Ⅳ	2				2	
考古学	2				2	
人文科学特別講義	2				2	
社会科学						
社会構造						
経済学	2				2	
政治学	2				2	
社会学	2				2	
マスコミ論	2				2	
生涯学習論	2				2	
地域						
地理学	2				2	

人	類	学	2			2	
地	誌	学	2			2	
国	際	事	2			2	
カナダの自然と社会	I		2			2	
カナダの自然と社会	II		2			2	
社会科学特別講義			2			2	
自然科学							
環境							
地球科学	I		2			2	
地球科学	II		2			2	
環境生物科学	I		2			2	
環境生物科学	II		2			2	
物質科学			2			2	
物質環境科学			2			2	
宇宙科学	I		2			2	
宇宙科学	II		2			2	
普遍性							
数学概論	I		2			2	
数学概論	II		2			2	
統計学	I		2			2	
統計学	II		2			2	
物理学概論			2			2	
自然科学特別講義			2			2	
北海道学							
北海道史			2			2	
北方圏文化論			2			2	
北海道文学			2			2	
アイヌの言語と文化			2			2	
大	学	史	2			2	
北海道学特別講義			2			2	
開発研究所特別講義			2			2	
教養科目特別講義			2			2	
(3群基礎教育演習)							3群~13群より68単位
基礎演習			4			4	必修
(4群入門講義)							
アカデミック・スキルズ			2			2	
法学入門			2			2	4群~7群より52単位
政治学入門			2			2	必修
(5群基礎講義)							
民法基礎			2			2	
刑法基礎			2			2	
憲法	I		4			4	(日本国憲法2単位含む)
民法	I		4			4	
現代政治学			4			4	

(6群 法律学基礎講義)							
憲	法	II	4			4	
行	政	法 I	4			4	
民	法	II	4			4	
民	法	III	4			4	
民	法	IV	4			4	
刑	法	I	4			4	
刑	法	II	4			4	
商	法	I	4			4	
(7群 法律学専門講義)							
行	政	法 II			4	4	
民	法	V			4	4	
商	法	II			4	4	
商	法	III			4	4	
勞	働	法			4	4	
經	濟	法			4	4	
国	際	法			4	4	
国	際	私 法			4	4	
民	事	訴 訟 法 I			4	4	
民	事	訴 訟 法 II			4	4	
刑	事	訴 訟 法			4	4	
法	哲	学			4	4	
西	洋	法 制 史			4	4	
日	本	法 制 史			4	4	
法	思	想 史			2	2	
(8群 法律学応用講義)							
法	律	学 応 用 講 義			2	2	
(9群 専門演習)							
演	習	I	4			4	
演	習	II		4		4	
演	習	III			4	4	
(10群 講 読)							
外	国	書 講 読 I			2	2	
外	国	書 講 読 II			2	2	
外	国	書 講 読 III				2	2
外	国	書 講 読 IV				2	2
(11群 卒業研究)							
卒	業	研 究				4	4
(12群 政治学講義)							
行	政	学	4			4	
西	洋	政 治 史	4			4	
国	際	政 治 学	4			4	
政	治	過 程 論	4			4	
公	共	政 策 論	4			4	

地方自治論	4		4	
社会調査Ⅰ		2	2	
社会調査Ⅱ		2	2	
比較政治学		4	4	
ジャーナリズム論		4	4	
日本政治史		4	4	
政治思想史		4	4	
地域研究		4	4	
国際公共政策		4	4	
国際機構論		2	2	
北海道政治・行政史Ⅰ		2	2	
北海道政治・行政史Ⅱ		2	2	
政治学特殊講義		2	2	
(13群 総合応用講義)				
総合応用講義		2	2	
他大学修得科目(専門)	2		2	
(14群 関連講義)				14群 選択
社会経済学Ⅰ	2		2	
社会経済学Ⅱ	2		2	
ミクロ経済学Ⅰ	2		2	
ミクロ経済学Ⅱ	2		2	
労働経済論Ⅰ	2		2	
労働経済論Ⅱ	2		2	
マクロ経済学Ⅰ		2	2	
マクロ経済学Ⅱ		2	2	
財政学Ⅰ		2	2	
財政学Ⅱ		2	2	
経済政策Ⅰ		2	2	
経済政策Ⅱ		2	2	
社会政策Ⅰ		2	2	
社会政策Ⅱ		2	2	
日本経済史Ⅰ		2	2	
日本経済史Ⅱ		2	2	
国際経済論Ⅰ		2	2	
国際経済論Ⅱ		2	2	
地方財政論Ⅰ		2	2	
地方財政論Ⅱ		2	2	
日本史	2		2	
西洋史	2		2	
東洋史	2		2	
文化人類学		2	2	
他大学修得科目(一般)	2		2	
(15群 グローバルセミナー)				グローバルセミナーⅣの単位
グローバルセミナーⅠ	2		2	は、14, 17, 20または2

グローバルセミナーⅡ		1			1	3単位認定の場合はすべて、2 4単位認定の場合は21単位、 14~28 21または28単位認定の場合 は18単位を卒業要件単位に算 入する。
グローバルセミナーⅢ		14			14	
グローバルセミナーⅣ		14~28			14~28	
領事館インターンシップⅠ	1				1	
領事館インターンシップⅡ	1				1	
計	204	171 ~185	48 128	32	583 ~597	卒業総単位数 128単位以上

自由科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目						
	キャリア・ガイダンス	1				1	
	インターンシップ		2			2	
	NPO インターンシップ I		1			1	
	NPO インターンシップ II		1			1	
	検定外国語科目						
	検 定 外 国 語 I	1				1	
	検 定 外 国 語 II	1				1	
	検 定 外 国 語 III	1				1	
	検 定 外 国 語 IV	1				1	
	体験型科目						
	海 外 文 化 I	1				1	
	海 外 文 化 II	1				1	
	海 外 文 化 III	1				1	
	海 外 文 化 IV	1				1	
	計	9	4			13	

留学生科目(外国人留学生・海外帰国生徒科目)

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<代替科目>						修得単位は、2群の教養科目に算入する
	日 本 語 演 習 I	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 I	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 I	2				2	
	日 本 語 演 習 II	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 II	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 II	2				2	
	日 本 語 演 習 III		2			2	
	日 本 事 情 I		2			2	
	日 本 語 演 習 IV		2			2	
	日 本 事 情 II		2			2	
	計	12	8			20	

(2) 法学部1年次及び政治学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(1群 基 盤 科 目)						1群 選択
	言語						
	英語						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語特講Ⅲ		1			1	
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語ライティングⅢ		1			1	
	英語ライティングⅣ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅠC		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語文化演習ⅡC		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	

ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2
ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2
ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2
ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2
ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2
フランス語					
フランス語基礎Ⅰ	1				1
フランス語基礎Ⅱ	1				1
フランス語基礎Ⅲ		1			1
フランス語基礎Ⅳ		1			1
フランス語会話Ⅰ	1				1
フランス語会話Ⅱ	1				1
フランス語会話Ⅲ		1			1
フランス語会話Ⅳ		1			1
フランス語文化Ⅰ	2				2
フランス語文化Ⅱ		2			2
フランス語文化Ⅲ		2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2		2
フランス語文化演習Ⅱ			2		2
フランス語言語演習Ⅰ			2		2
フランス語言語演習Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語会話Ⅲ		1			1
中国語会話Ⅳ		1			1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化Ⅱ		2			2
中国語文化Ⅲ		2			2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2
ロシア語					
ロシア語基礎Ⅰ	1				1
ロシア語基礎Ⅱ	1				1

ロシア語基礎Ⅲ		1			1
ロシア語基礎Ⅳ		1			1
ロシア語会話Ⅰ	1				1
ロシア語会話Ⅱ	1				1
ロシア語会話Ⅲ		1			1
ロシア語会話Ⅳ		1			1
ロシア語文化Ⅰ	2				2
ロシア語文化Ⅱ		2			2
ロシア語文化Ⅲ		2			2
ロシア語文化演習Ⅰ			2		2
ロシア語文化演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語演習Ⅰ			2		2
ロシア語言語演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語文化演習Ⅰ				2	2
ロシア語言語文化演習Ⅱ				2	2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2
韓国・朝鮮語文化Ⅱ		2			2
韓国・朝鮮語文化Ⅲ		2			2
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ				2	2
身体					
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2
体育実技ⅠA	1				1
体育実技ⅠB	1				1
体育実技ⅡA	1				1
体育実技ⅡB	1				1
体育実技ⅢA	1				1
体育実技ⅢB	1				1
体育実技ⅣA	1				1
体育実技ⅣB	1				1

情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
(2群教養科目)						2群選択
人文科学						
自己						
哲学	2				2	
倫理学 I	2				2	
倫理学 II	2				2	
論理学 I	2				2	
論理学 II	2				2	
社会思想	2				2	
行動科学	2				2	
基礎心理学	2				2	
人間関係論	2				2	
文化						
日本文学	2				2	
外国文学 I	2				2	
外国文学 II	2				2	
言語学 I	2				2	
言語学 II	2				2	
芸術論 I	2				2	
芸術論 II	2				2	
異文化コミュニケーション	2				2	
現代文化論	2				2	
歴史						
歴史学 I	2				2	
歴史学 II	2				2	
歴史学 III	2				2	
歴史学 IV	2				2	
考古学	2				2	
人文科学特別講義	2				2	
社会科学						
社会構造						
経済学	2				2	
政治学	2				2	
社会学	2				2	
マスコミ論	2				2	
生涯学習	2				2	
地域						
地理学	2				2	
人類学	2				2	
地理誌	2				2	

国際事情	2				2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2	
社会科学特別講義	2				2	
自然科学						
環境						
地球科学Ⅰ	2				2	
地球科学Ⅱ	2				2	
環境生物科学Ⅰ	2				2	
環境生物科学Ⅱ	2				2	
物質科学	2				2	
物質環境科学	2				2	
宇宙科学Ⅰ	2				2	
宇宙科学Ⅱ	2				2	
普遍性						
数学概論Ⅰ	2				2	
数学概論Ⅱ	2				2	
統計学Ⅰ	2				2	
統計学Ⅱ	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
北海道学						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
教養科目特別講義	2				2	
(3群 基礎教育演習)						3群～13群より68単位 必修
基礎演習	4				4	
(4群 入門講義)						4群～7群より44単位 必修
アカデミック・スキルズ	2				2	
政治学入門	2				2	
法学入門	2				2	
(5群 基礎講義)						(日本国憲法2単位含む)
民法基礎	2				2	
刑法基礎	2				2	
現代政治学	4				4	
憲法Ⅰ	4				4	
民法Ⅰ	4				4	
(6群 政治学基礎講義)						
行政学		4			4	

西 洋 政 治 史		4		4
国 際 政 治 史		4		4
政 治 過 程 論		4		4
憲 法		4		4
行 政 法		4		4
公 共 政 策 論		4		4
地 方 自 治 論		4		4
(7群 政治学専門講義)				
日 本 政 治 史			4	4
政 治 思 想 史			4	4
比 較 政 治 学			4	4
ジ ャ ー ナ リ ズ ム 論			4	4
地 域 研 究			4	4
国 際 公 共 政 策			4	4
行 政 法 II			4	4
国 際 法			4	4
社 会 調 査 I			2	2
社 会 調 査 II			2	2
国 際 機 構 論			2	2
北 海 道 政 治 ・ 行 政 史 I			2	2
北 海 道 政 治 ・ 行 政 史 II			2	2
(8群 政治学応用講義)				
政 治 学 特 殊 講 義			2	2
(9群 専門演習)				
演 習 I	4			4
演 習 II		4		4
演 習 III			4	4
(10群 講 読)				
外 国 書 講 読 I			2	2
外 国 書 講 読 II			2	2
外 国 書 講 読 III				2
外 国 書 講 読 IV				2
(11群 卒業研究)				
卒 業 研 究				4
(12群 法律学講義)				
民 法 II	4			4
民 法 III	4			4
民 法 IV	4			4
民 法 V		4		4
刑 法 I	4			4
刑 法 II	4			4
商 法 I	4			4
商 法 II			4	4
商 法 III			4	4

民事訴訟法 I			4	4	
民事訴訟法 II			4	4	
刑事訴訟法			4	4	
労働法			4	4	
経済法			4	4	
国際私法			4	4	
法哲学			4	4	
西洋法制史			4	4	
日本法制史			4	4	
法思想史			2	2	
法律学応用講義			2	2	
(13群 総合応用講義)					
総合応用講義			2	2	
他大学修得科目(専門)	2			2	
(14群 関連講義)					14群 選択
社会経済学 I	2			2	
社会経済学 II	2			2	
ミクロ経済学 I	2			2	
ミクロ経済学 II	2			2	
労働経済論 I	2			2	
労働経済論 II	2			2	
マクロ経済学 I			2	2	
マクロ経済学 II			2	2	
財政学 I			2	2	
財政学 II			2	2	
経済政策 I			2	2	
経済政策 II			2	2	
社会政策 I			2	2	
社会政策 II			2	2	
日本経済史 I			2	2	
日本経済史 II			2	2	
国際経済論 I			2	2	
国際経済論 II			2	2	
地方財政論 I			2	2	
地方財政論 II			2	2	
日本史	2			2	
西洋史	2			2	
東洋史	2			2	
文化人類学			2	2	
他大学修得科目(一般)	2			2	
(15群 グローバルセミナー)					グローバルセミナーⅣの単位
グローバルセミナーⅠ	2			2	は、14, 17, 20または2
グローバルセミナーⅡ		1		1	3単位認定の場合はすべて、2
グローバルセミナーⅢ		14		14	4単位認定の場合は21単位、

グローバルセミナーⅣ		14~28			14~28	21または28単位認定の場合 は18単位を卒業要件単位に算 入する。
領事館インターンシップⅠ	1				1	
領事館インターンシップⅡ	1				1	
計	204	171 ~185	48 128	32	583 ~597	卒業総単位数 128単位以上

自由科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目						
	キャリア・ガイダンス	1				1	
	インターンシップ		2			2	
	NPO インターンシップ I		1			1	
	NPO インターンシップ II		1			1	
	検定外国語科目						
	検 定 外 国 語 I	1				1	
	検 定 外 国 語 II	1				1	
	検 定 外 国 語 III	1				1	
	検 定 外 国 語 IV	1				1	
	体験型科目						
	海 外 文 化 I	1				1	
	海 外 文 化 II	1				1	
	海 外 文 化 III	1				1	
	海 外 文 化 IV	1				1	
	計	9	4			13	

留学生科目(外国人留学生・海外帰国生徒科目)

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<代替科目>						修得単位は、2群の教養科目に算入する
	日 本 語 演 習 I	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 I	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 I	2				2	
	日 本 語 演 習 II	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 II	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 II	2				2	
	日 本 語 演 習 III		2			2	
	日 本 事 情 I		2			2	
	日 本 語 演 習 IV		2			2	
	日 本 事 情 II		2			2	
	計	12	8			20	

別表6 法学部2部

(1) 法学部1年次及び法律学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(1群 基 盤 科 目)						1群 選択
	言語						
	英語						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語特講Ⅲ		1			1	
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	
	フランス語基礎Ⅲ		1			1	
	フランス語基礎Ⅳ		1			1	
	フランス語会話Ⅰ	1				1	
	フランス語会話Ⅱ	1				1	

フランス語会話Ⅲ		1		1
フランス語会話Ⅳ		1		1
フランス語文化Ⅰ	2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2	2
フランス語文化演習Ⅱ			2	2
フランス語言語演習Ⅰ			2	2
フランス語言語演習Ⅱ			2	2
中国語				
中国語基礎Ⅰ	1			1
中国語基礎Ⅱ	1			1
中国語基礎Ⅲ		1		1
中国語基礎Ⅳ		1		1
中国語会話Ⅰ	1			1
中国語会話Ⅱ	1			1
中国語会話Ⅲ		1		1
中国語会話Ⅳ		1		1
中国語文化Ⅰ	2			2
中国語文化演習Ⅰ			2	2
中国語文化演習Ⅱ			2	2
中国語言語演習Ⅰ			2	2
中国語言語演習Ⅱ			2	2
ロシア語				
ロシア語基礎Ⅰ	1			1
ロシア語基礎Ⅱ	1			1
ロシア語基礎Ⅲ		1		1
ロシア語基礎Ⅳ		1		1
ロシア語会話Ⅰ	1			1
ロシア語会話Ⅱ	1			1
ロシア語会話Ⅲ		1		1
ロシア語会話Ⅳ		1		1
ロシア語文化Ⅰ	2			2
ロシア語文化演習Ⅰ			2	2
ロシア語文化演習Ⅱ			2	2
ロシア語言語演習Ⅰ			2	2
ロシア語言語演習Ⅱ			2	2
韓国・朝鮮語				
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1			1
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1			1
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1		1
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1		1
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1		1
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1		1

韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2			2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2	2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2	2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2	2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2	2	
身体					
健康とスポーツの科学Ⅰ	2			2	
健康とスポーツの科学Ⅱ	2			2	
体育実技ⅠA	1			1	
体育実技ⅠB	1			1	
体育実技ⅡA	1			1	
体育実技ⅡB	1			1	
情報					
コンピュータ科学	2			2	
情報技術論	2			2	
情報と社会	2			2	
(2群教養科目)					2群選択
人文科学					
自己					
哲学	2			2	
倫理学Ⅰ	2			2	
倫理学Ⅱ	2			2	
論理学Ⅰ	2			2	
論理学Ⅱ	2			2	
社会思想史	2			2	
行動科学	2			2	
基礎心理学	2			2	
人間関係論	2			2	
文化					
日本文学	2			2	
外国文学Ⅰ	2			2	
外国文学Ⅱ	2			2	
言語学Ⅰ	2			2	
言語学Ⅱ	2			2	
芸術論Ⅰ	2			2	
芸術論Ⅱ	2			2	
異文化コミュニケーション	2			2	
現代文化論	2			2	
歴史					
歴史学Ⅰ	2			2	
歴史学Ⅱ	2			2	
歴史学Ⅲ	2			2	
歴史学Ⅳ	2			2	
考古学	2			2	

人文科学特別講義	2				2
社会科学					
社会構造					
経 濟 学	2				2
政 治 学	2				2
社 会 学	2				2
マ ス コ ミ 学 論	2				2
生 涯 学 習 論	2				2
地域					
地 理 学	2				2
人 類 学	2				2
地 誌 学	2				2
国 際 事 情	2				2
カナダの自然と社会Ⅰ	2				2
カナダの自然と社会Ⅱ	2				2
社会科学特別講義	2				2
自然科学					
環境					
地 球 科 学 Ⅰ	2				2
地 球 科 学 Ⅱ	2				2
環 境 生 物 科 学 Ⅰ	2				2
環 境 生 物 科 学 Ⅱ	2				2
物 質 科 学	2				2
物 質 環 境 科 学	2				2
宇 宙 科 学 Ⅰ	2				2
宇 宙 科 学 Ⅱ	2				2
普遍性					
数 学 概 論 Ⅰ	2				2
数 学 概 論 Ⅱ	2				2
統 計 学 Ⅰ	2				2
統 計 学 Ⅱ	2				2
物 理 学 概 論	2				2
自然科学特別講義	2				2
北海道学					
北 海 道 史	2				2
北 方 圏 文 化 論	2				2
北 海 道 文 学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大 学 史	2				2
北海道学特別講義	2				2
開発研究所特別講義	2				2
教養科目特別講義	2				2
(3群基礎教育演習)					
基 礎 演 習	4				4
					3群～13群より68単位 必修

(4群 入門講義)						
アカデミック・スキルズ	2					2
法学入門	2					2
政治学入門	2					2
(5群 基礎講義)						
民法基礎	2					2
刑法基礎	2					2
憲法 I	4					4
民法 I	4					4
現代政治学	4					4
(6群 法律学基礎講義)						
憲法 II		4				4
行政法 I		4				4
民法 II		4				4
民法 III		4				4
民法 IV		4				4
刑法 I		4				4
刑法 II		4				4
商法 I		4				4
(7群 法律学専門講義)						
行政法 II			4			4
民法 V			4			4
商法 II			4			4
商法 III			4			4
労働法			4			4
経済法			4			4
国際法			4			4
国際私法			4			4
民事訴訟法 I			4			4
民事訴訟法 II			4			4
刑事訴訟法			4			4
法哲学			4			4
西洋法制史			4			4
日本法制史			4			4
法思想史			2			2
(8群 法律学応用講義)						
法律学応用講義				2		2
(9群 専門演習)						
演習 I		4				4
演習 II			4			4
演習 III				4		4
(10群 講読)						
外国書講読 I				2		2
外国書講読 II				2		2

4群～7群より52単位
必修

(日本国憲法2単位含む)

外国書講読Ⅲ			2	2	
外国書講読Ⅳ			2	2	
(11群 卒業研究)					
卒業研究			4	4	
(12群 政治学講義)					
行政学	4			4	
西洋政治史	4			4	
国際政治学	4			4	
政治過程論	4			4	
公共政策論	4			4	
地方自治論	4			4	
社会調査Ⅰ		2		2	
社会調査Ⅱ		2		2	
比較政治学		4		4	
ジャーナリズム論		4		4	
日本政治史		4		4	
政治思想史		4		4	
地域研究		4		4	
国際公共政策		4		4	
国際機構論		2		2	
北海道政治・行政史Ⅰ		2		2	
北海道政治・行政史Ⅱ		2		2	
政治学特殊講義		2		2	
(13群 総合応用講義)					
総合応用講義			2	2	
他大学修得科目(専門)	2			2	
(14群 関連講義)					14群 選択
社会経済学Ⅰ	2			2	
社会経済学Ⅱ	2			2	
ミクロ経済学Ⅰ	2			2	
ミクロ経済学Ⅱ	2			2	
労働経済論Ⅰ	2			2	
労働経済論Ⅱ	2			2	
マクロ経済学Ⅰ		2		2	
マクロ経済学Ⅱ		2		2	
財政学Ⅰ		2		2	
財政学Ⅱ		2		2	
経済政策Ⅰ		2		2	
経済政策Ⅱ		2		2	
社会政策Ⅰ		2		2	
社会政策Ⅱ		2		2	
日本経済史Ⅰ		2		2	
日本経済史Ⅱ		2		2	
国際経済論Ⅰ		2		2	

国際経済論Ⅱ			2	2	
地方財政論Ⅰ			2	2	
地方財政論Ⅱ			2	2	
日本史	2			2	
西洋史	2			2	
東洋史	2			2	
文化人類学			2	2	
他大学修得科目(一般)	2			2	
(15群 グローバルセミナー)					*グローバルセミナーⅣの単位は、14、17、20または23単位認定の場合はすべて、24単位認定の場合は21単位、14~28 21または28単位認定の場合は18単位を卒業要件単位に算入する。
グローバルセミナーⅠ	2			2	
グローバルセミナーⅡ		1		1	
グローバルセミナーⅢ		14		14	
グローバルセミナーⅣ		14~28		14~28	
領事館インターンシップⅠ	1			1	
領事館インターンシップⅡ	1			1	
計	198	141 ~155	48 128	12 527 ~541	卒業総単位数 128単位以上

自由科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目						
	キャリア・ガイダンス	1				1	
	インターンシップ		2			2	
	NPO インターンシップⅠ		1			1	
	NPO インターンシップⅡ		1			1	
	検定外国語科目						
	検定外国語Ⅰ	1				1	
	検定外国語Ⅱ	1				1	
	検定外国語Ⅲ	1				1	
	検定外国語Ⅳ	1				1	
	体験型科目						
	海外文化Ⅰ	1				1	
	海外文化Ⅱ	1				1	
	海外文化Ⅲ	1				1	
	海外文化Ⅳ	1				1	
	計	9	4			13	

(2) 法学部1年次及び政治学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(1群 基 盤 科 目)						1群 選択
	言語						
	英語						
	英語リーディング I	1				1	
	英語リーディング II	1				1	
	英語コミュニケーション I	1				1	
	英語コミュニケーション II	1				1	
	英語特講 I	1				1	
	英語特講 II	1				1	
	英語特講 III		1			1	
	英語特講 IV		1			1	
	英語文化演習 I A		2			2	
	英語文化演習 I B		2			2	
	英語文化演習 II A		2			2	
	英語文化演習 II B		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎 I	1				1	
	ドイツ語基礎 II	1				1	
	ドイツ語基礎 III		1			1	
	ドイツ語基礎 IV		1			1	
	ドイツ語会話 I	1				1	
	ドイツ語会話 II	1				1	
	ドイツ語会話 III		1			1	
	ドイツ語会話 IV		1			1	
	ドイツ語文化 I	2				2	
	ドイツ語文化演習 I			2		2	
	ドイツ語文化演習 II			2		2	
	ドイツ語言語演習 I			2		2	
	ドイツ語言語演習 II			2		2	
	フランス語						
	フランス語基礎 I	1				1	
	フランス語基礎 II	1				1	
	フランス語基礎 III		1			1	
	フランス語基礎 IV		1			1	
	フランス語会話 I	1				1	
	フランス語会話 II	1				1	
	フランス語会話 III		1			1	
	フランス語会話 IV		1			1	

フランス語文化 I	2			2
フランス語文化演習 I			2	2
フランス語文化演習 II			2	2
フランス語言語演習 I			2	2
フランス語言語演習 II			2	2
中国語				
中国語基礎 I	1			1
中国語基礎 II	1			1
中国語基礎 III		1		1
中国語基礎 IV		1		1
中国語会話 I	1			1
中国語会話 II	1			1
中国語会話 III		1		1
中国語会話 IV		1		1
中国語文化 I	2			2
中国語文化演習 I			2	2
中国語文化演習 II			2	2
中国語言語演習 I			2	2
中国語言語演習 II			2	2
ロシア語				
ロシア語基礎 I	1			1
ロシア語基礎 II	1			1
ロシア語基礎 III		1		1
ロシア語基礎 IV		1		1
ロシア語会話 I	1			1
ロシア語会話 II	1			1
ロシア語会話 III		1		1
ロシア語会話 IV		1		1
ロシア語文化 I	2			2
ロシア語文化演習 I			2	2
ロシア語文化演習 II			2	2
ロシア語言語演習 I			2	2
ロシア語言語演習 II			2	2
韓国・朝鮮語				
韓国・朝鮮語基礎 I	1			1
韓国・朝鮮語基礎 II	1			1
韓国・朝鮮語基礎 III		1		1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1		1
韓国・朝鮮語会話 I	1			1
韓国・朝鮮語会話 II	1			1
韓国・朝鮮語会話 III		1		1
韓国・朝鮮語会話 IV		1		1
韓国・朝鮮語文化 I	2			2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2	2

韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2	
身体						
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2	
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2	
体育実技ⅠA	1				1	
体育実技ⅠB	1				1	
体育実技ⅡA	1				1	
体育実技ⅡB	1				1	
情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
(2群教養科目)						2群選択
人文科学						
自己						
哲学	2				2	
倫理学Ⅰ	2				2	
倫理学Ⅱ	2				2	
論理学Ⅰ	2				2	
論理学Ⅱ	2				2	
社会思想史	2				2	
行動科学	2				2	
基礎心理学	2				2	
人間関係論	2				2	
文化						
日本文学	2				2	
外国文学Ⅰ	2				2	
外国文学Ⅱ	2				2	
言語学Ⅰ	2				2	
言語学Ⅱ	2				2	
芸術論Ⅰ	2				2	
芸術論Ⅱ	2				2	
異文化コミュニケーション	2				2	
現代文化論	2				2	
歴史						
歴史学Ⅰ	2				2	
歴史学Ⅱ	2				2	
歴史学Ⅲ	2				2	
歴史学Ⅳ	2				2	
考古学	2				2	
人文科学特別講義	2				2	
社会科学						

社会構造								
経	済	学	2				2	
政	治	学	2				2	
社	会	学	2				2	
マ	ス	コ	ミ	論	2		2	
生	涯	学	習	論	2		2	
地域								
地	理	学	2				2	
人	類	学	2				2	
地	誌	学	2				2	
国	際	事	情	2			2	
カナダの自然と社会 I				2			2	
カナダの自然と社会 II				2			2	
社会科学特別講義				2			2	
自然科学								
環境								
地	球	科	学	I	2		2	
地	球	科	学	II	2		2	
環	境	生	物	科	学	I	2	
環	境	生	物	科	学	II	2	
物	質	科	学	2			2	
物	質	環	境	科	学	2		2
宇	宙	科	学	I	2		2	
宇	宙	科	学	II	2		2	
普遍性								
数	学	概	論	I	2		2	
数	学	概	論	II	2		2	
統	計	学	I	2			2	
統	計	学	II	2			2	
物	理	学	概	論	2		2	
自然科学特別講義				2			2	
北海道学								
北	海	道	史	2			2	
北	方	圏	文	化	論	2		2
北	海	道	文	学	2		2	
アイヌの言語と文化				2			2	
大				学	史	2		2
北海道学特別講義				2			2	
開発研究所特別講義				2			2	
教養科目特別講義				2			2	
(3群 基礎教育演習)								3群～13群より68単位
基礎演習				4			4	必修
(4群 入門講義)								
アカデミック・スキルズ				2			2	4群～7群より44単位

政治学入門	2				2	必修 (日本国憲法2単位含む)
法学入門	2				2	
(5群基礎講義)						
民法基礎	2				2	
刑法基礎	2				2	
現代政治学	4				4	
憲法I	4				4	
民法I	4				4	
(6群政治学基礎講義)						
行政学		4			4	
西洋政治史		4			4	
国際政治学		4			4	
政治過程論		4			4	
憲法II		4			4	
行政法I		4			4	
公共政策論		4			4	
地方自治論		4			4	
(7群政治学専門講義)						
日本政治史			4		4	
政治思想史			4		4	
比較政治学			4		4	
ジャーナリズム論			4		4	
地域研究			4		4	
国際公共政策			4		4	
行政法II			4		4	
国際法			4		4	
社会調査I			2		2	
社会調査II			2		2	
国際機構論			2		2	
北海道政治・行政史I			2		2	
北海道政治・行政史II			2		2	
(8群政治学応用講義)						
政治学特殊講義				2	2	
(9群専門演習)						
演習I		4			4	
演習II			4		4	
演習III				4	4	
(10群講読)						
外国書講読I			2		2	
外国書講読II			2		2	
外国書講読III				2	2	
外国書講読IV				2	2	
(11群卒業研究)						
卒業研究				4	4	

(12群 法律学講義)						
民	法		II	4		4
民	法		III	4		4
民	法		IV	4		4
民	法		V		4	4
刑	法		I	4		4
刑	法		II	4		4
商	法		I	4		4
商	法		II		4	4
商	法		III		4	4
民	事	訴	訟	法	I	4
民	事	訴	訟	法	II	4
刑	事	訴	訟	法		4
勞		働		法		4
経		済		法		4
国	際		私	法		4
法		哲		学		4
西	洋	法	制	史		4
日	本	法	制	史		4
法	思		想	史		2
法	律	学	応	用	講	2
(13群 総合応用講義)						
総合応用講義					2	2
他大学修得科目(専門)				2		2
(14群 関連講義)						
社	会	経	済	学	I	2
社	会	経	済	学	II	2
ミ	ク	ロ	経	済	学	I
ミ	ク	ロ	経	済	学	II
勞	働	経	済	論	I	2
勞	働	経	済	論	II	2
マ	ク	ロ	経	済	学	I
マ	ク	ロ	経	済	学	II
財		政		学	I	2
財		政		学	II	2
経	済	政	策		I	2
経	済	政	策		II	2
社	会	政	策		I	2
社	会	政	策		II	2
日	本	経	済	史	I	2
日	本	経	済	史	II	2
国	際	経	済	論	I	2
国	際	経	済	論	II	2
地	方	財	政	論	I	2
						14群 選択

地方財政論Ⅱ			2	2	
日本史		2		2	
西洋史		2		2	
東洋史		2		2	
文化人類学			2	2	
他大学修得科目(一般)		2		2	
(15群 グローバルセミナー)					
グローバルセミナーⅠ	2			2	*グローバルセミナーⅣの単位は、14, 17, 20または23単位認定の場合はすべて、24単位認定の場合は21単位、21または28単位認定の場合は18単位を卒業要件単位に算入する。
グローバルセミナーⅡ		1		1	
グローバルセミナーⅢ		14		14	
グローバルセミナーⅣ		14~28		14~28	
領事館インターンシップⅠ	1			1	
領事館インターンシップⅡ	1			1	
計	198	141~155	48 128	12 527~541	卒業総単位数 128単位以上

自由科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目						
	キャリア・ガイダンス	1				1	
	インターンシップ		2			2	
	NPO インターンシップⅠ		1			1	
	NPO インターンシップⅡ		1			1	
	検定外国語科目						
	検定外国語Ⅰ	1				1	
	検定外国語Ⅱ	1				1	
	検定外国語Ⅲ	1				1	
	検定外国語Ⅳ	1				1	
	体験型科目						
	海外文化Ⅰ	1				1	
	海外文化Ⅱ	1				1	
	海外文化Ⅲ	1				1	
	海外文化Ⅳ	1				1	
	計	9	4			13	

別表7 人文学部1部

(1) 日本文化学科

イ 一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<基盤科目>						(卒業要件)
	言語						一般教育科目の基盤科目
	英語						の言語の科目及び専門教育
	英語リーディングⅠ	1				1	育科目の英語科目の中から
	英語リーディングⅡ	1				1	ら4単位以上
	英語リーディングⅢ		1			1	専門教育科目88単位以上
	英語リーディングⅣ		1			1	(必修条件含)を含み一般
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	教育科目および専門教育
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	科目
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	合計132単位以上
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語特講Ⅲ		1			1	
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語ライティングⅢ		1			1	
	英語ライティングⅣ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅠC		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語文化演習ⅡC		2			2	
	英語以外の外国語共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	

ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2
フランス語					
フランス語基礎Ⅰ	1				1
フランス語基礎Ⅱ	1				1
フランス語基礎Ⅲ		1			1
フランス語基礎Ⅳ		1			1
フランス語会話Ⅰ	1				1
フランス語会話Ⅱ	1				1
フランス語会話Ⅲ		1			1
フランス語会話Ⅳ		1			1
フランス語文化Ⅰ	2				2
フランス語文化Ⅱ		2			2
フランス語文化Ⅲ		2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2		2
フランス語文化演習Ⅱ			2		2
フランス語言語演習Ⅰ			2		2
フランス語言語演習Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語会話Ⅲ		1			1
中国語会話Ⅳ		1			1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化Ⅱ		2			2
中国語文化Ⅲ		2			2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2
ロシア語					
ロシア語基礎Ⅰ	1				1
ロシア語基礎Ⅱ	1				1
ロシア語基礎Ⅲ		1			1
ロシア語基礎Ⅳ		1			1
ロシア語会話Ⅰ	1				1
ロシア語会話Ⅱ	1				1
ロシア語会話Ⅲ		1			1
ロシア語会話Ⅳ		1			1
ロシア語文化Ⅰ	2				2

ロシア語文化Ⅱ		2			2
ロシア語文化Ⅲ		2			2
ロシア語文化演習Ⅰ			2		2
ロシア語文化演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語演習Ⅰ			2		2
ロシア語言語演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語文化演習Ⅰ				2	2
ロシア語言語文化演習Ⅱ				2	2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2
韓国・朝鮮語文化Ⅱ		2			2
韓国・朝鮮語文化Ⅲ		2			2
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ				2	2
身体					
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2
体育実技ⅠA	1				1
体育実技ⅠB	1				1
体育実技ⅡA	1				1
体育実技ⅡB	1				1
体育実技ⅢA	1				1
体育実技ⅢB	1				1
体育実技ⅣA	1				1
体育実技ⅣB	1				1
情報					
コンピュータ科学	2				2
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
<教養科目>					
人文科学					
自己					
哲学		2			2
倫理学Ⅰ	2				2
倫理学Ⅱ	2				2
論理学Ⅰ	2				2

論	理	学	II	2			2
社	会	思	想	史	2		2
行	動	科	学	学	2		2
基	礎	心	理	学	2		2
人	間	関	係	論	2		2
文化							
日	本	文	学	学	2		2
外	国	文	学	I	2		2
外	国	文	学	II	2		2
言	語	学	学	I	2		2
言	語	学	学	II	2		2
芸	術	論	論	I	2		2
芸	術	論	論	II	2		2
異文化コミュニケーション					2		2
現	代	文	化	論	2		2
歴史							
歴	史	学	学	I	2		2
歴	史	学	学	II	2		2
歴	史	学	学	III	2		2
歴	史	学	学	IV	2		2
考	古	学	学		2		2
人文科学特別講義					2		2
社会科学							
社会構造							
法			学	学	2		2
日	本	国	憲	法	2		2
経		济	学	学	2		2
政		治	学	学	2		2
社		会	学	学	2		2
マ	ス	コ	ミ	論	2		2
生	涯	学	習	論	2		2
地域							
地		理	学	学	2		2
人		類	学	学	2		2
地		誌	学	学	2		2
国	際	事	情	学	2		2
カナダの自然と社会			I	2			2
カナダの自然と社会			II	2			2
社会科学特別講義					2		2
自然科学							
環境							
地	球	科	学	I	2		2
地	球	科	学	II	2		2
環	境	生	物	科	学	I	2

環境生物学Ⅱ	2				2	
物質科学	2				2	
物質環境科学	2				2	
宇宙科学Ⅰ	2				2	
宇宙科学Ⅱ	2				2	
普遍性						
数学概論Ⅰ	2				2	
数学概論Ⅱ	2				2	
統計学Ⅰ	2				2	
統計学Ⅱ	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
北海道学						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
教養科目特別講義	2				2	
<共同学位プログラム科目>						
共同学位協定校修得科目（一般）			1～4		1～4	
<キャリア形成科目>						
キャリア・ガイダンス	1				1	自由科目により，卒業に必要な単位には算入されない
<体験型科目>						
海外文化Ⅰ	1				1	
海外文化Ⅱ	1				1	
海外文化Ⅲ	1				1	
海外文化Ⅳ	1				1	
<留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）>						
代替科目						4単位までを基礎科目の言語の科目に，16単位までを教養科目に代替できる
日本語演習Ⅰ	2				2	
日本語読解・構文Ⅰ	2				2	
日本語文章表現Ⅰ	2				2	すべての科目でⅡの履修はⅠの履修又は単位修得を前提とする
日本語演習Ⅱ	2				2	
日本語読解・構文Ⅱ	2				2	
日本語文章表現Ⅱ	2				2	日本語演習Ⅳの履修はⅢの履修又は単位修得を前提とする
日本語演習Ⅲ		2			2	
日本事情Ⅰ		2			2	
日本語演習Ⅳ		2			2	
日本事情Ⅱ		2			2	
計	195	68	41 ～ 44	20	324 ～ 327	

ロ 専門教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基幹科目						
○	人 文 学 概 論	2				2	
○	人 文 学 演 習 A		2			2	
○	人 文 学 演 習 B		2			2	
○	日 本 文 化 専 門 演 習 I			2		2	
○	日 本 文 化 専 門 演 習 II			2		2	
○	卒 業 研 究				4	4	
	導入科目						
○	人 文 学 基 礎 演 習	2				2	
○	日 本 語 文 章 表 現 演 習	2				2	
	英語科目						
	Communication Skills I	2				2	
	Communication Skills II	2				2	
	Communication Skills III		2			2	
	Communication Skills IV		2			2	
	Global English I	1				1	
	Global English II	1				1	
	Global English III		1			1	
	Global English IV		1			1	
	Reading I	1				1	
	Reading II	1				1	
	Reading III		1			1	
	Reading IV		1			1	
	Writing I	1				1	
	Writing II	1				1	
	Writing III		1			1	
	Writing IV		1			1	
	Cultural Perspectives in English I		2			2	
	Cultural Perspectives in English II		2			2	
	Cultural Perspectives in English III		2			2	
	Cultural Perspectives in English IV		2			2	
	Cultural Perspectives in English V			2		2	
	Cultural Perspectives in English VI			2		2	
	Intensive Communication Skills I			2		2	
	Intensive Communication Skills II			2		2	
	Special Skills I		2			2	
	Special Skills II		2			2	
	Special Lectures in English I			2		2	
	Special Lectures in English II			2		2	
	基礎・展開科目						
	〈言語文化〉						
	言語						
	日 本 語 学 概 論 I	2				2	
	日 本 語 学 概 論 II	2				2	
	日 本 語 学 特 論 I			2		2	

日 本 語 学 特 論 II			2		2
日 本 語 発 声 実 習	2				2
日 本 語 教 授 法 I		2			2
日 本 語 教 授 法 II		2			2
日 本 語 教 授 法 III			2		2
日 本 語 教 授 法 IV			2		2
日 本 語 教 育 学 特 論			2		2
日 本 語 教 育 演 習 学			2		2
対 照 言 語 学		2			2
書 道 演 習 法		2			2
英 文 声 学	2				2
英 語 音 声 学	2				2
英 語 学 概 論 I		2			2
英 語 学 概 論 II		2			2
文学					
日 本 文 学 史 I	2				2
日 本 文 学 史 II	2				2
日 本 古 典 文 学 講 読 I		2			2
日 本 古 典 文 学 講 読 II		2			2
日 本 近 現 代 文 学 I		2			2
日 本 近 現 代 文 学 II		2			2
日 本 文 学 特 論 I			2		2
日 本 文 学 特 論 II			2		2
漢 文 学			2		2
中 国 文 学 I			2		2
中 国 文 学 II			2		2
比 較 文 学 I			2		2
比 較 文 学 II			2		2
英 米 文 学 史 I		2			2
英 米 文 学 史 II		2			2
〈思想文化〉					
日 本 文 化 概 論 I	2				2
日 本 文 化 概 論 II	2				2
日 本 文 化 特 論 I			2		2
日 本 文 化 特 論 II			2		2
日 本 芸 術 史		2			2
映 像 論		2			2
日 本 映 画 論			2		2
ヨ ー ロ ッ パ 文 化 概 論		2			2
キ リ ス ト 教 文 化 論		2			2
〈歴史文化〉					
日 本 史 概 論 I	2				2
日 本 史 概 論 II	2				2
日 本 史 特 論 I			2		2
日 本 史 特 論 II			2		2
古 文 書 講 読		2			2

ヨーロッパ史概論Ⅰ		2			2
ヨーロッパ史概論Ⅱ		2			2
アメリカ史概論		2			2
〈環境文化〉					
人文地理学Ⅰ	2				2
人文地理学Ⅱ	2				2
地理情報システム論		2			2
応用地理情報システム論		2			2
アイヌ文化論Ⅰ		2			2
アイヌ文化論Ⅱ		2			2
文化人類学Ⅰ		2			2
文化人類学Ⅱ		2			2
メデイヤ史		2			2
生態人類学			2		2
北方考古学			2		2
アジア地域論Ⅰ			2		2
アジア地域論Ⅱ			2		2
英米文化科目					
〈言語文化〉					
言語					
英語文献講読Ⅰ			2		2
英語文献講読Ⅱ			2		2
英語学特論Ⅰ			2		2
英語学特論Ⅱ			2		2
文学					
英米文学講読Ⅰ			2		2
英米文学講読Ⅱ			2		2
英米文学特論			2		2
ヨーロッパ文学特論			2		2
〈思想文化〉					
ヨーロッパ文化特論Ⅰ			2		2
ヨーロッパ文化特論Ⅱ			2		2
アメリカ文化特論			2		2
〈歴史文化〉					
ヨーロッパ史特論Ⅰ			2		2
ヨーロッパ史特論Ⅱ			2		2
アメリカ史特論			2		2
〈環境文化〉					
現代人類学			2		2
現代メデイヤ論			2		2
特別講義科目					
人文学特別講義	2				2
課外学修科目					
〈特別演習〉					
英米文化特別演習Ⅰ	2				2
英米文化特別演習Ⅱ	2				2
英米文化特別演習Ⅲ	2				2
文化遺産特別演習	2				2
日本文化特別演習		2			2

国際文化特別演習		1~20			1~20	
日本語教育特別演習 〈特別実習〉			2		2	
伝統文化特別実習 〈キャリア形成〉			1		1	
インターンシップ		1			1	
ボランティアシップ		2			2	
共同学位プログラム科目						
共同学位協定校修得科目（専門）			1~4		1~4	
関連科目						
日 本 史		2			2	自由科目により，卒業に 必要な単位には算入され ない
東 洋 史		2			2	
西 洋 史		2			2	
計	52	94 ~ 113	96 ~ 99	4	246 ~ 268	専門教育科目 88単位以上必修

(2) 英米文化学科

イ 一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<基盤科目>						(卒業要件)
	言語						専門教育科目88単位以上
	英語						(必修条件含)を含み一般 教育科目および専門教育 科目 合計132単位以上
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語特講Ⅲ		1			1	
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語ライティングⅢ		1			1	
	英語ライティングⅣ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅠC		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語文化演習ⅡC		2			2	
	英語以外の外国語共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	

ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2
フランス語					
フランス語基礎Ⅰ	1				1
フランス語基礎Ⅱ	1				1
フランス語基礎Ⅲ		1			1
フランス語基礎Ⅳ		1			1
フランス語会話Ⅰ	1				1
フランス語会話Ⅱ	1				1
フランス語会話Ⅲ		1			1
フランス語会話Ⅳ		1			1
フランス語文化Ⅰ	2				2
フランス語文化Ⅱ		2			2
フランス語文化Ⅲ		2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2		2
フランス語文化演習Ⅱ			2		2
フランス語言語演習Ⅰ			2		2
フランス語言語演習Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語会話Ⅲ		1			1
中国語会話Ⅳ		1			1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化Ⅱ		2			2
中国語文化Ⅲ		2			2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2
ロシア語					
ロシア語基礎Ⅰ	1				1
ロシア語基礎Ⅱ	1				1
ロシア語基礎Ⅲ		1			1
ロシア語基礎Ⅳ		1			1
ロシア語会話Ⅰ	1				1
ロシア語会話Ⅱ	1				1
ロシア語会話Ⅲ		1			1
ロシア語会話Ⅳ		1			1
ロシア語文化Ⅰ	2				2
ロシア語文化Ⅱ		2			2
ロシア語文化Ⅲ		2			2

ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
ロシア語言語文化演習 I				2	2
ロシア語言語文化演習 II				2	2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化 II		2			2
韓国・朝鮮語文化 III		2			2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習 I				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習 II				2	2
身体					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
体育実技 III A	1				1
体育実技 III B	1				1
体育実技 IV A	1				1
体育実技 IV B	1				1
情報					
コンピュータ科学	2				2
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
<教養科目>					
人文科学					
自己					
哲学	2				2
倫理学 I	2				2
倫理学 II	2				2
論理学 I	2				2
論理学 II	2				2
社会思想史	2				2
行動科学	2				2

基	礎	心	理	学	2			2
人	間	関	係	論	2			2
文化								
日	本	文	学	学	2			2
外	国	文	学	I	2			2
外	国	文	学	II	2			2
言	語	学	学	I	2			2
言	語	学	学	II	2			2
芸	術	論	論	I	2			2
芸	術	論	論	II	2			2
異文化	コミュニケーション				2			2
現	代	文	化	論	2			2
歴史								
歴	史	学	学	I	2			2
歴	史	学	学	II	2			2
歴	史	学	学	III	2			2
歴	史	学	学	IV	2			2
考	古	学	学		2			2
人	文	科	学	特	2			2
人	文	科	学	別				
人	文	科	学	講				
人	文	科	学	義				
社会科学								
社会	構造							
法				学	2			2
日	本	国	憲	法	2			2
経		済		学	2			2
政		治		学	2			2
社		会		学	2			2
マ	ス	コ	ミ	論	2			2
生	涯	学	習	論	2			2
地域								
地		理	学	学	2			2
人		類	学	学	2			2
地		誌	学	学	2			2
国	際	事	情		2			2
カナダ	の	自然	と	社会	I	2		2
カナダ	の	自然	と	社会	II	2		2
社会	科学	特	別	講	2			2
社会	科学	特	別	義				
自然科学								
環境								
地	球	科	学	I	2			2
地	球	科	学	II	2			2
環	境	生	物	科	I	2		2
環	境	生	物	科	II	2		2
物	質	科	学	学	2			2
物	質	環	境	科	学	2		2
宇	宙	科	学	I	2			2

宇宙科学 II	2				2	
普遍性						
数学概論 I	2				2	
数学概論 II	2				2	
統計学 I	2				2	
統計学 II	2				2	
物理学概論	2				2	
自然科学特別講義	2				2	
北海道学						
北海道史	2				2	
北方圏文化論	2				2	
北海道文学	2				2	
アイヌの言語と文化	2				2	
大 学 史	2				2	
北海道学特別講義	2				2	
開発研究所特別講義	2				2	
教養科目特別講義	2				2	
<共同学位プログラム科目>						
共同学位協定校修得科目（一般）			1~4		1~4	
<キャリア形成科目>						自由科目により，卒業に必要な単位には算入されない
キャリア・ガイダンス	1				1	
<体験型科目>						
海外文化 I	1				1	
海外文化 II	1				1	
海外文化 III	1				1	
海外文化 IV	1				1	
<留学生科目（外国人留学生・海外帰国生徒科目）>						4単位までを基礎科目の言語の科目に，16単位までを教養科目に代替できる すべての科目でⅡの履修はⅠの履修又は単位修得を前提とする 日本語演習Ⅳの履修はⅢの履修又は単位修得を前提とする
代替科目						
日本語演習 I	2				2	
日本語読解・構文 I	2				2	
日本語文章表現 I	2				2	
日本語演習 II	2				2	
日本語読解・構文 II	2				2	
日本語文章表現 II	2				2	
日本語演習 III		2			2	
日本事情 I		2			2	
日本語演習 IV		2			2	
日本事情 II		2			2	
計	195	68	41 ~ 44	20	324 ~ 327	

ロ 専門教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基幹科目						

○	人 文 学 概 論	2				2
○	人 文 学 演 習 A		2			2
○	人 文 学 演 習 B		2			2
○	英米文化専門演習Ⅰ			2		2
○	英米文化専門演習Ⅱ			2		2
○	卒 業 研 究				4	4
導入科目						
○	人 文 学 基 礎 演 習	2				2
○	日 本 語 文 章 表 現 演 習	2				2
英語科目						
○	Communication Skills I	2				2
○	Communication Skills II	2				2
○	Communication Skills III		2			2
○	Communication Skills IV		2			2
○	Global English I	1				1
○	Global English II	1				1
○	Global English III		1			1
○	Global English IV		1			1
○	R e a d i n g I	1				1
○	R e a d i n g II	1				1
	R e a d i n g III		1			1
	R e a d i n g IV		1			1
○	W r i t i n g I	1				1
○	W r i t i n g II	1				1
	W r i t i n g III		1			1
	W r i t i n g IV		1			1
	Cultural Perspectives in English I		2			2
	Cultural Perspectives in English II		2			2
	Cultural Perspectives in English III		2			2
	Cultural Perspectives in English IV		2			2
	Cultural Perspectives in English V			2		2
	Cultural Perspectives in English VI			2		2
	Intensive Communication Skills I			2		2
	Intensive Communication Skills II			2		2
	Special Skills I		2			2
	Special Skills II		2			2
	Special Lectures in English I			2		2
	Special Lectures in English II			2		2
基礎・展開科目						
〈言語文化〉						
言語						
	英 文 法	2				2
	英 語 音 声 学	2				2
	英 語 学 概 論 I		2			2

英語学概論 II		2			2
英語文献講読 I	2				2
英語文献講読 II	2				2
英語学特論 I			2		2
英語学特論 II			2		2
日本語学概論 I	2				2
日本語学概論 II	2				2
日本語発声実習	2				2
日本語教授法 I		2			2
日本語教授法 II		2			2
対照言語学		2			2
書道演習		2			2
文学					
英米文学史 I	2				2
英米文学史 II	2				2
英米文学講読 I		2			2
英米文学講読 II		2			2
英米文学特論			2		2
ヨーロッパ文学特論			2		2
日本文学史 I		2			2
日本文学史 II		2			2
日本近現代文学 I		2			2
日本近現代文学 II		2			2

〈思想文化〉					
ヨーロッパ文化概論		2			2
キリスト教文化論		2			2
ヨーロッパ文化特論 I			2		2
ヨーロッパ文化特論 II			2		2
アメリカ文化特論			2		2
日本文化概論 I		2			2
日本文化概論 II		2			2
日本芸術史		2			2
映像論		2			2

〈歴史文化〉					
ヨーロッパ史概論 I	2				2
ヨーロッパ史概論 II		2			2
ヨーロッパ史特論 I			2		2
ヨーロッパ史特論 II			2		2
アメリカ史概論	2				2
アメリカ史特論			2		2
日本史概論 I		2			2
日本史概論 II		2			2

〈環境文化〉					
人文地理学 I	2				2
人文地理学 II	2				2
地理情報システム論		2			2
応用地理情報システム論		2			2

メディア史	2			2	
アイヌ文化論 I	2			2	
アイヌ文化論 II	2			2	
文化人類学 I	2			2	
文化人類学 II	2			2	
現代人類学		2		2	
現代メディア論		2		2	
アジア地域論 I		2		2	
アジア地域論 II		2		2	
日本文化科目					8単位まで卒業に必要な 単位に算入できる
〈言語文化〉					
言語					
日本語学特論 I		2		2	
日本語学特論 II		2		2	
日本語教授法 III		2		2	
日本語教授法 IV		2		2	
日本語教育学特論		2		2	
日本語教育演習		2		2	
文学					
日本古典文学講読 I		2		2	
日本古典文学講読 II		2		2	
日本文学特論 I		2		2	
日本文学特論 II		2		2	
漢文学		2		2	
中国文学 I		2		2	
中国文学 II		2		2	
比較文学 I		2		2	
比較文学 II		2		2	
〈思想文化〉					
日本文化特論 I		2		2	
日本文化特論 II		2		2	
日本映画論		2		2	
〈歴史文化〉					
日本史特論 I		2		2	
日本史特論 II		2		2	
古文書講読		2		2	
〈環境文化〉					
生態人類学		2		2	
北方考古学		2		2	
特別講義科目					
人文学特別講義	2			2	
課外学修科目					
〈特別演習〉					
英米文化特別演習 I	2			2	
英米文化特別演習 II	2			2	
英米文化特別演習 III	2			2	
文化遺産特別演習	2			2	
日本文化特別演習		2		2	

国際文化特別演習		1~20			1~20	
日本語教育特別演習 〈特別実習〉			2		2	
伝統文化特別実習 〈キャリア形成〉			1		1	
インターンシップ		1			1	
ボランティアシップ		2			2	
共同学位プログラム科目						
共同学位協定校修得科目（専門）			1~4		1~4	
関連科目						
日 本 史		2			2	自由科目により，卒業に 必要な単位には算入され ない
東 洋 史		2			2	
西 洋 史		2			2	
計	52	96 ~ 115	94 ~ 97	4	246 ~ 268	専門教育科目 88単位以上必修

別表8 人文学部2部

(1) 日本文化学科

イ 一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<基盤科目>						(卒業要件)
	言語						一般教育科目の基盤科目
	英語						の言語の科目及び専門教
	英語リーディングⅠ	1				1	育科目の英語科目の中か
	英語リーディングⅡ	1				1	ら4単位以上
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	専門教育科目88単位以上
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	(必修条件含)を含み一般
	英語特講Ⅰ	1				1	教育科目および専門教育
	英語特講Ⅱ	1				1	科目
	英語特講Ⅲ		1			1	合計124単位以上
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語以外の外国語共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	
	フランス語基礎Ⅲ		1			1	
	フランス語基礎Ⅳ		1			1	
	フランス語会話Ⅰ	1				1	
	フランス語会話Ⅱ	1				1	
	フランス語会話Ⅲ		1			1	
	フランス語会話Ⅳ		1			1	
	フランス語文化Ⅰ	2				2	
	フランス語文化演習Ⅰ			2		2	
	フランス語文化演習Ⅱ			2		2	

フランス語言語演習 I			2		2
フランス語言語演習 II			2		2
中国語					
中国語基礎 I	1				1
中国語基礎 II	1				1
中国語基礎 III		1			1
中国語基礎 IV		1			1
中国語会話 I	1				1
中国語会話 II	1				1
中国語会話 III		1			1
中国語会話 IV		1			1
中国語文化 I	2				2
中国語文化演習 I			2		2
中国語文化演習 II			2		2
中国語言語演習 I			2		2
中国語言語演習 II			2		2
ロシア語					
ロシア語基礎 I	1				1
ロシア語基礎 II	1				1
ロシア語基礎 III		1			1
ロシア語基礎 IV		1			1
ロシア語会話 I	1				1
ロシア語会話 II	1				1
ロシア語会話 III		1			1
ロシア語会話 IV		1			1
ロシア語文化 I	2				2
ロシア語文化演習 I			2		2
ロシア語文化演習 II			2		2
ロシア語言語演習 I			2		2
ロシア語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2
身体					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1

体 育 実 技 I B	1				1
体 育 実 技 II A	1				1
体 育 実 技 II B	1				1
情報 コ ン ピ ュ ー タ 科 学	2				2
情 報 技 術 論 会	2				2
情 報 と 社 会	2				2
<教養科目>					
人文科学					
自己					
哲 学	2				2
倫 理 学 I	2				2
倫 理 学 II	2				2
論 理 学 I	2				2
論 理 学 II	2				2
社 会 思 想 史	2				2
行 動 科 学	2				2
基 礎 心 理 学	2				2
人 間 関 係 学 論	2				2
文化					
日 本 文 学	2				2
外 国 文 学 I	2				2
外 国 文 学 II	2				2
言 語 学 I	2				2
言 語 学 II	2				2
芸 術 論 I	2				2
芸 術 論 II	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現 代 文 化 論	2				2
歴史					
歴 史 学 I	2				2
歴 史 学 II	2				2
歴 史 学 III	2				2
歴 史 学 IV	2				2
考 古 学	2				2
人 文 科 学 特 別 講 義					
人 文 科 学 特 別 講 義	2				2
社会科学					
社会構造					
法 学	2				2
日 本 国 憲 法 学	2				2
日 経 国 済 学	2				2
政 治 学	2				2
社 会 学	2				2
マ ス コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 論	2				2
生 涯 学 習 論	2				2
地域					

地 理 学	2			2	
人 類 学	2			2	
地 誌 学	2			2	
国 際 事 情	2			2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2			2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2			2	
社会科学特別講義	2			2	
自然科学					
環境					
地 球 科 学 Ⅰ	2			2	
地 球 科 学 Ⅱ	2			2	
環 境 生 物 科 学 Ⅰ	2			2	
環 境 生 物 科 学 Ⅱ	2			2	
物 質 科 学	2			2	
物 質 環 境 科 学	2			2	
宇 宙 科 学 Ⅰ	2			2	
宇 宙 科 学 Ⅱ	2			2	
普遍性					
数 学 概 論 Ⅰ	2			2	
数 学 概 論 Ⅱ	2			2	
統 計 学 Ⅰ	2			2	
統 計 学 Ⅱ	2			2	
物 理 学 概 論	2			2	
自然科学特別講義	2			2	
北海道学					
北 海 道 史	2			2	
北 方 圏 文 化 論	2			2	
北 海 道 文 学	2			2	
アイヌの言語と文化	2			2	
大 学 史	2			2	
北海道学特別講義	2			2	
開発研究所特別講義	2			2	
教養科目特別講義	2			2	
<共同学位プログラム科目>					
共同学位協定校修得科目（一般）			1～4	1～4	
<キャリア形成科目>					
キャリア・ガイダンス	1			1	自由科目により，卒業に必要な単位には算入されない
<体験型科目>					
海外文化Ⅰ	1			1	
海外文化Ⅱ	1			1	
海外文化Ⅲ	1			1	
海外文化Ⅳ	1			1	

計	177	32	41 ～ 44		250 ～ 253
---	-----	----	---------------	--	-----------------

□ 専門教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基幹科目						
○	人 文 学 概 論	2				2	
○	人 文 学 演 習 A		2			2	
○	人 文 学 演 習 B		2			2	
○	日 本 文 化 専 門 演 習 I			2		2	
○	日 本 文 化 専 門 演 習 II			2		2	
○	卒 業 研 究				4	4	
	導入科目						
○	人 文 学 基 礎 演 習	2				2	
○	日 本 語 文 章 表 現 演 習	2				2	
	英語科目						
	Communication Skills I	2				2	
	Communication Skills II	2				2	
	Communication Skills III		2			2	
	Communication Skills IV		2			2	
	Global English I	1				1	
	Global English II	1				1	
	Global English III		1			1	
	Global English IV		1			1	
	R e a d i n g I	1				1	
	R e a d i n g II	1				1	
	R e a d i n g III		1			1	
	R e a d i n g IV		1			1	
	W r i t i n g I	1				1	
	W r i t i n g II	1				1	
	W r i t i n g III		1			1	
	W r i t i n g IV		1			1	
	Cultural Perspectives in English I		2			2	
	Cultural Perspectives in English II		2			2	
	Cultural Perspectives in English III		2			2	
	Cultural Perspectives in English IV		2			2	
	Cultural Perspectives in English V			2		2	
	Cultural Perspectives in English VI			2		2	
	Intensive Communication Skills I			2		2	
	Intensive Communication Skills II			2		2	
	Special Skills I		2			2	
	Special Skills II		2			2	
	Special Lectures in English I			2		2	
	Special Lectures in English II			2		2	
	基礎・展開科目 (言語文化) 言語						

日 本 語 学 概 論 I	2				2
日 本 語 学 概 論 II	2				2
日 本 語 学 特 論 I			2		2
日 本 語 学 特 論 II			2		2
日 本 語 発 声 実 習	2				2
日 本 語 教 授 法 I		2			2
日 本 語 教 授 法 II		2			2
日 本 語 教 授 法 III			2		2
日 本 語 教 授 法 IV			2		2
日 本 語 教 育 学 特 論			2		2
日 本 語 教 育 演 習 学			2		2
対 照 言 語 学		2			2
書 道 演 習 学		2			2
書 道 演 習 学		2			2
英 文 学 法 学	2				2
英 語 音 声 学	2				2
英 語 学 概 論 I		2			2
英 語 学 概 論 II		2			2
文 学					
日 本 文 学 史 I	2				2
日 本 文 学 史 II	2				2
日 本 古 典 文 学 講 読 I		2			2
日 本 古 典 文 学 講 読 II		2			2
日 本 近 現 代 文 学 I		2			2
日 本 近 現 代 文 学 II		2			2
日 本 文 学 特 論 I			2		2
日 本 文 学 特 論 II			2		2
漢 文 学			2		2
中 国 文 学 I			2		2
中 国 文 学 II			2		2
比 較 文 学 I			2		2
比 較 文 学 II			2		2
英 米 文 学 史 I		2			2
英 米 文 学 史 II		2			2
〈思想文化〉					
日 本 文 化 概 論 I	2				2
日 本 文 化 概 論 II	2				2
日 本 文 化 特 論 I			2		2
日 本 文 化 特 論 II			2		2
日 本 芸 術 史		2			2
映 像 論		2			2
日 本 映 画 論			2		2
ヨ ー ロ ッ パ 文 化 概 論		2			2
キ リ ス ト 教 文 化 論		2			2
〈歴史文化〉					
日 本 史 概 論 I	2				2
日 本 史 概 論 II	2				2
日 本 史 特 論 I			2		2

日本史特論Ⅱ			2		2	
古文書講読		2			2	
ヨーロッパ史概論Ⅰ		2			2	
ヨーロッパ史概論Ⅱ		2			2	
アメリカ史概論		2			2	
〈環境文化〉						
人文地理学Ⅰ	2				2	
人文地理学Ⅱ	2				2	
地理情報システム論		2			2	
応用地理情報システム論		2			2	
アイヌ文化論Ⅰ		2			2	
アイヌ文化論Ⅱ		2			2	
文化人類学Ⅰ		2			2	
文化人類学Ⅱ		2			2	
メデイア史		2			2	
生態人類学			2		2	
北方考古学			2		2	
アジア地域論Ⅰ			2		2	
アジア地域論Ⅱ			2		2	
英米文化科目						
〈言語文化〉						
言語						
英語文献講読Ⅰ			2		2	
英語文献講読Ⅱ			2		2	
英語学特論Ⅰ			2		2	
英語学特論Ⅱ			2		2	
文学						
英米文学講読Ⅰ			2		2	
英米文学講読Ⅱ			2		2	
英米文学特論			2		2	
ヨーロッパ文学特論			2		2	
〈思想文化〉						
ヨーロッパ文化特論Ⅰ			2		2	
ヨーロッパ文化特論Ⅱ			2		2	
アメリカ文化特論			2		2	
〈歴史文化〉						
ヨーロッパ史特論Ⅰ			2		2	
ヨーロッパ史特論Ⅱ			2		2	
アメリカ史特論			2		2	
〈環境文化〉						
現代人類学			2		2	
現代メデイア論			2		2	
特別講義科目						
人文学特別講義	2				2	
課外学修科目						
〈特別演習〉						
英米文化特別演習Ⅰ	2				2	
英米文化特別演習Ⅱ	2				2	

8単位まで卒業に必要な
単位に算入できる

英米文化特別演習Ⅲ	2				2	
文化遺産特別演習	2				2	
日本文化特別演習		2			2	
国際文化特別演習		1~20			1~20	
日本語教育特別演習 (特別実習)			2		2	
伝統文化特別実習 (キャリア形成)			1		1	
インターンシップ		1			1	
ボランティアシップ		2			2	
共同学位プログラム科目						
共同学位協定校修得科目(専門)			1~4		1~4	
関連科目						
日 本 史		2			2	自由科目により、卒業に 必要な単位には算入され ない
東 洋 史		2			2	
西 洋 史		2			2	
計	52	94 ~ 113	96 ~ 99	4	246 ~ 268	専門教育科目 88単位以上必修

(2) 英米文化学科

イ 一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	<基盤科目>						(卒業要件)
	言語						専門教育科目 88単位以上
	英語						(必修条件含)を含み一般教育 科目および専門教育科目 合計124単位以上
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語特講Ⅲ		1			1	
	英語特講Ⅳ		1			1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅠB		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語文化演習ⅡB		2			2	
	英語以外の外国語共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅲ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅳ		1			1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	
	フランス語基礎Ⅲ		1			1	
	フランス語基礎Ⅳ		1			1	
	フランス語会話Ⅰ	1				1	
	フランス語会話Ⅱ	1				1	
	フランス語会話Ⅲ		1			1	
	フランス語会話Ⅳ		1			1	
	フランス語文化Ⅰ	2				2	
	フランス語文化演習Ⅰ			2		2	
	フランス語文化演習Ⅱ			2		2	
	フランス語言語演習Ⅰ			2		2	

フランス語言語演習Ⅱ			2		2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語会話Ⅲ		1			1
中国語会話Ⅳ		1			1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
ロシア語					
ロシア語基礎Ⅰ	1				1
ロシア語基礎Ⅱ	1				1
ロシア語基礎Ⅲ		1			1
ロシア語基礎Ⅳ		1			1
ロシア語会話Ⅰ	1				1
ロシア語会話Ⅱ	1				1
ロシア語会話Ⅲ		1			1
ロシア語会話Ⅳ		1			1
ロシア語文化Ⅰ	2				2
ロシア語文化演習Ⅰ			2		2
ロシア語文化演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語演習Ⅰ			2		2
ロシア語言語演習Ⅱ			2		2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2
身体					
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2
体育実技ⅠA	1				1
体育実技ⅠB	1				1

体 育 実 技 II A	1				1
体 育 実 技 II B	1				1
情報 コ ン ピ ュ ー タ 科 学	2				2
情 報 技 術 論 会	2				2
情 報 と 社 会	2				2
<教養科目>					
人文科学					
自己					
哲 学	2				2
倫 理 学 I	2				2
倫 理 学 II	2				2
論 理 学 I	2				2
論 理 学 II	2				2
社 会 思 想 史	2				2
行 動 科 学	2				2
基 礎 心 理 学	2				2
人 間 関 係 学 論	2				2
文化					
日 本 文 学	2				2
外 国 文 学 I	2				2
外 国 文 学 II	2				2
言 語 学 I	2				2
言 語 学 II	2				2
芸 術 論 I	2				2
芸 術 論 II	2				2
異文化コミュニケーション	2				2
現 代 文 化 論	2				2
歴史					
歴 史 学 I	2				2
歴 史 学 II	2				2
歴 史 学 III	2				2
歴 史 学 IV	2				2
考 古 学	2				2
人 文 科 学 特 別 講 義	2				2
社会科学					
社会構造					
法 学	2				2
日 本 国 憲 法	2				2
経 済 学	2				2
政 治 学	2				2
社 会 学	2				2
マ ス コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 論	2				2
生 涯 学 習 論	2				2
地域					
地 理 学	2				2

人 類 学	2				2
地 誌 学	2				2
国 際 事 情	2				2
カナダの自然と社会 I	2				2
カナダの自然と社会 II	2				2
社会科学特別講義	2				2
自然科学					
環境					
地球科学 I	2				2
地球科学 II	2				2
環境生物科学 I	2				2
環境生物科学 II	2				2
物質科学	2				2
物質環境科学	2				2
宇宙科学 I	2				2
宇宙科学 II	2				2
普遍性					
数学概論 I	2				2
数学概論 II	2				2
統計学 I	2				2
統計学 II	2				2
物理学概論	2				2
自然科学特別講義	2				2
北海道学					
北海道史	2				2
北方圏文化論	2				2
北海道文学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大 学 史	2				2
北海道学特別講義	2				2
開発研究所特別講義	2				2
教養科目特別講義	2				2
<共同学位プログラム科目>					
共同学位協定校修得科目（一般）			1~4		1~4
<キャリア形成科目>					
キャリア・ガイダンス	1				1
<体験型科目>					
海外文化 I	1				1
海外文化 II	1				1
海外文化 III	1				1
海外文化 IV	1				1

自由科目により、卒業に必要な単位には算入されない

単位数計	177	32	41 ～ 44		250 ～ 253
------	-----	----	---------------	--	-----------------

□ 専門教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基幹科目						
○	人 文 学 概 論	2				2	
○	人 文 学 演 習 A		2			2	
○	人 文 学 演 習 B		2			2	
○	英米文化専門演習Ⅰ			2		2	
○	英米文化専門演習Ⅱ			2		2	
○	卒 業 研 究				4	4	
	導入科目						
○	人 文 学 基 礎 演 習	2				2	
○	日 本 語 文 章 表 現 演 習	2				2	
	英語科目						
○	Communication Skills I	2				2	
○	Communication Skills II	2				2	
○	Communication Skills III		2			2	
○	Communication Skills IV		2			2	
○	Global English I	1				1	
○	Global English II	1				1	
○	Global English III		1			1	
○	Global English IV		1			1	
○	R e a d i n g I	1				1	
○	R e a d i n g II	1				1	
	R e a d i n g III		1			1	
	R e a d i n g IV		1			1	
○	W r i t i n g I	1				1	
○	W r i t i n g II	1				1	
	W r i t i n g III		1			1	
	W r i t i n g IV		1			1	
	Cultural Perspectives in English I		2			2	
	Cultural Perspectives in English II		2			2	
	Cultural Perspectives in English III		2			2	
	Cultural Perspectives in English IV		2			2	
	Cultural Perspectives in English V			2		2	
	Cultural Perspectives in English VI			2		2	
	Intensive Communication Skills I			2		2	
	Intensive Communication Skills II			2		2	
	Special Skills I		2			2	
	Special Skills II		2			2	
	Special Lectures in English I			2		2	
	Special Lectures in English II			2		2	
	基礎・展開科目 (言語文化) 言語						

英 文 法	2				2
英 語 音 声 学	2				2
英 語 学 概 論 I		2			2
英 語 学 概 論 II		2			2
英 語 文 献 講 読 I	2				2
英 語 文 献 講 読 II	2				2
英 語 学 特 論 I			2		2
英 語 学 特 論 II			2		2
日 本 語 学 概 論 I	2				2
日 本 語 学 概 論 II	2				2
日 本 語 発 声 実 習	2				2
日 本 語 教 授 法 I		2			2
日 本 語 教 授 法 II		2			2
対 照 言 語 学		2			2
書 道 演 習		2			2
文学					
英 米 文 学 史 I	2				2
英 米 文 学 史 II	2				2
英 米 文 学 講 読 I		2			2
英 米 文 学 講 読 II		2			2
英 米 文 学 特 論			2		2
ヨ ー ロ ッ パ 文 学 特 論			2		2
日 本 文 学 史 I		2			2
日 本 文 学 史 II		2			2
日 本 近 現 代 文 学 I		2			2
日 本 近 現 代 文 学 II		2			2
〈思想文化〉					
ヨ ー ロ ッ パ 文 化 概 論		2			2
キ リ ス ト 教 文 化 論		2			2
ヨ ー ロ ッ パ 文 化 特 論 I			2		2
ヨ ー ロ ッ パ 文 化 特 論 II			2		2
ア メ リ カ 文 化 特 論			2		2
日 本 文 化 概 論 I		2			2
日 本 文 化 概 論 II		2			2
日 本 芸 術 史		2			2
映 像 論		2			2
〈歴史文化〉					
ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論 I	2				2
ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論 II		2			2
ヨ ー ロ ッ パ 史 特 論 I			2		2
ヨ ー ロ ッ パ 史 特 論 II			2		2
ア メ リ カ 史 概 論	2				2
ア メ リ カ 史 特 論			2		2
日 本 史 概 論 I		2			2
日 本 史 概 論 II		2			2
〈環境文化〉					
人 文 地 理 学 I	2				2

人文地理学 II	2				2	
地理情報システム論		2			2	
応用地理情報システム論		2			2	
メデИА史		2			2	
アイヌ文化論 I		2			2	
アイヌ文化論 II		2			2	
文化人類学 I		2			2	
文化人類学 II		2			2	
現代人類学			2		2	
現代メデИА論			2		2	
アジア地域論 I			2		2	
アジア地域論 II			2		2	
日本文化科目						8単位まで卒業に必要な 単位に算入できる
〈言語文化〉						
言語						
日本語学特論 I			2		2	
日本語学特論 II			2		2	
日本語教授法 III			2		2	
日本語教授法 IV			2		2	
日本語教育学特論			2		2	
日本語教育演習			2		2	
文学						
日本古典文学講読 I			2		2	
日本古典文学講読 II			2		2	
日本文学特論 I			2		2	
日本文学特論 II			2		2	
漢文			2		2	
中国文学 I			2		2	
中国文学 II			2		2	
比較文学 I			2		2	
比較文学 II			2		2	
〈思想文化〉						
日本文化特論 I			2		2	
日本文化特論 II			2		2	
日本映画論			2		2	
〈歴史文化〉						
日本史特論 I			2		2	
日本史特論 II			2		2	
古文書講読			2		2	
〈環境文化〉						
生態人類学			2		2	
北方考古学			2		2	
特別講義科目						
人文学特別講義	2				2	
課外学修科目						
〈特別演習〉						
英米文化特別演習 I	2				2	
英米文化特別演習 II	2				2	

英米文化特別演習Ⅲ	2				2	
文化遺産特別演習	2				2	
日本文化特別演習		2			2	
国際文化特別演習		1~20			1~20	
日本語教育特別演習 (特別実習)			2		2	
伝統文化特別実習 (キャリア形成)			1		1	
インターンシップ		1			1	
ボランティアシップ		2			2	
共同学位プログラム科目						
共同学位協定校修得科目(専門)			1~4		1~4	
関連科目						
日 本 史		2			2	自由科目により、卒業に 必要な単位には算入され ない
東 洋 史		2			2	
西 洋 史		2			2	
計	52	96 ~ 115	94 ~ 97	4	246 ~ 268	専門教育科目 88単位以上必修

別表9 工学部

(1) 社会環境工学科社会環境コース
一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基盤科目						
	言語						基盤科目「言語」（技術英語を含む）のうち1科目1単位の英語科目2単位以上。 基盤科目「言語」（技術英語を含む）及び教養科目（留学生科目を含む）「人文科学」・「社会科学」から20単位以上。
	英語						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	

フランス語基礎Ⅱ	1				1
フランス語基礎Ⅲ		1			1
フランス語基礎Ⅳ		1			1
フランス語会話Ⅰ	1				1
フランス語会話Ⅱ	1				1
フランス語文化Ⅰ	2				2
フランス語文化Ⅱ		2			2
フランス語文化Ⅲ		2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2		2
フランス語文化演習Ⅱ			2		2
フランス語言語演習Ⅰ			2		2
フランス語言語演習Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化Ⅱ		2			2
中国語文化Ⅲ		2			2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2
ロシア語					
ロシア語基礎Ⅰ	1				1
ロシア語基礎Ⅱ	1				1
ロシア語基礎Ⅲ		1			1
ロシア語基礎Ⅳ		1			1
ロシア語会話Ⅰ	1				1
ロシア語会話Ⅱ	1				1
ロシア語文化Ⅰ	2				2
ロシア語文化Ⅱ		2			2
ロシア語文化Ⅲ		2			2
ロシア語文化演習Ⅰ			2		2
ロシア語文化演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語演習Ⅰ			2		2
ロシア語言語演習Ⅱ			2		2

ロシア言語文化演習 I				2	2
ロシア言語文化演習 II				2	2
韓国・朝鮮語					
韓国・朝鮮語基礎 I	1				1
韓国・朝鮮語基礎 II	1				1
韓国・朝鮮語基礎 III		1			1
韓国・朝鮮語基礎 IV		1			1
韓国・朝鮮語会話 I	1				1
韓国・朝鮮語会話 II	1				1
韓国・朝鮮語会話 III		1			1
韓国・朝鮮語会話 IV		1			1
韓国・朝鮮語文化 I	2				2
韓国・朝鮮語文化 II		2			2
韓国・朝鮮語文化 III		2			2
韓国・朝鮮語文化演習 I			2		2
韓国・朝鮮語文化演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 I			2		2
韓国・朝鮮語言語演習 II			2		2
韓国・朝鮮語言語文化演習 I				2	2
韓国・朝鮮語言語文化演習 II				2	2
身体					
健康とスポーツの科学 I	2				2
健康とスポーツの科学 II	2				2
体育実技 I A	1				1
体育実技 I B	1				1
体育実技 II A	1				1
体育実技 II B	1				1
体育実技 III A	1				1
体育実技 III B	1				1
体育実技 IV A	1				1
体育実技 IV B	1				1
情報					
コンピュータ科学	2				2
情報技術論	2				2
情報と社会	2				2
計	58	40	40	20	158

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	教養科目						教養科目（留学生科目を含む）「人文科学」・「社会科学」から10単位以上。
	人文科学						
	自己						
	哲 学	2				2	
	倫 理 学 I	2				2	
	倫 理 学 II	2				2	
	論 理 学 I	2				2	
	論 理 学 II	2				2	
	社 会 思 想 史	2				2	
	行 動 科 学	2				2	
	基 礎 心 理 学	2				2	
	人 間 関 係 学 論	2				2	
	文化						
	日 本 文 学	2				2	
	外 国 文 学 I	2				2	
	外 国 文 学 II	2				2	
	言 語 学 I	2				2	
	言 語 学 II	2				2	
	芸 術 論 I	2				2	
	芸 術 論 II	2				2	
	異文化コミュニケーション	2				2	
	現 代 文 化 論	2				2	
	音 声 学 セ ミ ナ ー	2				2	
	一 般 言 語 学 セ ミ ナ ー	2				2	
	デ ザ イン セ ミ ナ ー I	2				2	
	デ ザ イン セ ミ ナ ー II	2				2	
	歴史						
	歴 史 学 I	2				2	
	歴 史 学 II	2				2	
	歴 史 学 III	2				2	
	歴 史 学 IV	2				2	
	考 古 学	2				2	
	人 文 科 学 特 別 講 義	2				2	
	社会科学						
	社会構造						
	法 学	2				2	
	日 本 国 憲 学	2				2	
	経 済 学	2				2	
	政 治 学	2				2	
	社 会 学 論	2				2	
	マ ス コ ミ ュ ニケーション	2				2	

生涯学習論	2			2	
地域					
地理学	2			2	
人類学	2			2	
地誌学	2			2	
国際事情	2			2	
カナダの自然と社会Ⅰ	2			2	
カナダの自然と社会Ⅱ	2			2	
社会科学特別講義	2			2	
自然科学					
環境					
地球科学Ⅰ		2		2	(1)教養科目「自然科学(環境)」から4単位以上及び(2)工学基礎科目1~3群(必修2単位, 1・2群から各2単位以上)及び(3)専門教育科目「基盤数理系」1・2群(1群から1.5単位以上), 前記(1)~(3)から22単位以上。
地球科学Ⅱ		2		2	
環境生物科学Ⅰ	2			2	
環境生物科学Ⅱ	2			2	
物質科学	2			2	
物質環境科学	2			2	
宇宙科学Ⅰ		2		2	
宇宙科学Ⅱ		2		2	
地球環境セミナーⅠ	2			2	
地球環境セミナーⅡ	2			2	
環境生物科学セミナーⅠ	2			2	
環境生物科学セミナーⅡ	2			2	
化学セミナーⅠ	2			2	
化学セミナーⅡ	2			2	
宇宙科学セミナーⅠ	2			2	
宇宙科学セミナーⅡ	2			2	
普遍性					
数学概論Ⅰ	2			2	
数学概論Ⅱ	2			2	
物理学概論Ⅰ	2			2	
物理学概論Ⅱ	2			2	
数学セミナーⅠ	2			2	
数学セミナーⅡ	2			2	
自然科学特別講義	2			2	
北海道学					
北海道史	2			2	
北方圏文化論	2			2	
北海道文学	2			2	
アイヌの言語と文化	2			2	
大 学 史	2			2	
開発研究所特別講義	2			2	

	北海道学特別講義	2				2	
	教養科目						
	教養科目特別講義	2				2	
	計	138	8			146	

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目						
	キャリア・ガイダンス	1				1	
	計	1				1	

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	体験型科目						
	海外文化Ⅰ	1				1	
	海外文化Ⅱ	1				1	
	海外文化Ⅲ	1				1	
	海外文化Ⅳ	1				1	
	計	4				4	

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	留学生科目(外国人留学生・海外 帰国生徒科目)						
	<代替科目>						
	日本語演習Ⅰ	2				2	
	日本語読解・構文Ⅰ	2				2	
	日本語文章表現Ⅰ	2				2	
	日本語演習Ⅱ	2				2	
	日本語読解・構文Ⅱ	2				2	
	日本語文章表現Ⅱ	2				2	
	日本語演習Ⅲ		2			2	
	日本事情Ⅰ		2			2	
	日本語演習Ⅳ		2			2	
	日本事情Ⅱ		2			2	
	計	12	8			20	

工学基礎科目

○印 必修	授 業 科 目	年次及び単位数					備 考
		1	2	3	4	計	
	1群						選択必修
	線形代数学Ⅰ	2				2	2単位以上
	線形代数学Ⅱ	2				2	

○	2群	微分積分学 I	2			2	選択必修 2単位以上	
		微分積分学 II		2		2		
	3群	物理学 I	2			2		
		物理学 II	2			2		
		物理学 III		2		2		
		振動・波動工学		2		2		
	4群	代数学序論	2			2		
		代数学 I		2		2		
		代数学 II		2		2		
		幾何学序論	2			2		
		幾何学 I		2		2		
		幾何学 II		2		2		
	計			14	14		28	

専門教育科目

○印 必修	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
○	(基盤数理系)						選択必修 1.5単位以上
	1群						
	確率統計	2				2	
	環境統計学・演習		1.5			1.5	
	品質管理・演習		1.5			1.5	
	2群						
	応用数学 I		2			2	
	応用数学 II		2			2	
	3群						
	解析学序論	2				2	
	解析学 I		2			2	
	解析学 II		2			2	
	(環境工学系)						専門教育科目（基盤数理系及び技術英語以外）のうち必修47単位、かつ選択35単位以上(ただし、環境工学系、計画・設計・維持管理系からそれぞれ4単位以上とその他の系からそれぞれ2単位以上を含む)。
	環境工学序論	2				2	
環境地質学		2			2		
保全生態学		2			2		
上下水道工学 I			2		2		
上下水道工学 II			2		2		
都市環境工学			2		2		
環境計測学			2		2		
環境計測実習			1		1		
景観工学				2	2		
環境アセスメント				2	2		
(水工系)						一般教育科目、工学基礎科目及び専門教育科目	
水理学 I ・ 演習			3		3		

○	水 理 学 II ・ 演 習		3			3	目合計124単位以上。
	河 川 工 学			2		2	
	防 災 工 学		2			2	
	港 湾 工 学			2		2	
(計画・設計・維持管理系)							
○	計 画 数 理 I ・ 演 習		3			3	
○	計 画 数 理 II ・ 演 習			1.5		1.5	
	都 市 ・ 交 通 計 画				2	2	
	道 路 工 学			2		2	
	都 市 経 営 論			2		2	
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト			2		2	
	社 会 基 盤 施 設 維 持 管 理 工 学			2		2	
	寒 冷 地 舗 装 工 学			2		2	
	コ ン ク リ ー ト 構 造 設 計 演 習				2	2	
(構造・材料系)							
○	構 造 力 学 I ・ 演 習		3			3	
○	構 造 力 学 II ・ 演 習		3			3	
	構 造 解 析 学			2		2	
○	コ ン ク リ ー ト 工 学		2			2	
	コ ン ク リ ー ト 構 造 工 学			2		2	
	地 震 工 学			2		2	
○	地 盤 ・ 構 造 材 料 実 験			1		1	
(土質・施工系)							
○	土 質 工 学 I ・ 演 習		3			3	
○	土 質 工 学 II ・ 演 習		3			3	
	地 盤 工 学			2		2	
○	鋼 構 造 工 学			2		2	
	橋 梁 工 学			2		2	
	火 薬 工 学				2	2	
(専門総合系)							
○	シビルエンジニアリング基礎セミナー	2				2	
	シビルエンジニアリング総論	2				2	
○	情 報 処 理 I ・ 演 習		1.5			1.5	
○	情 報 処 理 II ・ 演 習		1.5			1.5	
○	測 量 学 I		2			2	
○	測 量 実 習			1		1	
	測 量 学 II			2		2	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ			2		2	
	C A D 演 習			1		1	
	技 術 英 語			2		2	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ A			1		1	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ B			2		2	
○	技 術 者 倫 理 ・ 演 習			1.5		1.5	
○	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン			2		2	

○	シビルエンジニアリングデザインセミナー				2	2
○	卒業研究				6	6
計		10	45	2	16	125

(2) 社会環境工学科環境情報コース
一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基盤科目						
	言語						
	英語						基盤科目「言語」(技術英語を含む)のうち1科目1単位の英語科目2単位以上を含む4単位以上。
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	基盤科目「言語」(技術英語を含む)及び教養科目(留学生科目を含む)「人文科学」・「社会科学」から20単位以上。
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	

フランス語基礎Ⅲ		1		1
フランス語基礎Ⅳ		1		1
フランス語会話Ⅰ	1			1
フランス語会話Ⅱ	1			1
フランス語文化Ⅰ	2			2
フランス語文化Ⅱ		2		2
フランス語文化Ⅲ		2		2
フランス語文化演習Ⅰ			2	2
フランス語文化演習Ⅱ			2	2
フランス語言語演習Ⅰ			2	2
フランス語言語演習Ⅱ			2	2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2
中国語				
中国語基礎Ⅰ	1			1
中国語基礎Ⅱ	1			1
中国語基礎Ⅲ		1		1
中国語基礎Ⅳ		1		1
中国語会話Ⅰ	1			1
中国語会話Ⅱ	1			1
中国語文化Ⅰ	2			2
中国語文化Ⅱ		2		2
中国語文化Ⅲ		2		2
中国語文化演習Ⅰ			2	2
中国語文化演習Ⅱ			2	2
中国語言語演習Ⅰ			2	2
中国語言語演習Ⅱ			2	2
中国語言語文化演習Ⅰ				2
中国語言語文化演習Ⅱ				2
ロシア語				
ロシア語基礎Ⅰ	1			1
ロシア語基礎Ⅱ	1			1
ロシア語基礎Ⅲ		1		1
ロシア語基礎Ⅳ		1		1
ロシア語会話Ⅰ	1			1
ロシア語会話Ⅱ	1			1
ロシア語文化Ⅰ	2			2
ロシア語文化Ⅱ		2		2
ロシア語文化Ⅲ		2		2
ロシア語文化演習Ⅰ			2	2
ロシア語文化演習Ⅱ			2	2
ロシア語言語演習Ⅰ			2	2
ロシア語言語演習Ⅱ			2	2
ロシア語言語文化演習Ⅰ				2

ロシア言語文化演習Ⅱ				2	2	
韓国・朝鮮語						
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2	
韓国・朝鮮語文化Ⅱ		2			2	
韓国・朝鮮語文化Ⅲ		2			2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ				2	2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ				2	2	
身体						
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2	
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2	
体育実技ⅠA	1				1	
体育実技ⅠB	1				1	
体育実技ⅡA	1				1	
体育実技ⅡB	1				1	
体育実技ⅢA	1				1	
体育実技ⅢB	1				1	
体育実技ⅣA	1				1	
体育実技ⅣB	1				1	
情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
計	58	40	40	20	158	

○印 必修	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
	教養科目 人文科学 自己 哲学	2				2	教養科目（留学生科目を含む）「人文科学」・「社会科学」から10単位以上。

倫	理	学	I	2			2
倫	理	学	II	2			2
論	理	学	I	2			2
論	理	学	II	2			2
社	会	思	史	2			2
行	動	科	学	2			2
基	礎	心	学	2			2
人	間	関	論	2			2
文化							
日	本	文	学	2			2
外	国	文	I	2			2
外	国	文	II	2			2
言	語	学	I	2			2
言	語	学	II	2			2
芸	術	論	I	2			2
芸	術	論	II	2			2
異	文化	コミュニケーション		2			2
現	代	文	化	論	2		2
音	声	学	セミナー	2			2
一	般	言	語	セミナー	2		2
デ	ザ	イン	セミナー	I	2		2
デ	ザ	イン	セミナー	II	2		2
歴史							
歴	史	学	I	2			2
歴	史	学	II	2			2
歴	史	学	III	2			2
歴	史	学	IV	2			2
考	古	学		2			2
人	文	科	学	特別講義	2		2
社会科学							
社会構造							
法			学	2			2
日	本	国	憲	学	2		2
経		济	学	2			2
政		治	学	2			2
社		会	学	2			2
マ	ス	コ	ミ	論	2		2
生	涯	学	習	論	2		2
地域							
地		理	学	2			2
人		類	学	2			2
地		誌	学	2			2
国	際	事	情	2			2
カ	ナ	ダ	の	自然と社会	I	2	2

カナダの自然と社会Ⅱ	2				2		
社会科学特別講義	2				2		
自然科学							
環境							
地球科学Ⅰ		2			2	(1)教養科目「自然科学(環境)」から6単位以上及び(2)工学基礎科目1～3群(1・2群から各2単位以上)及び(3)専門教育科目「基盤数理系」1・2群(1群から1.5単位以上)、前記(1)～(3)から22単位以上。	
地球科学Ⅱ		2			2		
環境生物科学Ⅰ	2				2		
環境生物科学Ⅱ	2				2		
物質科学	2				2		
物質環境科学	2				2		
宇宙科学Ⅰ		2			2		
宇宙科学Ⅱ		2			2		
地球環境セミナーⅠ	2				2		
地球環境セミナーⅡ	2				2		
環境生物科学セミナーⅠ	2				2		
環境生物科学セミナーⅡ	2				2		
化学セミナーⅠ	2				2		
化学セミナーⅡ	2				2		
宇宙科学セミナーⅠ	2				2		
宇宙科学セミナーⅡ	2				2		
普遍性							
数学概論Ⅰ	2				2		
数学概論Ⅱ	2				2		
物理学概論Ⅰ	2				2		
物理学概論Ⅱ	2				2		
数学セミナーⅠ	2				2		
数学セミナーⅡ	2				2		
自然科学特別講義	2				2		
北海道学							
北海道史	2				2		
北方圏文化論	2				2		
北海道文学	2				2		
アイヌの言語と文化	2				2		
大 学 史	2				2		
開発研究所特別講義	2				2		
北海道学特別講義	2				2		
教養科目							
教養科目特別講義	2				2		
計	138	8			146		

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目 キャリア・ガイダンス	1				1	
	計	1				1	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	体験型科目						
	海 外 文 化 I	1				1	
	海 外 文 化 II	1				1	
	海 外 文 化 III	1				1	
	海 外 文 化 IV	1				1	
	計	4				4	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	留学生科目(外国人留学生・海外 帰国生徒科目) <代替科目>						
	日 本 語 演 習 I	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 I	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 I	2				2	
	日 本 語 演 習 II	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 II	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 II	2				2	
	日 本 語 演 習 III		2			2	
	日 本 事 情 I		2			2	
	日 本 語 演 習 IV		2			2	
	日 本 事 情 II		2			2	
	計	12	8			20	

工学基礎科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	1群						選択必修 2単位以上
	線 形 代 数 学 I	2				2	
	線 形 代 数 学 II	2				2	
	2群						選択必修 2単位以上
	微 分 積 分 学 I	2				2	
	微 分 積 分 学 II		2			2	
	3群						
	物 理 学 I	2				2	
	物 理 学 II	2				2	

物 理 学 III		2			2	
振 動 ・ 波 動 工 学		2			2	
4群						
代 数 学 序 論	2				2	
代 数 学 I		2			2	
代 数 学 II		2			2	
幾 何 学 序 論	2				2	
幾 何 学 I		2			2	
幾 何 学 II		2			2	
計	14	14	0	0	28	

専門教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(基盤数理系)						選択必修 1.5単位以上
	1群						
	確 率 統 計	2				2	
	環 境 統 計 学 ・ 演 習		1.5			1.5	
	品 質 管 理 ・ 演 習		1.5			1.5	
	2群						
	応 用 数 学 I		2			2	
	応 用 数 学 II		2			2	
	3群						
	解 析 学 序 論	2				2	
	解 析 学 I		2			2	
	解 析 学 II		2			2	
	(都市環境系)						専門教育科目（基盤数理系及び技術英語以外）のうち必修33単位、かつ選択49単位以上(ただし、総合系の選択必修4.5単位以上、都市環境系から4単位以上、都市経営系と都市防災系からそれぞれ2単位以上を含む)。 一般教育科目、工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上。
	環 境 工 学 序 論	2				2	
	微 生 物 学	2				2	
	環 境 地 質 学		2			2	
	保 全 生 態 学		2			2	
○	環 境 計 測 学			2		2	
○	環 境 計 測 実 習			1		1	
○	上 下 水 道 工 学 I			2		2	
	上 下 水 道 工 学 II			2		2	
	環 境 評 価 論		2			2	
	都 市 環 境 工 学			2		2	
	景 観 工 学				2	2	
	環 境 ア セ ス メ ン ト				2	2	
	(都市情報系)						
○	情 報 処 理 I ・ 演 習		1.5			1.5	
○	情 報 処 理 II ・ 演 習		1.5			1.5	
○	デ ー タ 処 理 論 実 習			1		1	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ			2		2	
○	C A D 演 習			1		1	

	防災情報システム				2	2	
	(都市経営系)						
○	計画数理Ⅰ・演習		3			3	
○	計画数理Ⅱ・演習			1.5		1.5	
	住民参加論		2			2	
	地域交通論		2			2	
	都市経営論			2		2	
	寒地政策論			2		2	
	社会調査法			2		2	
	都市・交通計画				2	2	
	道路工学			2		2	
	(都市防災系)						
○	リスクマネジメント			2		2	
	地震工学			2		2	
	寒地・都市防災論				2	2	
	河川工学			2		2	
	防災工学		2			2	
	コンクリート工学		2			2	
	コンクリート構造工学			2		2	
	鋼構造工学			2		2	
	橋梁工学			2		2	
	地盤工学			2		2	
	地盤・構造材料実験			1		1	
	(総合系)						
	構造の力学A・演習		1.5			1.5	選択必修
	構造の力学B・演習		1.5			1.5	1.5単位以上
	流れ学A・演習		1.5			1.5	選択必修
	流れ学B・演習		1.5			1.5	1.5単位以上
	基礎土質工学A・演習		1.5			1.5	選択必修
	基礎土質工学B・演習		1.5			1.5	1.5単位以上
○	シビルエンジニアリング基礎セミナー	2				2	
	シビルエンジニアリング総論	2				2	
○	測量学Ⅰ		2			2	
○	測量実習			1		1	
	測量学Ⅱ			2		2	
	技術英語			2		2	
	インターンシップA			1		1	
	インターンシップB			2		2	
○	技術者倫理・演習			1.5		1.5	
○	プレゼンテーション			2		2	
○	シビルエンジニアリングデザインセミナー				2	2	
○	卒業研究				6	6	
	計	12	42	49	2 16	121	

(3) 建築学科

一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基盤科目						
	言語						
	英語						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	
	フランス語基礎Ⅱ	1				1	

フランス語基礎	Ⅲ		1			1
フランス語基礎	Ⅳ		1			1
フランス語会話	Ⅰ	1				1
フランス語会話	Ⅱ	1				1
フランス語文化	Ⅰ	2				2
フランス語文化	Ⅱ		2			2
フランス語文化	Ⅲ		2			2
フランス語文化演習	Ⅰ			2		2
フランス語文化演習	Ⅱ			2		2
フランス語言語演習	Ⅰ			2		2
フランス語言語演習	Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習	Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習	Ⅱ				2	2
中国語						
中国語基礎	Ⅰ	1				1
中国語基礎	Ⅱ	1				1
中国語基礎	Ⅲ		1			1
中国語基礎	Ⅳ		1			1
中国語会話	Ⅰ	1				1
中国語会話	Ⅱ	1				1
中国語文化	Ⅰ	2				2
中国語文化	Ⅱ		2			2
中国語文化	Ⅲ		2			2
中国語文化演習	Ⅰ			2		2
中国語文化演習	Ⅱ			2		2
中国語言語演習	Ⅰ			2		2
中国語言語演習	Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習	Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習	Ⅱ				2	2
ロシア語						
ロシア語基礎	Ⅰ	1				1
ロシア語基礎	Ⅱ	1				1
ロシア語基礎	Ⅲ		1			1
ロシア語基礎	Ⅳ		1			1
ロシア語会話	Ⅰ	1				1
ロシア語会話	Ⅱ	1				1
ロシア語文化	Ⅰ	2				2
ロシア語文化	Ⅱ		2			2
ロシア語文化	Ⅲ		2			2
ロシア語文化演習	Ⅰ			2		2
ロシア語文化演習	Ⅱ			2		2
ロシア語言語演習	Ⅰ			2		2
ロシア語言語演習	Ⅱ			2		2
ロシア語言語文化演習	Ⅰ				2	2

ロシア言語文化演習Ⅱ				2	2	
韓国・朝鮮語						
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2	
韓国・朝鮮語文化Ⅱ		2			2	
韓国・朝鮮語文化Ⅲ		2			2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ				2	2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ				2	2	
身体						
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2	
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2	
体育実技ⅠA	1				1	
体育実技ⅠB	1				1	
体育実技ⅡA	1				1	
体育実技ⅡB	1				1	
体育実技ⅢA	1				1	
体育実技ⅢB	1				1	
体育実技ⅣA	1				1	
体育実技ⅣB	1				1	
情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
計	58	40	40	20	158	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	教養科目						
	人文科学						
	自己						

哲			学	2			2
倫	理	学	I	2			2
倫	理	学	II	2			2
論	理	学	I	2			2
論	理	学	II	2			2
社	会	思	史	2			2
行	動	科	学	2			2
基	礎	心	学	2			2
人	間	関	論	2			2
文化							
日	本	文	学	2			2
外	国	文	I	2			2
外	国	文	II	2			2
言	語	学	I	2			2
言	語	学	II	2			2
芸	術	論	I	2			2
芸	術	論	II	2			2
異	文化	コミュニケーション		2			2
現	代	文	化	論	2		2
音	声	学	セミナー	2			2
一	般	言	語	セミナー	2		2
デ	ザ	イン	セミナー	I	2		2
デ	ザ	イン	セミナー	II	2		2
歴史							
歴	史	学	I	2			2
歴	史	学	II	2			2
歴	史	学	III	2			2
歴	史	学	IV	2			2
考	古		学	2			2
人	文	科	学	特別講義	2		2
社会科学							
社会構造							
法			学	2			2
日	本	国	憲	学	2		2
経		济	学	2			2
政		治	学	2			2
社		会	学	2			2
マ	ス	コ	論	2			2
生	涯	学	論	2			2
地域							
地		理	学	2			2
人		類	学	2			2
地		誌	学	2			2
国	際	事	情	2			2

カナダの自然と社会 I	2				2
カナダの自然と社会 II	2				2
社会科学特別講義	2				2
自然科学					
環境					
地球科学 I		2			2
地球科学 II		2			2
環境生物科学 I	2				2
環境生物科学 II	2				2
物質科学	2				2
物質環境科学	2				2
宇宙科学 I		2			2
宇宙科学 II		2			2
地球環境セミナー I	2				2
地球環境セミナー II	2				2
環境生物科学セミナー I	2				2
環境生物科学セミナー II	2				2
化学セミナー I	2				2
化学セミナー II	2				2
宇宙科学セミナー I	2				2
宇宙科学セミナー II	2				2
普遍性					
数学概論 I	2				2
数学概論 II	2				2
物理学概論 I	2				2
物理学概論 II	2				2
数学セミナー I	2				2
数学セミナー II	2				2
自然科学特別講義	2				2
北海道学					
北海道史	2				2
北方圏文化論	2				2
北海道文学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大 学 史	2				2
開発研究所特別講義	2				2
北海道学特別講義	2				2
教養科目					
教養科目特別講義	2				2
計	138	8			146

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目 キャリア・ガイダンス	1				1	
	計	1				1	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	体験型科目						
	海 外 文 化 I	1				1	
	海 外 文 化 II	1				1	
	海 外 文 化 III	1				1	
	海 外 文 化 IV	1				1	
	計	4				4	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	留学生科目(外国人留学生・海外 帰国生徒科目)						
	<代替科目>						
	日 本 語 演 習 I	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 I	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 I	2				2	
	日 本 語 演 習 II	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 II	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 II	2				2	
	日 本 語 演 習 III		2			2	
	日 本 事 情 I		2			2	
	日 本 語 演 習 IV		2			2	
	日 本 事 情 II		2			2	
	計	12	8			20	

工学基礎科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	数物系						
	線 形 代 数 学 I	2				2	
	線 形 代 数 学 II	2				2	
	微 分 積 分 学 I	2				2	
	微 分 積 分 学 II		2			2	
	幾 何 学 I		2			2	
	幾 何 学 II		2			2	
	物 理 学 I	2				2	

物 理 学 II	2			2
代 数 学 序 論	2			2
代 数 学 I		2		2
代 数 学 II		2		2
幾 何 学 序 論	2			2
計	14	10		24

専門教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	空間デザイン系						
	空間・環境デザイン入門	2				2	専門教育科目82単位以上。 一般教育科目，工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上。
	空間 デ ザ イ ン	2				2	
	空間デザイン演習基礎		2			2	
○	空間デザイン演習Ⅰ		4			4	
○	空間デザイン演習Ⅱ			4		4	
	空間デザイン演習Ⅲ			4		4	
	空間デザイン演習Ⅳ				4	4	
○	建 築 計 画 I		2			2	
○	建 築 計 画 II			2		2	
	建 築 計 画 III			2		2	
	工 芸 デ ザ イ ン		2			2	
	建 築 デ ザ イ ン 論			2		2	
	都 市 計 画			2		2	
	インテリアデザイン			2		2	
	空間リノベーション				2	2	
	環境デザイン系						
○	北 方 建 築	2				2	
	建 築 環 境 基 礎		2			2	
	建 築 環 境 計 画 I		2			2	
	建 築 環 境 計 画 II			2		2	
	建 築 環 境 計 画 III			2		2	
	建 築 環 境 計 画 演 習 I		1			1	
	建 築 環 境 計 画 演 習 II			1		1	
○	環 境 計 測 演 習				2	2	
	設 備 概 論		2			2	
	建 築 設 備 シ ス テ ム			2		2	
	庭 園 文 化 論			2		2	
	都 市 環 境 デ ザ イ ン				2	2	
	雪 氷 学				2	2	
	システムデザイン系						
	構造・材料デザイン入門	2				2	
	構 造 デ ザ イ ン	2				2	
○	構造力学基礎Ⅰ・演習		3			3	
○	構造力学基礎Ⅱ・演習		3			3	

	構造力学応用Ⅰ・演習			3		3	
	構造力学応用Ⅱ・演習			3		3	
	鉄筋コンクリート構造			2		2	
	鉄筋コンクリート構造演習			1		1	
	鋼構造			2		2	
	鋼構造演習			1		1	
	構造設計法論			2		2	
	建築振動論				2	2	
	構造解析				2	2	
	建築材料	2				2	
	建築仕上材料	2				2	
○	建築材料実験			1		1	
○	建築生産			2		2	
	建築施工				2	2	
	コンクリート工学				2	2	
	専門共通						
	造形演習Ⅰ	2				2	
	造形演習Ⅱ	2				2	
	建築図学	2				2	
○	建築製図演習		2			2	
	建築プレゼンテーション		2			2	
○	建築CAD演習			2		2	
	建築一般構造		2			2	
	西洋建築史		2			2	
	日本建築史		2			2	
	情報処理解		2			2	
	プログラミング		2			2	
	測量学			3		3	実習を含む
	インターンシップ			2		2	
○	建築法規			2		2	
	建築経済			2		2	
	品質管理			2		2	
	木造建築	2				2	
	技術者倫理			2		2	
	防災計画				2	2	
	解析学序論	2				2	
	解析学Ⅰ		2			2	
	解析学Ⅱ		2			2	
	確率統計	2				2	
○	数理統計学		2			2	
	卒業研究				6	6	
	計	22	47	59	28	156	

(4) 電子情報工学科

一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考	
		1	2	3	4	計		
	基盤科目							
	言語							
	英語							
	英語リーディングⅠ	1				1	一般教育科目22単位 以上（英語4科目4単位 以上を含む）。	
	英語リーディングⅡ	1				1		
	英語リーディングⅢ		1			1		
	英語リーディングⅣ		1			1		
	英語コミュニケーションⅠ	1				1		
	英語コミュニケーションⅡ	1				1		
	英語コミュニケーションⅢ		1			1		
	英語コミュニケーションⅣ		1			1		
	英語特講Ⅰ	1				1		
	英語特講Ⅱ	1				1		
	英語ライティングⅠ	1				1		
	英語ライティングⅡ	1				1		
	英語文化演習ⅠA		2			2		
	英語文化演習ⅡA		2			2		
	英語以外の外国語							
	共通							
	世界の言語と文化	2				2		
	ドイツ語							
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1		
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1		
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1		
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1		
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1		
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1		
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2		
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2		
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2		
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2		
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2		
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2		
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2		
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2		
	ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2		
	フランス語							
	フランス語基礎Ⅰ	1				1		
	フランス語基礎Ⅱ	1				1		

フランス語基礎Ⅲ		1		1
フランス語基礎Ⅳ		1		1
フランス語会話Ⅰ	1			1
フランス語会話Ⅱ	1			1
フランス語文化Ⅰ	2			2
フランス語文化Ⅱ		2		2
フランス語文化Ⅲ		2		2
フランス語文化演習Ⅰ			2	2
フランス語文化演習Ⅱ			2	2
フランス語言語演習Ⅰ			2	2
フランス語言語演習Ⅱ			2	2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2
中国語				
中国語基礎Ⅰ	1			1
中国語基礎Ⅱ	1			1
中国語基礎Ⅲ		1		1
中国語基礎Ⅳ		1		1
中国語会話Ⅰ	1			1
中国語会話Ⅱ	1			1
中国語文化Ⅰ	2			2
中国語文化Ⅱ		2		2
中国語文化Ⅲ		2		2
中国語文化演習Ⅰ			2	2
中国語文化演習Ⅱ			2	2
中国語言語演習Ⅰ			2	2
中国語言語演習Ⅱ			2	2
中国語言語文化演習Ⅰ				2
中国語言語文化演習Ⅱ				2
ロシア語				
ロシア語基礎Ⅰ	1			1
ロシア語基礎Ⅱ	1			1
ロシア語基礎Ⅲ		1		1
ロシア語基礎Ⅳ		1		1
ロシア語会話Ⅰ	1			1
ロシア語会話Ⅱ	1			1
ロシア語文化Ⅰ	2			2
ロシア語文化Ⅱ		2		2
ロシア語文化Ⅲ		2		2
ロシア語文化演習Ⅰ			2	2
ロシア語文化演習Ⅱ			2	2
ロシア語言語演習Ⅰ			2	2
ロシア語言語演習Ⅱ			2	2
ロシア語言語文化演習Ⅰ				2

ロシア言語文化演習Ⅱ				2	2	
韓国・朝鮮語						
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2	
韓国・朝鮮語文化Ⅱ		2			2	
韓国・朝鮮語文化Ⅲ		2			2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ				2	2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ				2	2	
身体						
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2	
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2	
体育実技ⅠA	1				1	
体育実技ⅠB	1				1	
体育実技ⅡA	1				1	
体育実技ⅡB	1				1	
体育実技ⅢA	1				1	
体育実技ⅢB	1				1	
体育実技ⅣA	1				1	
体育実技ⅣB	1				1	
情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
計	58	40	40	20	158	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	教養科目						
	人文科学						
	自己						

哲			学	2			2
倫	理	学	I	2			2
倫	理	学	II	2			2
論	理	学	I	2			2
論	理	学	II	2			2
社	会	思	史	2			2
行	動	科	学	2			2
基	礎	心	学	2			2
人	間	関	論	2			2
文化							
日	本	文	学	2			2
外	国	文	I	2			2
外	国	文	II	2			2
言	語	学	I	2			2
言	語	学	II	2			2
芸	術	論	I	2			2
芸	術	論	II	2			2
異	文化	コミュニケー	ション	2			2
現	代	文	化	論	2		2
音	声	学	セ	ミ	ナ	ー	2
一	般	言	語	学	セ	ミ	ナ
デ	ザ	イ	ン	セ	ミ	ナ	I
デ	ザ	イ	ン	セ	ミ	ナ	II
歴史							
歴	史	学	I	2			2
歴	史	学	II	2			2
歴	史	学	III	2			2
歴	史	学	IV	2			2
考		古	学	2			2
人	文	科	学	特	別	講	義
社会科学							
社会構造							
法			学	2			2
日	本	国	憲	学	法	学	2
経		済	学	2			2
政		治	学	2			2
社		会	学	2			2
マ	ス	コ	学	論	2		2
生	涯	学	習	論	2		2
地域							
地		理	学	2			2
人		類	学	2			2
地		誌	学	2			2
国	際	事	情	2			2

カナダの自然と社会 I	2				2
カナダの自然と社会 II	2				2
社会科学特別講義	2				2
自然科学					
環境					
地球科学 I	2				2
地球科学 II	2				2
環境生物科学 I	2				2
環境生物科学 II	2				2
物質科学	2				2
物質環境科学	2				2
宇宙科学 I	2				2
宇宙科学 II	2				2
地球環境セミナー I	2				2
地球環境セミナー II	2				2
環境生物科学セミナー I	2				2
環境生物科学セミナー II	2				2
化学セミナー I	2				2
化学セミナー II	2				2
宇宙科学セミナー I	2				2
宇宙科学セミナー II	2				2
普遍性					
数学概論 I	2				2
数学概論 II	2				2
物理学概論 I	2				2
物理学概論 II	2				2
数学セミナー I	2				2
数学セミナー II	2				2
自然科学特別講義	2				2
北海道学					
北海道史	2				2
北方圏文化論	2				2
北海道文学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大 学 史	2				2
開発研究所特別講義	2				2
北海道学特別講義	2				2
教養科目					
教養科目特別講義	2				2
計	146				146

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目 キャリア・ガイダンス	1				1	
	計	1				1	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	体験型科目						
	海 外 文 化 I	1				1	
	海 外 文 化 II	1				1	
	海 外 文 化 III	1				1	
	海 外 文 化 IV	1				1	
	計	4				4	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	留学生科目(外国人留学生・海外 帰国生徒科目) <代替科目>						
	日 本 語 演 習 I	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 I	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 I	2				2	
	日 本 語 演 習 II	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 II	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 II	2				2	
	日 本 語 演 習 III		2			2	
	日 本 事 情 I		2			2	
	日 本 語 演 習 IV		2			2	
	日 本 事 情 II		2			2	
	計	12	8			20	

専門教育科目

○必修 △選択必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(基礎数物系)						
○	線 形 代 数 学 I	2				2	専門教育科目のうち選 択科目76単位以上(選 択必修30単位以上を含 む,基礎数物系を除 く)を含む98単位以 上。 一般教育科目及び専門 教育科目合計128単位 以上。
○	線 形 代 数 学 II	2				2	
○	微 分 積 分 学 I	2				2	
○	微 分 積 分 学 II		2			2	
	確 率 統 計 学	2				2	
	数 理 統 計 学		2			2	
	代 数 学 序 論	2				2	
	代 数 学 I		2			2	

	代 数 学 II		2			2
	幾 何 学 序 論 I	2		2		2
	幾 何 学 序 論 II			2		2
	解 析 学 序 論 I	2		2		2
	解 析 学 序 論 II			2		2
○	物 理 学 I	2				2
○	物 理 学 II	2				2
	(応用数物系)					
△	応 用 数 学 I		2			2
	応 用 数 学 II		2			2
△	物 理 数 学		2			2
△	数 理 工 学			2		2
△	数 値 解 析 I			2		2
	数 値 解 析 II				2	2
	(電子系)					
	電 子 工 学 基 礎 I	2				2
	電 子 工 学 基 礎 II	2				2
	電 気 回 路 基 礎	2				2
△	電 気 回 路 I		2			2
	電 気 回 路 II		2			2
△	電 子 回 路 I		2			2
	電 子 回 路 II			2		2
△	電 気 磁 気 学 I		2			2
	電 気 磁 気 学 II		2			2
△	電 子 物 性		2			2
	固 体 電 子 工 学		2			2
△	電 子 デ バ イ ス			2		2
	光 エ レ ク ト ロ ニ ク ス			2		2
	論 理 回 路			2		2
	電 波 工 学			2		2
	電 気 電 子 材 料 学				2	2
	集 積 回 路				2	2
	(情報系)					
	情 報 工 学 基 礎 I	2				2
	情 報 工 学 基 礎 II	2				2
△	プ ロ グ ラ ミ ン グ 序 論 I		2			2
△	プ ロ グ ラ ミ ン グ 序 論 II		2			2
△	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ		2			2
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム		2			2
△	計 算 機 言 語 学 I		2			2
	計 算 機 言 語 学 II			2		2
	自 然 言 語 処 理			2		2
	シ ス テ ム と ネ ッ ト ワ ー ク			2		2

	アルゴリズム通論			2		2
	情報理論			2		2
	データ工学			2		2
	画像工学			2		2
	知識情報工学				2	2
	(応用系)					
	プレゼンテーション		2			2
△	電子計測		2			2
△	光工学Ⅰ			2		2
	光工学Ⅱ			2		2
△	制御工学Ⅰ			2		2
	制御工学Ⅱ			2		2
	通信工学通論			2		2
△	工学倫理			2		2
	電気工学通論			2		2
	音響工学			2		2
	情報通信システム			2		2
	センサ工学				2	2
	システム工学				2	2
	通信法規				2	2
	(実験実習等)					
	情報リテラシー演習	1				1
	基礎演習	1				1
	数学演習	1				1
	物理学演習	1				1
○	計算機実習Ⅰ		1			1
○	計算機実習Ⅱ		1			1
	計算機実習Ⅲ			1		1
	プロジェクト実習A			1		1
	プロジェクト実習B			1		1
○	電子情報工学実験Ⅰ		1			1
○	電子情報工学実験Ⅱ			1		1
	インターンシップ			2		2
○	卒業研究				6	6
	計	32	53	52	20	157

(5) 生命工学科

一般教育科目

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	基盤科目						一般教育科目のうち言語科目2科目2単位以上。
	言語						
	英語						
	英語リーディングⅠ	1				1	
	英語リーディングⅡ	1				1	
	英語リーディングⅢ		1			1	
	英語リーディングⅣ		1			1	
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	英語特講Ⅰ	1				1	
	英語特講Ⅱ	1				1	
	英語ライティングⅠ	1				1	
	英語ライティングⅡ	1				1	
	英語文化演習ⅠA		2			2	
	英語文化演習ⅡA		2			2	
	英語以外の外国語						
	共通						
	世界の言語と文化	2				2	
	ドイツ語						
	ドイツ語基礎Ⅰ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅱ	1				1	
	ドイツ語基礎Ⅲ		1			1	
	ドイツ語基礎Ⅳ		1			1	
	ドイツ語会話Ⅰ	1				1	
	ドイツ語会話Ⅱ	1				1	
	ドイツ語文化Ⅰ	2				2	
	ドイツ語文化Ⅱ		2			2	
	ドイツ語文化Ⅲ		2			2	
	ドイツ語文化演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語文化演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅰ			2		2	
	ドイツ語言語演習Ⅱ			2		2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅰ				2	2	
	ドイツ語言語文化演習Ⅱ				2	2	
	フランス語						
	フランス語基礎Ⅰ	1				1	

フランス語基礎Ⅱ	1				1
フランス語基礎Ⅲ		1			1
フランス語基礎Ⅳ		1			1
フランス語会話Ⅰ	1				1
フランス語会話Ⅱ	1				1
フランス語文化Ⅰ	2				2
フランス語文化Ⅱ		2			2
フランス語文化Ⅲ		2			2
フランス語文化演習Ⅰ			2		2
フランス語文化演習Ⅱ			2		2
フランス語言語演習Ⅰ			2		2
フランス語言語演習Ⅱ			2		2
フランス語言語文化演習Ⅰ				2	2
フランス語言語文化演習Ⅱ				2	2
中国語					
中国語基礎Ⅰ	1				1
中国語基礎Ⅱ	1				1
中国語基礎Ⅲ		1			1
中国語基礎Ⅳ		1			1
中国語会話Ⅰ	1				1
中国語会話Ⅱ	1				1
中国語文化Ⅰ	2				2
中国語文化Ⅱ		2			2
中国語文化Ⅲ		2			2
中国語文化演習Ⅰ			2		2
中国語文化演習Ⅱ			2		2
中国語言語演習Ⅰ			2		2
中国語言語演習Ⅱ			2		2
中国語言語文化演習Ⅰ				2	2
中国語言語文化演習Ⅱ				2	2
ロシア語					
ロシア語基礎Ⅰ	1				1
ロシア語基礎Ⅱ	1				1
ロシア語基礎Ⅲ		1			1
ロシア語基礎Ⅳ		1			1
ロシア語会話Ⅰ	1				1
ロシア語会話Ⅱ	1				1
ロシア語文化Ⅰ	2				2
ロシア語文化Ⅱ		2			2
ロシア語文化Ⅲ		2			2
ロシア語文化演習Ⅰ			2		2
ロシア語文化演習Ⅱ			2		2
ロシア語言語演習Ⅰ			2		2
ロシア語言語演習Ⅱ			2		2

ロシア言語語文化演習Ⅰ				2	2	
ロシア言語語文化演習Ⅱ				2	2	
韓国・朝鮮語						
韓国・朝鮮語基礎Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語基礎Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅰ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅱ	1				1	
韓国・朝鮮語会話Ⅲ		1			1	
韓国・朝鮮語会話Ⅳ		1			1	
韓国・朝鮮語文化Ⅰ	2				2	
韓国・朝鮮語文化Ⅱ		2			2	
韓国・朝鮮語文化Ⅲ		2			2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語文化演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅰ			2		2	
韓国・朝鮮語言語演習Ⅱ			2		2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅰ				2	2	
韓国・朝鮮語言語文化演習Ⅱ				2	2	
身体						
健康とスポーツの科学Ⅰ	2				2	
健康とスポーツの科学Ⅱ	2				2	
体育実技ⅠA	1				1	
体育実技ⅠB	1				1	
体育実技ⅡA	1				1	
体育実技ⅡB	1				1	
体育実技ⅢA	1				1	
体育実技ⅢB	1				1	
体育実技ⅣA	1				1	
体育実技ⅣB	1				1	
情報						
コンピュータ科学	2				2	
情報技術論	2				2	
情報と社会	2				2	
計	58	40	40	20	158	

○印 必修	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
	教養科目 人文科学						

自己				学	2			2
哲				I	2			2
倫	理	学		II	2			2
倫	理	学		I	2			2
論	理	学		II	2			2
社	会	思	想	史	2			2
行	動	科		学	2			2
基	礎	心	理	学	2			2
人	間	関	係	論	2			2
文化								
日	本	文		学	2			2
外	国	文	学	I	2			2
外	国	文	学	II	2			2
言	語	学		I	2			2
言	語	学		II	2			2
芸	術	論		I	2			2
芸	術	論		II	2			2
異文化	コミュニケーション				2			2
現	代	文	化	論	2			2
音	声	学	セ	ミ	ナ	ー		2
一	般	言	語	学	セ	ミ	ナ	ー
デ	ザ	イ	ン	セ	ミ	ナ	ー	I
デ	ザ	イ	ン	セ	ミ	ナ	ー	II
歴史								
歴	史	学		I	2			2
歴	史	学		II	2			2
歴	史	学		III	2			2
歴	史	学		IV	2			2
考	古			学	2			2
人	文	科	学	特	別	講	義	2
社会科学								
社会	構造							
法				学	2			2
日	本	国	憲	法	2			2
経		济		学	2			2
政		治		学	2			2
社		会		学	2			2
マ	ス	コ	ミ	論	2			2
生	涯	学	習	論	2			2
地域								
地		理		学	2			2
人		類		学	2			2
地		誌		学	2			2
国	際	事		情	2			2

カナダの自然と社会 I	2				2
カナダの自然と社会 II	2				2
社会科学特別講義	2				2
自然科学					
環境					
地球科学 I	2				2
地球科学 II	2				2
環境生物科学 I	2				2
環境生物科学 II	2				2
物質科学	2				2
物質環境科学	2				2
宇宙科学 I	2				2
宇宙科学 II	2				2
地球環境セミナー I	2				2
地球環境セミナー II	2				2
環境生物科学セミナー I	2				2
環境生物科学セミナー II	2				2
化学セミナー I	2				2
化学セミナー II	2				2
宇宙科学セミナー I	2				2
宇宙科学セミナー II	2				2
普遍性					
数学概論 I	2				2
数学概論 II	2				2
物理学概論 I	2				2
物理学概論 II	2				2
数学セミナー I	2				2
数学セミナー II	2				2
自然科学特別講義	2				2
北海道学					
北海道史	2				2
北方圏文化論	2				2
北海道文学	2				2
アイヌの言語と文化	2				2
大 学 史	2				2
開発研究所特別講義	2				2
北海道学特別講義	2				2
教養科目					
教養科目特別講義	2				2
計	146				146

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	キャリア形成科目 キャリア・ガイダンス	1				1	
	計	1				1	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	体験型科目						
	海 外 文 化 I	1				1	
	海 外 文 化 II	1				1	
	海 外 文 化 III	1				1	
	海 外 文 化 IV	1				1	
	計	4				4	

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	留学生科目(外国人留学生・海外 帰国生徒科目)						
	<代替科目>						
	日 本 語 演 習 I	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 I	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 I	2				2	
	日 本 語 演 習 II	2				2	
	日 本 語 読 解 ・ 構 文 II	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 II	2				2	
	日 本 語 演 習 III		2			2	
	日 本 事 情 I		2			2	
	日 本 語 演 習 IV		2			2	
	日 本 事 情 II		2			2	
	計	12	8			20	

専門教育科目

○必修 △選択必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	(A群)						
	線 形 代 数 学 I	2				2	専門教育科目のうち、 必修17単位と選択必修 29単位以上を含み、か つB群とC群それぞれか ら24単位以上を含む80 単位以上。 一般教育科目及び専門 教育科目の合計124単 位以上。
	線 形 代 数 学 II	2				2	
	微 分 積 分 学 I	2				2	
	微 分 積 分 学 II		2			2	
	確 率 統 計	2				2	
	現 代 物 理 学 入 門	2				2	
	物 理 学 I	2				2	

	物 理 学 II		2		2
	物 理 化 学		2		2
	Academic English		2		2
	シミュレーション科学			2	2
	IT ビジネス論			2	2
	科学技術英語			2	2
	バイオビジネス論			2	2
	プレゼンテーション			2	2
△	生 命 工 学 総 論	2			2
	(B群)				
△	生 命 工 学 倫 理	2			2
	化 学 概 論	2			2
	生 物 学 基 礎	2			2
	環 境 工 学 序 論	2			2
	生 物 学 概 論	2			2
	有 機 化 学	2			2
	微 生 物 学	2			2
	先 端 生 物 科 学	2			2
	環境・エネルギーシステム論		2		2
	生 物 多 様 性 論		2		2
	地 球 環 境 論		2		2
△	生 化 学 I		2		2
△	生 化 学 II		2		2
△	分 子 生 物 学 I		2		2
△	分 子 生 物 学 II		2		2
△	バイオテクノロジーセミナー			2	2
△	細 胞 生 物 学 I			2	2
△	細 胞 生 物 学 II			2	2
△	遺 伝 子 工 学 I			2	2
△	遺 伝 子 工 学 II			2	2
	バイオインフォマティクス			2	2
	生 命 科 学 の 未 来				2
	(C群)				
△	情 報 処 理 論	2			2
△	アルゴリズムとデータ構造		2		2
	データベースとネットワーク		2		2
△	プログラミング入門		2		2
△	シ ス テ ム 概 論		2		2
△	テキストマイニング		2		2
△	ヒューマンコンピュータインタラクション		2		2
△	人 工 知 能 概 論			2	2
△	デ ー タ マ イ ニ ン グ			2	2
	人 間 工 学 概 論		2		2
	計 測 工 学		2		2

	社 会 心 理 学		2			2
	感 覚 情 報 処 理			2		2
	情 報 数 理 学			2		2
△	情 報 理 論			2		2
	音 声 工 学 概 論			2		2
	生 活 支 援 工 学			2		2
	運 動 機 能 計 測				2	2
	ユニバーサルデザイン論				2	2
	(D群)					
	地 学 実 験	1				1
	生 物 学 実 験		1			1
	物 理 学 実 験			1		1
○	化 学 実 験		1			1
○	バイオテクノロジー実習Ⅰ			1		1
○	バイオテクノロジー実習Ⅱ			1		1
○	情報リテラシー演習	2				2
○	データ解析演習		2			2
○	プログラミング演習Ⅰ		2			2
○	プログラミング演習Ⅱ			2		2
△	アルゴリズムとデータ構造演習		1			1
△	Webエンジニアリング演習			1		1
△	Webアプリケーション演習			1		1
	インターンシップA			1		1
	インターンシップB			2		2
○	卒 業 研 究				6	6
	計	35	47	46	12	140

別表10

経済学部 1部 経済学科
 経済学部 1部 地域経済学科
 経営学部 1部 経営学科
 経営学部 1部 経営情報学科
 法学部 1部 法律学科
 法学部 1部 政治学科
 人文学部 1部 日本文化学科
 人文学部 1部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築工学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

(1-1) 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
A	商業科 教育法 I		2			2	中学校免許： 各教科の I～IV 必修 (4科目 8単位) 高等学校免許： 各教科の I～II 必修 (2科目 4単位) 但し，高等学校免許(国 語・英語・数学・理科) のみ取得の場合： 各教科の I～IV 必修 (4科目 8単位)
	商業科 教育法 II		2			2	
	社会科 教育法 I		2			2	
	社会科 教育法 II		2			2	
	社会科 教育法 III		2			2	
	社会科 教育法 IV		2			2	
	地理歴史科 教育法 I		2			2	
	地理歴史科 教育法 II		2			2	
	公民科 教育法 I		2			2	
	公民科 教育法 II		2			2	
	国語科 教育法 I		2			2	
	国語科 教育法 II		2			2	
	国語科 教育法 III		2			2	
	国語科 教育法 IV		2			2	
	英語科 教育法 I		2			2	
	英語科 教育法 II		2			2	
	英語科 教育法 III		2			2	
	英語科 教育法 IV		2			2	
	数学科 教育法 I		2			2	
	数学科 教育法 II		2			2	
	数学科 教育法 III		2			2	
	数学科 教育法 IV		2			2	
	工業科 教育法 I		2			2	
	工業科 教育法 II		2			2	
情報科 教育法 I		2			2		
情報科 教育法 II		2			2		
理科 教育法 I		2			2		
理科 教育法 II		2			2		
理科 教育法 III		2			2		
理科 教育法 IV		2			2		
計			60		60		

(1-2) 教育の基礎的理解に関する科目

群	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
B	教 育 学 概 論		2			2	1科目2単位以上必修
	学 校 と 教 育 の 歴 史		2			2	
	教 職 入 門		2			2	必修
	教 育 社 会 学		2			2	1科目2単位以上必修
	教 育 行 政 学		2			2	
	教 育 心 理 学 I		2			2	1科目2単位以上必修
	教 育 心 理 学 II		2			2	
	学 校 教 育 心 理 学		2			2	
特 別 支 援 教 育 概 論		1			1	必修	
教 育 課 程 論		2			2	必修	
計			19			19	

(1-3) 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目

群	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
C	道 徳 教 育 指 導 論		2			2	中学校免許必修
	総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導		1			1	必修
	特 別 活 動 の 指 導		2			2	必修
	教 育 方 法 論		2			2	必修
	教 育 と I C T 活 用		1			1	必修
	生 徒 ・ 進 路 指 導 論		2			2	必修
	教 育 相 談		2			2	必修
計			12			12	

(1-4) 教育実践に関する科目

群	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
D	教 育 実 習 実 践 指 導 I			1		1	I～II必修 高等学校免許(商業・地理歴史・公民・工業・情報)のみ取得に適用。
	教 育 実 習 実 践 指 導 II			1		1	
	中 学 校 教 育 実 習				2	2	中学校免許状必修
	中・高校教育実習(事前事後指導含む)				3	3	必修
教 職 実 践 演 習 (中・高)					2	2	必修
計				2	5	2	9

(1-5) 大学が独自に設定する科目

群	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
E	(教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目)						
	生涯学習論	2				2	中学校免許必修
	教職総合演習			2		2	
介護体験実習		1			1		
計		2		2		5	
F	(一般的包括的内容を含む教科に関する専門的事項)						
	人文地理学		2			2	(社会・地理歴史免許に適用)
	自然地理学		2			2	(社会・地理歴史免許に適用)
	職業指導	2				2	(商業免許に適用)
	職業指導	2				2	(工業免許に適用)
情報と職業	2				2	(情報免許に適用)	
計		6	4			10	

付記

中学校1種免許状及び高等学校1種免許状授与の所要資格を取得する場合、A群からE群の中で、各備考欄に記した必修科目の単位を含み、合計39単位以上を修得すること。

経済学部 2部 経済学科
 経済学部 2部 地域経済学科
 経営学部 2部 経営学科
 法学部 2部 法律学科
 法学部 2部 政治学科
 人文学部 2部 日本文化学科
 人文学部 2部 英米文化学科

(2-1) 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
A	商業科 教育法 I		2			2	中学校免許： 各教科のⅠ～Ⅳ必修 (4科目8単位) 高等学校免許： 各教科のⅠ～Ⅱ必修 (2科目4単位) 但し、高等学校免許(国語・英語)のみ取得の場合： 各教科のⅠ～Ⅳ必修 (4科目8単位)
	商業科 教育法 II		2			2	
	社会科 教育法 I		2			2	
	社会科 教育法 II		2			2	
	社会科 教育法 III		2			2	
	社会科 教育法 IV		2			2	
	地理歴史科 教育法 I		2			2	
	地理歴史科 教育法 II		2			2	
	公民科 教育法 I		2			2	
	公民科 教育法 II		2			2	
	国語科 教育法 I		2			2	
	国語科 教育法 II		2			2	
	国語科 教育法 III		2			2	
	国語科 教育法 IV		2			2	
	英語科 教育法 I		2			2	
	英語科 教育法 II		2			2	
	英語科 教育法 III		2			2	
	英語科 教育法 IV		2			2	
情報科 教育法 I		2			2		
情報科 教育法 II		2			2		
計			40			40	

(2-2) 教育の基礎的理解に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
B	教育学 概論		2			2	1科目2単位以上必修
	学校と教育の歴史		2			2	
	教職入門		2			2	必修
	教育社会学		2			2	1科目2単位以上必修
	教育行政学		2			2	
教育心理学 I		2			2	1科目2単位以上必修	
教育心理学 II		2			2		

	学校教育心理学	2			2	
	特別支援教育概論	1			1	必修
	教育課程論	2			2	必修
	計	19			19	

(2-3) 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
C	道徳教育指導論	2				2	中学校免許必修
	総合的な学習の時間の指導	1				1	必修
	特別活動の指導	2				2	必修
	教育方法論	2				2	必修
	教育とICT活用	1				1	必修
	生徒・進路指導論	2				2	必修
	教育相談	2				2	必修
	計	12				12	

(2-4) 教育実践に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
D	教育実習実践指導Ⅰ		1			1	Ⅰ～Ⅱ必修 高等学校免許(商業・地理歴史・公民・情報)のみ取得に適用。
	教育実習実践指導Ⅱ		1			1	
	中学校教育実習				2	2	中学校免許状必修
	中・高校教育実習(事前事後指導含む)				3	3	必修
	教職実践演習(中・高)				2	2	必修
	計		2		2	5	9

(2-5) 大学が独自に設定する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
E	(教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目)						
	生涯学習論	2				2	
	教職総合演習			2		2	
	介護体験実習		1			1	中学校免許必修
	計	2		2		5	
F	(一般的包括的内容を含む教科に関する専門的事項)						
	人文地理学		2			2	(社会・地理歴史免許に適用)
	自然地理学		2			2	(社会・地理歴史免許に適用)
	職業指導	2				2	(商業免許に適用)
	情報と職業	2				2	(情報免許に適用)
	計	4	4			8	

付記

中学校 1 種免許状及び高等学校 1 種免許状授与の所要資格を取得する場合， A 群から E 群の中で， 各備考欄に記した必修科目の単位を含み， 合計39単位以上を修得すること。

別表11 司書又は司書教諭，社会教育主事及び学芸員に関する科目

(1) 司書に関する科目

経済学部 1部 経済学科
 経済学部 1部 地域経済学科
 経済学部 2部 経済学科
 経済学部 2部 地域経済学科
 経営学部 1部 経営学科
 経営学部 1部 経営情報学科
 経営学部 2部 経営学科
 法学部 1部 法律学科
 法学部 1部 政治学科
 法学部 2部 法律学科
 法学部 2部 政治学科
 人文学部 1部 日本文化学科
 人文学部 1部 英米文化学科
 人文学部 2部 日本文化学科
 人文学部 2部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

授業科目	年次及び単位数					備考
	1	2	3	4	計	
生涯学習論	2				2	必修
図書館概論		2			2	必修
図書館制度・経営論			2		2	必修
情報技術論	2				2	必修
図書館サービス概論		2			2	必修
情報サービス論		2			2	必修
児童サービス論		2			2	必修
情報サービス演習Ⅰ			1		1	必修
情報サービス演習Ⅱ			1		1	必修
図書館情報資源概論		2			2	必修
情報資源組織論		2			2	必修
情報資源組織演習Ⅰ			1		1	必修
情報資源組織演習Ⅱ			1		1	必修
図書館基礎特論			1		1	} いずれか2科目 2単位必修
図書館サービス特論			1		1	
図書館情報資源特論			1		1	
図書館・図書館史		1			1	
図書館施設論		1			1	
図書館実習				1	1	
計	4	14	9	1	28	合計24単位必修

(2) 司書教諭に関する科目

経済学部 1部 経済学科
 経済学部 1部 地域経済学科
 経済学部 2部 経済学科
 経済学部 2部 地域経済学科
 経営学部 1部 経営学科
 経営学部 1部 経営情報学科
 経営学部 2部 経営学科
 法学部 1部 法律学科
 法学部 1部 政治学科
 法学部 2部 法律学科
 法学部 2部 政治学科
 人文学部 1部 日本文化学科
 人文学部 1部 英米文化学科
 人文学部 2部 日本文化学科
 人文学部 2部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

授業科目	年次及び単位数					備考
	1	2	3	4	計	
学校経営と学校図書館		2			2	必修
学校図書館メディアの構成		2			2	必修
学習指導と学校図書館				2	2	必修
読書と豊かな人間性				2	2	必修
情報メディアの活用		2			2	必修
計		6		4	10	合計10単位必修

- (3) 社会教育主事に関する科目
 経済学部 1部 経済学科
 経済学部 1部 地域経済学科
 経営学部 1部 経営学科
 経営学部 1部 経営情報学科
 法学部 1部 法律学科
 法学部 1部 政治学科
 人文学部 1部 日本文化学科
 人文学部 1部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

○印 必修	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
○	生涯学習概論 I	2				2	*印の科目から 3科目6単位 必修
○	生涯学習概論 II	2				2	
○	生涯学習支援論 I	2				2	
○	生涯学習支援論 II		2			2	
○	社会教育経営論 I			2		2	
○	社会教育経営論 II			2		2	
	*社会教育行政論		2			2	
	*公民館論		2			2	
	*現代社会と社会教育 I	2				2	
○	現代社会と社会教育 II				2	2	
	*教育学概論	2				2	
	*教育社会学	2				2	
	*教育心理学 I	2				2	
○	社会教育実習 I	1				1	
○	社会教育実習 II		1			1	
○	社会教育実習 III		1			1	
○	社会教育演習 自治体社会教育インターンシップ			4		4	
					1	1	
計		15	8	8	3	34	合計27単位必修

(4) 学芸員に関する科目

経済学部 1部 経済学科
 経済学部 1部 地域経済学科
 経営学部 1部 経営学科
 経営学部 1部 経営情報学科
 法学部 1部 法律学科
 法学部 1部 政治学科
 人文学部 1部 日本文化学科
 人文学部 1部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

○印 必修	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
	A群						
○	生涯学習論	2				2	
○	博物館概論	2				2	
○	博物館経営論			2		2	
○	博物館資料論	2				2	
○	博物館資料保存論		2			2	
○	博物館展示論		2			2	
○	博物館教育論		2			2	
○	博物館情報・メディア論		2			2	
○	博物館実習Ⅰ	1				1	
○	博物館実習Ⅱ	1				1	
○	博物館実習Ⅲ		1			1	
	計	8	9	2	0	19	合計19単位必修

別表12 日本語教員養成課程授業科目

(1)

経済学部 1部 経済学科
 経済学部 1部 地域経済学科
 経営学部 1部 経営学科
 経営学部 1部 経営情報学科
 法学部 1部 法律学科
 法学部 1部 政治学科
 人文学部 1部 日本文化学科
 人文学部 1部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	社会・文化・地域						
	日 本 文 学	2				2	8 単位以上必修 英米文化学科の学生 は 2 年次開講
	歴 史 学 I	2				2	
	歴 史 学 II	2				2	
	歴 史 学 III	2				2	
	歴 史 学 IV	2				2	
	国 際 事 情	2				2	
	日 本 文 学 史 I	2				2	
	日 本 文 学 史 II	2				2	
	日 本 文 化 概 論 I	2				2	
	日 本 文 化 概 論 II	2				2	
	日 本 史 概 論 I	2				2	
	日 本 史 概 論 II	2				2	
	ヨーロッパ文化概論		2			2	
	キリスト教文化論		2			2	
	アイヌ文化論 I		2			2	
	アイヌ文化論 II		2			2	
	アジア地域論 I			2		2	
	アジア地域論 II			2		2	
	言語と社会						
	世界の言語と文化	2				2	2 単位以上必修
	異文化コミュニケーション	2				2	
	アイヌの言語と文化	2				2	
	言語と心理						
	人間関係論	2				2	2 単位以上必修
	日本語教育学特論			2		2	
	言語と教育						
	コンピュータ科学	2				2	必修 8 単位含み 10 単位以上必修
○	日本語教授法 I		2			2	
○	日本語教授法 II		2			2	

○	日本語教授法Ⅲ			2		2	
○	日本語教授法Ⅳ			2		2	
	日本語教育演習			2		2	
	日本語教育特別演習			2		2	
	言語						
	英語コミュニケーションⅠ	1				1	必修4単位含み 10単位以上必修
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	英語コミュニケーションⅢ		1			1	
	英語コミュニケーションⅣ		1			1	
	言語学Ⅰ	2				2	} 人文学部の学生 のみを対象に開講
	言語学Ⅱ	2				2	
	Communication SkillsⅠ	2				2	
	Communication SkillsⅡ	2				2	
○	日本語学概論Ⅰ	2				2	
○	日本語学概論Ⅱ	2				2	
	日本語学特論Ⅰ			2		2	
	日本語学特論Ⅱ			2		2	
	日本語発声実習	2				2	
	対照言語学		2			2	
	英語学概論Ⅰ		2			2	
	英語学概論Ⅱ		2			2	
	英語学特論Ⅰ			2		2	
	英語学特論Ⅱ			2		2	
	計	50	20	22	0	92	

(2)

経済学部 2部 経済学科
 経済学部 2部 地域経済学科
 経営学部 2部 経営学科
 法学部 2部 法律学科
 法学部 2部 政治学科
 人文学部 2部 日本文化学科
 人文学部 2部 英米文化学科

○印 必修	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
	社会・文化・地域						
	日 本 文 学	2				2	8 単位以上必修 英米文化学科の学生 は 2 年次開講
	歴 史 学 I	2				2	
	歴 史 学 II	2				2	
	歴 史 学 III	2				2	
	歴 史 学 IV	2				2	
	国 際 事 情	2				2	
	日 本 文 学 史 I	2				2	
	日 本 文 学 史 II	2				2	
	日 本 文 化 概 論 I	2				2	
	日 本 文 化 概 論 II	2				2	
	日 本 史 概 論 I	2				2	
	日 本 史 概 論 II	2				2	
	ヨ ー ロ ッ パ 文 化 概 論		2			2	
	キ リ ス ト 教 文 化 論		2			2	
	ア イ ヌ 文 化 論 I		2			2	
	ア イ ヌ 文 化 論 II		2			2	
	ア ジ ア 地 域 論 I			2		2	
	ア ジ ア 地 域 論 II			2		2	
	言語と社会						
	世 界 の 言 語 と 文 化	2				2	2 単位以上必修
	異文化コミュニケーション	2				2	
	アイヌの言語と文化	2				2	
	言語と心理						
	人 間 関 係 論	2				2	2 単位以上必修
	日 本 語 教 育 学 特 論			2		2	
	言語と教育						
	コ ン ピ ュ ー タ 科 学	2				2	必修 8 単位含み 10 単位以上必修
○	日 本 語 教 授 法 I		2			2	
○	日 本 語 教 授 法 II		2			2	
○	日 本 語 教 授 法 III			2		2	
○	日 本 語 教 授 法 IV			2		2	
	日 本 語 教 育 演 習			2		2	
	日 本 語 教 育 特 別 演 習			2		2	
	言語						

	英語コミュニケーションⅠ	1				1	必修4単位含み 10単位以上必修 } 人文学部の学生 のみを対象に開講
	英語コミュニケーションⅡ	1				1	
	言語学Ⅰ	2				2	
	言語学Ⅱ	2				2	
	Communication SkillsⅠ	2				2	
	Communication SkillsⅡ	2				2	
○	日本語学概論Ⅰ	2				2	
○	日本語学概論Ⅱ	2				2	
	日本語学特論Ⅰ			2		2	
	日本語学特論Ⅱ			2		2	
	日本語発声実習	2				2	
	対照言語学		2			2	
	英語学概論Ⅰ		2			2	
	英語学概論Ⅱ		2			2	
	英語学特論Ⅰ			2		2	
	英語学特論Ⅱ			2		2	
	計	50	18	22	0	90	

別表13 授業料等

(1) 1部

区	分	金額
入学検定料	経済学部	30,000 円
	経営学部	30,000
	法学部	30,000
	人文学部	30,000
	工学部	30,000
入学金	経済学部	200,000
	経営学部	200,000
	法学部	200,000
	人文学部	200,000
	工学部	200,000
授業料	経済学部	年額 872,000
	経営学部	年額 872,000
	法学部	年額 872,000
	人文学部	年額 896,000
	工学部	年額 1,140,000
教育充実費	経済学部	年額 100,000
	経営学部	年額 100,000
	法学部	年額 100,000
	人文学部	年額 100,000
	工学部	年額 100,000
実験実習費	工学部	年額 80,000
大学諸費	経済学部	年額 10,000
	経営学部	年額 10,000
	法学部	年額 10,000
	人文学部	年額 10,000
	工学部	年額 10,000

(2) 2部

区	分	金額
入学検定料	経済学部	30,000 円
	経営学部	30,000
	法学部	30,000
	人文学部	30,000
入学金	経済学部	100,000
	経営学部	100,000
	法学部	100,000
	人文学部	100,000
授業料	経済学部	年額 436,000
	経営学部	年額 436,000
	法学部	年額 436,000
	人文学部	年額 448,000

教育充実費	経済学部	年額	50,000
	経営学部	年額	50,000
	法学部	年額	50,000
	人文学部	年額	50,000
大学諸費	経済学部	年額	4,000
	経営学部	年額	4,000
	法学部	年額	4,000
	人文学部	年額	4,000

授業料，教育充実費，実験実習費，大学諸費の納入期限は，次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし，新入学生及び再入学，復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は，所定の期日までに納入しなければならない。

別表14 受講料等

(1) 研究生

区 分		金 額
審 査 料		15,000 円
入 学 金	(本学卒業生免除)	50,000
研 究 料	経 済 学 部	年額 218,000
	経 営 学 部	年額 218,000
	法 学 部	年額 218,000
	人 文 学 部	年額 224,000
	工 学 部	年額 285,000
実 験 実 習 費	工 学 部	80,000

(2) 学部学生等が聴講する研究生講座

区 分		金 額
受 講 料	経 済 学 部	1単位 8,000 円
	経 営 学 部	1単位 8,000
	法 学 部	1単位 8,000
	人 文 学 部	1単位 9,000
	工 学 部	1単位 10,000

(3) 委託生

区 分		金 額
入 学 検 定 料		30,000 円
入 学 金		50,000
受 講 料	経 済 学 部	1単位 8,000
	経 営 学 部	1単位 8,000
	法 学 部	1単位 8,000
	人 文 学 部	1単位 9,000
	工 学 部	1単位 10,000
実 験 実 習 費	工 学 部	実験を履修する者 80,000

(4) 科目等履修生

区 分		金 額
入 学 検 定 料	(本学卒業生免除) (履修証明プログラム受講生免除)	30,000 円
入 学 金	(本学卒業生免除) (履修証明プログラム受講生免除)	50,000
受 講 料	経 済 学 部	1単位 8,000
	経 営 学 部	1単位 8,000
	法 学 部	1単位 8,000
	人 文 学 部	1単位 9,000
	工 学 部	1単位 10,000
	履修証明プログラム受講生	48,000
実 験 実 習 費	工 学 部	実験を履修する者 80,000

(5) 教職課程 (在学生)

区 分		金 額
受 講 料	教 科 1 単 位 (実習費は, 実費徴収)	53,000 円 8,000

(6) 図書館学課程

区 分		金 額
入 学 検 定 料	(本学卒業者免除)	30,000 円
受 講 料	司書	
	在 学 生	63,000
	本 学 卒 業 生	185,000
	他 大 学 卒 業 生	238,000
	司書教諭	
	在 学 生	31,000
	本 学 卒 業 生	92,000
	他 大 学 卒 業 生	118,000
同 時 受 講	在 学 生	66,000
	本 学 卒 業 生	212,000
	他 大 学 卒 業 生	264,000
	科目受講者	1 単位 8,000

(7) 社会教育主事課程

区 分		金 額
入 学 検 定 料	(本学卒業者免除)	30,000 円
入 学 金	(本学卒業者免除)	50,000
受 講 料	在 学 生	23,000
	本 学 卒 業 生	68,000
	他 大 学 卒 業 生	87,000
	科 目 受 講 者	1 単位 8,000
	(実習費は, 実費徴収)	

(8) 学芸員課程

区 分		金 額
入 学 検 定 料	(本学卒業者免除)	30,000 円
入 学 金	(本学卒業者免除)	50,000
受 講 料	在 学 生	39,000
	本 学 卒 業 生	115,000
	他 大 学 卒 業 生	147,000
	科 目 受 講 者	1 単位 8,000
	(実習費は, 実費徴収)	

(9) 日本語教員養成課程

区 分		金 額
入学検定料	(本学卒業者免除)	30,000 円
入 学 金	(本学卒業者免除)	50,000
受 講 料	在学学生 人文学部 (免除) 他 の 学 部	30,000
	卒業生 本 大 学 卒 業 生	1単位 9,000
	他 大 学 卒 業 生	
修了証書手数料		5,000

(10) 特別聴講学生

区 分		金 額
入学検定料		30,000 円
入 学 金		50,000
受 講 料	経 済 学 部	1単位 8,000
	経 営 学 部	1単位 8,000
	法 学 部	1単位 8,000
	人 文 学 部	1単位 9,000
	工 学 部	1単位 10,000
実 験 実 習 費	工 学 部	実験を履修する者 80,000

平成28年度より、入学検定料及び入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 研究生, (4) 科目等履修生, (6) 図書館学課程, (7) 社会教育主事課程,
(8) 学芸員課程, (9) 日本語教員養成課程に記載のある本学卒業者免除には
北海商科大学卒業者を含む。

別表第1 教科に関する専門的事項
経済学部 1部 経済学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
高 一 種 商 業	商業の関係科目						
	*情報管理	2				2	*印の13科目から 9科目18単位以上 必修
	*データベース論				2	2	
	*産業経済論				2	2	
	*資源・エネルギー経済論				2	2	
	*労働経済論Ⅰ		2			2	
	*労働経済論Ⅱ		2			2	
	*金融経済論Ⅰ				2	2	
	*金融経済論Ⅱ				2	2	
	*コーポレート・ガバナンス				2	2	
	*簿記Ⅰ		2			2	
	*簿記Ⅱ		2			2	
	*工業簿記				2	2	
	*原価計算				2	2	
	日本経済論Ⅰ				2	2	
	日本経済論Ⅱ				2	2	
	財政学Ⅰ		2			2	
	財政学Ⅱ		2			2	
	食料・農業経済論Ⅰ		2			2	
	食料・農業経済論Ⅱ		2			2	
中小企業論Ⅰ		2			2		
中小企業論Ⅱ		2			2		
職業指導							
職業指導	2				2	必修	
中	日本史・外国史						
	日本史		2			2	必修
	日本経済史Ⅰ		2			2	
	日本経済史Ⅱ		2			2	
	経営史				2	2	
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	アジア歴史社会論Ⅰ	2				2	
	社会思想史基礎	2				2	
	社会思想史	2				2	
	経済学史Ⅰ		2			2	
	経済学史Ⅱ		2			2	
	地理学(地誌を含む。)						
	人文地理学		2			2	必修
自然地理学		2			2	必修	
経済地理学入門	2				2		
経済地理学				2	2		

一 種	地誌学	2			2	必修	
	法律学, 政治学						
社 会	現代政治学			4	4	必修	
	国際政治学			4	4		
	憲法Ⅰ			4	4		
	商法Ⅰ			4	4		
	商法Ⅱ			4	4		
	行政法			4	4		
	労働法			4	4		
	経済学			4	4		
	社会学, 経済学						
	社会学論	2				2	必修
	現代社会学	2				2	
	ミクロ経済学基礎	2				2	
	マクロ経済学基礎	2				2	
	社会学基礎Ⅰ	2				2	
	社会学基礎Ⅱ	2				2	
	社会学Ⅰ		2			2	
	社会学Ⅱ		2			2	
	国際経済論Ⅰ		2			2	
	国際経済論Ⅱ		2			2	
	経済統計学Ⅰ	2				2	
経済統計学Ⅱ	2				2		
社会調査論Ⅰ		2			2		
社会調査論Ⅱ		2			2		
開発政策論Ⅰ		2			2		
開発政策論Ⅱ		2			2		
国際関係論Ⅰ		2			2		
国際関係論Ⅱ		2			2		
経済政策Ⅰ		2			2		
経済政策Ⅱ		2			2		
社会政策Ⅰ		2			2		
社会政策Ⅱ		2			2		
哲学, 倫理学, 宗教学							
* 哲学	2				2	*印の2科目から 1科目2単位以上 必修	
* 倫理学	2				2		
高 一 種	日本史		2		2	必修	
	* 日本経済史Ⅰ		2		2		
	* 日本経済史Ⅱ		2		2		
	* 経営史			2	2		
	外国史		2		2	必修 必修	
	西東洋史		2		2		

地理 歴史	*アジア歴史社会論 I	2			2	*印の10科目から 4科目8単位以上 必修 必修 必修
	*社会思想史基礎	2			2	
	*社会思想史	2			2	
	*経済学史 I		2		2	
	*経済学史 II		2		2	
	人文地理学・自然地理学					
	人文地理学		2		2	
	自然地理学		2		2	
	*経済地理学入門	2			2	
	*経済地理学			2	2	
地誌						
地誌学	2			2	必修	
高 一 種 公	法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）					
	現代政治学			4	4	必修
	国際政治学			4	4	必修
	憲法			4	4	
	商法 I			4	4	
	商法 II			4	4	
	行政法			4	4	
	労働法			4	4	
	経済法			4	4	
	社会学，経済学 （国際経済を含む。）					
	*社会学	2			2	*印の6科目から 1科目2単位以上 必修
	*現代社会論	2			2	
	*ミクロ経済学基礎	2			2	
	*マクロ経済学基礎	2			2	
	*社会経済学基礎 I	2			2	
	*社会経済学基礎 II	2			2	
	社会経済学 I		2		2	必修
	社会経済学 II		2		2	必修
	国際経済論 I		2		2	必修
	国際経済論 II		2		2	必修
経済統計学 I	2			2		
経済統計学 II	2			2		
社会調査論 I		2		2		
社会調査論 II		2		2		
開発政策論 I		2		2		
開発政策論 II		2		2		
国際関係論 I		2		2		
国際関係論 II		2		2		
経済政策 I		2		2		
経済政策 II		2		2		

民	社 会 政 策 I		2		2	*印の3科目から 1科目2単位以上 必修
	社 会 政 策 II		2		2	
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学					
	* 哲 学	2			2	
	* 倫 理 学 I	2			2	
	* 行 動 科 学	2			2	
	組 織 心 理 学			2	2	
チ ャ ッ プ の 心 理 学				2	2	

別表第2 教科に関する専門的事項

経済学部 1部 地域経済学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中	日本史・外国史						
	日本史		2			2	必修
	日本経済史Ⅰ		2			2	
	日本経済史Ⅱ		2			2	
	経営史				2	2	
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	アジア歴史社会論Ⅰ	2				2	
	社会思想史基礎	2				2	
	社会思想史	2				2	
	経済学史Ⅰ		2			2	
	経済学史Ⅱ		2			2	
一	地理学（地誌を含む。）						
	人文地理学		2			2	必修
	自然地理学		2			2	必修
	経済地理学入門	2				2	
	経済地理学				2	2	
	地誌学	2				2	必修
	法律学, 政治学						
	現代政治学				4	4	必修
	国際政治学				4	4	
	憲法Ⅰ				4	4	
	商法Ⅱ				4	4	
	行政法				4	4	
労働法				4	4		
経済法				4	4		
種	社会学, 経済学						
	社会学	2				2	必修
	現代社会学論	2				2	
	ミクロ経済学基礎	2				2	
	マクロ経済学基礎	2				2	
	社会経済学基礎Ⅰ	2				2	
	社会経済学基礎Ⅱ	2				2	
	社会経済学Ⅰ		2			2	
	社会経済学Ⅱ		2			2	
	国際経済論Ⅰ		2			2	
	国際経済論Ⅱ		2			2	
	経済統計学Ⅰ	2				2	
経済統計学Ⅱ	2				2		
社	社会調査論Ⅰ		2			2	

会	社会調査論	II	2		2	
	開発政策論	I	2		2	
	開発政策論	II	2		2	
	国際関係論	I	2		2	
	国際関係論	II	2		2	
	経済政策	I	2		2	
	経済政策	II	2		2	
	社会政策	I	2		2	
	社会政策	II	2		2	
	非営利組織論				2	2
協同組合論				2	2	
哲学, 倫理学, 宗教学						
* 哲学	学	2			2	*印の2科目から 1科目2単位以上 必修
* 倫理学	I	2			2	
高一 種地 理 歴 史	日本史					
	日本史		2		2	必修
	* 日本経済史	I	2		2	}
	* 日本経済史	II	2		2	
	* 経営史			2	2	
	外国史					
	西洋史		2		2	必修
	東洋史		2		2	必修
	* アジア歴史社会論	I	2		2	*印の10科目から 4科目8単位以上 必修
	* 社会思想史基礎		2		2	
	* 社会思想史		2		2	
	* 経済学史	I	2	2	2	
	* 経済学史	II	2	2	2	
	人文地理学・自然地理学					
	人文地理学		2		2	必修
自然地理学		2		2	必修	
* 経済地理学入門		2		2	}	
* 経済地理学			2	2		
地誌		2		2		
地誌		2		2	必修	
高	法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)					
	現代政治学			4	4	必修
	国際政治学			4	4	必修
	憲法			4	4	
	商法	I		4	4	
	商法	II		4	4	
	行法			4	4	
	労働法			4	4	
経済法			4	4		

	社会学, 経済学 (国際経済を含む。)						
一	* 社会学	2			2	*印の6科目から 1科目2単位以上 必修	
	* 現代社会学論	2			2		
	* ミクロ経済学基礎	2			2		
	* マクロ経済学基礎	2			2		
	* 社会経済学基礎 I	2			2		
	* 社会経済学基礎 II	2			2		
	種	社会学 I		2		2	必修
		社会学 II		2		2	必修
		国際経済論 I		2		2	必修
		国際経済論 II		2		2	必修
経済統計学 I		2			2		
経済統計学 II		2			2		
社会調査論 I			2		2		
社会調査論 II			2		2		
開発政策論 I			2		2		
開発政策論 II			2		2		
公	国際関係論 I		2		2		
	国際関係論 II		2		2		
	経済政策 I		2		2		
	経済政策 II		2		2		
	社会政策 I		2		2		
	社会政策 II		2		2		
	非営利組織論			2	2		
	協同組合論			2	2		
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学						
	* 哲学	2			2	*印の3科目から 1科目2単位以上 必修	
* 倫理学 I	2			2			
* 行動科学	2			2			
組織心理学			2	2			
民	チームの心理学			2	2		

別表第3 教科に関する専門的事項
経済学部 2部 経済学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
高 一 種 商 業	商業の関係科目						*印の13科目から 9科目18単位以上 必修
	*情報管理	2				2	
	*データベース論				2	2	
	*産業経済論				2	2	
	*資源・エネルギー経済論				2	2	
	*労働経済論Ⅰ		2			2	
	*労働経済論Ⅱ		2			2	
	*金融経済論Ⅰ				2	2	
	*金融経済論Ⅱ				2	2	
	*コーポレート・ガバナンス				2	2	
	*簿記Ⅰ		2			2	
	*簿記Ⅱ		2			2	
	*工業簿記				2	2	
	*原価計算				2	2	
	日本経済論Ⅰ				2	2	
	日本経済論Ⅱ				2	2	
	財政学Ⅰ		2			2	
	財政学Ⅱ		2			2	
	食料・農業経済論Ⅰ		2			2	
	食料・農業経済論Ⅱ		2			2	
中小企業論Ⅰ		2			2		
中小企業論Ⅱ		2			2		
職業指導							
職業指導	2				2	必修	
中 一	日本史・外国史						必修 必修 必修
	日本史		2			2	
	日本経済史Ⅰ		2			2	
	日本経済史Ⅱ		2			2	
	経営史				2	2	
	西洋史		2			2	
	東洋史		2			2	
	アジア歴史社会論Ⅰ	2				2	
	社会思想史基礎	2				2	
	社会思想史	2				2	
	経済学史Ⅰ		2			2	
	経済学史Ⅱ		2			2	
	地理学(地誌を含む。)						
人文地理学		2			2	必修	
自然地理学		2			2	必修	
経済地理学入門	2				2		

地 理 歴 史	* 社 会 思 想 史	2			2	4科目8単位以上 必修	
	* 経 済 学 史 I		2		2		
	* 経 済 学 史 II		2		2		
	人文地理学・自然地理学						必修 必修
	人 文 地 理 学		2		2		
	自 然 地 理 学		2		2		
* 経 済 地 理 学 入 門 学	2			2			
* 経 済 地 理 学			2	2			
地誌						必修	
地 誌 学	2			2			
高 一 種 公 民	法律学（国際法を含む。）, 政治学（国際政治を含む。）					必修 必修	
	現 代 政 治 学			4	4		
	国 際 政 治 学			4	4		
	商 法			4	4		
	労 働 法			4	4		
	経 済 法			4	4		
	社会学, 経済学 （国際経済を含む。）					*印の6科目から 1科目2単位以上 必修	
	* 社 会 学	2			2		
	* 現 代 社 会 論	2			2		
	* ミ ク ロ 経 済 学 基 礎	2			2		
	* マ ク ロ 経 済 学 基 礎	2			2		
	* 社 会 経 済 学 基 礎 I	2			2		
	* 社 会 経 済 学 基 礎 II	2			2		
	社 会 経 済 学 I		2		2		
	社 会 経 済 学 II		2		2		
	国 際 経 済 論 I		2		2		
	国 際 経 済 論 II		2		2		
	経 済 統 計 学 I	2			2		
	経 済 統 計 学 II	2			2		
	社 会 調 査 論 I		2		2		
	社 会 調 査 論 II		2		2		
	開 発 政 策 論 I		2		2		
	開 発 政 策 論 II		2		2		
国 際 関 係 論 I		2		2			
国 際 関 係 論 II		2		2			
経 済 政 策 I		2		2			
経 済 政 策 II		2		2			
社 会 政 策 I		2		2			
社 会 政 策 II		2		2			
哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学					*印の3科目から 1科目2単位以上		
* 哲 学	2			2			
* 倫 理 学 I	2			2			

*行動科学	2		2	必修
組織心理学		2	2	
チームの心理学		2	2	

会	開 発 政 策 論 II	2		2	*印の2科目から 1科目2単位以上 必修
	国 際 関 係 論 I	2		2	
	国 際 関 係 論 II	2		2	
	経 済 政 策 I	2		2	
	経 済 政 策 II	2		2	
	社 会 政 策 I	2		2	
	社 会 政 策 II	2		2	
	非 営 利 組 織 論		2	2	
	協 同 組 合 論		2	2	
	哲学, 倫理学, 宗教学				
* 哲 学	2		2		
* 倫 理 学 I	2		2		
高 一 種 地 理 歴 史	日本史				*印の10科目から 4科目8単位以上 必修
	日 本 本 史 史	2		2	
	* 日 本 経 済 史 I	2		2	
	* 日 本 経 済 史 II	2		2	
	* 経 営 史		2	2	
	外国史				
	西 洋 史 史	2		2	
	東 洋 史 史	2		2	
	* ア ジ ア 歴 史 社 会 論 I	2		2	
	* 社 会 思 想 史 基 礎	2		2	
	* 社 会 思 想 史	2		2	
	* 経 済 学 史 I	2		2	
	* 経 済 学 史 II	2		2	
	人文地理学・自然地理学				
	人 文 地 理 学 学	2		2	
自 然 地 理 学 学	2		2		
* 経 済 地 理 学 入 門 学	2		2		
* 経 済 地 理 学		2	2		
地誌					
地 誌 学	2		2		
高	法律学（国際法を含む。）， 政治学（国際政治を含む。）				*印の6科目から 1科目2単位以上
	現 代 政 治 学		4	4	
	国 際 政 治 学		4	4	
	商 法		4	4	
	労 働 法		4	4	
	経 済 法		4	4	
	社会学, 経済学 （国際経済を含む。）				
	* 社 会 学	2		2	
	* 現 代 社 会 論	2		2	
	* ミ ク ロ 経 済 学 基 礎	2		2	

一 種 公 民	*マ	ク	ロ	経	学	基	礎	2			2	必修	
	*社	会	経	学	基	礎	I	2			2		
	*社	会	経	学	基	礎	II	2			2		
		社	会	経	学			I		2		2	必修
		社	会	経	学			II		2		2	
		国	際	経	論			I		2		2	必修
		国	際	経	論			II		2		2	
		経	統	計	学			I	2			2	必修
		経	統	計	学			II	2			2	
		社	会	調	査	論		I		2		2	必修
		社	会	調	査	論		II		2		2	
		開	発	政	策	論		I		2		2	必修
		開	発	政	策	論		II		2		2	
		国	際	関	係	論		I		2		2	必修
		国	際	関	係	論		II		2		2	
		経	政	策	論			I		2		2	必修
		経	政	策	論			II		2		2	
		社	政	策	論			I		2		2	必修
		社	政	策	論			II		2		2	
		非	営	利	組	織	論				2	2	*印の3科目から 1科目2単位以上 必修
	協	同	組	合	論					2	2		
	哲学,	倫理学,	宗教学,	心理学								*印の3科目から 1科目2単位以上 必修	
	*哲			学				2			2		
	*倫	理		学				2			2		
	*行	動		科	学			2			2		
	組	織	心	理	学					2	2	*印の3科目から 1科目2単位以上 必修	
	チ	一	ム	の	心	理	学			2	2		

別表第5 教科に関する専門的事項
経営学部 1部 経営学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
高 一 種 商 業	商業の関係科目						*印の12科目から 9科目18単位以上 必修
	*企業論		2			2	
	*コーポレート・ガバナンス		2			2	
	*財務会計				2	2	
	*財務分析				2	2	
	*管理会計				2	2	
	*マネジメント・コントロール				2	2	
	*工業簿記		2			2	
	*原価計算		2			2	
	*産業経済論				2	2	
	*資源・エネルギー経済論				2	2	
	*簿記Ⅰ	2				2	
	*簿記Ⅱ	2				2	
	経営管理Ⅰ		2			2	
	経営管理Ⅱ		2			2	
	マーケティングⅠ		2			2	
	マーケティングⅡ		2			2	
	ファイナンスⅠ		2			2	
	ファイナンスⅡ		2			2	
	財政学Ⅰ				2	2	
財政学Ⅱ				2	2		
職業指導						必修	
職業指導	2				2		
中 一	日本史・外国史						必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修
	日本史		2			2	
	経営学説				2	2	
	西洋史		2			2	
	東洋史		2			2	
	地理学(地誌を含む。)						
	人文地理学		2			2	
	自然地理学		2			2	
	地誌学	2				2	
	法律学, 政治学						
	現代政治学		4			4	
	民法				4	4	
	憲法		4			4	
商法Ⅰ				4	4		
商法Ⅱ				4	4		
行政法		4			4		

		(国際経済を含む。)					
一 種	社 会 経 済 学 I		2			2	必修
	社 会 経 済 学 II		2			2	必修
	*ミ ク ロ 経 済 学 I		2			2	*印の4科目から1 科目2単位以上必修
	*ミ ク ロ 経 済 学 II		2			2	
	*マ ク ロ 経 済 学 I		2			2	
	*マ ク ロ 経 済 学 II		2			2	
	国 際 経 済 論 I				2	2	必修
	国 際 経 済 論 II				2	2	必修
	経 営 学 概 論 I	2				2	
	経 営 学 概 論 II	2				2	
	流 通 シ ス テ ム			2		2	
	流 通 経 営			2		2	
	ビジネス・エコノミクスII	2				2	
	公 共 経 営 論				2	2	
非 営 利 事 業 論				2	2		
公 民	多 国 籍 企 業 論 I				2	2	
	多 国 籍 企 業 論 II				2	2	
	経 済 政 策 I				2	2	
	経 済 政 策 II				2	2	
	社 会 政 策 I				2	2	
	社 会 政 策 II				2	2	
	社 会 調 査 論 I				2	2	
	社 会 調 査 論 II				2	2	
	社 会 保 障 論 I				2	2	
	社 会 保 障 論 II				2	2	
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学						
	*哲 学	2				2	*印の3科目から 1科目2単位以上 必修
	*倫 理 学 I	2				2	
	*行 動 科 学	2				2	
組 織 心 理 学				2	2		
チ ャームの心理学					2	2	

別表第6 教科に関する専門的事項

経営学部 1部 経営情報学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
高 一 種 商 業	商業の関係科目						*印の12科目から 9科目18単位以上 必修
	*財 務 会 計				2	2	
	*財 務 分 析				2	2	
	*管 理 会 計				2	2	
	*マネジメント・コントロール				2	2	
	*工 業 簿 記		2			2	
	*原 価 計 算		2			2	
	*会 計 監 査				2	2	
	*税 務 会 計				2	2	
	*産 業 経 済 論				2	2	
	*資 源 ・ エ ネ ル ギ ー 経 済 論				2	2	
	*簿 記 I	2				2	
	*簿 記 II	2				2	
	経 営 管 理 I		2			2	
	経 営 管 理 II		2			2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ I		2			2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ II		2			2	
	フ ァ イ ナ ン ス I		2			2	
	フ ァ イ ナ ン ス II		2			2	
	企 業 論		2			2	
コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス		2			2		
財 政 学 I				2	2		
財 政 学 II				2	2		
職業指導						必修	
職 業 指 導	2				2		
高 一 種	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理						必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修
	情 報 と 社 会	2				2	
	情 報 と 職 業	2				2	
	コンピュータ・情報処理						
	情 報 科 学		2			2	
	情 報 処 理		2			2	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ A				4	4	
	情報システム						
	情 報 リ テ ラ シ ー	4				4	
	情 報 シ ス テ ム				2	2	
	デ ー タ ベ ー ス				2	2	
情報通信ネットワーク							
経 営 情 報				2	2		
シ ス テ ム 戦 略				2	2		

情報	プログラミング B		4	4	
	情報ネットワーク		2	2	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術				
	データ解析	4		4	必修
	経営科学		2	2	
	オペレーションズ・リサーチ		2	2	
	マルチメディア		2	2	

別表第7 教科に関する専門的事項
経営学部 2部 経営学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
高 一 種 商 業	商業の関係科目						*印の10科目から 9科目18単位以上 必修
	*財 務 会 計				2	2	
	*財 務 分 析				2	2	
	*管 理 会 計				2	2	
	*マネジメント・コントロール				2	2	
	*工 業 簿 記		2			2	
	*原 価 計 算		2			2	
	*産 業 経 済 論				2	2	
	*資源・エネルギー経済論				2	2	
	*簿 記 I	2				2	
	*簿 記 II	2				2	
	経 営 管 理 I		2			2	
	経 営 管 理 II		2			2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ I		2			2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ II		2			2	
	フ ァ イ ナ ン ス I		2			2	
	フ ァ イ ナ ン ス II		2			2	
	企 業 論		2			2	
	コーポレート・ガバナンス		2			2	
	財 政 学 I				2	2	
財 政 学 II				2	2		
職業指導							
職 業 指 導	2				2	必修	
中 一	日本史・外国史						必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修
	日 本 史		2			2	
	経 営 学 説				2	2	
	西 洋 史		2			2	
	東 洋 史		2			2	
	地理学(地誌を含む。)						
	人 文 地 理 学		2			2	
	自 然 地 理 学		2			2	
	地 誌 学	2				2	
	法律学, 政治学						
	現 代 政 治 学		4			4	
	民 法				4	4	
	商 法				4	4	
労 働 法				4	4		
経 済 法				4	4		
国 際 法				4	4		

	国 際 政 治 学			4	4	
	社会学, 経済学					
種	経営学概論 I	2			2	
	経営学概論 II	2			2	
種	流通システム		2		2	
	流通経営		2		2	
	ビジネス・エコノミクス II	2			2	
社	社会経済学 I		2		2	必修
	社会経済学 II		2		2	必修
社	ミクロ経済学 I		2		2	
	ミクロ経済学 II		2		2	
社	マクロ経済学 I		2		2	
	マクロ経済学 II		2		2	
会	公共経営論			2	2	
	非営利事業論			2	2	
	多国籍企業論 I			2	2	
	多国籍企業論 II			2	2	
	経済政策 I			2	2	
	経済政策 II			2	2	
	社会政策 I			2	2	
	社会政策 II			2	2	
	社会調査論 I			2	2	
	社会調査論 II			2	2	
	社会保障論 I			2	2	
	社会保障論 II			2	2	
	哲学, 倫理学, 宗教学					
	* 哲学	2			2	*印の2科目から1科目2単位以上必修
	* 倫理学	2			2	

高 一 種 情 報	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理					
	情報と社会	2			2	必修
	情報と職業	2			2	必修
	コンピュータ・情報処理					
	情報科学		2		2	必修
	情報処理		2		2	必修
	情報システム					
	情報リテラシー	4			4	
	情報システム		2		2	必修
	データベース		2		2	必修
	情報通信ネットワーク					
	経営情報		2		2	必修
	システム戦略		2		2	必修
	マルチメディア表現・マルチメディア技術					
データ解析		4		4	必修	

別表第8 教科に関する専門的事項

法学部 1部 法律学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 社	日本史・外国史						
	日本史		2			2	必修
	日本法制史				4	4	
	日本経済史Ⅰ				2	2	
	日本経済史Ⅱ				2	2	
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	西洋法制史				4	4	
	西洋経済史Ⅰ				2	2	
	西洋経済史Ⅱ				2	2	
	法思想史				2	2	
	地理学(地誌を含む。)						
	人文地理学		2			2	必修
	自然地理学		2			2	必修
	経済地理学入門	2				2	
	経済地理学				2	2	
	地誌学	2				2	必修
	法律学, 政治学						
憲法Ⅰ	4				4	(日本国憲法2単位含む。)必修	
国際法Ⅰ				4	4		
憲法Ⅱ		4			4		
行政法Ⅰ		4			4		
民法Ⅰ	4				4		
民法Ⅱ		4			4		
民法Ⅲ		4			4		
民法Ⅳ		4			4		
刑法Ⅰ		4			4		
刑法Ⅱ		4			4		
民事訴訟法Ⅰ				4	4		
刑事訴訟法Ⅰ				4	4		
行政法Ⅱ				4	4		
商法Ⅰ		4			4		
商法Ⅱ				4	4		
労働法				4	4		
経済法				4	4		
国際私法学				4	4		
現代政治学	4				4		
行政学		4			4		
社会学, 経済学							
社会経済学Ⅰ		2			2	必修	

会	社会学 II	2	2	2	必修		
	国際経済論 I		2	2			
	国際経済論 II		2	2			
	ミクロ経済学 I	2		2			
	ミクロ経済学 II	2		2			
	マクロ経済学 I		2	2			
	マクロ経済学 II		2	2			
	経済政策 I		2	2			
	経済政策 II		2	2			
	社会政策 I		2	2			
社会政策 II		2	2				
哲学, 倫理学, 宗教学							
*哲学	学	2		2	} *印の2科目から 2単位以上必修		
*倫理学	学	2		2			
高 一 種 地 理 歴 史	日本史		2	2	} 必修 *印の9科目から 8単位以上必修 } 必修 } 必修		
	*日本法制史			4		4	
	*日本経済史 I			2		2	
	*日本経済史 II			2		2	
	外国史		2			2	
	西洋史		2			2	
	*西洋法制史			4		4	
	*西洋経済史 I			2		2	
	*西洋経済史 II			2		2	
	*法思想史			2		2	
	人文地理学・自然地理学						
	人文地理学		2			2	必修
	自然地理学		2			2	必修
	*経済地理学入門	2				2	
	*経済地理学			2		2	
地誌							
地誌学	2			2	必修		
高	法律学 (国際法を含む。), 政治学 (国際政治を含む。)				(日本国憲法2単位含む。)必修 必修		
	憲法 I	4		4			
	国際法 II		4	4			
	憲法 I		4	4			
	行政法 I	4		4			
	民法 I		4	4			
	民法 II		4	4			
	民法 III		4	4			
	民法 IV		4	4			
刑法 I		4	4				

一 種	刑 民 刑 行 商 商 勞 經 国 現 行	法 事 事 政 法 法 法 法 際 代 政 政	訴 訟 訴 訟 法 法 法 法 法 法 治 治	II I I II I II 法 法 法 学 学	4	4	4	4	
公 民	社会学, 経済学 (国際経済を含む。)								
	社 社 国 国	会 会 際 際	経 経 経 経	済 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	必修 必修 必修 必修
	ミ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	マ 社 国 国	ク 会 際 際	ロ 経 経 経	経 済 済 済	学 学 論 論	I II I II	2 2	2 2	
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学								
	* 哲			学	学	2	2	} *印の3科目から 4単位以上必修	
	* 倫	理		学	I	2	2		
	* 行	動		科	学	2	2		

別表第9 教科に関する専門的事項

法学部 1部 政治学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中	日本史・外国史						
	日本史		2			2	必修
	日本政治史				4	4	
	北海道政治・行政史Ⅰ				2	2	
	北海道政治・行政史Ⅱ				2	2	
	日本経済史Ⅰ				2	2	
	日本経済史Ⅱ				2	2	
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	西洋政治史		4			4	
	政治思想史				4	4	
一	西洋経済史Ⅰ				2	2	
	西洋経済史Ⅱ				2	2	
	地理学（地誌を含む。）						
	人文地理学		2			2	必修
	自然地理学		2			2	必修
	経済地理学入門	2				2	
	経済地理学				2	2	
	地誌学	2				2	必修
	法律学，政治学						
	憲法Ⅰ	4				4	（日本国憲法2単位含む。）必修
	国際政治学		4			4	
種	現代政治学	4				4	
	行政学		4			4	
	憲法Ⅱ		4			4	
	公共政策論		4			4	
	地方自治論		4			4	
	政治過程論		4			4	
	ジャーナリズム論				4	4	
	国際機構論				2	2	
	民法Ⅰ	4				4	
	刑法Ⅰ		4			4	
	社	社会学，経済学					
社会経済学Ⅰ			2			2	必修
社会経済学Ⅱ			2			2	必修
国際経済論Ⅰ					2	2	
国際経済論Ⅱ					2	2	
ミクロ経済学Ⅰ			2			2	
ミクロ経済学Ⅱ			2			2	
マクロ経済学Ⅰ					2	2	

種	(国際経済を含む。)									
	社	会	経	済	学	I	2		2	必修
	社	会	経	済	学	II	2		2	必修
	国	際	経	済	論	I		2	2	必修
	国	際	経	済	論	II		2	2	必修
公	ミ	ク	ロ	経	済	学	I	2		2
	ミ	ク	ロ	経	済	学	II	2		2
	マ	ク	ロ	経	済	学	I		2	2
	マ	ク	ロ	経	済	学	II		2	2
	経	済	政	策		I		2	2	
	経	済	政	策		II		2	2	
民	社	会	政	策		I		2	2	
	社	会	政	策		II		2	2	
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学									
	* 哲				学		2		2	} *印の3科目から 4単位以上必修
	* 倫	理			学	I	2		2	
	* 行	動			科	学	2		2	

別表第10 教科に関する専門的事項

法学部 2部 法律学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中	日本史・外国史						
	日本史		2			2	必修
	日本法制史				4	4	
	日本経済史Ⅰ				2	2	
	日本経済史Ⅱ				2	2	
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	西洋法制史				4	4	
	西洋経済史Ⅰ				2	2	
	西洋経済史Ⅱ				2	2	
一	法思想史				2	2	
	地理学（地誌を含む。）						
	人文地理学		2			2	必修
	自然地理学		2			2	必修
	経済地理学入門	2				2	
	経済地理学				2	2	
	地誌学	2				2	必修
	法律学，政治学						
	憲法Ⅰ	4				4	（日本国憲法2単位含む。）必修
	国際法Ⅱ				4	4	
種	憲法Ⅱ		4			4	
	行政法Ⅰ		4			4	
	民法Ⅰ	4				4	
	民法Ⅱ		4			4	
	民法Ⅲ		4			4	
	民法Ⅳ		4			4	
	刑法Ⅰ		4			4	
	刑法Ⅱ		4			4	
	民事訴訟法Ⅰ				4	4	
	刑事訴訟法Ⅱ				4	4	
社	行政法Ⅱ				4	4	
	商法Ⅰ		4			4	
	商法Ⅱ				4	4	
	労働法				4	4	
	経済法				4	4	
	国際私法				4	4	
	現代政治学	4				4	
	行政学		4			4	
	社会学，経済学						
	社会経済学Ⅰ		2			2	必修

会	社会学 II	2		2	必修
	国際経済論 I			2	
	国際経済論 II			2	
	ミクロ経済学 I	2		2	
	ミクロ経済学 II	2		2	
	マクロ経済学 I			2	
	マクロ経済学 II			2	
	経済政策 I			2	
	経済政策 II			2	
	社会政策 I			2	
社会政策 II			2		
哲学, 倫理学, 宗教学					
*哲学	2			2	} *印の2科目から 2単位以上必修
*倫理学	2			2	
高 一 種 地 理 歴 史	日本史				} 必修 *印の9科目から 8単位以上必修 } 必修 } 必修
	日本史	2		2	
	*日本法制史			4	
	*日本経済史 I			2	
	*日本経済史 II			2	
	外国史				
	西洋史	2		2	
	東洋史	2		2	
	*西洋法制史			4	
	*西洋経済史 I			2	
	*西洋経済史 II			2	
	*法思想史			2	
	人文地理学・自然地理学				
	人文地理学	2		2	
	自然地理学	2		2	
*経済地理学入門	2		2		
*経済地理学			2		
地誌					
地誌学	2		2		
高	法律学 (国際法を含む。), 政治学 (国際政治を含む。)				(日本国憲法2単位含む。)必修 必修
	憲法 I	4		4	
	国際法			4	
	憲法 II	4		4	
	行政法 I	4		4	
	民法 I	4		4	
	民法 II	4		4	
	民法 III	4		4	
	民法 IV	4		4	
	刑法	4		4	

一 種	刑 法	II	4		4		
	民 事 訴 訟 法	I		4	4		
	刑 事 訴 訟 法	法		4	4		
	行 政 法	II		4	4		
	商 法	I	4		4		
	商 法	II		4	4		
	勞 働 法	法		4	4		
	經 済 法	法		4	4		
	国 際 私 法	法		4	4		
	現 代 政 治 学	学	4		4		
行 政 学	学	4		4			
公 民	社会学, 経済学 (国際経済を含む。)						
	社 会 經 済 学	I	2		2	必修	
	社 会 經 済 学	II	2		2	必修	
	国 際 經 済 論	I		2	2	必修	
	国 際 經 済 論	II		2	2	必修	
	ミ ク ロ 經 済 学	I	2		2		
	ミ ク ロ 經 済 学	II	2		2		
	マ ク ロ 經 済 学	I		2	2		
	マ ク ロ 經 済 学	II		2	2		
	經 済 政 策	I		2	2		
	經 済 政 策	II		2	2		
	社 会 政 策	I		2	2		
	社 会 政 策	II		2	2		
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学						
	* 哲 学	学	2		2	*印の3科目から 4単位以上必修	
* 倫 理 学	I	2		2			
* 行 動 科 学	学	2		2			

別表第11 教科に関する専門的事項

法学部 2部 政治学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中	日本史・外国史						
	日本史		2			2	必修
	日本政治史				4	4	
	北海道政治・行政史Ⅰ				2	2	
	北海道政治・行政史Ⅱ				2	2	
	日本経済史Ⅰ				2	2	
	日本経済史Ⅱ				2	2	
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	西洋政治史		4			4	
	政治思想史				4	4	
一	西洋経済史Ⅰ				2	2	
	西洋経済史Ⅱ				2	2	
	地理学（地誌を含む。）						
	人文地理学		2			2	必修
	自然地理学		2			2	必修
	地誌学	2				2	必修
	経済地理学入門	2				2	
	経済地理学				2	2	
	法律学，政治学						
	憲法Ⅰ	4				4	（日本国憲法2単位含む。）必修
	国際政治学		4			4	
種	現代政治学	4				4	
	行政学		4			4	
	憲法Ⅱ		4			4	
	公共政策論		4			4	
	地方自治論		4			4	
	政治過程論		4			4	
	ジャーナリズム論				4	4	
	国際機構論				2	2	
	民法Ⅰ	4				4	
	刑法Ⅰ		4			4	
	社会学，経済学						
社	社会経済学Ⅰ		2			2	必修
	社会経済学Ⅱ		2			2	必修
	国際経済論Ⅰ				2	2	
	国際経済論Ⅱ				2	2	
	ミクロ経済学Ⅰ		2			2	
	ミクロ経済学Ⅱ		2			2	
	マクロ経済学Ⅰ				2	2	

種	(国際経済を含む。)									
	社	会	経	済	学	I	2		2	必修
	社	会	経	済	学	II	2		2	必修
	国	際	経	済	論	I		2	2	必修
	国	際	経	済	論	II		2	2	必修
公	ミ	ク	ロ	経	済	学	I	2		2
	ミ	ク	ロ	経	済	学	II	2		2
	マ	ク	ロ	経	済	学	I		2	2
	マ	ク	ロ	経	済	学	II		2	2
	経	済	政	策		I		2	2	
	経	済	政	策		II		2	2	
民	社	会	政	策		I		2	2	
	社	会	政	策		II		2	2	
	哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学									
	* 哲				学		2		2	} *印の3科目から 4単位以上必修
	* 倫	理			学	I	2		2	
	* 行	動			科	学	2		2	

別表第12 教科に関する専門的事項

人文学部 1部 日本文化学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 高 一 種 国 語	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)						
	日 本 語 学 概 論 I	2				2	必修
	日 本 語 学 概 論 II	2				2	必修
	日 本 語 学 特 論 I			2		2	必修
	日 本 語 学 特 論 II			2		2	必修
	対 照 言 語 学		2			2	高1種免許必修
	日 本 語 発 声 実 習	2				2	
	日 本 語 文 章 表 現 演 習	2				2	
	国文学(国文学史を含む。)						
	日 本 文 学 史 I	2				2	必修
	日 本 文 学 史 II	2				2	必修
	日 本 文 学 特 論 I			2		2	必修
	日 本 文 学 特 論 II			2		2	必修
	日 本 古 典 文 学 講 読 I		2			2	
日 本 古 典 文 学 講 読 II		2			2		
日 本 近 現 代 文 学 I		2			2		
日 本 近 現 代 文 学 II		2			2		
漢文学							
漢 文 学			2		2	必修	
中 国 文 学 I			2		2		
中 国 文 学 II			2		2		
書道(書写を中心とする。)							
書 道		2			2	中1種免許のみ	
書 道 演 習		2			2	中1種免許必修	
高 一 種 地	日本史						
	日 本 史		2			2	必修
	*日 本 史 概 論 I	2				2	*印の18科目から 3科目6単位以上 必修
	*日 本 史 概 論 II	2				2	
	*日 本 史 特 論 I			2		2	
	*日 本 史 特 論 II			2		2	
	外国史						
	西 洋 史		2			2	必修
	東 洋 史		2			2	必修
	*ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論 I		2			2	
	*ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論 II		2			2	
*ア メ リ カ 史 概 論		2			2		
人文地理学・自然地理学							
地 理 学	2				2	必修	
人 文 地 理 学 I	2				2	必修	

	自然地理学		2		2	必修
	*地理情報システム論		2		2	
	*応用地理情報システム論		2		2	
理	地誌					
	地誌学	2			2	必修
	*日本文化概論Ⅰ	2			2	
	*日本文化概論Ⅱ	2			2	
歴	*日本文化特論Ⅰ			2	2	
	*日本文化特論Ⅱ			2	2	
	*ヨーロッパ文化概論		2		2	
	*文化人類学Ⅰ		2		2	
史	*文化人類学Ⅱ		2		2	
	*生態人類学			2	2	
	*人文学概論	2			2	

別表第13 教科に関する専門的事項

人文学部 1部 英米文化学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 ・ 高 一 種 英 語	英語学						
	英語学概論Ⅰ		2			2	必修 1科目2単位以上必修
	英語学概論Ⅱ		2			2	
	英語学特論Ⅰ			2		2	
	英語学特論Ⅱ			2		2	
	英文法学	2				2	必修
	英語音声学	2				2	必修
	英語文学						
	英米文学史Ⅰ	2				2	必修 1科目2単位以上必修
	英米文学史Ⅱ	2				2	
	英米文学講読Ⅰ		2			2	
	英米文学講読Ⅱ		2			2	
	英米文学特論			2		2	
	英語コミュニケーション						
	Special SkillsⅠ		2			2	2科目4単位以上必修
	Special SkillsⅡ		2			2	
	Intensive Communication SkillsⅠ			2		2	
Intensive Communication SkillsⅡ			2		2		
異文化理解							
Cultural Perspectives in EnglishⅠ		2			2	必修	
Cultural Perspectives in EnglishⅡ		2			2		
英語文献講読Ⅰ	2				2	1科目2単位以上必修	
英語文献講読Ⅱ	2				2		
高 一 種 地	日本史						必修
	日本史		2			2	
	*日本史概論Ⅰ		2			2	
	*日本史概論Ⅱ		2			2	
	外国史						必修 必修
	西洋史		2			2	
	東洋史		2			2	
	*ヨーロッパ史概論Ⅰ	2				2	*印の20科目から 3科目6単位以上 必修
	*ヨーロッパ史概論Ⅱ		2			2	
	*ヨーロッパ史特論Ⅰ			2		2	
	*ヨーロッパ史特論Ⅱ			2		2	
	*アメリカ史概論	2				2	
	*アメリカ史特論			2		2	
人文地理学・自然地理学						必修 必修 必修	
地理学	2				2		
人文地理学Ⅰ	2				2		
自然地理学		2			2		

	*地理情報システム論		2			2	
	*応用地理情報システム論		2			2	
理	地誌						
	地誌学	2				2	必修
	*ヨーロッパ文化概論		2			2	
	*ヨーロッパ文化特論Ⅰ			2		2	
	*ヨーロッパ文化特論Ⅱ			2		2	
歴	*アメリカ文化特論			2		2	
	*日本文化概論Ⅰ		2			2	
	*日本文化概論Ⅱ		2			2	
	*文化人類学Ⅰ		2			2	
史	*文化人類学Ⅱ		2			2	
	*現代人類学			2		2	
	*人文学概論	2				2	

別表第14 教科に関する専門的事項

人文学部 2部 日本文化学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 高 一 種 国 語	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)						
	日本語学概論Ⅰ	2				2	必修
	日本語学概論Ⅱ	2				2	必修
	日本語学特論Ⅰ			2		2	必修
	日本語学特論Ⅱ			2		2	必修
	対照言語学		2			2	高1種免許必修
	日本語発声実習	2				2	
	日本語文章表現演習	2				2	
	国文学(国文学史を含む。)						
	日本文学史Ⅰ	2				2	必修
	日本文学史Ⅱ	2				2	必修
	日本文学特論Ⅰ			2		2	必修
	日本文学特論Ⅱ			2		2	必修
	日本古典文学講読Ⅰ		2			2	
	日本古典文学講読Ⅱ		2			2	
	日本近現代文学Ⅰ		2			2	
	日本近現代文学Ⅱ		2			2	
	漢文学						
	漢文学			2		2	必修
	中国文学Ⅰ			2		2	
中国文学Ⅱ			2		2		
書道(書写を中心とする。)							
書道		2			2	} 中1種免許のみ 中1種免許必修	
書道演習		2			2		
高 一 種 地	日本史						
	日本史		2			2	必修
	*日本史概論Ⅰ	2				2	} *印の18科目から 3科目6単位以上 必修
	*日本史概論Ⅱ	2				2	
	*日本史特論Ⅰ			2		2	
	*日本史特論Ⅱ			2		2	
	外国史						
	西洋史		2			2	必修
	東洋史		2			2	必修
	*ヨーロッパ史概論Ⅰ		2			2	
	*ヨーロッパ史概論Ⅱ		2			2	
	*アメリカ史概論		2			2	
人文地理学・自然地理学							
地理学	2				2	必修	
人文地理学Ⅰ	2				2	必修	

	自然地理学		2		2	必修
	*地理情報システム論		2		2	
	*応用地理情報システム論		2		2	
理	地誌					
	地誌学	2			2	必修
	*日本文化概論Ⅰ	2			2	
	*日本文化概論Ⅱ	2			2	
歴	*日本文化特論Ⅰ			2	2	
	*日本文化特論Ⅱ			2	2	
	*ヨーロッパ文化概論		2		2	
	*文化人類学Ⅰ		2		2	
史	*文化人類学Ⅱ		2		2	
	*生態人類学			2	2	
	*人文学概論	2			2	

別表第15 教科に関する専門的事項

人文学部 2部 英米文化学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 ・ 高 一 種 英 語	英語学						
	英語学概論Ⅰ		2			2	必修 1科目2単位以上必修
	英語学概論Ⅱ		2			2	
	英語学特論Ⅰ			2		2	
	英語学特論Ⅱ			2		2	
	英 文 法	2				2	必修
	英語音声学	2				2	必修
	英語文学						
	英米文学史Ⅰ	2				2	必修 1科目2単位以上必修
	英米文学史Ⅱ	2				2	
	英米文学講読Ⅰ		2			2	
	英米文学講読Ⅱ		2			2	
	英米文学特論			2		2	
	英語コミュニケーション						
	Special SkillsⅠ		2			2	2科目4単位以上必修
	Special SkillsⅡ		2			2	
	Intensive Communication SkillsⅠ			2		2	
	Intensive Communication SkillsⅡ			2		2	
異文化理解							
Cultural Perspectives in EnglishⅠ		2			2	必修	
Cultural Perspectives in EnglishⅡ		2			2		
英語文献講読Ⅰ	2				2	1科目2単位以上必修	
英語文献講読Ⅱ	2				2		
高 一 種 地	日本史						
	日 本 史		2			2	必修
	*日本史概論Ⅰ	2				2	
	*日本史概論Ⅱ	2				2	
	外国史						
	西 洋 史		2			2	必修 必修
	東 洋 史		2			2	
	*ヨーロッパ史概論Ⅰ	2				2	*印の20科目から 3科目6単位以上 必修
	*ヨーロッパ史概論Ⅱ		2			2	
	*ヨーロッパ史特論Ⅰ			2		2	
	*ヨーロッパ史特論Ⅱ			2		2	
	*アメリカ史概論	2				2	
*アメリカ史特論			2		2		
人文地理学・自然地理学							
地 理 学	2				2	必修 必修 必修	
人文地理学Ⅰ	2				2		
自然地理学		2			2		

	*地理情報システム論		2			2	
	*応用地理情報システム論		2			2	
理	地誌						
	地誌学	2				2	必修
	*ヨーロッパ文化概論		2			2	
	*ヨーロッパ文化特論Ⅰ			2		2	
	*ヨーロッパ文化特論Ⅱ			2		2	
歴	*アメリカ文化特論			2		2	
	*日本文化概論Ⅰ		2			2	
	*日本文化概論Ⅱ		2			2	
	*文化人類学Ⅰ		2			2	
史	*文化人類学Ⅱ		2			2	
	*現代人類学			2		2	
	*人文学概論	2				2	

別表第16 教科に関する専門的事項

工学部 社会環境工学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 ・ 高 一 種 数 学	代数学						
	代 数 学 序 論	2				2	必修
	代 数 学 I		2			2	必修
	代 数 学 II		2			2	必修
	幾何学						
	幾 何 学 序 論	2				2	必修
	幾 何 学 I		2			2	必修
	幾 何 学 II		2			2	必修
	解析学						
	解 析 学 序 論	2				2	必修
	解 析 学 I		2			2	必修
	解 析 学 II		2			2	必修
	応 用 数 学 I		2			2	
	応 用 数 学 II		2			2	
	確率論, 統計学						
	確 率 統 計	2				2	必修
環 境 統 計 学 ・ 演 習		1.5			1.5	必修	
品 質 管 理 ・ 演 習		1.5			1.5		
コンピュータ							
情 報 処 理 II ・ 演 習		1.5			1.5	必修	
高 一 種 工 業	工業の関係科目						
	構 造 力 学 I ・ 演 習		3			3	社会環境コース必修
	土 質 工 学 I ・ 演 習		3			3	社会環境コース必修
	水 理 学 I ・ 演 習		3			3	社会環境コース必修
	河 川 工 学			2		2	
	技 術 者 倫 理 ・ 演 習			1.5		1.5	必修
	防 災 工 学		2			2	
	都 市 ・ 交 通 計 画				2	2	
	測 量 学 I		2			2	必修
	地 盤 ・ 構 造 材 料 実 験			1		1	社会環境コース必修
	都 市 環 境 工 学			2		2	
	リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト			2		2	環境情報コース必修
	計 画 数 理 I ・ 演 習		3			3	必修
	情 報 処 理 I ・ 演 習		1.5			1.5	必修
	デ ー タ 処 理 論 実 習			1		1	環境情報コース必修
	環 境 計 測 学			2		2	環境情報コース必修
環 境 計 測 実 習			1		1	環境情報コース必修	
構 造 の 力 学 A ・ 演 習		1.5			1.5	環境情報コース必修	
流 れ 学 A ・ 演 習		1.5			1.5	環境情報コース必修	
基 礎 土 質 工 学 A ・ 演 習		1.5			1.5	環境情報コース必修	
職業指導							
職 業 指 導	2				2	必修	

別表第17 教科に関する専門的事項

工学部 建築学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 ・ 高 一 種 数 学	代数学						
	代 数 学 序 論	2				2	必修
	代 数 学 I		2			2	必修
	代 数 学 II		2			2	必修
	幾何学						
	幾 何 学 序 論	2				2	必修
	幾 何 学 I		2			2	必修
	幾 何 学 II		2			2	
	解析学						
	解 析 学 序 論	2				2	必修
	解 析 学 I		2			2	必修
	解 析 学 II		2			2	必修
	確率論, 統計学						
	確 率 統 計 学	2				2	必修
数 理 統 計 学		2			2	必修	
品 質 管 理			2		2		
コンピュータ							
プ ロ グ ラ ミ ン グ		2			2		
情 報 処 理		2			2	必修	
建 築 C A D 演 習				2	2		
高 一	工業の関係科目						
	建 築 材 料		2			2	
	建 築 仕 上 材 料		2			2	
	建 築 材 料 実 験			1		1	必修
	建 築 生 産			2		2	必修
	建 築 施 工				2	2	
	コ ン ク リ ー ト 工 学				2	2	
	構 造 力 学 基 礎 I ・ 演 習		3			3	必修
	構 造 力 学 基 礎 II ・ 演 習		3			3	必修
	建 築 環 境 計 画 I		2			2	
	建 築 環 境 計 画 演 習 I		1			1	
	建 築 環 境 計 画 II			2		2	
	建 築 環 境 計 画 演 習 II			1		1	
	環 境 計 測 演 習				2	2	
	設 備 概 論		2			2	必修
	建 築 設 備 シ ス テ ム			2		2	
	建 築 計 画 I		2			2	必修
	建 築 計 画 II			2		2	必修
建 築 計 画 III			2		2		
空 間 デ ザ イ ン 演 習 I		4			4	必修	
空 間 デ ザ イ ン 演 習 III				4	4		

種	空間デザイン演習Ⅳ			4	4	
	都市計画		2		2	
工	建築デザイン論		2		2	
	空間・環境デザイン入門	2			2	
	構造・材料デザイン入門	2			2	
	日本建築史		2		2	
	西洋建築史		2		2	
	造形演習Ⅰ	2			2	
	造形演習Ⅱ	2			2	
	建築製図演習		2		2	必修
	建築一般構造		2		2	必修
	建築経済			2	2	
業	建築法規			2	2	必修
	北方建築学	2			2	
	雪氷			2	2	
	職業指導					
	職業指導	2			2	必修

別表第18 教科に関する専門的事項

工学部 電子情報工学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 ・ 高 一 種 数 学	代数学						
	代 数 学 序 論	2				2	必修
	代 数 学 I		2			2	必修
	代 数 学 II		2			2	必修
	幾何学						
	幾 何 学 序 論	2				2	必修
	幾 何 学 I		2			2	必修
	幾 何 学 II		2			2	必修
	解析学						
	解 析 学 序 論	2				2	必修
	解 析 学 I		2			2	必修
	解 析 学 II		2			2	必修
	応 用 数 学 I		2			2	
	確率論, 統計学						
確 率 統 計 学	2				2	必修	
数 理 統 計 学		2			2	必修	
数 理 工 学 論			2		2		
情 報 理 論			2		2		
コンピュータ							
自 然 言 語 処 理			2		2	必修	
ア ル ゴ リ ズ ム 通 論			2		2		
高 一 種	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理						
	情 報 と 社 会	2				2	必修
	マ ス コ ミ 論	2				2	
	情 報 と 職 業	2				2	必修
	コンピュータ・情報処理						
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ		2			2	必修
	数 値 解 析 I			2		2	必修
	計 算 機 言 語 学 II			2		2	
	電 子 計 測		2			2	必修
	制 御 工 学 II			2		2	
	電 子 情 報 工 学 実 験 I		1			1	必修
	電 子 情 報 工 学 実 験 II			1		1	必修
	計 算 機 実 習 I		1			1	必修
	計 算 機 実 習 III			1		1	
	情報システム						
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム		2			2	必修
	知 識 情 報 工 学				2	2	
シ ス テ ム 工 学				2	2		
デ ー タ 工 学			2		2		
情報通信ネットワーク							
光 工 学 II			2		2		

情 報	通 信 工 学 通 論		2		2	
	情 報 通 信 シ ス テ ム		2		2	必修
	シ ス テ ム と ネ ッ ト ワ ー ク		2		2	
	計 算 機 実 習 II	1			1	必修
	マルチメディア表現・マルチメディア技術					
	数 値 解 析 II			2	2	
	画 像 工 学		2		2	必修
	音 響 工 学		2		2	必修
	情 報 リ テ ラ シ ー 演 習	1			1	
	プ ロ ジ ェ ク ト 実 習 A		1		1	
プ ロ ジ ェ ク ト 実 習 B		1		1		

別表第19 教科に関する専門的事項

工学部 生命工学科

免許 教科	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
中 一 種 理 科	物理学						
	物 理 学 I	2				2	必修
	物 理 学 II		2			2	必修
	化学						
	化 学 概 論	2				2	必修
	*有機化学	2				2	} 必修 *印の科目から 4単位以上必修
	生物学						
	生 物 学 概 論	2				2	
	*分子生物学 I		2			2	
	*分子生物学 II		2			2	
	地学						
	地 球 科 学 I	2				2	必修
	地 球 科 学 II	2				2	必修
	*宇宙科学 I	2				2	} 必修
*宇宙科学 II	2				2		
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験							
物 理 学 実 験			1		1	必修	
化 学 実 験		1			1	必修	
生 物 学 実 験		1			1	必修	
地 学 実 験	1				1	必修	
高 一 種 理 科	物理学						
	物 理 学 I	2				2	必修
	物 理 学 II		2			2	必修
	化学						
	化 学 概 論	2				2	必修
	*有機化学	2				2	} 必修 *印の科目から実験 科目1単位以上を含め 8単位以上必修
	生物学						
	生 物 学 概 論	2				2	
	*分子生物学 I		2			2	
	*分子生物学 II		2			2	
	地学						
	地 球 科 学 I	2				2	必修
	地 球 科 学 II	2				2	必修
	*宇宙科学 I	2				2	} 必修
*宇宙科学 II	2				2		
物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験							
*物 理 学 実 験			1		1		
*化 学 実 験		1			1		
*生 物 学 実 験		1			1		
*地 学 実 験	1				1		
情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理	情 報 と 社 会	2				2	必修

高 一 種 情 報	マ ス コ ミ 論	2			2		
	情 報 と 職 業	2			2	必修	
	コンピュータ・情報処理						
	情 報 処 理 論	2			2	必修	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習 I		2		2	必修	
	計 測 工 学		2		2		
	情報システム						
	テ キ ス ト マ イ ニ ン グ		2		2		
	人 工 知 能 概 論			2	2		
	デ ー タ マ イ ニ ン グ			2	2	必修	
	情 報 数 理 学			2	2		
	ア ル ゴ リ ズ ム と デ ー タ 構 造	2			2	必修	
	ア ル ゴ リ ズ ム と デ ー タ 構 造 演 習		1		1	必修	
	情報通信ネットワーク						
	情 報 理 論			2	2	必修	
	Web エ ン ジ ニ ア リ ン グ 演 習			1	1	必修	
マルチメディア表現・マルチメディア技術							
プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習 II			2	2	必修		
ヒ ュ ー マ ン コ ン プ ュ ー タ イ ン タ ラ ク シ ョ ン		2		2	必修		

別表第20 大学が独自に設定する科目

経済学研究科 経済政策専攻

免許 教科	授 業 科 目	単位数	備 考	
	社会及び地理歴史の関係科目			
中 専 修 社 会 ・ 高 専 修 地 理 歴 史	経済政策史特殊講義 I	4		
	経済政策史特殊講義 I 演習 1	4		
	経済政策史特殊講義 I 演習 2	4		
	経済政策史特殊講義 II	4		
	経済政策史特殊講義 II 演習 1	4		
	経済政策史特殊講義 II 演習 2	4		
	経済学史特殊講義	4		
	経済学史特殊講義演習 1	4		
	経済学史特殊講義演習 2	4		
	発展途上国論特殊講義	4		
	発展途上国論特殊講義演習 1	4		
	発展途上国論特殊講義演習 2	4		
	地域経済論特殊講義 I	4		
	地域経済論特殊講義 I 演習 1	4		
	地域経済論特殊講義 I 演習 2	4		
	地域経済論特殊講義 II	4		
	地域経済論特殊講義 II 演習 1	4		
	地域経済論特殊講義 II 演習 2	4		
		社会及び公民の関係科目		
	中 専 修 社 会 ・ 高	経済政策総論特殊講義	4	
経済政策総論特殊講義演習 1		4		
経済政策総論特殊講義演習 2		4		
開発政策特殊講義 I		4		
開発政策特殊講義 I 演習 1		4		
開発政策特殊講義 I 演習 2		4		
社会政策特殊講義		4		
社会政策特殊講義演習 1		4		
社会政策特殊講義演習 2		4		
理論経済学特殊講義 II		4		
理論経済学特殊講義 II 演習 1		4		
理論経済学特殊講義 II 演習 2		4		
理論経済学特殊講義 III		4		
理論経済学特殊講義 III 演習 1		4		
理論経済学特殊講義 III 演習 2		4		
国際経済論特殊講義 I		4		
国際経済論特殊講義 I 演習 1		4		
国際経済論特殊講義 I 演習 2		4		
国際経済論特殊講義 II		4		
国際経済論特殊講義 II 演習 1		4		

専 修 公 民	国際経済論 特殊講義 II 演習 2	4
	経済統計学 特殊講義	4
	経済統計学 特殊講義 演習 1	4
	経済統計学 特殊講義 演習 2	4
	社会調査論 特殊講義 I	4
	社会調査論 特殊講義 I 演習 1	4
	社会調査論 特殊講義 I 演習 2	4
	社会調査論 特殊講義 II	4
	社会調査論 特殊講義 II 演習 1	4
	社会調査論 特殊講義 II 演習 2	4
	教育社会経済論 特殊講義	4
	教育社会経済論 特殊講義 演習 1	4
	教育社会経済論 特殊講義 演習 2	4
高 専 修 商 業	商業の関係科目	
	農業政策 特殊講義	4
	農業政策 特殊講義 演習 1	4
	農業政策 特殊講義 演習 2	4
	金融政策 特殊講義 I	4
	金融政策 特殊講義 I 演習 1	4
	金融政策 特殊講義 I 演習 2	4
	労働経済論 特殊講義	4
	労働経済論 特殊講義 演習 1	4
	労働経済論 特殊講義 演習 2	4
	財政学 特殊講義	4
	財政学 特殊講義 演習 1	4
	財政学 特殊講義 演習 2	4
	地方財政論 特殊講義	4
	地方財政論 特殊講義 演習 1	4
	地方財政論 特殊講義 演習 2	4
	協同組合組織論 特殊講義	4
	協同組合組織論 特殊講義 演習 1	4
協同組合組織論 特殊講義 演習 2	4	
中小企業政策 特殊講義	4	
中小企業政策 特殊講義 演習 1	4	
中小企業政策 特殊講義 演習 2	4	

別表第21 大学が独自に設定する科目

経営学研究科 経営学専攻

免許 教科	授 業 科 目	単位数	備 考
	商業の関係科目		
高	経営学原理特殊講義	2	
	経営学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
	経営学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
	経営管理論特殊講義	2	
	経営管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
	経営管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
	経営組織論特殊講義	2	
	経営組織論特殊講義演習Ⅰ	4	
	経営組織論特殊講義演習Ⅱ	4	
	経営戦略論特殊講義	2	
	経営戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
	経営戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
専	人的資源管理論特殊講義	2	
	人的資源管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
	人的資源管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
	国際経営論特殊講義	2	
	国際経営論特殊講義演習Ⅰ	4	
	国際経営論特殊講義演習Ⅱ	4	
	経営史特殊講義	2	
	経営史特殊講義演習Ⅰ	4	
	経営史特殊講義演習Ⅱ	4	
	企業行動論特殊講義	2	
	企業行動論特殊講義演習Ⅰ	4	
	企業行動論特殊講義演習Ⅱ	4	
修	現代企業論特殊講義	2	
	現代企業論特殊講義演習Ⅰ	4	
	現代企業論特殊講義演習Ⅱ	4	
	企業と社会特殊講義	2	
	企業と社会特殊講義演習Ⅰ	4	
	企業と社会特殊講義演習Ⅱ	4	
	マーケティング・マネジメント特殊講義	2	
	マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
	マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
	マーケティング・コミュニケーション特殊講義	2	
	マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅰ	4	
	マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅱ	4	
商	流通システム論特殊講義	2	
	流通システム論特殊講義演習Ⅰ	4	
	流通システム論特殊講義演習Ⅱ	4	

	ファイナンス論特殊講義	2
	ファイナンス論特殊講義演習Ⅰ	4
	ファイナンス論特殊講義演習Ⅱ	4
業	非営利事業論特殊講義	2
	非営利事業論特殊講義演習Ⅰ	4
	非営利事業論特殊講義演習Ⅱ	4
	会計学特殊講義	2
	会計学特殊講義演習Ⅰ	4
	会計学特殊講義演習Ⅱ	4
	財務会計論特殊講義	2
	財務会計論特殊講義演習Ⅰ	4
	財務会計論特殊講義演習Ⅱ	4
高	管理会計論特殊講義	2
	管理会計論特殊講義演習Ⅰ	4
	管理会計論特殊講義演習Ⅱ	4
	原価計算特殊講義	2
	経営情報論特殊講義	2
	経営情報論特殊講義演習Ⅰ	4
	経営情報論特殊講義演習Ⅱ	4
	情報システム論特殊講義	2
	情報システム論特殊講義演習Ⅰ	4
専	情報システム論特殊講義演習Ⅱ	4
	情報コミュニケーション論特殊講義	2
	情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅰ	4
	情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅱ	4
	情報処理論特殊講義	2
	情報処理論特殊講義演習Ⅰ	4
	情報処理論特殊講義演習Ⅱ	4
	組織心理学特殊講義	2
	組織心理学特殊講義演習Ⅰ	4
修	組織心理学特殊講義演習Ⅱ	4
	社会心理学特殊講義	2
	社会心理学特殊講義演習Ⅰ	4
	社会心理学特殊講義演習Ⅱ	4
	行動意思決定論特殊講義	2
	行動意思決定論特殊講義演習Ⅰ	4
	行動意思決定論特殊講義演習Ⅱ	4
	学習心理学特殊講義	2
	学習心理学特殊講義演習Ⅰ	4
商	学習心理学特殊講義演習Ⅱ	4
	発達心理学特殊講義	2
	発達心理学特殊講義演習Ⅰ	4
	発達心理学特殊講義演習Ⅱ	4
	認知心理学特殊講義	2

業	認知心理学特殊講義演習Ⅰ	4
	認知心理学特殊講義演習Ⅱ	4
	心的障害マネジメント特殊講義	2
	心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4
	心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4
	臨床心理学特殊講義	2
	臨床心理学特殊講義演習Ⅰ	4
	臨床心理学特殊講義演習Ⅱ	4

別表第22 大学が独自に設定する科目

法学研究科 法律学専攻

免許 教科	授 業 科 目	単 位 数	備 考
	社会・公民の関係科目		
中 専 修 社 会 ・ 高 専	憲 法 特 論 A I	2	
	憲 法 特 論 A II	2	
	憲 法 特 論 演 習 A I	4	
	憲 法 特 論 演 習 A II	4	
	憲 法 特 論 B I	2	
	憲 法 特 論 B II	2	
	憲 法 特 論 演 習 B I	4	
	憲 法 特 論 演 習 B II	4	
	行 政 法 原 理 特 論 I	2	
	行 政 法 原 理 特 論 II	2	
	行 政 法 原 理 特 論 演 習 I	4	
	行 政 法 原 理 特 論 演 習 II	4	
	個 別 行 政 法 特 論 I	2	
	個 別 行 政 法 特 論 II	2	
	個 別 行 政 法 特 論 演 習 I	4	
	個 別 行 政 法 特 論 演 習 II	4	
	民 法 原 理 特 論 I	2	
	民 法 原 理 特 論 II	2	
	民 法 原 理 特 論 演 習 I	4	
	民 法 原 理 特 論 演 習 II	4	
	民 法 債 権 特 論 I	2	
	民 法 債 権 特 論 II	2	
	民 法 債 権 特 論 演 習 I	4	
	民 法 債 権 特 論 演 習 II	4	
	民 法 契 約 特 論 I	2	
	民 法 契 約 特 論 II	2	
	民 法 契 約 特 論 演 習 I	4	
	民 法 契 約 特 論 演 習 II	4	
民 法 物 権 特 論 I	2		
民 法 物 権 特 論 II	2		
民 法 物 権 特 論 演 習 I	4		
民 法 物 権 特 論 演 習 II	4		
比 較 民 法 特 論 I	2		
比 較 民 法 特 論 II	2		
比 較 民 法 特 論 演 習 I	4		
比 較 民 法 特 論 演 習 II	4		
損 害 賠 償 法 特 論 I	2		
損 害 賠 償 法 特 論 II	2		

修	損害賠償法特論演習	I	4			
	損害賠償法特論演習	II	4			
公	企業法特論A	I	2			
	企業法特論A	II	2			
	企業法特論演習A	I	4			
	企業法特論演習A	II	4			
	企業法特論B	I	2			
	企業法特論B	II	2			
	企業法特論演習B	I	4			
	企業法特論演習B	II	4			
	民	刑法原理特論	I	2		
		刑法原理特論	II	2		
刑法原理特論演習		I	4			
刑法原理特論演習		II	4			
個別刑法特論		I	2			
個別刑法特論		II	2			
個別刑法特論演習		I	4			
個別刑法特論演習		II	4			
中		民事訴訟法原理特論	I	2		
		民事訴訟法原理特論	II	2		
	民事訴訟法原理特論演習	I	4			
	民事訴訟法原理特論演習	II	4			
	專	個別民事訴訟法特論	I	2		
		個別民事訴訟法特論	II	2		
		個別民事訴訟法特論演習	I	4		
		個別民事訴訟法特論演習	II	4		
		修	刑事訴訟法特論	I	2	
			刑事訴訟法特論	II	2	
社			刑事訴訟法特論演習	I	4	
			刑事訴訟法特論演習	II	4	
			会	個別的労働関係法特論	I	2
				個別的労働関係法特論	II	2
	個別的労働関係法特論演習			I	4	
	個別的労働関係法特論演習			II	4	
	高			個別經濟法特論	I	2
				個別經濟法特論	II	2
		個別經濟法特論演習		I	4	
		個別經濟法特論演習		II	4	
專		國際法特論		I	2	
		國際法特論		II	2	
		修	國際法特論演習	I	4	
			國際法特論演習	II	4	
			八	國際私法特論	I	2

公 民	国	際	私	法	特	論	II	2
	国	際	私	法	特	論	演習 I	4
	国	際	私	法	特	論	演習 II	4
	法	哲	学	特	論	I	2	
	法	哲	学	特	論	II	2	
	法	哲	学	特	論	演習 I	4	
	法	哲	学	特	論	演習 II	4	
	法	律	学	特	殊	講	義	2

別表第23 大学が独自に設定する科目

法学研究科 政治学専攻

免許 教科	授 業 科 目	単 位 数	備 考
	社会・公民の関係科目		
中	政治学 特論 I	2	
	政治学 特論 II	2	
専	政治学 特論 演習 I	4	
	政治学 特論 演習 II	4	
	政治史 特論 A I	2	
	政治史 特論 A II	2	
	政治史 特論 演習 A I	4	
	政治史 特論 演習 A II	4	
	政治史 特論 B I	2	
	政治史 特論 B II	2	
	政治史 特論 演習 B I	4	
	政治史 特論 演習 B II	4	
修	政治思想史 特論 I	2	
	政治思想史 特論 II	2	
	政治思想史 特論 演習 I	4	
	政治思想史 特論 演習 II	4	
	公共政策論 特論 I	2	
	公共政策論 特論 II	2	
	公共政策論 特論 演習 I	4	
	公共政策論 特論 演習 II	4	
	国際政治学 特論 I	2	
	国際政治学 特論 II	2	
社 会	国際政治学 特論 演習 I	4	
	国際政治学 特論 演習 II	4	
	政治過程論 特論 I	2	
	政治過程論 特論 II	2	
	政治過程論 特論 演習 I	4	
	政治過程論 特論 演習 II	4	
	行政学 特論 I	2	
	行政学 特論 II	2	
	行政学 特論 演習 I	4	
	行政学 特論 演習 II	4	
.	地方政治論 特論 I	2	
	地方政治論 特論 II	2	
	地方政治論 特論 演習 I	4	
	地方政治論 特論 演習 II	4	
	地方自治論 特論 I	2	

高	地方自治論 特論	II	2
	地方自治論 特論 演習	I	4
専	地方自治論 特論 演習	II	4
	地方財政論 特論	I	2
	地方財政論 特論	II	2
	地方財政論 特論 演習	I	4
	地方財政論 特論 演習	II	4
	自治体法 特論	I	2
	自治体法 特論	II	2
	自治体法 特論 演習	I	4
	自治体法 特論 演習	II	4
	修	比較政治学 特論	I
比較政治学 特論		II	2
比較政治学 特論 演習		I	4
比較政治学 特論 演習		II	4
ジャーナリズム論 特論		I	2
ジャーナリズム論 特論		II	2
公	ジャーナリズム論 特論 演習	I	4
	ジャーナリズム論 特論 演習	II	4
	比較政治経済学 特論	I	2
	比較政治経済学 特論	II	2
	比較政治経済学 特論 演習	I	4
	比較政治経済学 特論 演習	II	4
民	地域研究 特論	I	2
	地域研究 特論	II	2
	地域研究 特論 演習	I	4
	地域研究 特論 演習	II	4
	政治学 特殊講義		2

別表第24 大学が独自に設定する科目

文学研究科 日本文化専攻

免許 教科	授 業 科 目	単位数	備 考
	国語の関係科目		
中 専 修 ・ 高 専 修 国 語	日 本 文 学 特 殊 講 義 I	4	
	日 本 文 学 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	日 本 文 学 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	日 本 文 学 特 殊 講 義 II	4	
	日 本 文 学 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	日 本 文 学 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	日 本 文 学 特 殊 講 義 III	4	
	比 較 文 学 特 殊 講 義 I	4	
	比 較 文 学 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	比 較 文 学 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	比 較 文 学 特 殊 講 義 II	4	
	比 較 文 学 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	比 較 文 学 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	日 本 思 想 特 殊 講 義 I	4	
	日 本 思 想 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	日 本 思 想 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	日 本 思 想 特 殊 講 義 II	4	
	日 本 思 想 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	日 本 思 想 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	日 本 語 研 究 特 殊 講 義 I	4	
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 I A	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 I B	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 II	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 II A	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 II B	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 III	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 III A	4		
日 本 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 III B	4		
	地理歴史の関係科目		
高 専 修 地 理	日 本 史 特 殊 講 義 I	4	
	日 本 史 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	日 本 史 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	日 本 史 特 殊 講 義 II	4	
	日 本 史 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	日 本 史 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	日 本 史 特 殊 講 義 III	4	
	環 境 文 化 特 殊 講 義 j I	4	
	環 境 文 化 特 殊 講 義 j I A	4	

歷史	環境文化特殊講義 j I B	4
	環境文化特殊講義 j II	4
	環境文化特殊講義 j II A	4
	環境文化特殊講義 j II B	4
	環境文化特殊講義 j III	4

別表第25 大学が独自に設定する科目

文学研究科 英米文化専攻

免許 教科	授 業 科 目	単位数	備 考
	英語の関係科目		
中 専 修 ・ 高 専 修 英 語	英 米 文 学 特 殊 講 義 I	4	
	英 米 文 学 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	英 米 文 学 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	英 米 文 学 特 殊 講 義 II	4	
	英 米 文 学 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	英 米 文 学 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 I	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 II	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 III	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 III A	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 III B	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 IV	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 IV A	4	
	英 語 研 究 特 殊 講 義 演 習 IV B	4	
	欧 米 思 想 特 殊 講 義 I	4	
	欧 米 思 想 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
欧 米 思 想 特 殊 講 義 演 習 I B	4		
欧 米 思 想 特 殊 講 義 II	4		
欧 米 思 想 特 殊 講 義 演 習 II A	4		
欧 米 思 想 特 殊 講 義 演 習 II B	4		
欧 米 思 想 特 殊 講 義 III	4		
	地理歴史の関係科目		
高 専 修 地 理 歴	欧 米 史 特 殊 講 義 I	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 演 習 I A	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 演 習 I B	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 II	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 演 習 II A	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 演 習 II B	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 III	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 演 習 III A	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 演 習 III B	4	
	欧 米 史 特 殊 講 義 IV	4	
	環 境 文 化 特 殊 講 義 e I	4	
	環 境 文 化 特 殊 講 義 演 習 e I A	4	
	環 境 文 化 特 殊 講 義 演 習 e I B	4	

史	環境文化特殊講義 e II	4
	環境文化特殊講義演習 e II A	4
	環境文化特殊講義演習 e II B	4

別表第26 大学が独自に設定する科目

工学研究科 建設工学専攻

免許 教科	授 業 科 目	単位数	備 考
	工業の関係科目		
高	応 用 数 学 特 論	2	
	応 用 物 理 特 論	2	
	計 画 シ ス テ ム 分 析 特 論	2	
	社 会 環 境 政 策 特 論	2	
	建 築 構 造 解 析 特 論 I	2	
	構 造 解 析 特 論	2	
	建 築 構 造 信 頼 性 特 論	2	
	建 築 構 造 力 学 特 論	2	
	構 造 設 計 特 論	2	
	建 築 構 造 設 計 特 論 I	2	
専	建 築 構 造 設 計 特 論 II	2	
	建 築 構 法 特 論 I	2	
	建 築 構 法 特 論 II	2	
	建 築 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 構 造 特 論	2	
	コ ン ク リ ー ト 構 造 設 計 特 論	2	
	建 築 構 造 解 析 特 論 II	2	
	構 造 動 力 学 特 論	2	
	非 線 形 構 造 解 析 特 論	2	
	建 築 材 料 工 学 特 論	2	
	建 設 コ ン ク リ ー ト 工 学 特 論	2	
修	土 質 力 学 特 論	2	
	地 盤 工 学 特 論	2	
	温 熱 環 境 計 画 特 論	2	
	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 計 画 特 論	2	
	設 備 計 画 特 論	2	
	流 域 水 工 学 特 論	2	
	建 築 環 境 計 画 特 論 I	2	
	建 築 環 境 計 画 特 論 II	2	
	建 築 史 ・ 建 築 論 特 論 I	2	
	建 築 史 ・ 建 築 論 特 論 II	2	
工	水 環 境 工 学 特 論	2	
	建 築 設 計 特 論	2	
	建 築 設 計 特 論 演 習	2	
	河 川 学 特 論	2	
	都 市 計 画 特 論	2	
	都 市 計 画 特 論 演 習	2	
	環 境 情 報 工 学 特 論	2	
	都 市 シ ス テ ム 計 画 学 特 論	2	
	建 築 計 画 特 論 I	2	

業	建	築	計	画	特	論	Ⅱ	2	
	交	通	計	画	学	特	論	2	
	鉄	道	工	学	特	論	論	2	
	建	築	生	産	工	学	特	論	
	寒	地	建	築	工	学	特	論	2
	道	路	工	学	特	論	論	2	
材	料	強	度	学	特	論	論	2	

別表第27 教職課程授業科目

経済学部 1 部 経済学科
 経済学部 1 部 地域経済学科
 経営学部 1 部 経営学科
 経営学部 1 部 経営情報学科
 法学部 1 部 法律学科
 法学部 1 部 政治学科
 人文学部 1 部 日本文化学科
 人文学部 1 部 英米文化学科
 工学部 社会環境工学科
 工学部 建築学科
 工学部 電子情報工学科
 工学部 生命工学科

(1-1) 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

群	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
A	商業科 教育法 I		2			2	
	商業科 教育法 II		2			2	
	社会科 教育法 I		2			2	
	社会科 教育法 II		2			2	
	社会科 教育法 III		2			2	
	社会科 教育法 IV		2			2	
	地理歴史科 教育法 I		2			2	
	地理歴史科 教育法 II		2			2	
	公民科 教育法 I		2			2	
	公民科 教育法 II		2			2	
	国語科 教育法 I		2			2	中学校免許：
	国語科 教育法 II		2			2	各教科の I～IV 必修
	国語科 教育法 III		2			2	(4 科目 8 単位)
	国語科 教育法 IV		2			2	
	英語科 教育法 I		2			2	高等学校免許：
	英語科 教育法 II		2			2	各教科の I～II 必修
	英語科 教育法 III		2			2	(2 科目 4 単位)
	英語科 教育法 IV		2			2	
	数学科 教育法 I		2			2	但し、高等学校免許(国語・
	数学科 教育法 II		2			2	英語・数学・理科)のみ取得
	数学科 教育法 III		2			2	の場合：
	数学科 教育法 IV		2			2	各教科の I～IV 必修
工業科 教育法 I		2			2	(4 科目 8 単位)	
工業科 教育法 II		2			2		
情報科 教育法 I		2			2		
情報科 教育法 II		2			2		
理科 教育法 I		2			2		
理科 教育法 II		2			2		

	理科教育法Ⅲ		2		2	
	理科教育法Ⅳ		2		2	
計			60		60	

(1-2) 教育の基礎的理解に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
B	教育学概論	2				2	1科目2単位以上必修
	学校と教育の歴史	2				2	
	教職入門	2				2	必修
	教育社会学	2				2	1科目2単位以上必修
	教育行政学	2				2	
	教育心理学Ⅰ	2				2	1科目2単位以上必修
	教育心理学Ⅱ	2				2	
	学校教育心理学	2				2	
特別支援教育概論	1				1	必修	
教育課程論	2				2	必修	
計			19			19	

(1-3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
C	道徳教育指導論	2				2	中学校免許必修
	総合的な学習の時間の指導	1				1	必修
	特別活動の指導	2				2	必修
	教育方法論	2				2	必修
	教育とICT活用	1				1	必修
	生徒・進路指導論	2				2	必修
	教育相談	2				2	必修
計			12			12	

(1-4) 教育実践に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
D	教育実習実践指導Ⅰ		1			1	Ⅰ～Ⅱ必修 高等学校免許(商業・地理歴史・公民・工業・情報)のみ取得に適用。
	教育実習実践指導Ⅱ		1			1	
	中学校教育実習				2	2	中学校免許状必修
	中・高校教育実習(事前事後指導含む)				3	3	必修
	教職実践演習(中・高)				2	2	必修
計			2		5	9	

(1-5) 大学が独自に設定する科目

群	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数					備 考
		1	2	3	4	計	
E	(教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目)						
	生涯学習論	2				2	中学校免許必修
	教職総合演習			2		2	
介護体験実習			1		1		
計		2		2		5	
F	(一般的包括的内容を含む教科に関する専門的事項)						
	人文地理学		2			2	(社会・地理歴史免許に適用)
	自然地理学		2			2	(社会・地理歴史免許に適用)
	職業指導	2				2	(商業免許に適用)
	職業指導	2				2	(工業免許に適用)
情報と職業	2				2	(情報免許に適用)	
計		6	4			10	

付記

中学校1種免許状及び高等学校1種免許状授与の所要資格を取得する場合、A群からE群の中で、各備考欄に記した必修科目の単位を含み、合計39単位以上を修得すること。

経済学部 2部 経済学科
 経済学部 2部 地域経済学科
 経営学部 2部 経営学科
 法学部 2部 法律学科
 法学部 2部 政治学科
 人文学部 2部 日本文化学科
 人文学部 2部 英米文化学科

(2-1) 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
A	商業科教育法Ⅰ		2			2	中学校免許： 各教科のⅠ～Ⅳ必修 (4科目8単位) 高等学校免許： 各教科のⅠ～Ⅱ必修 (2科目4単位) 但し、高等学校免許(国語・ 英語)のみ取得の場合： 各教科のⅠ～Ⅳ必修 (4科目8単位)
	商業科教育法Ⅱ		2			2	
	社会科教育法Ⅰ		2			2	
	社会科教育法Ⅱ		2			2	
	社会科教育法Ⅲ		2			2	
	社会科教育法Ⅳ		2			2	
	地理歴史科教育法Ⅰ		2			2	
	地理歴史科教育法Ⅱ		2			2	
	公民科教育法Ⅰ		2			2	
	公民科教育法Ⅱ		2			2	
	国語科教育法Ⅰ		2			2	
	国語科教育法Ⅱ		2			2	
	国語科教育法Ⅲ		2			2	
	国語科教育法Ⅳ		2			2	
	英語科教育法Ⅰ		2			2	
	英語科教育法Ⅱ		2			2	
	英語科教育法Ⅲ		2			2	
	英語科教育法Ⅳ		2			2	
情報科教育法Ⅰ		2			2		
情報科教育法Ⅱ		2			2		
計			40			40	

(2-2) 教育の基礎的理解に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
B	教育学概論		2			2	1科目2単位以上必修
	学校と教育の歴史		2			2	
	教職入門		2			2	必修
	教育社会学		2			2	1科目2単位以上必修
	教育行政学		2			2	
	教育心理学Ⅰ		2			2	1科目2単位以上必修
教育心理学Ⅱ		2			2		

	学校教育心理学	2			2	
	特別支援教育概論	1			1	必修
	教育課程論	2			2	必修
	計	19			19	

(2-3) 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
C	道徳教育指導論	2				2	中学校免許必修
	総合的な学習の時間の指導	1				1	必修
	特別活動の指導	2				2	必修
	教育方法論	2				2	必修
	教育とICT活用	1				1	必修
	生徒・進路指導論	2				2	必修
	教育相談	2				2	必修
	計	12				12	

(2-4) 教育実践に関する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
D	教育実習実践指導Ⅰ		1			1	Ⅰ～Ⅱ必修 高等学校免許(商業・地理歴史・公民・情報)のみ取得に適用。 中学校免許状必修
	教育実習実践指導Ⅱ		1			1	
	中学校教育実習				2	2	
	中・高校教育実習(事前事後指導含む)				3	3	
	教職実践演習(中・高)				2	2	
	計		2		5	2	9

(2-5) 大学が独自に設定する科目

群	授業科目	年次及び単位数					備考
		1	2	3	4	計	
E	(教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目)						中学校免許必修
	生涯学習論	2				2	
	教職総合演習 介護体験実習			2		2	
	計	2		2		5	
F	(一般的包括的内容を含む教科に関する専門的事項)						(社会・地理歴史免許に適用) (社会・地理歴史免許に適用) (商業免許に適用) (情報免許に適用)
	人文地理学		2			2	
	自然地理学		2			2	
	職業指導 情報と職業	2				2	

計	4	4			8	
---	---	---	--	--	---	--

付記

中学校1種免許状及び高等学校1種免許状授与の所要資格を取得する場合、A群からE群の中で、各備考欄に記した必修科目の単位を含み、合計39単位以上を修得すること。

Ⅱ 北海学園大学大学院

北海学園大学大学院学則

昭和45年3月26日 制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 入学，転入学，再入学，転学及び留学（第8条—第14条）
- 第3章 休学，退学及び除籍（第15条—第17条）
- 第4章 教育方法等（第18条—第25条）
- 第5章 課程の修了要件及び学位の授与（第26条—第29条）
- 第6章 賞罰（第30条・第31条）
- 第7章 授業料等，授業料等の免除（第32条・第33条）
- 第8章 運営組織（第34条—第38条）
- 第9章 研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び外国人学生（第39条—第46条）
- 第10章 附属施設（第47条）
- 第11章 雑則（第48条・第49条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学院は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 削除

3 第1項に関する事項については、別に定める。

（ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント）

第2条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため、その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（情報公開）

第2条の4 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（大学院の課程）

第3条 本大学院に、修士課程及び博士(後期)課程を置く。

2 専門職学位課程を修了した者が博士(後期)課程に進学する場合、専門職学位課程を、修士課程と同等のものとして扱う。

（修士課程）

第3条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

（博士(後期)課程）

第3条の3 博士(後期)課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその

他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の4 削除

(研究科, 専攻, 入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院修士課程に, 次の研究科及び専攻を置き, 入学定員及び収容定員は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15人	30人
経営学研究科	経営学専攻	7人	14人
法学研究科	法律学専攻	7人	14人
	政治学専攻	5人	10人
文学研究科	日本文化専攻	5人	10人
	英米文化専攻	5人	10人
工学研究科	建設工学専攻	6人	12人
	電子情報生命工学専攻	6人	12人

2 本大学院博士(後期)課程に, 次の研究科及び専攻を置き, 入学定員及び収容定員は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	3人	9人
経営学研究科	経営学専攻	3人	9人
法学研究科	法律学専攻	2人	6人
	政治学専攻	2人	6人
文学研究科	日本文化専攻	2人	6人
	英米文化専攻	2人	6人
工学研究科	建設工学専攻	2人	6人
	電子情報生命工学専攻	2人	6人

3 削除

4 削除

5 研究科に関する規則は, 別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第4条の2 修士課程の標準修業年限は2年とし, 4年を超えて在学することができない。

2 博士(後期)課程の標準修業年限は3年とし, 6年を超えて在学することができない。

3 第25条に基づく特例学生のうち, 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは, その計画的な履修(以下, 「長期履修」という。)を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程3年, 博士(後期)課程5年とする。長期履修に関する事項は, 各研究科で別に定める。

5 削除

6 削除

7 削除

(学年及び授業時間)

第5条 本大学院の学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は, 定期試験等の期間を含め, 35週にわたることを原則とする。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は, 次のとおりとする。ただし, 特別の必要がある場合は, この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 5月16日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 臨時休業日は、そのつど定める。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第9条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士(後期)課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者。
- (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
- (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定(平成元年9月1日文部省告示第118号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の願出)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第4に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。転入学についても、同じとする。

(転入学)

第11条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(再入学)

第12条 正当な理由で退学した者が、再入学を願出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。

(転学)

第13条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第13条の2 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

3 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。

4 前項の留学期間は、第4条の2第1項から第4項までの標準修業年限に算入する。

5 留学に関する規程は、別に定める。

(入学の許可)

第14条 本大学院に入学し、再入学し、又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第4に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

第15条 疾病その他特別の事情により、長期にわたり学修できず、所定様式の休学願を研究科長に提出した者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、当該年度に限り、休学することができる。

2 学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が、疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、前期の終わりまで休学することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、引き続き前期の終わり又は年度の終わりまで、休学することができる。

4 引き続き休学できる期間は、当初の休学期間を含めて2ヶ年を限度とする。

5 学生は、休学理由が消滅し、休学期間が満了するときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第16条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

(1) 修士課程にあつては第4条の2第1項、博士(後期)課程にあつては同条第2項の在学期間を超えるとき。

(2) 削除

(3) 死亡したとき

(4) 行方不明になったとき

(5) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき

(6) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(7) 入学を辞退したとき

2 前項第4号、第5号又は第6号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第12条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 本大学院に開設する修士課程及び博士(後期)課程の授業科目及び単位数は、研究科に応じ別表第1及び第2に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第19条 本大学院修士課程及び博士(後期)課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

第19条の2 削除

(履修方法等)

第19条の3 各研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習及び実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業科目について、教育上利益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(指導教授)

第23条 修士課程及び博士(後期)課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授を定める。

2 前項の指導教授は、研究科委員会において定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について、準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程又は博士(後期)課程の学生にあつては、15単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、修士課程及び博士(後期)課程学生の、第4条の2第1項及び第2項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

4 削除

第24条の3 第24条第2項及び前条第2項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第25条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第26条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 授業科目の成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)の5種とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目の評価は、合否の2種とし、合を合格とする。

第26条の2 削除

(修士課程及び博士(後期)課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、経済学研究科及び文学研究科にあつては32単位以上、経営学研究科、法学研究科及び工学研究科にあつては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士

論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 2 博士(後期)課程の修了要件は、本大学院の博士(後期)課程に3年以上在学し、法学研究科、文学研究科にあつては12単位以上、経済学研究科、経営学研究科及び工学研究科にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士(後期)課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。)」とする。

- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年〔専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年〕以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

第27条の2 削除

(学位の授与)

- 第28条 修士課程又は博士(後期)課程を修了した者には、北海学園大学学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

- 3 北海学園大学学位規則は、別に定める。

(教育職員免許状の資格の取得)

- 第29条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員の免許状の種類	(免許教科)
経済学研究科	経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	商業
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	政治学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

同 上	英米文化専攻	中学校教諭専修免許状	英 語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	英 語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
工学研究科	建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工 業

3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第30条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。
(奨学制度)

第30条の2 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第30条の3 学生は、本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲戒)

第31条 学生が本大学院の学則もしくは北海学園大学の諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者

(4) その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第32条 学生は、別表第4に掲げる額の入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 第4条の2第3項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合、残存期間の授業料、教育充実費及び実験実習費を納入する。

3 特別の事情により、授業料、教育充実費及び実験実習費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

4 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除する。ただし、別表第4による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除しない。

5 本大学院学則第4条の2に定める標準修業年限又は修了年限(修士課程3年の長期履修及び博士(後期)課程5年の長期履修)を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第4に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお、9月修了に関しては研究科の定めるところによる。

(入学検定料等の不返還)

第33条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費は、返還しない。

第8章 運営組織

(学長)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科委員会)

第35条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 削除

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科長は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(研究科長)

第35条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 その選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第36条 研究科委員会は、その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究科の組織に関する事項

(2) 教育研究の指導に関する事項

(3) 教員の選考に関する事項

(4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項

(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項

(7) その他その研究科に関する重要な事項

2 研究科委員会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第6号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

第36条の2 削除

第36条の3 第36条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には、各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。

(大学院委員会)

第37条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した2人の委員をもって組織する。

ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。

3 研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は、2年とする。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究の基本に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 将来の計画に関する事項

(5) その他本大学院に関する重要な事項

(事務組織)

第38条の2 本大学院は、大学院の事務を遂行するため、事務組織を設ける。

2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第39条 本大学院において、大学院修士課程、博士(後期)課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。(法務研究員)

第40条 本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き本学の施設・図書等の利用を希望する場合には、学長は、学生の教育に支障のない限り、法学研究科委員会の議を経て、法務研究員として、これを許可することができる。

2 前項の法務研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第41条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、委託生として、

これを許可することができる。

2 第39条第2項の規定は、委託生について準用する。

(特別聴講学生)

第42条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として、その履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(聴講生)

第43条 本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として、これを許可することができる。

2 聴講生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第43条の2 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(外国人学生)

第44条 外国人で第9条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として、入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。

(受講料等)

第45条 研究生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び委託生は、別表第5に掲げる金額を納入しなければならない。

2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

3 外国人学生の納入金は、別表第4及び第5に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第46条 研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、この学則を準用する。ただし、研究生、委託生及び聴講生については、第5章の規定を、特別聴講学生及び科目等履修生については、第27条から第28条までの規定を準用しない。

第10章 附属施設

(研究所)

第47条 本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第11章 雑則

(準則)

第48条 本学則において特に定めがない事項については、北海学園大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第49条 本学則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第4条中、法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは、昭和62年3月31日までは、「7人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず平成28年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成28年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	6
	電子情報生命工学専攻	6	6

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず平成29年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成29年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成30年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科・修士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	2

- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	36

平成31年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	18

平成32年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	—

備考 法務研究科は、平成30年度から募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

- 4 法務研究科の入学に関する規定は、平成30年度から適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
 2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成31年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成31年度

研究科・修士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	4

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院経済学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により経済学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き、専攻を経済政策専攻とする。

第3条 本研究科は、経済学の理論・歴史・政策全般について精深な学識と研究能力を養い、経済社会の専門分野において必要な高度な研究能力と豊かな学識を有する人材を養成することを目的とする。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の1及び同別表第2の1とし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「経済学研究科履修規程」によるものとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士(経済学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(経済学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は同第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第10条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第12条 研究指導を受けようとする大学院修士課程又は博士(後期)課程修了者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第13条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院経済学研究科履修規程

第1条 本規程は、北海学園大学大学院学則第19条の3第1項により、経済学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 大学院学則第4条の2第3項、第4条の2第4項による長期履修(以下「長期履修」という。)の期間は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修に係る取扱いは、別に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認め、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第3条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては32単位以上、博士(後期)課程にあつては14単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第4条 修士課程の学生は、1年次で指導教授の担当する講義4単位及び演習4単位、2年次で演習4単位を、また博士(後期)課程の学生は、1年次で指導教授の担当する特殊研究2単位及び演習2単位、2年次で演習4単位、3年次で演習4単位を履修しなければならない。ただし、第2条第4項の適用を受けた者については、履修年次を指定しない。また、両課程とも長期履修の学生については、別に定める。

2 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の大学院で履修した単位の認定は15単位を限度とする。

3 北海学園大学大学院学則24条の2に基づき、入学生または転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、15単位を限度として本研究科委員会が行う。

4 第2項および第3項により認定を受けた単位数のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは合計して20単位を限度とする。ただし、博士(後期)課程の学生にあつては合計して12単位を限度とする。

第5条 大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

2 修士課程の社会人特例学生が昼間開講科目を修得できる単位数は、原則として16単位、また博士(後期)課程の学生は、6単位をこえないものとする。

第6条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第7条 北海学園大学大学院学則第19条の3第2項により履修した北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士(後期)課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出するものとし、博士(後期)課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出するものとする。ただし、両課程とも長期履修の学生については別に定める。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第10条 教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により経営学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き、専攻を経営学専攻とする。本研究科は、建学の精神(自由で不屈な開拓者精神)に則り、学部での「組織を中心とした経営学教育」、「実践志向の経営学教育」、「グローバルな視点に立つ経営学教育」、「情報分析を重視した経営学教育」、「人間行動の側面を重視した経営学教育」の教育方針を踏まえ、専門的な学術の理論を教授し、専攻分野における研究能力を養うとともに、21世紀の国際社会及び地域経済社会に貢献する学識豊かな高度職業人の育成を目的とする。

2 修士課程は、学部での基本原理の修得と実践への適用能力を基礎に、さらに高度な専門性、総合性、実践性を専攻分野において教授し、課題を探求し、解決する能力を備えた実践的研究者及び高度職業人を育成することを目的とする。

3 博士(後期)課程は、修士課程で修得した課題探求能力及び実践的問題解決能力を基礎に、既存原理への問題提起や新原理の探求を行う高度な研究能力を有する学識豊かな実践的研究者及び指導的な高度職業人を育成することを目的とする。

第3条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

2 大学院学則第9条第1項第7号による入学資格は、本研究科で別に定める。

第4条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第5条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の2及び同別表第2の2とし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「経営学研究科履修規程」及び「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。

ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第6条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第7条 修士(経営学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(経営学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は同第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第8条 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第9条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第11条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第12条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科履修規程

第1条 本規程は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条の3第1項により、経営学研究科（以下「本研究科」という。）の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年、博士（後期）課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は、修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士（後期）課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第3条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上、博士（後期）課程にあつては14単位以上を修得しなければならない。ただし、両課程ともに論文指導の各授業科目を修了要件に含めることはできない。

2 学生は、本規程第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第4条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義及び演習Ⅰを1年次に、演習Ⅱを2年次に履修しなければならない。ただし、第2条第4項の適用を受けた者については、履修年次を指定しない。また、博士（後期）課程の学生は、指導教授の担当する特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを1年次に、特殊研究Ⅲを2年次に、特殊研究Ⅳを3年次に履修しなければならない。

2 修士課程の学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

ただし、本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

3 大学院学則第24条の2により認定を受けた単位数は、前項により与えることのできる単位数とは別に15単位を限度とする。

4 第2項及び第3項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第5条 大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間及び土曜日全日で履修することができる。

2 前項の学生が土曜日を除く昼間開講科目を修得できる単位数は、原則として修士課程にあつては12単位、また博士にあつては6単位をこえないものとする。

第6条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第7条 大学院学則第19条の3第2項により履修した北海学園大学（以下「本大学」という。）の学部授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士（後期）課程3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月20日までに提出できるものとし、博士（後期）課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月5日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副2通を提出するものとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第10条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により法学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程を置き、専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

2 本研究科に博士(後期)課程を置き、専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

3 本研究科の科長は、博士(後期)課程の専任教員より選出されるものとする。

第3条 法学研究科の法律学専攻及び政治学専攻の教育・研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学専攻

社会人を含めた知的探究心のある人々に広く門戸を開き、現代法学の基礎的領域に関する広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに、わが国及び国際社会における複雑かつ困難な法的問題を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学専攻

社会人を含めた知的探求心のある人々に広く門戸を開き、現代政治学の基礎的領域の広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに、地域に根ざした民主主義を推進するために必要な北海道を始めとする地域社会の政治分析に加え、国内のみならず国際社会をも含めた幅広い政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の3法学研究科の(1)法律学専攻及び(2)政治学専攻並びに同別表第2の3法学研究科の(1)法律学専攻及び(2)政治学専攻のとおりとする。その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「法学研究科履修規程」及び「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 学生が、学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を受け、学部規則所定の手続きを経なければならない。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士(法学)又は修士(政治学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(法学)又は博士(政治学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第10条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第12条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第13条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科履修規程

第1条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間(以下「長期履修期間」という。)は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第2条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあっては30単位以上、博士(後期)課程にあっては12単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第3条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を1年次で、指導教授の担当する演習8単位(単年度で演習8単位は履修できない)を履修しなければならない。ただし、大学院設置基準第14条による教育方法の特例対象となる学生(以下「社会人特例学生」という。)は、指導教授の担当する演習については、4単位の履修で足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第4項の規定により、修士課程の在学期間の短縮が認められた学生については、前項の指導教授の担当科目の履修年次の指定及び単年度における履修単位数の制限は、適用しないものとする。

3 博士(後期)課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を各年次ごとに履修しなければならない。ただし、博士(後期)課程の学生が大学院学則第24条第3項により外国の大学院で修得した単位のうち4単位は、指導教授及び研究科委員会の承認を得て指導教授の講義の単位と認定することができる。

4 学生が指導教授以外の担当する演習を履修する場合には、あらかじめ担当教員の許可を受けるものとする。

5 本研究科修士課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に12単位まで、博士(後期)課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に4単位まで履修することができる。

6 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。ただし、本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

7 前項の規定により履修した本大学における学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第4条 社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第5条 学生は、学年の始めに、その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき登録の時期を別に定める場合は、この限りでない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第6条 本研究科に入学した学生が、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定を受けることのできる単位数は、15単位を限度とする。

第7条 本研究科委員会は、転入学生が他の大学院で履修して修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について相当と認めるときは、15単位を限度として本研究科所定の単位とみなすことができる。

第7条の2 本研究科委員会が第3条第6項、第6条第2項及び前条で認定できる単位数は、合わせて

20 単位を超えないものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月14日までとし、博士論文の提出期限は、博士(後期)課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出できるものとし、博士(後期)課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年5月15日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第8条の2 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位授与を受けようとする者の論文提出期限は、毎学年5月15日又は12月5日までとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。

第10条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院文学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により文学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程を置き、専攻を日本文化専攻と英米文化専攻とする。

2 本研究科に博士(後期)課程を置き、専攻を日本文化専攻と英米文化専攻とする。

3 日本文化専攻は、暮らしのかたちである文化を己の目でみつめ、己の心に根ざした思いを問い質す営みをおし、日本文化の創造的発展を担い人物の養成を目的とする。英米文化専攻は、ヨーロッパ社会が生み育てた近代文明を根底から問う営みをおし、日本文化を創造的に覚醒し人物の養成を目的とする。

4 本研究科の科長は、博士(後期)課程の専任教員より選出される。

第3条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各号に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第4条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第5条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の4文学研究科(1)日本文化専攻及び(2)英米文化専攻並びに同別表第2の4文学研究科(1)日本文化専攻及び(2)英米文化専攻とし、履修に関する事項については、別に定める。

ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第6条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第7条 修士(文学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(文学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件又は第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第8条 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第9条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第11条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位修得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第12条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

第13条 国費外国人留学生の受入れに関する事項は、本規則の規定にかかわらず、実施機関の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成24年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（1）は、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成28年4月1日施行の大学院学則別表は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成30年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（2）は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成31年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（2）は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する令和3年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（1）は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する令和5年4月1日施行の大学院学則別表第2の4（2）は、平成27年度入学生から適用する。

北海学園大学大学院文学研究科履修規程

第1条 本規程は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第19条の3第1項により、文学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「文学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第3条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては32単位以上、博士(後期)課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、定められた期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第4条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位及び演習計8単位(1～2年次開講)を必修科目とし、博士(後期)課程の学生は、指導教授の担当する特殊研究計12単位(1～3年次開講)を必修科目とする。

2 学生は、指導教員以外の演習を履修する場合には、あらかじめ担当教員の許可を受けなければならない。但し、指導教員以外の演習の履修は8単位までとする。

3 本研究科修士課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、本研究科修了に必要な単位として上限なく履修することができる。

4 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。但し、本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

5 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。但し、本項の規定により履修した本大学の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第5条 大学院学則第25条に基づき教育方法の特例で入学した学生(以下「社会人学生」という)は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第6条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録をおこなわなければならない。但し、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 大学院学則第15条第1項及び第3項に基づいて後期から翌年度の前期の終わりまで休学する学生が、休学前に履修していた通年科目を復学年度の後期に引き続き履修する場合(継続履修)の取扱いは、「文学研究科継続履修内規」の定めによる。

第7条 転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、15単位を限度として本研究科委員会が行う。

2 第4条第4項及び前1項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、原則として、毎年1月10日までとし、博士論文の提出期限は、毎年12月10日までとする。ただし、第2条の標準修業年限を越えて在学し、第3条1項に定められた単位を前年度中に修得し、必要な研究指導を受けており、かつ、9月修了を希望する者は、原則として、修士論文の提出期限を毎年7月10日とし、博士論文の提出期限を毎年6月10日とする。

2 修士論文又は博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に正1通、副2通に履歴書2通を添えて研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位を受けようとする者の論文提出期限は、原則として毎年6月10日又は12月10日までとする。

第10条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第11条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講じることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院工学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により工学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き、専攻は次のとおりとする。

修士課程

建設工学専攻

電子情報生命工学専攻

博士(後期)課程

建設工学専攻

電子情報生命工学専攻

第3条 本研究科は、建設工学専攻分野及び電子情報生命工学専攻分野における基礎的・応用的な専門知識と技術を身に付け、人間社会と地球の未来を見渡す広い視野を持ち、創造性豊かな研究者・技術者として、新しい科学技術の研究開発やその具体的実現を積極的に担っていく人材の育成を目指す。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1のうち、5工学研究科(1)建設工学専攻、(2)電子情報生命工学専攻及び同別表第2のうち、5工学研究科(1)建設工学専攻、(2)電子情報生命工学専攻のとおりとし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「工学研究科履修規程」及び「工学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。
2 本大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士(工学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(工学)の学位は、大学院学則第27条第2項、第3項及び第4項、又は同第28条第2項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科の授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生又は科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第11条 研究指導を受けようとする大学院修士課程又は博士(後期)課程修了者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第12条 前3条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院工学研究科履修規程

第1条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「工学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第2条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上(特別研究6単位、ゼミナール6単位、その他の授業科目から18単位以上)、博士(後期)課程にあつては14単位以上(特殊研究6単位、講義8単位以上)を修得しなければならない。

2 学生は、第7条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

3 大学院学則第27条第1項に基づき修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果(以下「修士特定課題研究」という。)を提出することができる。

4 前項の場合、本規程における「修士論文」を「修士特定課題研究」と読み換えるものとする。

第3条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義2単位、ゼミナール6単位、特別研究6単位、また博士(後期)課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位、特殊研究6単位を修得しなければならない。

2 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。ただし、本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

3 前項の規定により履修した本大学の学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

4 大学院学則第24条の2に基づき、入学生又は転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、15単位を限度として本研究科委員会が行う。

5 大学院学則第24条の3に基づき、第2項及び第4項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

6 修士課程の学生は、指導教授の承認を得て、他の専攻及び他の系の授業科目を、10単位を限度として履修することができる。修得した単位は、修了に必要な単位及び第3条第1項の単位に含む。

第4条 学生は、学年の始めに、その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、原則として認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第5条 大学院学則第25条に基づき教育方法の特例で入学した学生(「社会人特例学生」という)は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第6条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士(後期)課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出できるものとし、博士(後期)課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月15日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第7条 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位を受けようとする者の論文提出期限は、毎年6月15日又は12月5日までとする。

第8条 所定の単位を修得し、かつ修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された修士論文又

は博士論文の審査を行い、さらに修士論文又は博士論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。
第9条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院研究生規程

第1条 北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第39条に基づき、研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程又は博士(後期)課程を修了した者
- (2) 大学院専門職学位課程を修了した者
- (3) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、大学院学則別表第5の1に定める審査料を添えて、志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の1に定める受講料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第7条 研究生の在学期間は、原則として入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。

2 指導教員は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員とする。

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科の授業に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条 研究科が必要と認めるときは、研究生のための特別な講座を設けることができる。

第11条 研究科長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、大学院学則を準用する。
ただし、第5章の規定は除く。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

了解事項

- 1 第7条に定める在学期間は、研究科においてこれを定める。
- 2 第10条に定める講座については、大学院学生等の聴講を認めることがある。
聴講料については別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院法務研究員規程

(趣 旨)

第1条 北海学園大学大学院学則第40条第2項に基づき、法務研究員（以下「研究員」という。）に関する事項を定める。

(資 格)

第2条 研究員に応募することができる者は、本学法科大学院を修了し、司法試験を受験するために引き続き本学の施設等を使用して自学・自習を希望する者である。

2 研究員は、施設・図書の利用について、原則として在学中と同等の便宜を受ける。

(時 期)

第3条 研究員となる時期は、4月及び10月とする。

(応 募)

第4条 研究員を希望する者は、所定の願書を、法学研究科に提出しなければならない。

(許 可)

第5条 研究員の応募があるときは、法学研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 前項の規定により許可された研究員は、所定の期日までに大学院学則別表第5の2に定める施設設備利用料を納入しなければならない。

(期 間)

第6条 研究員の期間は、各年度の前期（4月から9月末まで）または後期（10月から3月末まで）の半年間とし、更新することができる。ただし、司法試験受験機会を失った者は除く。

(自習室)

第7条 研究員は、自習室を使用することができる。

(身分取消し)

第8条 研究員が、研究員として適切な施設の利用をしていないとき、研究員としての本分に反する行為を行ったときは、法学研究科委員会の議を経て、学長は、研究員の身分を取消することができる。なお、その場合、すでに納めた施設設備利用料は返還しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院委託生規程

第1条 北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第41条に基づき、委託生の取扱いを
つぎのように定める。

第2条 委託生を志願することのできる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 委託生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 委託生を願い出る者は、所定の願書に大学院学則別表第5の3に定める入学検定料を添えて、
志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 委託生については、各研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 委託生が、指定された期限内に、大学院学則別表第5の3に定める受講料等を納入して所定
の手続きを完了したとき、合格した委託生に対して、学長は入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、研究に必要な費用を納入させることができる。

第7条 委託生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、委託生の願い出により、研究科委員
会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 委託生は、指導教員の指導をうけて研究するものとする。

第9条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生のための特別な講座を設けることができる。

第10条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生の願い出により、委託修了証明書及び委託受講
証明書を交付することができる。

第11条 委託生が退学するとき、委託者は研究科に所定の退学願を提出し、研究科委員会の議を経
て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 委託生については、本規程に規定のない事項については、大学院学則(ただし、第5章は除く。)を
準用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院科目等履修生規程

第1条 北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第43条の2第2項に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 教育職員の専修免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修するために科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法別表第3により、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有し、かつ、一種免許状を取得後に3年以上の教育職員の在職年数を有する者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定める書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 科目等履修生カード

2 第2条第2項に基づき志願する者は、前項各号に掲げる書類のほか、中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の教育職員免許状授与証明書及び中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の免許状取得後3年以上の教育職員の在職年数を証明する書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の6に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可した年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目は、本大学院学生の教育に支障のない限り、研究科が許可するものとする。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、研究科の定めるところによる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験に合格したうえで単位の認定を受けることができる。

2 修得単位の認定は、科目等履修生を選考した研究科で行い、研究科委員会の議を経て、決定する。

3 合格した授業科目については、本人の願い出により、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付することができる。

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 科目等履修生が、本大学院の学則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消すものとする。

第13条 科目等履修生について、本規程で定めるもののほかは、本大学院の学則(ただし、第27条、第28条の規定を除く。)その他本大学院の学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第32条及び第33条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学大学院の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費(以下「授業料等」という。)及び入学検定料は、大学院学則別表第4に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、大学院学則別表第4に掲げる期日とする。

2 9月修了を認められた者は、第2期分の授業料、教育充実費及び実験実習費を免除する。

第4条 退学、転学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、大学院学則第17条により除籍とする。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 大学院学則第39条、第40条、第41条、第42条、第43条及び第43条の2に基づく研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生及び科目等履修生に係る入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、大学院学則別表第5に掲げる額とする。

2 前項の入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費は所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

第8条 大学院学則第11条、第12条、第15条及び第17条に基づく転入学、再入学、復学及び復籍の授業料等、入学検定料、復学科料、再入学及び復籍料は、次のとおりとする。

	転入学	復学	再入学・復籍
入学金	大学院学則別表第4に掲げる入学金と同額	—	大学院学則表第4に掲げる入学金と同額
授業料 教育充実費 実験実習費	転入学年次の額	復学年次の額	再入学・復籍年次の額
入学検定料	大学院学則別表第4に掲げる入学検定料と同額	—	—
復学科料	—	大学院学則表第4に掲げる入学検定料の1/2	—
再入学及び復籍料	—	—	大学院学則表第4に掲げる入学検定料と同額

2 前項の入学金、復学科料並びに再入学及び復籍料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 大学院学則第15条第4項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは、復学科料、第2学期分の授業料、教育充実費(50,000円、ただし、第25条に基づく特例学生は30,000円)及び実験実習費の2分の1の額を納入しなければならない。

第9条 既納の授業料等納入金は、これを返還しない。

第10条 本規程に定めるもののほか、授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

北海学園大学大学院担当教員資格基準に関する規程

- 第1条** 本学大学院学則第36条第3号に基づき、各研究科に次の資格審査基準を設けるものとする。
- 第2条** 大学院の研究指導担当者の資格は、原則として、次のいずれかに該当する大学教員である者とする。
- 2 修士課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。
 - (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められる者
 - (3) 計画・設計・デザイン等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
 - (4) 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
 - 3 博士(後期)課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。
 - (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - (2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められる者
 - (3) 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 第3条** 各研究科は、次の各項のいずれかに該当する者を大学院の授業及び研究指導担当者に選任することができるものとする。
- 2 修士課程にあつては、教授又は准教授の職にある者であつて、前条第2項に該当すると認められる者とする。
 - 3 博士(後期)課程にあつては、原則として、教授の職にある者であつて、前条第3項に該当すると認められる者とする。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

(修士課程)

1 経済学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
経済政策総論特殊講義	4	
経済政策総論特殊講義演習 1	4	
経済政策総論特殊講義演習 2	4	
経済政策史特殊講義 I	4	
経済政策史特殊講義 I 演習 1	4	
経済政策史特殊講義 I 演習 2	4	
経済政策史特殊講義 II	4	
経済政策史特殊講義 II 演習 1	4	
経済政策史特殊講義 II 演習 2	4	
産業政策特殊講義	4	
産業政策特殊講義演習 1	4	
産業政策特殊講義演習 2	4	
農業政策特殊講義	4	
農業政策特殊講義演習 1	4	
農業政策特殊講義演習 2	4	
商業政策特殊講義	4	
商業政策特殊講義演習 1	4	
商業政策特殊講義演習 2	4	
流通経済論特殊講義	4	
流通経済論特殊講義演習 1	4	
流通経済論特殊講義演習 2	4	
中小企業政策特殊講義	4	
中小企業政策特殊講義演習 1	4	
中小企業政策特殊講義演習 2	4	
金融政策特殊講義 I	4	
金融政策特殊講義 I 演習 1	4	
金融政策特殊講義 I 演習 2	4	
金融政策特殊講義 II	4	
金融政策特殊講義 II 演習 1	4	
金融政策特殊講義 II 演習 2	4	
開発政策特殊講義 I	4	
開発政策特殊講義 I 演習 1	4	
開発政策特殊講義 I 演習 2	4	
開発政策特殊講義 II	4	
開発政策特殊講義 II 演習 1	4	
開発政策特殊講義 II 演習 2	4	
環境政策特殊講義	4	

環境政策特殊講義演習 1	4
環境政策特殊講義演習 2	4
環境經濟論特殊講義	4
環境經濟論特殊講義演習 1	4
環境經濟論特殊講義演習 2	4
社会政策特殊講義	4
社会政策特殊講義演習 1	4
社会政策特殊講義演習 2	4
労働政策特殊講義	4
労働政策特殊講義演習 1	4
労働政策特殊講義演習 2	4
社会保障論特殊講義	4
社会保障論特殊講義演習 1	4
社会保障論特殊講義演習 2	4
労働經濟論特殊講義	4
労働經濟論特殊講義演習 1	4
労働經濟論特殊講義演習 2	4
理論經濟学特殊講義 I	4
理論經濟学特殊講義 I 演習 1	4
理論經濟学特殊講義 I 演習 2	4
理論經濟学特殊講義 II	4
理論經濟学特殊講義 II 演習 1	4
理論經濟学特殊講義 II 演習 2	4
理論經濟学特殊講義 III	4
理論經濟学特殊講義 III 演習 1	4
理論經濟学特殊講義 III 演習 2	4
經濟学原理特殊講義	4
經濟学原理特殊講義演習 1	4
經濟学原理特殊講義演習 2	4
社会經濟学特殊講義 I	4
社会經濟学特殊講義 I 演習 1	4
社会經濟学特殊講義 I 演習 2	4
社会經濟学特殊講義 II	4
社会經濟学特殊講義 II 演習 1	4
社会經濟学特殊講義 II 演習 2	4
經濟学史特殊講義	4
經濟学史特殊講義演習 1	4
經濟学史特殊講義演習 2	4
社会思想史特殊講義 I	4
社会思想史特殊講義 I 演習 1	4
社会思想史特殊講義 I 演習 2	4

社会思想史特殊講義Ⅱ	4	
社会思想史特殊講義Ⅱ演習1	4	
社会思想史特殊講義Ⅱ演習2	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ演習1	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ演習2	4	
財政学特殊講義	4	
財政学特殊講義演習1	4	
財政学特殊講義演習2	4	
地方財政論特殊講義	4	
地方財政論特殊講義演習1	4	
地方財政論特殊講義演習2	4	
税制論特殊講義	4	平成30年度入学生から適用
税制論特殊講義演習1	4	平成30年度入学生から適用
税制論特殊講義演習2	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義演習1	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義演習2	4	平成30年度入学生から適用
日本経済論特殊講義	4	
日本経済論特殊講義演習1	4	
日本経済論特殊講義演習2	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ演習1	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ演習2	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ演習1	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ演習2	4	
都市政策特殊講義	4	
都市政策特殊講義演習1	4	
都市政策特殊講義演習2	4	
交通政策論特殊講義	4	令和6年度入学者から適用
交通政策論特殊講義演習1	4	令和6年度入学者から適用
交通政策論特殊講義演習2	4	令和6年度入学者から適用
北海道経済史特殊講義	4	
北海道経済史特殊講義演習1	4	
北海道経済史特殊講義演習2	4	
北海道開発論特殊講義	4	
北海道開発論特殊講義演習1	4	
北海道開発論特殊講義演習2	4	
北海道経済論特殊講義	4	
北海道経済論特殊講義演習1	4	

北海道経済論特殊講義演習 2	4	
協同組合組織論特殊講義	4	
協同組合組織論特殊講義演習 1	4	
協同組合組織論特殊講義演習 2	4	
国際経済論特殊講義 I	4	
国際経済論特殊講義 I 演習 1	4	
国際経済論特殊講義 I 演習 2	4	
国際経済論特殊講義 II	4	平成27年度入学者から適用
国際経済論特殊講義 II 演習 1	4	平成27年度入学者から適用
国際経済論特殊講義 II 演習 2	4	平成27年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 I	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 I 演習 1	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 I 演習 2	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 II	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 II 演習 1	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 II 演習 2	4	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊講義	4	
発展途上国論特殊講義演習 1	4	
発展途上国論特殊講義演習 2	4	
国際関係論特殊講義	4	
国際関係論特殊講義演習 1	4	
国際関係論特殊講義演習 2	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義演習 1	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義演習 2	4	
中国社会経済論特殊講義 I	4	
中国社会経済論特殊講義 I 演習 1	4	
中国社会経済論特殊講義 I 演習 2	4	
中国社会経済論特殊講義 II	4	
中国社会経済論特殊講義 II 演習 1	4	
中国社会経済論特殊講義 II 演習 2	4	
韓国社会経済論特殊講義 I	4	
韓国社会経済論特殊講義 I 演習 1	4	
韓国社会経済論特殊講義 I 演習 2	4	
韓国社会経済論特殊講義 II	4	平成27年度入学者から適用
韓国社会経済論特殊講義 II 演習 1	4	平成27年度入学者から適用
韓国社会経済論特殊講義 II 演習 2	4	平成27年度入学者から適用
経済統計学特殊講義	4	
経済統計学特殊講義演習 1	4	
経済統計学特殊講義演習 2	4	
社会調査論特殊講義 I	4	

社会調査論特殊講義 I 演習 1	4	
社会調査論特殊講義 I 演習 2	4	
社会調査論特殊講義 II	4	
社会調査論特殊講義 II 演習 1	4	
社会調査論特殊講義 II 演習 2	4	
教育社会経済論特殊講義	4	
教育社会経済論特殊講義演習 1	4	
教育社会経済論特殊講義演習 2	4	
経済政策特殊講義 I	4	
経済政策特殊講義 II	4	
経済政策特殊講義 III	4	
論文指導 I	4	修了要件に含まない
論文指導 II	4	修了要件に含まない
寄附講座 I	2	
寄附講座 II	2	
特別講義	2～4	

2 経営学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
アカデミック・リサーチ	2	
<組織経営関連科目>		
経営学原理特殊講義	2	
経営学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
経営学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
経営管理論特殊講義	2	
経営管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営組織論特殊講義	2	
経営組織論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営組織論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営戦略論特殊講義	2	
経営戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
人的資源管理論特殊講義	2	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
国際経営論特殊講義	2	
国際経営論特殊講義演習Ⅰ	4	
国際経営論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営史特殊講義	2	
経営史特殊講義演習Ⅰ	4	
経営史特殊講義演習Ⅱ	4	
企業行動論特殊講義	2	
企業行動論特殊講義演習Ⅰ	4	
企業行動論特殊講義演習Ⅱ	4	
現代企業論特殊講義	2	
現代企業論特殊講義演習Ⅰ	4	
現代企業論特殊講義演習Ⅱ	4	
企業と社会特殊講義	2	
企業と社会特殊講義演習Ⅰ	4	
企業と社会特殊講義演習Ⅱ	4	
事業創造論特殊講義	2	
事業創造論特殊講義演習Ⅰ	4	
事業創造論特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング戦略論特殊講義	2	
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング・マネジメント特殊講義	2	
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅱ	4	
流通システム論特殊講義	2	

流通システム論特殊講義演習Ⅰ	4	
流通システム論特殊講義演習Ⅱ	4	
金融論特殊講義	2	
金融論特殊講義演習Ⅰ	4	
金融論特殊講義演習Ⅱ	4	
ファイナンス論特殊講義	2	
ファイナンス論特殊講義演習Ⅰ	4	
ファイナンス論特殊講義演習Ⅱ	4	
製品開発論特殊講義	2	
製品開発論特殊講義演習Ⅰ	4	
製品開発論特殊講義演習Ⅱ	4	
非営利事業論特殊講義	2	
非営利事業論特殊講義演習Ⅰ	4	
非営利事業論特殊講義演習Ⅱ	4	
組織経営特殊講義Ⅰ	2	
組織経営特殊講義Ⅱ	2	
組織経営特殊講義Ⅲ	2	
組織経営特殊講義Ⅳ	2	
組織経営特殊講義Ⅴ	2	
<組織情報関連科目>		
会計学原理特殊講義	2	
会計学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
会計学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
会計学特殊講義	2	
会計学特殊講義演習Ⅰ	4	
会計学特殊講義演習Ⅱ	4	
財務会計論特殊講義	2	
財務会計論特殊講義演習Ⅰ	4	
財務会計論特殊講義演習Ⅱ	4	
管理会計論特殊講義	2	
管理会計論特殊講義演習Ⅰ	4	
管理会計論特殊講義演習Ⅱ	4	
原価計算特殊講義	2	
原価計算特殊講義演習Ⅰ	4	令和5年度入学者から適用
原価計算特殊講義演習Ⅱ	4	令和5年度入学者から適用
会計監査論特殊講義	2	
経営情報論特殊講義	2	
経営情報論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営情報論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報システム論特殊講義	2	
情報システム論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報システム論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報コミュニケーション論特殊講義	2	
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報処理論特殊講義	2	
情報処理論特殊講義演習Ⅰ	4	

情報処理論特殊講義演習Ⅱ	4	
組織情報特殊講義Ⅰ	2	
組織情報特殊講義Ⅱ	2	
組織情報特殊講義Ⅲ	2	
組織情報特殊講義Ⅳ	2	
組織情報特殊講義Ⅴ	2	
<組織心理関連科目>		
組織心理学特殊講義	2	
組織心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
組織心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
社会心理学特殊講義	2	
社会心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
社会心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
行動意思決定論特殊講義	2	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅰ	4	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅱ	4	
学習心理学特殊講義	2	
学習心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
学習心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
発達心理学特殊講義	2	
発達心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
発達心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
認知心理学特殊講義	2	
認知心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
認知心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
心的障害マネジメント特殊講義	2	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
臨床心理学特殊講義	2	
臨床心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
臨床心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
組織心理特殊講義Ⅰ	2	
組織心理特殊講義Ⅱ	2	
組織心理特殊講義Ⅲ	2	
組織心理特殊講義Ⅳ	2	
組織心理特殊講義Ⅴ	2	
<寄附講座>		
寄附講座Ⅰ	4	
寄附講座Ⅱ	2	
<論文指導>		
論文指導Ⅰ	2	終了案件に含まない、平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	終了案件に含まない、平成20年度入学生より適用する。

3 法學研究科

(1) 法律學專攻

授 業 科 目	単位数	備考
憲法特論A I	2	
憲法特論A II	2	
憲法特論演習A I	4	
憲法特論演習A II	4	
憲法特論B I	2	
憲法特論B II	2	
憲法特論演習B I	4	
憲法特論演習B II	4	
行政法原理特論 I	2	
行政法原理特論 II	2	
行政法原理特論演習 I	4	
行政法原理特論演習 II	4	
個別行政法特論 I	2	
個別行政法特論 II	2	
個別行政法特論演習 I	4	
個別行政法特論演習 II	4	
民法原理特論 I	2	
民法原理特論 II	2	
民法原理特論演習 I	4	
民法原理特論演習 II	4	
民法債權特論 I	2	
民法債權特論 II	2	
民法債權特論演習 I	4	
民法債權特論演習 II	4	
民法契約特論 I	2	
民法契約特論 II	2	
民法契約特論演習 I	4	
民法契約特論演習 II	4	
民法物權特論 I	2	
民法物權特論 II	2	
民法物權特論演習 I	4	
民法物權特論演習 II	4	
比較民法特論 I	2	
比較民法特論 II	2	
比較民法特論演習 I	4	
比較民法特論演習 II	4	
損害賠償法特論 I	2	
損害賠償法特論 II	2	
損害賠償法特論演習 I	4	
損害賠償法特論演習 II	4	
企業法特論 A I	2	
企業法特論 A II	2	
企業法特論演習 A I	4	

企業法特論演習 A II	4
企業法特論 B I	2
企業法特論 B II	2
企業法特論演習 B I	4
企業法特論演習 B II	4
商取引法特論 I	2
商取引法特論 II	2
商取引法特論演習 I	4
商取引法特論演習 II	4
有価証券法特論 I	2
有価証券法特論 II	2
有価証券法特論演習 I	4
有価証券法特論演習 II	4
刑法原理特論 I	2
刑法原理特論 II	2
刑法原理特論演習 I	4
刑法原理特論演習 II	4
個別刑法特論 I	2
個別刑法特論 II	2
個別刑法特論演習 I	4
個別刑法特論演習 II	4
民事訴訟法原理特論 I	2
民事訴訟法原理特論 II	2
民事訴訟法原理特論演習 I	4
民事訴訟法原理特論演習 II	4
個別民事訴訟法特論 I	2
個別民事訴訟法特論 II	2
個別民事訴訟法特論演習 I	4
個別民事訴訟法特論演習 II	4
刑事訴訟法特論 I	2
刑事訴訟法特論 II	2
刑事訴訟法特論演習 I	4
刑事訴訟法特論演習 II	4
集團の勞使關係法特論 I	2
集團の勞使關係法特論 II	2
集團の勞使關係法特論演習 I	4
集團の勞使關係法特論演習 II	4
個別的勞働關係法特論 I	2
個別的勞働關係法特論 II	2
個別的勞働關係法特論演習 I	4
個別的勞働關係法特論演習 II	4

経済法原理特論 I	2	
経済法原理特論 II	2	
経済法原理特論演習 I	4	
経済法原理特論演習 II	4	
個別経済法特論 I	2	
個別経済法特論 II	2	
個別経済法特論演習 I	4	
個別経済法特論演習 II	4	
国際法特論 I	2	
国際法特論 II	2	
国際法特論演習 I	4	
国際法特論演習 II	4	
国際私法特論 I	2	
国際私法特論 II	2	
国際私法特論演習 I	4	
国際私法特論演習 II	4	
日本法制史特論 I	2	
日本法制史特論 II	2	
日本法制史特論演習 I	4	
日本法制史特論演習 II	4	
西洋法制史特論 I	2	
西洋法制史特論 II	2	
西洋法制史特論演習 I	4	
西洋法制史特論演習 II	4	
法哲学特論 I	2	
法哲学特論 II	2	
法哲学特論演習 I	4	
法哲学特論演習 II	4	
外国法特論 A I	2	
外国法特論 A II	2	
外国法特論 A 演習 I	4	
外国法特論 A 演習 II	4	
外国法特論 B I	2	
外国法特論 B II	2	
外国法特論 B 演習 I	4	
外国法特論 B 演習 II	4	
外国法特論 C I	2	
外国法特論 C II	2	
外国法特論 C 演習 I	4	
外国法特論 C 演習 II	4	
法律学特殊講義	2	平成25年度入学者から適用する

(2) 政治学専攻

授 業 科 目	単位数
政治学特論 I	2
政治学特論 II	2
政治学特論演習 I	4
政治学特論演習 II	4
政治史特論 A I	2
政治史特論 A II	2
政治史特論演習 A I	4
政治史特論演習 A II	4
政治史特論 B I	2
政治史特論 B II	2
政治史特論演習 B I	4
政治史特論演習 B II	4
政治思想史特論 I	2
政治思想史特論 II	2
政治思想史特論演習 I	4
政治思想史特論演習 II	4
公共政策論特論 I	2
公共政策論特論 II	2
公共政策論特論演習 I	4
公共政策論特論演習 II	4
国際政治学特論 I	2
国際政治学特論 II	2
国際政治学特論演習 I	4
国際政治学特論演習 II	4
政治過程論特論 I	2
政治過程論特論 II	2
政治過程論特論演習 I	4
政治過程論特論演習 II	4
行政学特論 I	2
行政学特論 II	2
行政学特論演習 I	4
行政学特論演習 II	4
地方政治論特論 I	2
地方政治論特論 II	2
地方政治論特論演習 I	4
地方政治論特論演習 II	4
地方自治論特論 I	2
地方自治論特論 II	2
地方自治論特論演習 I	4
地方自治論特論演習 II	4
自治体政策論特論 I	2
自治体政策論特論 II	2
自治体政策論特論演習 I	4

自治体政策論特論演習Ⅱ	4
地方財政論特論Ⅰ	2
地方財政論特論Ⅱ	2
地方財政論特論演習Ⅰ	4
地方財政論特論演習Ⅱ	4
自治体法特論Ⅰ	2
自治体法特論Ⅱ	2
自治体法特論演習Ⅰ	4
自治体法特論演習Ⅱ	4
社会調査特論Ⅰ	2
社会調査特論Ⅱ	2
社会調査特論演習Ⅰ	4
社会調査特論演習Ⅱ	4
比較政治学特論Ⅰ	2
比較政治学特論Ⅱ	2
比較政治学特論演習Ⅰ	4
比較政治学特論演習Ⅱ	4
ジャーナリズム論特論Ⅰ	2
ジャーナリズム論特論Ⅱ	2
ジャーナリズム論特論演習Ⅰ	4
ジャーナリズム論特論演習Ⅱ	4
比較政治経済学特論Ⅰ	2
比較政治経済学特論Ⅱ	2
比較政治経済学特論演習Ⅰ	4
比較政治経済学特論演習Ⅱ	4
地域研究特論Ⅰ	2
地域研究特論Ⅱ	2
地域研究特論演習Ⅰ	4
地域研究特論演習Ⅱ	4
政治学特殊講義	2

4 文学研究科

(1) 日本文化専攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
日本文学特殊講義 I	4	
日本文学特殊講義演習 I A	4	
日本文学特殊講義演習 I B	4	
日本文学特殊講義 II	4	
日本文学特殊講義演習 II A	4	
日本文学特殊講義演習 II B	4	
日本文学特殊講義 III	4	
比較文学特殊講義 I	4	
比較文学特殊講義演習 I A	4	
比較文学特殊講義演習 I B	4	
比較文学特殊講義 II	4	
比較文学特殊講義演習 II A	4	
比較文学特殊講義演習 II B	4	
日本思想特殊講義 I	4	
日本思想特殊講義演習 I A	4	
日本思想特殊講義演習 I B	4	
日本思想特殊講義 II	4	
日本思想特殊講義演習 II A	4	
日本思想特殊講義演習 II B	4	
日本語研究特殊講義 I	4	
日本語研究特殊講義演習 I A	4	
日本語研究特殊講義演習 I B	4	
日本語研究特殊講義 II	4	
日本語研究特殊講義演習 II A	4	
日本語研究特殊講義演習 II B	4	
日本語研究特殊講義 III	4	
日本語研究特殊講義演習 III A	4	
日本語研究特殊講義演習 III B	4	
日本語研究特殊講義 IV	4	
比較言語研究特殊講義 j I	4	
比較言語研究特殊講義演習 j I A	4	
比較言語研究特殊講義演習 j I B	4	
歴史・環境文化科目		
日本史特殊講義 I	4	
日本史特殊講義演習 I A	4	
日本史特殊講義演習 I B	4	
日本史特殊講義 II	4	

日本史特殊講義演習ⅡA	4	
日本史特殊講義演習ⅡB	4	
日本史特殊講義Ⅲ	4	
環境文化特殊講義 j I	4	
環境文化特殊講義演習 j I A	4	
環境文化特殊講義演習 j I B	4	
環境文化特殊講義 j II	4	
環境文化特殊講義演習 j II A	4	
環境文化特殊講義演習 j II B	4	
環境文化特殊講義 j III	4	
論文指導		
論文指導	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

(2) 英米文化專攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
英米文学特殊講義 I	4	
英米文学特殊講義演習 I A	4	
英米文学特殊講義演習 I B	4	
英米文学特殊講義 II	4	
英米文学特殊講義演習 II A	4	
英米文学特殊講義演習 II B	4	
英語研究特殊講義 I	4	
英語研究特殊講義演習 I A	4	
英語研究特殊講義演習 I B	4	
英語研究特殊講義 II	4	
英語研究特殊講義演習 II A	4	
英語研究特殊講義演習 II B	4	
英語研究特殊講義 III	4	
英語研究特殊講義演習 III A	4	
英語研究特殊講義演習 III B	4	
英語研究特殊講義 IV	4	
英語研究特殊講義演習 IV A	4	
英語研究特殊講義演習 IV B	4	
欧米思想特殊講義 I	4	
欧米思想特殊講義演習 I A	4	
欧米思想特殊講義演習 I B	4	
欧米思想特殊講義 II	4	
欧米思想特殊講義演習 II A	4	
欧米思想特殊講義演習 II B	4	
欧米思想特殊講義 III	4	
欧米思想特殊講義演習 III A	4	
欧米思想特殊講義演習 III B	4	
歴史・環境文化科目		
欧米史特殊講義 I	4	
欧米史特殊講義演習 I A	4	
欧米史特殊講義演習 I B	4	
欧米史特殊講義 II	4	
欧米史特殊講義演習 II A	4	
欧米史特殊講義演習 II B	4	
欧米史特殊講義 III	4	
欧米史特殊講義演習 III A	4	
欧米史特殊講義演習 III B	4	
欧米史特殊講義 IV	4	

環境文化特殊講義e I	4	
環境文化特殊講義演習e I A	4	
環境文化特殊講義演習e I B	4	
環境文化特殊講義e II	4	
環境文化特殊講義演習e II A	4	
環境文化特殊講義演習e II B	4	
環境文化特殊講義e III	4	
論文指導		
論文指導	2	<small>長期履修生のみ。修了要件に算入しない。</small>

5 工学研究科

(1) 建設工学専攻

授 業 科 目	単位数
応用数学特論	2
応用物理特論	2
計画システム分析特論	2
社会環境政策特論	2
建築構造解析特論 I	2
構造解析特論	2
建築構造信頼性特論	2
建築構造力学特論	2
構造設計特論	2
建築構造設計特論 I	2
建築構造設計特論 II	2
建築構法特論 I	2
建築構法特論 II	2
建築鉄筋コンクリート構造特論	2
コンクリート構造設計特論	2
建築構造解析特論 II	2
構造動力学特論	2
非線形構造解析特論	2
寒地舗装工学特論	2
建築材料工学特論	2
建設コンクリート工学特論	2
土質力学特論	2
地盤工学特論	2
温熱環境計画特論	2
環境・エネルギー計画特論	2
設備計画特論	2
建築設備特別演習 I	2
建築設備特別演習 II	2
流域水工学特論	2
建築環境計画特論 I	2
建築環境計画特論 II	2
建築史・建築論特論 I	2
建築史・建築論特論 II	2
水環境工学特論	2
建築設計特論	2
建築設計特論演習	2
河川学特論	2
都市計画特論	2

都市計画特論演習	2
環境情報工学特論	2
環境リスク工学特論	2
都市システム計画学特論	2
建築計画特論Ⅰ	2
建築計画特論Ⅱ	2
交通計画学特論	2
鉄道工学特論	2
建築生産工学特論	2
寒地建築工学特論	2
道路工学特論	2
材料強度学特論	2
建築インターンシップ	4
社会環境工学特論ゼミナールⅠ	3
社会環境工学特論ゼミナールⅡ	3
建築学特論ゼミナールⅠ	3
建築学特論ゼミナールⅡ	3
社会環境工学特別研究Ⅰ	3
社会環境工学特別研究Ⅱ	3
建築学特別研究Ⅰ	3
建築学特別研究Ⅱ	3

(2) 電子情報生命工学専攻

授 業 科 目	単位数
共通科目	
電子情報生命工学総論	2
光・電子工学	
光物理工学特論	2
高周波工学特論	2
アンテナ・伝搬工学特論	2
量子電子工学特論	2
電子材料実験学特論	2
電子・光デバイス工学特論	2
レーザー応用工学特論	2
計測・制御工学	
制御情報工学特論	2
光計測工学特論	2
応用システム工学特論	2
情報モデリング工学特論	2
形状モデリング工学特論	2
生体計測工学特論	2
情報処理工学	
音声情報処理工学特論	2
情報検索工学特論	2
言語情報工学特論	2
情報数理工学特論	2
計算言語学特論	2
計算モデル特論	2
ソフトウェア工学特論	2
人間情報工学	
音響工学特論	2
聴覚情報処理工学特論	2
知能情報工学特論	2
応用知識工学特論	2
意識情報数理特論	2
インタラクション工学特論	2
マルチメディア圧縮工学特論	2
生命情報工学	
ゲノム編集工学特論	2
人工知能学特論	2
生体情報工学特論	2
分子遺伝学特論	2
植物遺伝子工学特論	2

バイオインフォマティクス特論	2
生命環境工学	
生命動態工学特論	2
染色体工学特論	2
生化学特論	2
植物環境工学特論	2
環境・エネルギーシステム特論	2
特別研究	
電子情報生命工学特論ゼミナールⅠ	3
電子情報生命工学特論ゼミナールⅡ	3
電子情報生命工学特別研究Ⅰ	3
電子情報生命工学特別研究Ⅱ	3

別表第 2

(博士課程)

1 経済学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
比較経済政策史特殊研究 I	2	
比較経済政策史特殊研究 I 演習 1	2	
比較経済政策史特殊研究 I 演習 2	4	
比較経済政策史特殊研究 I 演習 3	4	
比較経済政策史特殊研究 II	2	
比較経済政策史特殊研究 II 演習 1	2	
比較経済政策史特殊研究 II 演習 2	4	
比較経済政策史特殊研究 II 演習 3	4	
比較経済政策史特殊研究 III	2	
比較経済政策史特殊研究 III 演習 1	2	
比較経済政策史特殊研究 III 演習 2	4	
比較経済政策史特殊研究 III 演習 3	4	
国際経済論特殊研究 I	2	
国際経済論特殊研究 I 演習 1	2	
国際経済論特殊研究 I 演習 2	4	
国際経済論特殊研究 I 演習 3	4	
国際経済論特殊研究 II	2	
国際経済論特殊研究 II 演習 1	2	
国際経済論特殊研究 II 演習 2	4	
国際経済論特殊研究 II 演習 3	4	
国際経済論特殊研究 III	2	
国際経済論特殊研究 III 演習 1	2	
国際経済論特殊研究 III 演習 2	4	
国際経済論特殊研究 III 演習 3	4	
国際関係論特殊研究	2	
国際関係論特殊研究演習 1	2	
国際関係論特殊研究演習 2	4	
国際関係論特殊研究演習 3	4	
地域開発論特殊研究 I	2	
地域開発論特殊研究 I 演習 1	2	
地域開発論特殊研究 I 演習 2	4	
地域開発論特殊研究 I 演習 3	4	
地域開発論特殊研究 II	2	
地域開発論特殊研究 II 演習 1	2	
地域開発論特殊研究 II 演習 2	4	
地域開発論特殊研究 II 演習 3	4	
地域経済論特殊研究 I	2	

地域経済論特殊研究Ⅰ演習1	2	
地域経済論特殊研究Ⅰ演習2	4	
地域経済論特殊研究Ⅰ演習3	4	
地域経済論特殊研究Ⅱ	2	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習1	2	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習2	4	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習3	4	
発展途上国論特殊研究	2	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習1	2	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習2	4	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習3	4	令和4年度入学者から適用
東アジア経済論特殊研究Ⅰ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習3	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習1	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習2	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習3	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習1	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習2	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習3	4	令和4年度入学者から適用
開発政策論特殊研究Ⅰ	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習3	4	
経済規制政策特殊研究Ⅰ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅰ演習1	2	

経済規制政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
経済規制政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
経済規制政策特殊研究Ⅱ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
経済規制政策特殊研究Ⅲ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習1	2	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習2	4	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習3	4	
環境政策特殊研究Ⅰ	2	
環境政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
環境政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
環境政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
環境政策特殊研究Ⅱ	2	
環境政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
環境政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
環境政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
金融政策特殊研究	2	
金融政策特殊研究演習1	2	
金融政策特殊研究演習2	4	
金融政策特殊研究演習3	4	
財政学特殊研究	2	令和6年度入学者から適用
財政学特殊研究演習1	2	令和6年度入学者から適用
財政学特殊研究演習2	4	令和6年度入学者から適用
財政学特殊研究演習3	4	令和6年度入学者から適用
財政政策特殊研究Ⅰ	2	
財政政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
財政政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
財政政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
税制論特殊研究	2	令和6年度入学者から適用
税制論特殊研究演習1	2	令和6年度入学者から適用
税制論特殊研究演習2	4	令和6年度入学者から適用
税制論特殊研究演習3	4	令和6年度入学者から適用
農村再編政策特殊研究Ⅰ	2	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
農村再編政策特殊研究Ⅱ	2	
農村再編政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
農村再編政策特殊研究Ⅱ演習2	4	

農村再編政策特殊研究Ⅱ演習 3	4
協同組合組織論特殊研究	2
協同組合組織論特殊研究演習 1	2
協同組合組織論特殊研究演習 2	4
協同組合組織論特殊研究演習 3	4
社会政策特殊研究 I	2
社会政策特殊研究 I 演習 1	2
社会政策特殊研究 I 演習 2	4
社会政策特殊研究 I 演習 3	4
社会政策特殊研究 II	2
社会政策特殊研究 II 演習 1	2
社会政策特殊研究 II 演習 2	4
社会政策特殊研究 II 演習 3	4
社会政策特殊研究 III	2
社会政策特殊研究 III 演習 1	2
社会政策特殊研究 III 演習 2	4
社会政策特殊研究 III 演習 3	4
教育社会經濟論特殊研究	2
教育社会經濟論特殊研究演習 1	2
教育社会經濟論特殊研究演習 2	4
教育社会經濟論特殊研究演習 3	4
社会調査論特殊研究 I	2
社会調査論特殊研究 I 演習 1	2
社会調査論特殊研究 I 演習 2	4
社会調査論特殊研究 I 演習 3	4
理論経済学特殊研究 I	2
理論経済学特殊研究 I 演習 1	2
理論経済学特殊研究 I 演習 2	4
理論経済学特殊研究 I 演習 3	4
理論経済学特殊研究 II	2
理論経済学特殊研究 II 演習 1	2
理論経済学特殊研究 II 演習 2	4
理論経済学特殊研究 II 演習 3	4
経済学方法論特殊研究 I	2
経済学方法論特殊研究 I 演習 1	2
経済学方法論特殊研究 I 演習 2	4
経済学方法論特殊研究 I 演習 3	4
社会経済学特殊研究	2
社会経済学特殊研究演習 1	2
社会経済学特殊研究演習 2	4
社会経済学特殊研究演習 3	4

経済学史特殊研究	2	
経済学史特殊研究演習 1	2	
経済学史特殊研究演習 2	4	
経済学史特殊研究演習 3	4	
社会思想史特殊研究 I	2	
社会思想史特殊研究 I 演習 1	2	
社会思想史特殊研究 I 演習 2	4	
社会思想史特殊研究 I 演習 3	4	
社会思想史特殊研究 II	2	
社会思想史特殊研究 II 演習 1	2	
社会思想史特殊研究 II 演習 2	4	
社会思想史特殊研究 II 演習 3	4	
社会思想史特殊研究 III	2	
社会思想史特殊研究 III 演習 1	2	
社会思想史特殊研究 III 演習 2	4	
社会思想史特殊研究 III 演習 3	4	
統計学特殊研究 I	2	
統計学特殊研究 I 演習 1	2	
統計学特殊研究 I 演習 2	4	
統計学特殊研究 I 演習 3	4	
統計学特殊研究 II	2	
統計学特殊研究 II 演習 1	2	
統計学特殊研究 II 演習 2	4	
統計学特殊研究 II 演習 3	4	
論文指導 I	4	修了要件に含まない
論文指導 II	4	修了要件に含まない
論文指導 III	4	修了要件に含まない
特別研究	2	平成24年度入学者から適用

2 経営学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
<組織経営関連科目>		
経営学原理特殊研究Ⅰ	2	
経営学原理特殊研究Ⅱ	2	
経営学原理特殊研究Ⅲ	4	
経営学原理特殊研究Ⅳ	4	
経営管理論特殊研究Ⅰ	2	
経営管理論特殊研究Ⅱ	2	
経営管理論特殊研究Ⅲ	4	
経営管理論特殊研究Ⅳ	4	
経営組織論特殊研究Ⅰ	2	
経営組織論特殊研究Ⅱ	2	
経営組織論特殊研究Ⅲ	4	
経営組織論特殊研究Ⅳ	4	
経営戦略論特殊研究Ⅰ	2	
経営戦略論特殊研究Ⅱ	2	
経営戦略論特殊研究Ⅲ	4	
経営戦略論特殊研究Ⅳ	4	
国際経営論特殊研究Ⅰ	2	
国際経営論特殊研究Ⅱ	2	
国際経営論特殊研究Ⅲ	4	
国際経営論特殊研究Ⅳ	4	
経営史特殊研究Ⅰ	2	
経営史特殊研究Ⅱ	2	
経営史特殊研究Ⅲ	4	
経営史特殊研究Ⅳ	4	
企業行動論特殊研究Ⅰ	2	
企業行動論特殊研究Ⅱ	2	
企業行動論特殊研究Ⅲ	4	
企業行動論特殊研究Ⅳ	4	
現代企業論特殊研究Ⅰ	2	
現代企業論特殊研究Ⅱ	2	
現代企業論特殊研究Ⅲ	4	
現代企業論特殊研究Ⅳ	4	
企業と社会特殊研究Ⅰ	2	
企業と社会特殊研究Ⅱ	2	
企業と社会特殊研究Ⅲ	4	
企業と社会特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅱ	2	

マーケティング戦略論特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
流通システム論特殊研究Ⅰ	2	
流通システム論特殊研究Ⅱ	2	
流通システム論特殊研究Ⅲ	4	
流通システム論特殊研究Ⅳ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅰ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅱ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅲ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅳ	4	
<組織情報関連科目>		
会計学原理特殊研究Ⅰ	2	
会計学原理特殊研究Ⅱ	2	
会計学原理特殊研究Ⅲ	4	
会計学原理特殊研究Ⅳ	4	
財務会計論特殊研究Ⅰ	2	
財務会計論特殊研究Ⅱ	2	
財務会計論特殊研究Ⅲ	4	
財務会計論特殊研究Ⅳ	4	
管理会計論特殊研究Ⅰ	2	
管理会計論特殊研究Ⅱ	2	
管理会計論特殊研究Ⅲ	4	
管理会計論特殊研究Ⅳ	4	
経営情報論特殊研究Ⅰ	2	
経営情報論特殊研究Ⅱ	2	
経営情報論特殊研究Ⅲ	4	
経営情報論特殊研究Ⅳ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅰ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅱ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅲ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅳ	4	
情報処理論特殊研究Ⅰ	2	
情報処理論特殊研究Ⅱ	2	

情報処理論特殊研究Ⅲ	4	
情報処理論特殊研究Ⅳ	4	
<組織心理関連科目>		
組織心理学特殊研究Ⅰ	2	
組織心理学特殊研究Ⅱ	2	
組織心理学特殊研究Ⅲ	4	
組織心理学特殊研究Ⅳ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅰ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅱ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅲ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅳ	4	
学習心理学特殊研究Ⅰ	2	
学習心理学特殊研究Ⅱ	2	
学習心理学特殊研究Ⅲ	4	
学習心理学特殊研究Ⅳ	4	
発達心理学特殊研究Ⅰ	2	
発達心理学特殊研究Ⅱ	2	
発達心理学特殊研究Ⅲ	4	
発達心理学特殊研究Ⅳ	4	
認知心理学特殊研究Ⅰ	2	
認知心理学特殊研究Ⅱ	2	
認知心理学特殊研究Ⅲ	4	
認知心理学特殊研究Ⅳ	4	
臨床心理学特殊研究Ⅰ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅱ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
臨床心理学特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
<論文指導>		
論文指導Ⅰ	2	修了要件に含まない、平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	修了要件に含まない、平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	2	修了要件に含まない、平成20年度入学生より適用する。

3 法学研究科
 (1) 法律学専攻

授 業 科 目	単位数	備考
憲法特殊研究Ⅰ	4	
憲法特殊研究Ⅱ	4	
憲法特殊研究Ⅲ	4	
行政法特殊研究Ⅰ	4	
行政法特殊研究Ⅱ	4	
行政法特殊研究Ⅲ	4	
民法特殊研究Ⅰ	4	
民法特殊研究Ⅱ	4	
民法特殊研究Ⅲ	4	
商法特殊研究Ⅰ	4	
商法特殊研究Ⅱ	4	
商法特殊研究Ⅲ	4	
刑法特殊研究Ⅰ	4	
刑法特殊研究Ⅱ	4	
刑法特殊研究Ⅲ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
労働法特殊研究Ⅰ	4	
労働法特殊研究Ⅱ	4	
労働法特殊研究Ⅲ	4	
経済法特殊研究Ⅰ	4	
経済法特殊研究Ⅱ	4	
経済法特殊研究Ⅲ	4	
国際私法特殊研究Ⅰ	4	
国際私法特殊研究Ⅱ	4	
国際私法特殊研究Ⅲ	4	
法制史特殊研究Ⅰ	4	
法制史特殊研究Ⅱ	4	
法制史特殊研究Ⅲ	4	
国際法特殊研究Ⅰ	4	
国際法特殊研究Ⅱ	4	
国際法特殊研究Ⅲ	4	
法哲学特殊研究Ⅰ	4	
法哲学特殊研究Ⅱ	4	
法哲学特殊研究Ⅲ	4	

外国法特殊研究Ⅰ	4	
外国法特殊研究Ⅱ	4	
外国法特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

(2) 政治学専攻

授 業 科 目	単位数	備考
政治学特殊研究Ⅰ	4	
政治学特殊研究Ⅱ	4	
政治学特殊研究Ⅲ	4	
政治史特殊研究Ⅰ	4	
政治史特殊研究Ⅱ	4	
政治史特殊研究Ⅲ	4	
政治思想史特殊研究Ⅰ	4	
政治思想史特殊研究Ⅱ	4	
政治思想史特殊研究Ⅲ	4	
政治過程論特殊研究Ⅰ	4	
政治過程論特殊研究Ⅱ	4	
政治過程論特殊研究Ⅲ	4	
行政学特殊研究Ⅰ	4	
行政学特殊研究Ⅱ	4	
行政学特殊研究Ⅲ	4	
公共政策論特殊研究Ⅰ	4	
公共政策論特殊研究Ⅱ	4	
公共政策論特殊研究Ⅲ	4	
国際政治学特殊研究Ⅰ	4	
国際政治学特殊研究Ⅱ	4	
国際政治学特殊研究Ⅲ	4	
地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅰ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅱ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅲ	4	
地方財政論特殊研究Ⅰ	4	
地方財政論特殊研究Ⅱ	4	
地方財政論特殊研究Ⅲ	4	
自治体法特殊研究Ⅰ	4	
自治体法特殊研究Ⅱ	4	
自治体法特殊研究Ⅲ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
比較政治学特殊研究Ⅰ	4	
比較政治学特殊研究Ⅱ	4	
比較政治学特殊研究Ⅲ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅰ	4	

ジャーナリズム論特殊研究Ⅱ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

4 文学研究科

(1) 日本文化専攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅦA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅦB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅦC	4	
歴史・環境文化科目		
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣC	4	
論文指導		
論文指導Ⅰ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。
論文指導Ⅱ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

(2) 英米文化專攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 I A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 I B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 I C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 II A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 II B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 II C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 III A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 III B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 III C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 IV A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 IV B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 IV C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 V A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 V B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 V C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VI A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VI B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VI C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VII A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VII B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VII C	4	
歴史・環境文化科目		
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 I A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 I B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 I C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 II A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 II B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 II C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 III A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 III B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 III C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 IV A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 IV B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 IV C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 V A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 V B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 V C	4	

論文指導		
論文指導 I	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。
論文指導 II	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

5 工学研究科

(1) 建設工学専攻

授 業 科 目	単位数
構造工学	
構造解析法特別講義 I	2
構造解析法特別講義 II	2
最適化設計特別講義 I	2
最適化設計特別講義 II	2
信頼性解析特別講義 I	2
信頼性解析特別講義 II	2
建築構法特別講義 I	2
建築構法特別講義 II	2
寒地建設工学	
寒地土木工学特別講義 I	2
寒地土木工学特別講義 II	2
地盤力学特別講義 I	2
地盤力学特別講義 II	2
寒冷地道路工学特別講義 I	2
寒冷地道路工学特別講義 II	2
コンクリート材料特別講義 I	2
コンクリート材料特別講義 II	2
寒冷地コンクリート特別講義 I	2
寒冷地コンクリート特別講義 II	2
環境材料工学特別講義 I	2
環境材料工学特別講義 II	2
地域・環境工学	
防災計画特別講義 I	2
防災計画特別講義 II	2
環境工学特別講義 I	2
環境工学特別講義 II	2
水工学特別講義 I	2
水工学特別講義 II	2
環境・エネルギー計画特別講義 I	2
環境・エネルギー計画特別講義 II	2
音環境計画特別講義 I	2
音環境計画特別講義 II	2
都市・社会工学	
都市計画特別講義 I	2
都市計画特別講義 II	2
計画システム分析特別講義 I	2
計画システム分析特別講義 II	2

建築史・建築論特別講義Ⅰ	2
建築史・建築論特別講義Ⅱ	2
建築計画特別講義Ⅰ	2
建築計画特別講義Ⅱ	2
都市・地域デザイン特別講義Ⅰ	2
都市・地域デザイン特別講義Ⅱ	2
特別研究	
建設工学特殊研究	6

(2) 電子情報生命工学専攻

授 業 科 目	単位数
光・電子工学	
応用光学特別講義Ⅰ	2
応用光学特別講義Ⅱ	2
高周波工学特別講義Ⅰ	2
高周波工学特別講義Ⅱ	2
フォトニックデバイス特別講義Ⅰ	2
フォトニックデバイス特別講義Ⅱ	2
計測・制御工学	
光システム工学特別講義Ⅰ	2
光システム工学特別講義Ⅱ	2
応用システム工学特別講義Ⅰ	2
応用システム工学特別講義Ⅱ	2
情報モデリング工学特別講義Ⅰ	2
情報モデリング工学特別講義Ⅱ	2
情報処理工学	
情報数理工学特別講義Ⅰ	2
情報数理工学特別講義Ⅱ	2
知能情報工学特別講義Ⅰ	2
知能情報工学特別講義Ⅱ	2
言語処理工学特別講義Ⅰ	2
言語処理工学特別講義Ⅱ	2
情報圧縮工学特別講義Ⅰ	2
情報圧縮工学特別講義Ⅱ	2
テキストメディア学特別講義Ⅰ	2
テキストメディア学特別講義Ⅱ	2
生体情報工学	
生体情報工学特別講義Ⅰ	2
生体情報工学特別講義Ⅱ	2
音声情報工学特別講義Ⅰ	2
音声情報工学特別講義Ⅱ	2
知識データ工学特別講義Ⅰ	2
知識データ工学特別講義Ⅱ	2
意識情報数理特別講義Ⅰ	2
意識情報数理特別講義Ⅱ	2
生命情報・環境工学	
免疫化学特別講義Ⅰ	2
免疫化学特別講義Ⅱ	2
合成生物学特別講義Ⅰ	2
合成生物学特別講義Ⅱ	2

生物物理学特別講義 I	2
生物物理学特別講義 II	2
環境・エネルギーシステム特別講義 I	2
環境・エネルギーシステム特別講義 II	2
特殊研究	
電子情報生命工学特殊研究	6

別表第3 削除

別表第4

1-1 修士課程

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		200,000
	経営学研究科		200,000
	法学研究科		200,000
	文学研究科		200,000
	工学研究科		200,000
授 業 料	経済学研究科	年額	872,000
	経営学研究科	年額	872,000
	法学研究科	年額	872,000
	文学研究科	年額	896,000
	工学研究科	年額	1,140,000
教育充実費	経済学研究科	年額	100,000
	経営学研究科	年額	100,000
	法学研究科	年額	100,000
	文学研究科	年額	100,000
	工学研究科	年額	100,000
実験実習費	工学研究科	年額	80,000

1-2 第25条に基づく特例学生

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		100,000
	経営学研究科		100,000
	法学研究科		100,000
	文学研究科		100,000
	工学研究科		100,000
授 業 料	経済学研究科	年額	436,000
	経営学研究科	年額	436,000
	法学研究科	年額	436,000
	文学研究科	年額	448,000
	工学研究科	年額	570,000
教育充実費	経済学研究科	年額	50,000
	経営学研究科	年額	50,000
	法学研究科	年額	50,000
	文学研究科	年額	50,000
	工学研究科	年額	50,000
実験実習費	工学研究科	年額	40,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区 分		金 額
入学検定料	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金	経済学研究科	100,000
	経営学研究科	100,000
	法学研究科	100,000
	文学研究科	100,000
	工学研究科	100,000
授 業 料	経済学研究科	年額 292,000
	経営学研究科	年額 292,000
	法学研究科	年額 292,000
	文学研究科	年額 300,000
	工学研究科	年額 380,000
教育充実費	経済学研究科	年額 34,000
	経営学研究科	年額 34,000
	法学研究科	年額 34,000
	文学研究科	年額 34,000
	工学研究科	年額 34,000
実験実習費	工学研究科	年額 28,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区 分		金 額
授 業 料	経済学研究科	年額 290,000
	経営学研究科	年額 290,000
	法学研究科	年額 290,000
	文学研究科	年額 298,000
	工学研究科	年額 380,000
教育充実費	経済学研究科	年額 33,000
	経営学研究科	年額 33,000
	法学研究科	年額 33,000
	文学研究科	年額 33,000
	工学研究科	年額 33,000
実験実習費	工学研究科	年額 26,000

2-1 博士（後期）課程

区 分		金 額
入学検定料	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金	経済学研究科	200,000
	経営学研究科	200,000
	法学研究科	200,000
	文学研究科	200,000
	工学研究科	200,000
授 業 料	経済学研究科	年額 872,000
	経営学研究科	年額 872,000
	法学研究科	年額 872,000
	文学研究科	年額 896,000
	工学研究科	年額 1,140,000
教育充実費	経済学研究科	年額 100,000
	経営学研究科	年額 100,000
	法学研究科	年額 100,000
	文学研究科	年額 100,000
	工学研究科	年額 100,000
実験実習費	工学研究科	年額 80,000

2-2 第25条に基づく特例学生

区 分		金 額
入学検定料	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金	経済学研究科	100,000
	経営学研究科	100,000
	法学研究科	100,000
	文学研究科	100,000
	工学研究科	100,000
授 業 料	経済学研究科	年額 436,000
	経営学研究科	年額 436,000
	法学研究科	年額 436,000
	文学研究科	年額 448,000
	工学研究科	年額 570,000
教育充実費	経済学研究科	年額 50,000
	経営学研究科	年額 50,000
	法学研究科	年額 50,000
	文学研究科	年額 50,000
	工学研究科	年額 50,000
実験実習費	工学研究科	年額 40,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		100,000
	経営学研究科		100,000
	法学研究科		100,000
	文学研究科		100,000
	工学研究科		100,000
授 業 料	経済学研究科	年額	264,000
	経営学研究科	年額	264,000
	法学研究科	年額	264,000
	文学研究科	年額	272,000
	工学研究科	年額	342,000
教育充実費	経済学研究科	年額	30,000
	経営学研究科	年額	30,000
	法学研究科	年額	30,000
	文学研究科	年額	30,000
	工学研究科	年額	30,000
実験実習費	工学研究科	年額	24,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区 分		金 額	
授 業 料	経済学研究科	年額	261,000
	経営学研究科	年額	261,000
	法学研究科	年額	261,000
	文学研究科	年額	268,000
	工学研究科	年額	342,000
教育充実費	経済学研究科	年額	30,000
	経営学研究科	年額	30,000
	法学研究科	年額	30,000
	文学研究科	年額	30,000
	工学研究科	年額	30,000
実験実習費	工学研究科	年額	24,000

3-1 削除

3-2 削除

授業料、教育充実費及び実験実習費の納入期限は、次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし、新入学生及び再入学、復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。

平成28年度より、入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 北海学園設置の北海学園大学・北海学園大学大学院又は北海商科大学・北海商科大学大学院を卒業後に北海学園大学大学院へ入学するときは入学金を免除する。
ただし、2部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。

別表第5

1 研究生

区 分		金 額	
審 査 料	経 済 学 研 究 科	15,000	円
	経 営 学 研 究 科	15,000	
	法 学 研 究 科	15,000	
	文 学 研 究 科	15,000	
	工 学 研 究 科	15,000	
入 学 金 (本学卒業生免除)	経 済 学 研 究 科	50,000	
	経 営 学 研 究 科	50,000	
	法 学 研 究 科	50,000	
	文 学 研 究 科	50,000	
	工 学 研 究 科	50,000	
受 講 料 (ただし、第2学期以降 入学者の場合は、受入 研究科の年額受講料の 半額とする。)	経 済 学 研 究 科	年額	218,000
	経 営 学 研 究 科	年額	218,000
	法 学 研 究 科	年額	218,000
	文 学 研 究 科	年額	224,000
	工 学 研 究 科	年額	285,000
実 験 実 習 費 (ただし、第2学期以降入学 者の場合は、半額とする。)	工 学 研 究 科	年額	80,000

2 法務研究員

区 分		金 額	
施設設備利用料	法 学 研 究 科	半期	30,000 円

3 委託生

区	分	金	額
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位	8,000
	経営学研究科	1単位	8,000
	法学研究科	1単位	8,000
	文学研究科	1単位	9,000
	工学研究科	1単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

4 特別聴講学生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業者免除)	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金 (本学卒業者免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位	8,000
	経営学研究科	1単位	8,000
	法学研究科	1単位	8,000
	文学研究科	1単位	9,000
	工学研究科	1単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

5 聴講生

区 分		金 額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金 (本学卒業生免除)	経済学研究科	50,000
	経営学研究科	50,000
	法学研究科	50,000
	文学研究科	50,000
	工学研究科	50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位 8,000
	経営学研究科	1単位 8,000
	法学研究科	1単位 8,000
	文学研究科	1単位 9,000
	工学研究科	1単位 10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者 80,000

6 科目等履修生

区 分		金 額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金 (本学卒業生免除)	経済学研究科	50,000
	経営学研究科	50,000
	法学研究科	50,000
	文学研究科	50,000
	工学研究科	50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位 8,000
	経営学研究科	1単位 8,000
	法学研究科	1単位 8,000
	文学研究科	1単位 9,000
	工学研究科	1単位 10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者 80,000

平成28年度より、入学検定料及び入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 研究生，4 特別聴講学生，5 聴講生，6 科目等履修生に記載のある
本学卒業生免除には北海商科大学卒業生を含む。

Ⅲ 北海学園大学学位規則

北海学園大学学位規則

昭和45年3月26日 制定

(授与する学位)

第1条 北海学園大学(以下「本大学」という。)が授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部	1部	経済学科	学士(経済学)
		地域経済学科	学士(経済学)
経済学部	2部	経済学科	学士(経済学)
		地域経済学科	学士(経済学)
経営学部	1部	経営学科	学士(経営学)
		経営情報学科	学士(経営学)
経営学部	2部	経営学科	学士(経営学)
法学部	1部	法律学科	学士(法学)
		政治学科	学士(法学)
法学部	2部	法律学科	学士(法学)
		政治学科	学士(法学)
人文学部	1部	日本文化学科	学士(文学)
		英米文化学科	学士(文学)
人文学部	2部	日本文化学科	学士(文学)
		英米文化学科	学士(文学)
工学部		社会環境工学科	学士(工学)
		建築学科	学士(工学)
		電子情報工学科	学士(工学)
		生命工学科	学士(工学)
経済学研究科	経済政策専攻	修士(経済学)	博士(経済学)
経営学研究科	経営学専攻	修士(経営学)	博士(経営学)
法学研究科	法律学専攻	修士(法学)	博士(法学)
	政治学専攻	修士(政治学)	博士(政治学)
文学研究科	日本文化専攻	修士(文学)	博士(文学)
	英米文化専攻	修士(文学)	博士(文学)
工学研究科	建設工学専攻	修士(工学)	博士(工学)
	電子情報生命工学専攻	修士(工学)	博士(工学)

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学の大学院(以下「本大学院」という。)の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本大学院の博士(後期)課程を修了した者に授与する。

4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力を有することを試験により確認された場合には、授与することができる。

5 本大学院の博士(後期)課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから3年以内に提出する場合に限り、審査手数料の納入を免除する。

6 削除

(論文の提出)

第3条 修士論文は、在学第2年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、在学第3年次以降において、各研究科において指定する期間内に、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の博士学位申請書、研究業績一

覧表、博士論文の要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

4 提出する論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び納入した審査手数料は、返還しない。

(論文の審査及び試験)

第4条 修士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第3条に定めるところを基準として行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験は、「学位規則」(昭和28年文部省令第9号)第4条に定めるところを基準として行うものとする。

3 論文の審査及び試験に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(論文の審査)

第5条 修士論文及び博士論文の審査は、研究科の審査委員会が行う。

2 前項の審査委員会は、原則として、当該研究科委員会に所属する3人の委員をもって構成する。

第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査のための審査委員会には、学位申請者の指導教授を加えるものとする。

3 第2条第2項、第3項に定める学位論文の審査は、原則として在学期間内に終了するものとし、第2条第4項及び第5項に定める博士論文の審査は、その提出日から1年以内に終了するものとする。

(試験)

第6条 試験は、審査委員が筆記又は口頭で行う。

2 試験は、修士論文又は博士論文の内容を中心として行う。

3 第2条第4項に定める学力を確認するための試験は、博士論文の内容、関連する専攻分野の科目及び外国語について行う。ただし、学位申請者の経歴、研究上の業績から優れた学力が認められる場合は、関連する専攻分野の科目及び外国語についての試験を免除することができる。

(審査等の報告)

第7条 修士論文又は博士論文の審査及び試験が終了したときは、審査委員会は、その結果を、修士論文又は博士論文及び試験の要旨を記載した書面により研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査を終了した修士論文又は博士論文は、おおむね1週間、研究科委員会の委員に対して公開するものとする。

3 研究科長は、研究科委員会の委員に対し、修士論文又は博士論文の提出者の氏名、修士論文又は博士論文の題目、公開の期間及び期日と場所その他必要な事項を、公開期間前7日までに書面をもって通知しなければならない。

(合格又は不合格の決定)

第8条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格又は不合格は、研究科委員会において決定する。

2 前項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することができない。

3 第1項の合格の決定は、研究科委員会の委員の無記名投票により出席者の3分の2以上の者が賛成することを必要とする。

(合格者の報告)

第9条 修士論文及び博士論文並びに試験の合格者が決定したときは、研究科長は、遅滞なく、その旨を学長に報告しなければならない。

2 前項の報告には、修士論文又は博士論文の審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書2通を添付しなければならない。

(学位の授与及び学位記)

第10条 学長は、教授会の議を経て、本大学学則第32条の定める単位を修得した者に、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、修士論文又は博士論文の審査及び試験の合格者に対し、第1条に該当する学位を授与する。

3 削除

4 学位記は、別記様式のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

- 第11条** 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査結果の概要をインターネットの利用により公表するものとする。
- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表している場合は、この限りではない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない理由がある場合には、本大学の承認を得て、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
 - 4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の機関リポジトリHOKUGA(以下「HOKUGA」という。)を活用して、インターネットによるものとする。
 - 5 前項の規定にもかかわらず、博士の学位を授与された者がHOKUGA以外の形態によって公表する場合には、本大学が授与した学位に係る論文またはその要旨である旨を明記しなければならない。

(学位の取消)

第12条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規則の改正)

第13条 この規則の改正は、本大学協議会又は本大学大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

1 (本学を卒業した場合の卒業証書・学位記)

卒業証書・学位記	氏名	年 月 日生
	印	
本学〇〇学部〇〇学科所定の 課程を修めたことを認める	年 月 日	
北海学園大学〇〇学部長〇〇〇〇		
本学〇〇学部長の認定により		
卒業証書を授与し学士(〇〇)の 学位を授ける		
北海学園大学長 〇〇〇〇		
学(済・営・法・文・工)第 号		

2 (修士課程を修了した場合の学位記)

学位記	氏名	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の修士課程を 修了したので修士(〇〇)の 学位を授ける	年 月 日	
北海学園大学		
修(経済・経営・法・政治・文・工)第 号		

3 (博士(後期)課程を修了した場合の学位記)

学位記	氏名	年 月 日生	本学大学院○○研究科 ○○専攻の博士課程を 修了したので博士(○○)の 学位を授ける	年 月 日	北海学園大学	博(経済・経営・法・政治・文・工)甲第号
-----	----	--------	---	-------	--------	----------------------

4 (論文提出による場合の学位記)

学位記	氏名	年 月 日生	本学に学位論文を提出し 所定の審査及び試験に合格 したので博士(○○)の 学位を授ける	年 月 日	北海学園大学	博(経済・経営・法・政治・文・工)乙第号
-----	----	--------	--	-------	--------	----------------------

5 削除

北海学園大学大学院学位論文審査手数料の取り扱いに関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学学位規則第3条第3項に基づき審査手数料に関する事項を定める。

第2条 審査手数料は、次のとおりとする。

1 博士(後期)課程において3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後3年を超えて学位論文を提出する者。 100,000円

ただし、学位規則第2条第5項該当者は納入を免除する。

2 本学卒業生、本学大学院修士課程修了者、本学園教職員。 100,000円

3 学外者。 200,000円

第3条 審査手数料は、提出された学位論文審査願により受理され、学位申請書提出時に納入するものとする。

第4条 既納の審査手数料は、これを還付しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

IV 索引

索引

【ア行】

アクセシビリティ支援委員会規程	174	頁
安全保障輸出管理規程	65	//
委託生規程	529	//
遺伝子組換え実験安全管理規程	70	//
衛生委員会規程	223	//
衛生委員会規程運用に関するガイドライン	225	//
HGU 数理・データサイエンス教育プログラム運営委員会規程	105	//
SD (Staff Development) 委員会規程	49	//
FD (Faculty Development) 委員会規程	47	//

【カ行】

海外留学規程	135	//
開発研究所規程	186	//
開発研究所利用規則	188	//
学位規則	583	//
別記様式	587	//
学位論文審査手数料の取り扱いに関する規程	589	//
学芸員課程委員会規程	121	//
学芸員課程履修規程	122	//
学生委員会規程	170	//
学生カウンセリング運営委員会規程	171	//
学生カウンセリング室管理運営規程	173	//
学生の懲戒及び教育的措置に関する規程	141	//
学生部規程	169	//
学則 (大学)	12	//
別表 1 経済学部 1 部	227	//
別表 2 経済学部 2 部	246	//
別表 3 経営学部 1 部	262	//
別表 4 経営学部 2 部	285	//
別表 5 法学部 1 部	296	//
別表 6 法学部 2 部	314	//
別表 7 人文学部 1 部	328	//
別表 8 人文学部 2 部	346	//
別表 9 工学部	362	//
別表10 教職課程授業科目	403	//
別表11 司書又は司書教諭, 社会教育主事及び学芸員に関する科目	409	//
別表12 日本語教員養成課程授業科目	413	//
別表13 授業料等	417	//
別表14 受講料等	419	//
学則 (大学院)	494	//
別表第 1 修士課程	535	//
別表第 2 博士課程	556	//
別表第 3 削除	575	//
別表第 4 授業料等	575	//
別表第 5 受講料等	579	//
学長候補選挙規程	149	//

学部長候補選出に関する規程	152	//
科目等履修生規程（大学）	130	//
科目等履修生規程（大学院）	530	//
機関長選挙規程	153	//
危機管理に関する基本規程	205	//
客員教員規程	161	//
キャリア支援委員会規程	177	//
キャリア支援センター規程	176	//
教育振興委員会規程	147	//
教育振興会規程	148	//
教員選考基準	155	//
教職課程委員会規程	108	//
教職課程運営委員会規程	107	//
教職課程統括委員会規程	106	//
教職課程履修規程	109	//
別表第1 経済学部1部 経済学科	422	//
別表第2 経済学部1部 地域経済学科	426	//
別表第3 経済学部2部 経済学科	429	//
別表第4 経済学部2部 地域経済学科	433	//
別表第5 経営学部1部 経営学科	436	//
別表第6 経営学部1部 経営情報学科	439	//
別表第7 経営学部2部 経営学科	441	//
別表第8 法学部1部 法律学科	444	//
別表第9 法学部1部 政治学科	447	//
別表第10 法学部2部 法律学科	450	//
別表第11 法学部2部 政治学科	453	//
別表第12 人文学部1部 日本文化学科	456	//
別表第13 人文学部1部 英米文化学科	458	//
別表第14 人文学部2部 日本文化学科	460	//
別表第15 人文学部2部 英米文化学科	462	//
別表第16 工学部 社会環境工学科	464	//
別表第17 工学部 建築学科	465	//
別表第18 工学部 電子情報工学科	467	//
別表第19 工学部 生命工学科	469	//
別表第20 経済学研究科 経済政策専攻	471	//
別表第21 経営学研究科 経営学専攻	473	//
別表第22 法学研究科 法律学専攻	476	//
別表第23 法学研究科 政治学専攻	479	//
別表第24 文学研究科 日本文化専攻	481	//
別表第25 文学研究科 英米文化専攻	483	//
別表第26 工学研究科 建設工学専攻	485	//
別表第27 教職課程授業科目	487	//
教務委員会規程	104	//
教務センター規程	103	//
経営学研究科規則	511	//
経営学研究科履修規程	513	//
経営学部規則	85	//
経済学研究科規則	507	//
経済学研究科履修規程	509	//
経済学部規則	82	//
建学の精神	7	//
研究活動上の不正行為に関する規程	51	//

研究紀要委員会規程	81	//
研究生規程（大学）	129	//
研究生規程（大学院）	527	//
工学研究科規則	523	//
工学研究科履修規程	525	//
工学部規則	98	//
公的研究費内部監査規程	62	//
公的研究費の運営・管理に関する規程	59	//
CALL教室運営委員会規程	203	//
国際交流委員会規程	133	//
国際交流に伴う危機管理規程	207	//
個人情報の保護に関する規程	209	//

【サ行】

在外・国内研修委員会規程	80	//
自己点検・評価委員会規程	43	//
自己点検・評価実務委員会規程	45	//
市民公開講座委員会規程	193	//
事務組織・事務分掌	162	//
社会教育主事課程委員会規程	118	//
社会教育主事課程履修規程	119	//
授業料等に関する規程（大学）	137	//
授業料等に関する規程（大学院）	532	//
出版会運営委員会規程	79	//
出版会規程	78	//
奨学規程	140	//
情報運用委員会規程	201	//
情報システム委員会規程	202	//
情報セキュリティ規程	194	//
情報セキュリティ対策基準	198	//
将来構想委員会規程	46	//
人文学部規則	94	//
推薦基準	157	//

【タ行】

担当教員資格基準に関する規程	534	//
地域連携推進委員会規程	191	//
地域連携推進機構規程	190	//
動物実験規程	75	//
特任教員規程	159	//
図書委員会規程	180	//
図書館学課程委員会規程	115	//
図書館学課程履修規程	116	//

【ナ行】

日本語教員養成課程委員会規程	123	//
日本語教員養成課程履修規程	124	//
入学試験規程	125	//
入試部規程	178	//

【ハ行】

ハラスメント防止・対策に関する規程	215	//
-------------------	-----	----

表彰規程	140	〃
副学長候補選出に関する規程	152	〃
附属図書館規程	179	〃
附属図書館資料管理及び除籍規程	184	〃
附属図書館利用規則	181	〃
文学研究科規則	519	〃
文学研究科履修規程	521	〃
法学研究科規則	515	〃
法学研究科履修規程	517	〃
法学部規則	90	〃
法務研究員規程	528	〃
ホームページ運営委員会規程	204	〃
本学の沿革	10	〃

【マ行】

ミッション・ビジョン	8	〃
名誉教授称号授与規程	158	〃